

諸外国における各種決済手段に関する調査

2024 年 12 月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

NTT DATA

株式会社 NTTデータ 経営研究所

(This page is intentionally left blank.)

目次

1. 調査概要.....	5
1.1 背景・目的	5
1.2 実施概要	6
1.2.1 各種決済手段の機能や役割の調査.....	6
1.2.2 民間決済事業者の動向の調査.....	6
1.2.3 ステークホルダー(利用者・店舗)ごとの利用動向の調査	7
1.2.4 各種決済手段の選好と各種決済手段が抱える課題の分析.....	7
1.3 実施スケジュール	7
2. 調査結果.....	8
2.1 調査方法	8
2.1.1 公知文献調査.....	8
2.1.2 ヒアリング調査	8
2.1.3 SNS 分析	8
2.2 各種決済手段の機能や役割	12
2.2.1 各種決済手段の特徴・仕様	12
2.2.2 決済総額全体に占める各種決済手段の普及・利用割合	55
2.2.3 各種決済手段の法的枠組み、利用者保護法令	68
2.3 民間決済事業者の動向.....	111
2.3.1 各種決済手段の業界構造	111
2.3.2 決済環境の状況	149
2.3.3 具体例	175
2.4 ステークホルダー(利用者・店舗)ごとの利用動向	194
2.5 各種決済手段の選好と各種決済手段が抱える課題の分析	223
2.5.1 日本	223
2.5.2 米国.....	224
2.5.3 英国	225
2.5.4 ドイツ.....	226
2.5.5 フランス	228
2.6 SNS 分析	230
2.6.1 日本.....	230
2.6.2 米国	240
2.6.3 英国.....	251
2.6.4 ドイツ.....	260
2.6.5 フランス	270

3 調査結果のまとめ(日本と諸外国の比較結果)	280
3.1. 各種決済手段の機能や役割	280
3.2 民間決済事業者の動向	282
3.3 ステークホルダー(利用者・店舗)ごとの利用動向	286
用語集	289

1. 調査概要

1.1 背景・目的

経済・社会のデジタル化とキャッシュレス決済の普及が進む中、諸外国において CBDC（中央銀行デジタル通貨：Central Bank Digital Currency）¹ の検討が本格化している。主要国・地域は、これまで明確な発行判断を行っていないものの、それぞれが調査・検討を進めている。

日本では、政府・日本銀行が「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（2023 年 6 月 16 日閣議決定）において、有識者の議論の取りまとめ等を踏まえ、制度設計の大枠の整理、つまり CBDC の主要論点に関する基本的な考え方や選択肢等を明らかにすることとされた。

これに基づき、財務省の有識者会議において、2023 年 12 月に「取りまとめ」²が行われ、2024 年1月に関係府省庁・日本銀行連絡会議が設置され、2024 年 4 月には「中間整理」³ が行われた。

「中間整理」では、主要論点の1つとして「CBDC と他の決済手段の役割分担」が挙げられており、そこでは、仮に CBDC を導入する場合においても、現金のほか、銀行預金、電子マネーやコード決済といった各種の決済手段がその機能や役割を適切に発揮し共存することを通じて、利用者の選択肢の確保や利便性の向上が実現するとともに、決済システム全体としての安定性・効率性の確保も図られることが重要であるとされている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（2024 年 6 月 21 日 閣議決定）では、「…諸外国の動向等も踏まえ、中間整理に基づき検討を深め…」⁴とされており、「CBDC と他の決済手段の役割分担」を検討するに当たり、諸外国の状況を参考にすることが重要である。

こうした背景から、本調査は、日本及び諸外国（米国・英国・ドイツ・フランス）における決済環境の現状・課題等について、①各種決済手段の特徴や普及割合、法的枠組み、②主要な民間事業者が提供するサービスや事業者の収益モデル、③ステークホルダー毎の利用動向等を調査・分析したものである。

国民生活・経済取引のあり方や決済を取り巻く環境・課題は、国・地域毎に多種多様である中、本調査によって、日本における CBDC の検討を進めるにあたっての一助となることを目的として実施したものである。

¹ 中央銀行の負債としてそれぞれの国の法定通貨建てで発行される新たな形態の電子的な中央銀行マネー。個人や一般企業を含む幅広い主体の利用を想定した「一般利用型」の調査研究・検討が多くの国で進められている。

² 令和5年12月13日「CBDCに関する有識者会議 取りまとめ」

³ 令和6年4月17日「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議 中間整理」

⁴ CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、政府・日本銀行は、諸外国の動向等も踏まえ、中間整理に基づき検討を深め、制度設計の大枠の整理として、主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにする（経済財政運営と改革の基本方針2024より一部抜粋）

1.2 実施概要

本調査は、図表 1 に記載の調査対象国 5 カ国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス）における各種民間決済手段の 9 種別⁵について、以下 1.3.1～1.3.4 に記載の 4 つの観点で調査・分析を実施した。

図表 1 調査対象国・決済手段の種別

分類	調査対象
国	日本
	米国
	英国
	ドイツ
	フランス
決済手段の種別	電子マネー
	QR コード決済（スマホ決済）
	現金
	銀行振込/口座振替
	デビットカード
	クレジットカード
	BNPL (Buy Now Pay Later)
	暗号資産 (bitcoin 等)
	ステーブルコイン

1.2.1 各種決済手段の機能や役割の調査

調査対象国における各種決済手段について、下記 3 項目の調査を実施した。調査結果は、「2.2 各種決済手段の機能や役割」に記載している。

（調査項目）

- 各種決済手段の特徴・仕様
- 決済総額全体に占める各種決済手段の普及・利用割合
- 各種決済手段の法的枠組み、利用者保護法令

1.2.2 民間決済事業者の動向の調査

調査対象国における各種決済手段について、下記 3 項目の調査を実施した。調査結果は、「2.3 民間決済事業者の動向」に記載している。

（調査項目）

- 各種決済手段の業界構造（使用割合・シェア、収益構造）

⁵ 本報告書上の決済手段の種別の定義や説明は「2.2.1 各種決済手段の特徴・仕様」や、用語集にて記載している。

- 決済環境の状況(制度上の中銀当座預金の開設可否及びその実態、異なる決済手段・事業者間での相互運用性の実態、主要な決済インフラ)
- 具体例(主要な事業者のサービス内容、事業戦略、利便性向上サービス事例)

1.2.3 ステークホルダー(利用者・店舗)ごとの利用動向の調査

調査対象国における民間決済手段について、①個人間送金、②店舗⁶、③EC サイトの3種類の決済シーンにおける利用動向を調査した。調査結果は、「2.4 ステークホルダー(利用者・店舗)ごとの利用動向」に記載している。

1.2.4 各種決済手段の選好と各種決済手段が抱える課題の分析

1.3.1～1.3.3 の調査を踏まえ、調査対象国における民間決済手段の選好の差及びその原因に加え、決済手段の利用拡大に向けた課題の2つの観点で分析を実施した。調査結果は、「2.5 各種決済手段の選好と各種決済手段が抱える課題の分析」に記載している。

1.3 実施スケジュール

本調査は、2024年10月から2024年12月にかけて実施した。本調査報告書はその調査結果について取りまとめたものである。

⁶ 本報告書上で、「店舗」は、各決済手段の加盟店である実店舗を意味する。

2. 調査結果

2.1 調査方法

2.1.1 公知文献調査

1.3.1～1.3.3 の調査のため、各国の中央銀行や金融規制当局等の政府機関の公表情報（法令等を含む）や、BIS（国際決済銀行）等の国際的な公的機関の公表情報、民間決済事業者や民間調査事業者の公表情報等を対象として公知文献調査を実施した。

2.1.2 ヒアリング調査

1.3.1～1.3.3 の調査を踏まえて明らかになった、民間決済手段の選好の差及びその原因、決済手段の利用拡大に向けた課題について、公知文献調査結果を踏まえて実施した分析結果の検証のための裏付け情報や、公知文献調査では収集出来なかった情報の収集を目的に、図表 2 に記載の有識者に対してヒアリング調査を実施した。なお、ヒアリング調査は、日本を除く、米国、英国、ドイツ、フランスの 4 か国を対象とした。

図表 2 ヒアリング調査先

属性	No.	ヒアリング先の主な経歴
民間決済事業者	1	Google Pay EMEA の戦略・運営部門の元代表 (Head of Strategy and Operations, 2021/8-2023/7) ※ドイツ、フランスに対して実施
	2	PayPal Holdings, Inc. の元製品グループ責任者 (Group Product Manager, 2019/1-2023/6) ※米国に対して実施
	3	Afterpay Limited の元エンタープライズ営業責任者 (Enterprise Sales Director, 2021/3-2022/3) ※英国に対して実施

2.1.3 SNS 分析

各決済手段が各国の消費者からどのような印象を持たれているか、また、どのような不満があるか等の実態を一般的な公知情報から把握することは困難であるものの、X（旧 Twitter）に代表される SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）では、消費者が体験した出来事やその感想等が日々大量に投稿されている。そこで、本調査においては、SNS に投稿された個人の投稿内容や投稿件数等から、SNS 上での各決済手段がどれだけ言及されているのか、また、各国における各決済手段・決済サービスの消費者からの評価・印象を類推できるような傾向を読み取ることができるか検証すべく調査を実施した。

■ 分析テーマ・手法

分析対象国（日本・米国・英国・ドイツ・フランス）ごとに、決済手段の浸透度状況や“評価・印

象”に関する比較分析を実施した(図表 3)。

図表 3 本調査における SNS 分析の目的・テーマ、及び分析手法

分析テーマ		分析手法概要	
各種決済手段の一般消費者からの位置づけや評価について把握	SNS上での各決済手段の言及状況	ツイート数推移	・ 当該決済手段の一定期間におけるツイート数推移を確認
	各決済手段への評価・印象の把握	ワードクラウド	・ 当該決済手段に関するツイートに登場する単語を、出現頻度にあわせた文字のサイズによって視覚化
		ポジティブ・ネガティブ分析	・ 投稿内容のポジティブニュートラル・ネガティブの割合を分析 ・ 各センチメントの投稿数推移を抽出

■ 分析利用ツール

本調査では、前項に記載したツイート数の推移、分析テーマに関するワードクラウド出力、ポジティブ・ネガティブ分析の実施に際して、一般的にソーシャルリスニングツールとして広く用いられている SNS 分析ツールとして、Talkwalker(提供元:Talkwalker 株式会社)を利用した。

■ 分析対象 SNS・キーワード

本調査では、匿名性が高く、消費者の正直な意見が投稿されていることが多い X(旧 Twitter)を分析対象の SNS として選定した。また、分析期間は過去 1 年間の投稿(対象期間:2023 年 11 月 26 日~2024 年 11 月 26 日)を対象としている。消費者が日常生活の中で抱く各決済手段への印象を調査・分析することを SNS 分析の目的としているため、期間限定的に実施されるキャンペーン等の影響を最小化できるよう、過去 1 年間を分析の対象期間として設定した。加えて、分析対象とする各決済手段に対し、特定のキーワード(図表 4)を用いた投稿の検索を行い、内容を抽出することで分析を実施した。

図表 4 検索対象キーワード

主キーワード	関連語・一般呼称等
クレジットカード	“クレカ”, “Credit card”, “card with a credit”, “Kreditkarte”, “Cartes de credit”
デビットカード	“デビット”, “Direct debit”, “Debit card”, “card with a debit”, “Debitkarte”, “Cartes de debit”
電子マネー	“e-money”, “Elektronisches Geld”, “monnaie électronique”
QR 決済	“コード決済”, “QR コード決済”, “スマホ決済”, “スマートフォン決済”, “QR Code Payment”, “QR-Zahlung”, “Paielements QR”
モバイル決済	“e wallet”, “e-wallet”, “Mobile wallet”, “mobile-wallet”, “mobile payment”, “mobile-payment”
小切手	“Cheques”, “Scheck”, “Chèques”
BNPL	“後払い”, Buy Now Pay Later, “Buy now, Pay Later”
暗号資産	“暗号通貨”, “仮想通貨”, “crypto assets”, “Cryptocurrency”, “crypto-currency”, “Krypto-Asset”, “Crypto-actifs”
口座振替・銀行振込	“振込”, “振込み”, “振り込み”, “Account transfer”, “Bank transfer”, “Lastschrift”, “Transferts de compte”, “direct debit”, “standing order”, “überweisen”, “Abbuchung”, “virement bancaire”
ステーブルコイン	“Stable coin”, “Stablecoin”, “Pièces stables”

なお、SNS への投稿は自由性・匿名性が高い反面、単純なキーワード検索を行うのみでは分析対象に無関係な投稿、すなわち「ノイズ」が多数存在する。「ノイズ」による分析結果への影響を軽減するため、図表 5 の検索条件、分析対象外キーワードを設定したうえでの分析を実施した。一方、完全な「ノイズ」除去は困難であり、以降に示す分析結果には無関係な投稿が元データとして一定数含まれている可能性があることに留意が必要である。

図表 5 分析対象外としたテーマ・キーワード(一例)

テーマ	キーワード、分析対象外とした理由
リポスト(リツイート)	個人が持つ意見、印象を尊重するため、他者投稿の単なる拡散である「リポスト(リツイート)」は分析対象外とした。なお、他者投稿を基に自分の意見を書き込める「引用ポスト(ツイート)」は本調査の分析対象としている。
プレゼント・キャンペーン関連の投稿	“キャンペーン”, “プレゼント”, “懸賞”, “campaign”, “pr”, “広告”, “AD”, “応募”, “gift”, “present” ※以上に加え個別のキャンペーン名等を分析対象外とした
インフルエンサーによる投稿	本調査では分析対象とする投稿を「フォロワー10,000人未満のアカウント」による投稿に限定した。
自動投稿の除外	本調査では個人の意見・印象について分析を実施するため、自動投稿は分析対象外とした。
その他、分析テーマとは無関係の投稿	SNS では記載内容とは関係のない、一般的によく知られているキーワードを投稿内容に盛り込むことで投稿へのアクセス増加を図る投稿がしばしば現れる。それらの投稿に関しては、個別のキーワードを指定して分析対象外とした。

2.2 各種決済手段の機能や役割

2.2.1 各種決済手段の特徴・仕様

各国の各種決済手段の特徴・仕様として、以下の6項目について調査を実施した。

(特徴)

- 決済媒体
- 取引方法、利用可能場所
- 決済のタイミング、入金等の方法

(仕様)

- 保有・決済上限金額
- オフライン決済の可否⁷
- 匿名性⁸の有無(発行・登録時の身元確認や、使用時の本人認証の有無)

以降では、各種決済手段の概観(主なステークホルダーの関係性)を整理した上で、特徴・仕様の調査結果を記す。なお、特徴・仕様の調査の際に、各国の各種決済手段を提供する代表的な事業者を選定⁹し、当該事業者の提供サービスに対して調査を実施した。

⁷ オフライン決済については、利用者側・店舗側の端末等が共にオンライン(インターネットに接続している状況)か否か、などによっていくつかのパターンが考えられる。本調査では、利用者(支払側)が決済媒体としてスマートフォン等の通信端末を用いる決済に関しては、店舗側(受取側)の端末(POS やレジ決済端末等)には停電や通信障害等の異常が無いことを前提として、利用者の通信端末の電源が確保されているものの、インターネットに接続できない場合や接続が不安定な環境の場合に、決済ができるか否かを調査した。他方、利用者が決済媒体として通信端末ではなくクレジットカード等を用いる決済の場合は、店舗側の端末に停電や通信障害等の異常がある場合に決済ができるか否かを調査した。調査の結果、店舗等の受取側の端末がオフラインの場合に決済できる手段は確認できなかったため、本報告書ではオフライン決済の定義を「店舗等の受取側の端末がオンラインで、利用者等の支払側の決済媒体(カードを除く)のみがオフラインの際に決済できること」とする。

⁸ 「身元確認」は、登録する氏名・住所・生年月日等が正しいことを証明/確認し、利用者本人の実在性を確認することであり、「本人認証」は、認証の3要素(「生体」(顔・指紋など)・「所持」(マイナンバーカードなど)・「知識」(パスワードなど))のいずれかの照合により、利用者が作業していることを確認することである。通常、両方を組み合わせて本人確認が行われている(経済産業省「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書」より引用)

本調査では、利用者の決済事業者に対する匿名性の有無について調査した。

⁹ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向<使用割合・シェア>」の調査結果に基づき、代表的な事業者を調査対象として選定した。そのため、各種決済手段における全ての決済サービスに共通する特徴・仕様ではない場合があることに留意が必要である。

2.2.1.1 日本

①電子マネー（JR 東日本）

電子マネーとは、利用前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段¹⁰である。例として、Suica 等の交通系電子マネーや、WAON や nanaco 等の小売流通系電子マネー等が挙げられる。本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本では JR 東日本、諸外国では PayPal を代表的な事業者として、調査対象に選定した。

電子マネーを取り巻くステークホルダーとして、利用者と加盟店に加え、電子マネーを発行する電子マネー事業者（イシュア）、電子マネー事業者と契約を結び電子マネー事業者の代わりに、加盟店の募集・管理、支払い等を行う代理店（アクワイアラ）が存在する。

図表 6 電子マネーの主なステークホルダーの関係性¹¹



（出所）公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

代表的な事業者として、JR 東日本が提供する電子マネーサービス（Suica）に対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体（カード、スマホ等）

決済媒体として、IC カード（記名式・無記名式の Suica）及び、スマートフォン（モバイル Suica）等を使用することが可能である。

■ 利用方法

まず、IC カードは、国内の店舗や自動販売機でのみ利用することが可能であり、EC サイトで利用することはできない。取引方法は、店舗に設置された端末（リーダー等）に IC カードをかざすことによって支払いをすることが可能である。

他方、スマートフォン（モバイル Suica）は、国内の店舗に加え EC サイトでも利用することが

¹⁰ <https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/money/c26.htm>

¹¹ 本関係性は一例であり、決済代行業者が代理店として加盟店の獲得等を行うパターンも想定される。

可能である。店舗での取引方法は、IC カードと同様に、NFC¹²対応のスマートフォンを店舗の端末(リーダー等)にかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトでの取引方法は、EC での決済の際に、決済方法として「モバイ Suica」を選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上のモバイル Suica アプリで支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

IC カード・スマートフォン共に、あらかじめ利用者から資金を受け取る(=チャージする)ため、前払式支払手段に該当する。チャージ時の支払い方法としては、現金¹³のほかにクレジットカード、QR コード決済(スマホ決済)¹⁴、JRE ポイントがある。

■ 保有・決済上限金額

Suica の保有上限金額は、Suica の利用規約で 20,000 円と定められている。Suica の場合は保有上限金額が 20,000 円であるため決済上限金額も 20,000 円である。保有上限・決済上限共に JR 東日本独自の規定で定められているのみであり、資金決済法上で上限が設けられているわけではない。保有上限が 20,000 円以上の電子マネーの例として、楽天 Edy(50,000 円)、WAON(50,000 円)、nanaco(50,000 円)等がある。

■ オフライン決済の可否

IC カードは、店舗側の端末に停電や通信障害等による異常がある場合は使用できず、オフライン決済ができない一方で、スマートフォン(モバイル Suica)は、利用者の通信端末の電源が確保されていれば、オフライン決済可能である。

■ 匿名性の有無

IC カード(記名式の Suica¹⁵)は、決済事業者から使用時の本人認証は求められないものの、発行時には窓口等での氏名・生年月日・性別等の情報の登録による身元確認を決済事業者が行う。他方、スマートフォン(モバイル Suica)は、発行時及びチャージ時に本人確認書類等に基づく身元確認は決済事業者から求められないものの、クレジットカードの登録が必要であるため、登録の際に当該クレジットカードに基づく本人認証が必要となる。

¹² Near Field Communication の略称。13.56 MHz の周波数を利用する通信距離 10cm 程度の近距離無線通信技術であり、非接触 IC カードや携帯電話やウェアラブルデバイスなどに搭載され、機器を近づけることによってデータ通信が可能となる。

¹³ 駅のコンビニ「NEW DAYS」や「セブンイレブン」「ファミリーマート」「ミニストップ」「ローソン」「イオン」「ダイエー」等の一部店舗では、Suica カードと同様に現金でのチャージが可能。また一部の駅に設置してあるモバイル Suica 対応のチャージ機や「セブン銀行 ATM」「ローソン銀行 ATM(一部)」でも現金でのチャージが可能。

¹⁴ Android スマートフォンでは、Google Pay、楽天ペイアプリ、au PAY アプリ、d 払いアプリからチャージが可能。

¹⁵ 無記名式の IC カード型 Suica は本人確認不要で発行することができたが、2023 年 6 月以降、世界的な半導体不足の影響により、発売中止となっている。

②QR コード決済（スマホ決済）（PayPay）

QR コード決済（スマホ決済）はスマートフォンを利用した決済手段であり、QR コードやバーコードの利用（読み取るまたは提示する等）や、スマートフォン自体の利用（店舗の端末にかざす等）によって支払いをすることが可能である。例として、PayPay、楽天ペイ、d 払い、Apple Pay、PayPal、Google Pay 等が挙げられる。本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本では PayPay、諸外国では PayPal や Apple Pay を代表的な事業者として、調査対象に選定した。

QR コード決済（スマホ決済）を取り巻くステークホルダーとして、利用者と加盟店に加え、利用者と加盟店間の代金の仲介を行う QR コード決済（スマホ決済）事業者が存在する。

図表 7 QR コード決済（スマホ決済）の主なステークホルダーの関係性¹⁶



（出所）公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

代表的な事業者として、PayPay が提供する QR コード決済（スマホ決済）サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体（カード、スマホ等）

決済媒体として、スマートフォン等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、PayPay アプリ上のバーコードを店舗に提示するか、店舗が提示する QR コードを PayPay アプリで読み取り、利用者が金額を入力の上承認することによって支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、決済方法として「PayPay」を選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上の PayPay アプリで支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済の方式は、前払いの場合と、後払いの場合がある。

前払いの場合は、決済の前に PayPay 残高へチャージする必要がある。チャージ時の支払

¹⁶ 本関係性は一例であり、電子マネーやデビットカード、クレジットカードの様に、加盟店と QR コード決済事業者の間に、代理店（アクワイアラ）が存在するパターンや決済代行業者が介在するパターンも想定される。

い方法としては、現金¹⁷のほかにクレジットカード、銀行振込等がある¹⁸。

後払いの場合は、事前の PayPay 残高のチャージは不要であり、利用した金額を翌月にまとめて支払うことが可能である¹⁹。支払い方法としては銀行口座とクレジットカードを登録することが可能である。

■ 保有・決済上限金額

前払決済手段として利用する場合、保有上限金額は、チャージ方法によって異なるが過去 24 時間では 100 万円(現金、銀行口座)、過去 30 日間(現金、銀行口座)では 200 万円と PayPay の利用規約等に定められている²⁰。

また、決済上限金額について、PayPay 残高(前払い)の場合、過去 24 時間では 100 万円、過去 30 日間では 200 万円 と PayPay の利用規約等に定められている。PayPay クレジット(後払い)²¹の場合、決済上限金額は過去 24 時間・過去 30 日間ともにカード利用額の範囲内である。なお、個人間送金の上限も規定されており、過去 30 日間では PayPay による本人確認が完了している場合は 100 万円、本人確認が未完了の場合は 50 万円である。過去 24 時間では、本人確認が完了している場合は 30 万円、本人確認が未完了の場合は 10 万円となる。

■ オフライン決済の可否

決済端末(スマートフォン)の通信が確保されていない場合でも、スマートフォンアプリを立ち上げ、アプリ上の QR コードまたは二次元バーコードを店舗側が読み取り、店舗側が金額を入力の上承認することによって支払いをすることが可能である。なお、決済回数の上限が 20 回/過去 30 日間と定められていると共に、事前に設定された利用上限金額や所持している残高以上の支払いはできない。

■ 匿名性の有無

発行時の決済事業者による本人確認は必須ではなく、チャージ(銀行口座を除く)や支払い等の決済アプリとしての基本的な機能を使用することが可能である。また、使用時の決済事業者による本人認証については PayPay アプリ上の認証機能はないものの、チャージ方法としてクレジットカードを登録する際に当該クレジットカードに基づく本人認証が必要となる。

③銀行振込/口座振替(三菱 UFJ 銀行)

銀行振込/口座振替は銀行口座を利用した決済手段であり、銀行振込は国内の EC サイト

¹⁷ セブン銀行やローソン銀行 ATM でチャージが可能。

¹⁸ その他、Yahoo!フリマや Yahoo!オークション売上、PayPay 証券の証券取引口座からの出金、PayPay クレジット(後払い)等によるチャージも可能である。

¹⁹ 後払いサービス「PayPay クレジット」は、年会費無料であり、手数料は翌月 27 日の 1 回払いの場合は無料、以降は分割手数料(実質年率 18%)が発生する

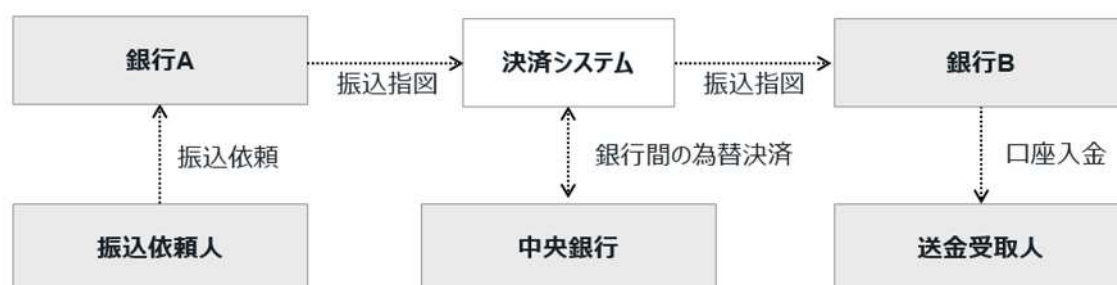
²⁰ クレジットカードのチャージは、過去 24 時間では 2 万円、過去 30 日間では 5 万円の上限となる。

²¹ PayPay カードの本会員の場合(本人確認完了済み)の上限。家族会員の場合は 25 万円(本人確認完了済み)。本会員・家族会員共通して本人確認未完了の場合は 10 万円となる(過去 24 時間、過去 30 日間共通の上限)。

や通信販売等での支払いや送金に利用され、口座振替は税金や、公共料金・クレジットカード等の各種利用代金等の支払いに利用される。本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、各国の銀行を代表的な事業者として調査対象に選定した。

銀行振込/口座振替を取り巻くステークホルダーとして、利用者(振込依頼人、送金受取人)と銀行に加え、銀行間の為替決済を行う中央銀行が存在する。

図表 8 銀行振込/口座振替の主なステークホルダーの関係性²²



(出所) 公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

代表的な事業者として、三菱 UFJ 銀行が提供する銀行振込/口座振替サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、キャッシュカード及び、スマートフォン(インターネットバンキング等)、通帳等を使用することが可能である。

■ 利用方法

まず、銀行振込は国内の EC サイトや通信販売等での支払いに利用され、口座振替は税金や、公共料金・クレジットカード等の各種利用代金等の支払いに利用される。銀行振込の取引方法は、キャッシュカード及び通帳の場合は銀行窓口や ATM で、スマートフォンの場合はインターネットバンキング等を通じて、支払先から指定された銀行口座の情報や金額を入力することによって振込を実行する。口座振替に関しては、支払いが発生する各種サービス等の利用開始の際に、口座振替サービスの申込をすることによって、以降は自動的に各種利用代金の支払い(口座からの引落し)が可能になる。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは、即時払いとなり、銀行口座の預金から支払いが行われる。口座への入

²² 本関係性は一例である。

金方法は、現金と銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は、無制限であるが、決済上限は決済媒体によって異なる。

キャッシュカードの利用限度額(1日あたり)は、銀行振込と口座振替に共通して200万円であるが、スマートフォン等を利用したインターネットバンキングの利用限度額(1日あたり)は、銀行振込が1,000万円、口座振替は1億円と三菱UFJ銀行の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

銀行口座の開設の際に本人確認書類等による身元確認を決済事業者が行う²³と共に、使用時にはキャッシュカードの場合は暗証番号、スマートフォンの場合は生体認証やパスワードによる本人認証を決済事業者が行う。

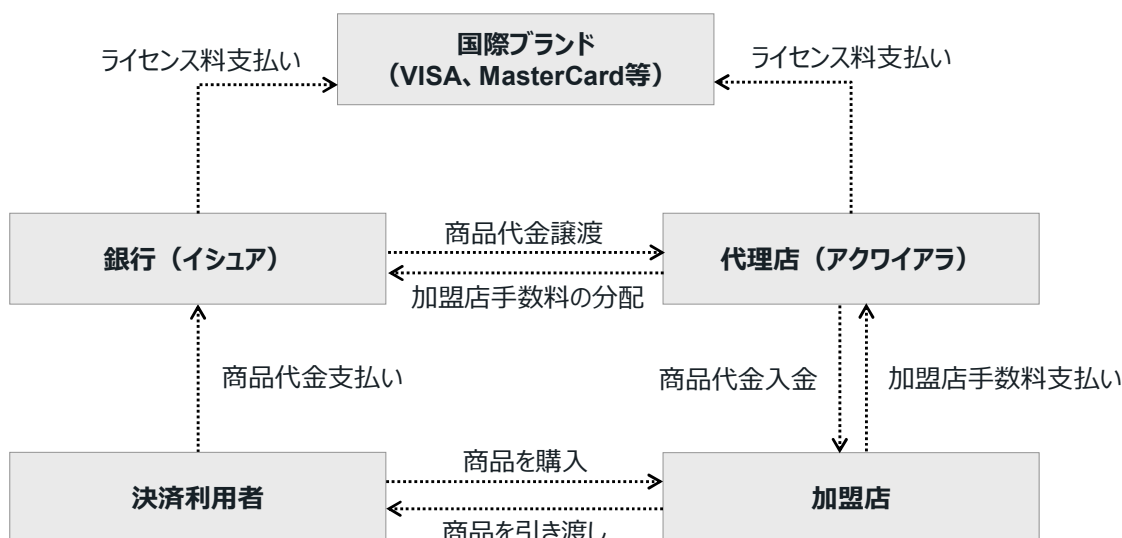
④デビットカード（三菱UFJ銀行）

デビットカードは商品やサービスの支払いの際に、カードの利用と同時に登録された銀行口座から利用金額が即時に引き落とされる決済手段である。本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、各国の銀行を代表的な事業者として調査対象に選定した。

デビットカードを取り巻くステークホルダーは、利用者と加盟店に加え、デビットカードを発行する銀行(イシュア)、銀行と契約を結び、銀行の代わりに、加盟店の募集・管理、支払い等を行う代理店(アクワイアラ)が存在する。また、VISAやMasterCard等の国際ブランドと契約したデビットカードの場合は、国際ブランドもステークホルダーとして存在する。

²³ 日本では、犯罪収益移転防止法に基づき、銀行等の事業者は銀行口座開設時に本人確認書類等によって利用者の身元確認を行うことが義務付けられている。

図表 9 デビットカードの主なステークホルダーの関係性²⁴



（出所）公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

代表的な事業者として、三菱 UFJ 銀行が提供するデビットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体（カード、スマホ等）

決済媒体として、カード等²⁵を使用することが可能である。なお、三菱 UFJ 銀行は、ブランドデビット²⁶と J-Debit²⁷の 2 種類のデビットカードを発行している。

■ 利用方法

ブランドデビットは国内外の店舗及び EC サイトで利用できるが、J-Debit は国内の店舗でのみ利用可能である。取引方法は、ブランドデビットを店舗で利用する場合は、店舗の端末（カードリーダー等）に IC カードをかざす、または差し込むことによって支払いをすることが可能である。なお、J-Debit は店舗での非接触型決済に非対応である。また、ブランドデビットを EC サイトで利用する場合は、クレジットカードと同様に、カード番号、有効期限、名義人、セキュリティコード等の情報を入力することによって支払いが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは、即時払いとなり、銀行口座の預金から支払いが行われる。

²⁴ 本関係性は一例であり、決済代行業者が代理店と加盟店の間に介在するパターンも想定される。

²⁵ 三菱 UFJ 銀行が発行するデビットカードの内、三菱 UFJ-VISA デビット等の一部のカードは Apple Pay や Google Pay 等のスマホ決済に登録して利用することが可能であるが、三菱 UFJ 銀行独自のサービスではないため、本節ではデビットカード固有の特徴・仕様に着目する観点から、スマホ決済についての記載は省略する。

²⁶ Visa や Mastercard、JCB などの国際ブランドの決済ネットワークを使用するデビットカード

²⁷ 日本電子決済推進機構が運営する決済ネットワークを使用するデビットカード

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は無制限であるが、決済上限は支払元となる預金口座の残高もしくは、利用者が予め設定した限度額である。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

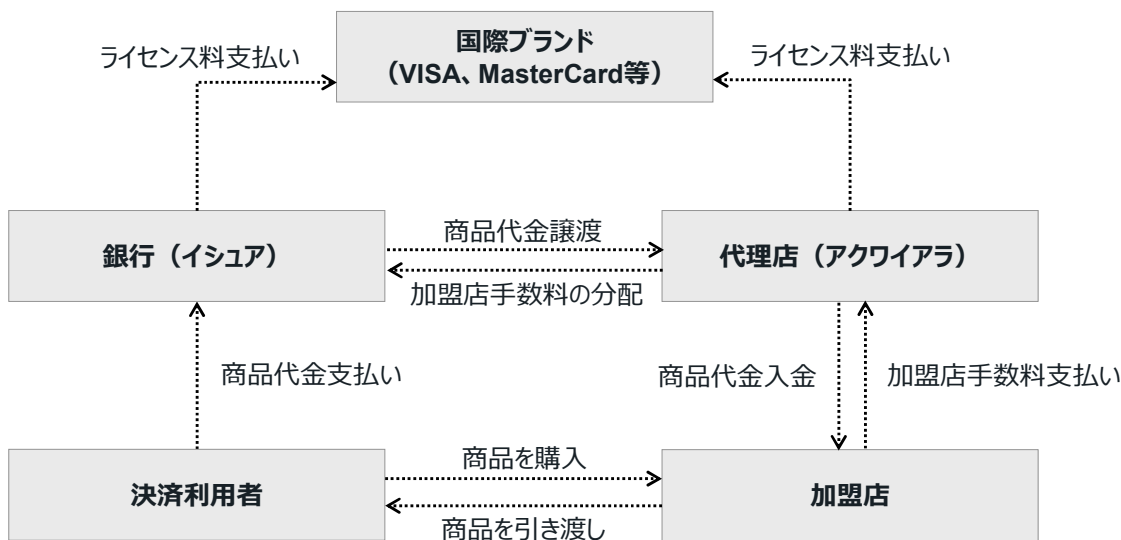
ブランドデビットと J-Debit 共にカード発行時の本人確認書類等による身元確認を決済事業者が行うと共に、使用時には暗証番号やサイン等による当人認証が必要となる。

⑤クレジットカード（楽天カード）

クレジットカードは商品やサービスの支払いの際に、カードを提示することによって、利用者の信用に基づいた後払いができる決済手段である。本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本では楽天カード、諸外国では銀行を代表的な事業者として調査対象に選定した。

クレジットカードを取り巻くステークホルダーは、デビットカードと同様であり、利用者と加盟店に加え、クレジットカードを発行するクレジットカード事業者（イシュア）、クレジットカード事業者と契約を結び、クレジットカード事業者の代わりに、加盟店の募集・管理、支払い等を行う代理店（アクワイアラ）が存在する。また、国際ブランドもステークホルダーとして存在する。

図表 10 クレジットカードの主なステークホルダーの関係性²⁸



(出所) 公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

²⁸ 本関係性は一例であり、決済代行業者が代理店と加盟店の間に介在するパターンも想定される。

代表的な事業者として、楽天カードが提供するクレジットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、カード及び、スマートフォン等を使用することが可能である。

■ 利用方法

店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。

EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

IC カード・スマートフォン共に、発行者である楽天カードは加盟店が利用者に商品を引き渡した後に利用者から資金を受け取るため、後払い式支払手段に当たる。利用者から事業者への支払いは、登録済みの銀行口座からの口座振替によって行われる。

■ 保有・決済上限金額

クレジットカードは後払い式の決済手段であり、電子マネー等の決済手段とは異なり残高を保有する決済手段ではないため、保有上限金額はない(クレジットカードに紐づく銀行口座の残高が実質的な保有残高と考えられる)。他方、決済上限金額は、利用者の支払履歴や預金残高、アカウントの取引履歴、利用者の負債金額、利用者の収入金額による利用者の与信限度額(カードの種類によって 30 万円～1,000 万円の利用限度額は設定されている)となっている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

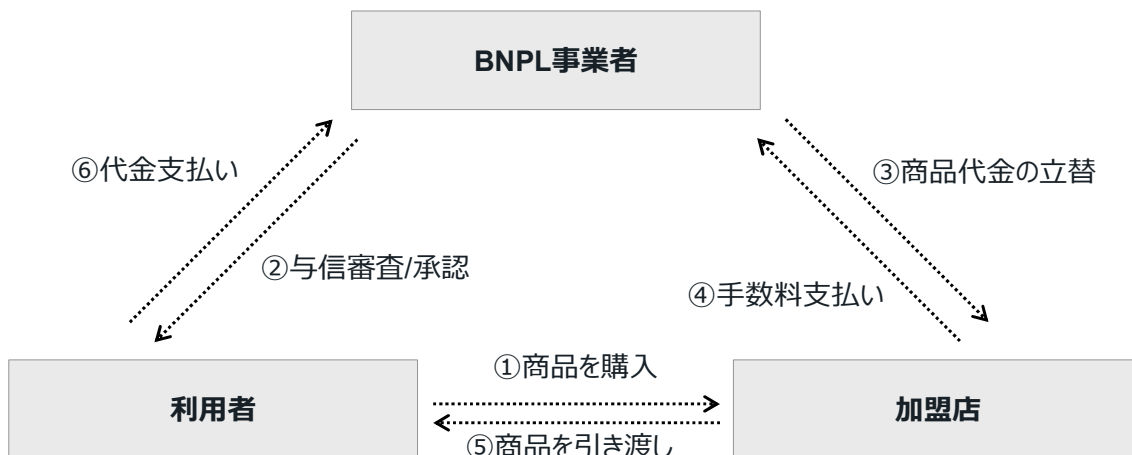
クレジットカード発行の際に本人確認書類等による身元確認を決済事業者が行うと共に、使用時にはクレジットカードの場合は暗証番号やサインによる本人認証が、スマートフォンの場合はスマートフォンの端末のロック解除が必要となる。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (ネットプロテクションズ)

BNPL は商品やサービスの支払い際に、BNPL サービス提供者が代金を立替、利用者は原則手数料を負担することなく、後日、BNPL 事業者へ代金を支払うことが可能である後払いの決済手段である。BNPL はクレジットカード決済と同様に事業者が利用者の与信審査を行う場合が多い。BNPL とクレジットカード決済の与信審査の違いは、BNPL は過去の取引履歴を主として審査対象とする場合が多い一方で、クレジットカードは利用者の収入等を主として審査対象とする場合が多いことである。例として、ネットプロテクションズの NP 後払い、モバイル通信事業者によるキャリア決済等が挙げられる。本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本ではネットプロテクションズ、諸外国では PayPal を代表的な事業者として調査対象に選定した。

BNPLを取り巻くステークホルダーは、利用者と加盟店に加え、サービスを提供するBNPL事業者が存在する。

図表 11 BNPL の主なステークホルダーの関係性²⁹



(出所) 公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

代表的な事業者として、ネットプロテクションズが提供する BNPL サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

ネットプロテクションズが提供しているサービスは、NP 後払いと atone³⁰の 2 種類がある。

NP 後払いの場合は、決済媒体として、EC サイトを利用できる PC 等を使用することが可能である。atone の場合は、専用アプリを使用するためのスマートフォン等を使用することが可能

²⁹ 本関係性は一例であり、加盟店とBNPL事業者の間に、代理店(アクワイアラ)が存在するパターンや決済代行業者が介在するパターンも想定される。

³⁰ NP後払い、atone は、EC サイトで利用できるオンラインショッピング専用の後払いサービスである。利用できる加盟店の種類や、会員登録の可否や、支払期限、手数料等が異なる(atoneの方が、加盟店も多いが、会員登録が必要であり、支払期限が翌月の10日まで、手数料も1カ月209円、利便性が高い)

である。

■ 利用方法

NP 後払い、国内の EC、atone は国内の EC と店舗での支払いに利用することが可能である。取引方法は、EC での決済の際は、決済方法として「NP 後払い」または「atone」を選択し、サイト上の案内に従い、支払い手続きを実施する。atone による店舗での支払いの際は、アプリ上のコードを提示することによって支払いが可能である。

支払い手続き後、郵送、メールによる送付、または購入商品に同梱された請求書に基づき、コンビニや郵便局での支払いや銀行振込を通じて請求金額の支払いを行う。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは、後払いとなる。支払い方法は、コンビニや郵便局での現金支払いや、銀行振込となる。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額はない。他方、決済上限金額は、NP 後払いの場合は購入店舗が設定した金額(店舗によって異なる)であり、atone の場合は 5 万円とネットプロテクションズの利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

atone の利用開始の際は本人確認書類等による身元確認を決済事業者が行うと共に、EC サイトにおける使用时(商品購入時)には SMS による本人認証を決済事業者が行う。また、NP 後払いについては会員登録不要で利用できるため、利用開始の際の身元確認は不要である。また、使用时(商品購入時)にはメールによる本人認証が必要となる。

⑦暗号資産 (bitFlyer)

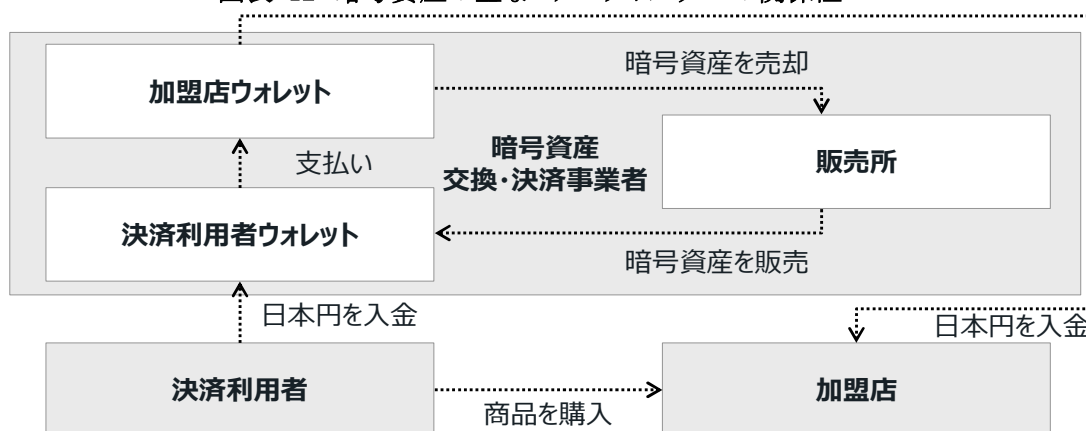
暗号資産はブロックチェーン等の技術を活用したインターネット上でやりとりできる財産的価値であり、代金の支払い等への利用や法定通貨との交換や、電子的な記録、移転ができる。なお、暗号資産は、国家やその中央銀行によって発行された法定通貨ではなく、法定通貨を裏付け資産としていないという性質を持つ³¹。裏付け資産が無く投機対象となっているため、利用者の需給関係等に応じて価格が大きく変動する可能性がある点は他の決済手段と比較して特徴的な性質である。

³¹ <https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/money/c27.htm>

暗号資産取引を行うブロックチェーン環境には、取引やネットワークのアクセスに管理者の許可を必要とするパーミッション型と、管理者の許可を必要としない、または管理者が存在しないため誰でも自由にネットワークにアクセスして取引ができるパーミッションレス型が存在する。暗号資産の例として、ビットコインやイーサリアムが挙げられる。

本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本では bitFlyer、諸外国では Coinbase と Binance を代表的な事業者として調査対象に選定した。暗号資産を取り巻くステークホルダーは、利用者と加盟店に加え、暗号資産交換・決済事業者が存在する。

図表 12 暗号資産の主なステークホルダーの関係性³²



(出所) 公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

代表的な事業者として、bitFlyer が提供する暗号資産決済サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内の店舗と EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、スマートフォン上の bitFlyer アプリで加盟店である店舗や EC サイトの画面に掲示された QR コードを読み取り、金額を入力することによって支払いができる。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは、即時払いとなる。

³² 本関係性は一例であり、電子マネーやデビットカード、クレジットカードの様に、加盟店との間に、代理店(アクワイアラ)が存在するパターンや決済代行業者が介在するパターンも想定される。

bitFlyer 口座の暗号資産によって支払いが行われる。bitFlyer 口座への入金方法は、銀行振込や収納代行サービスを利用したコンビニでの現金支払いがある。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は、無制限であるが、決済上限は店舗によって異なる³³。なお、最低決済金額は 500 円と bitFlyer の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

暗号資産口座の開設の際に本人確認書類等による身元確認を決済事業者が行うと共に、使用時にはアプリへのログインのためのパスワードによる本人認証が必要となる。

⑧ステーブルコイン（JPYC）

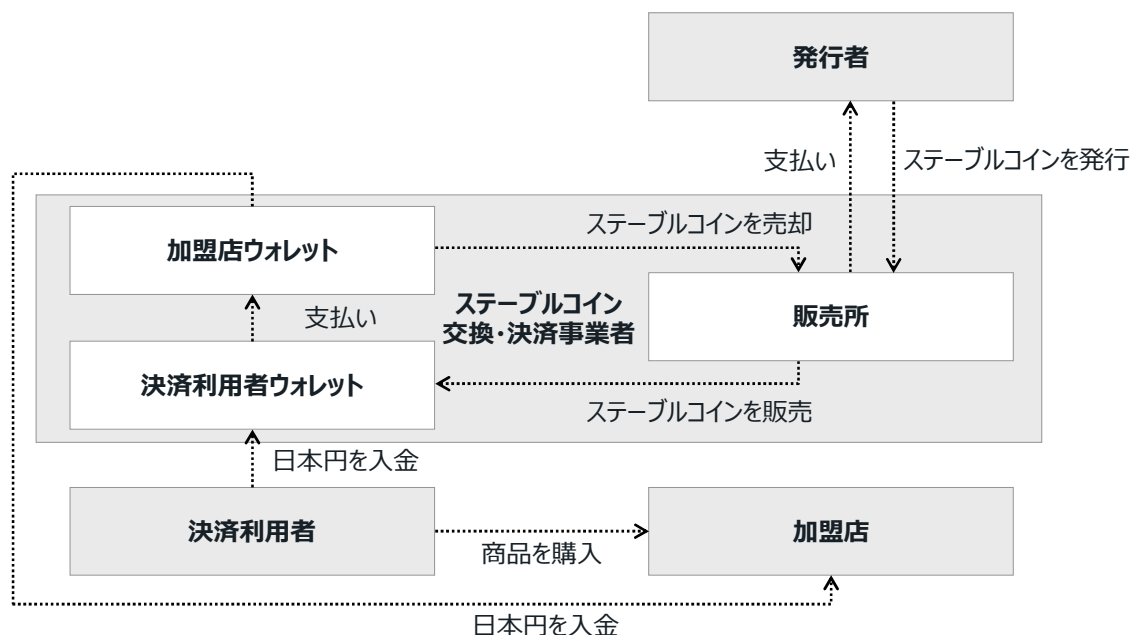
ステーブルコインは暗号資産とは異なり、法定通貨や金等裏付けとなる資産を担保に発行され、価格が大きく変動しないよう設計された電子決済手段である³⁴。例として、日本円に価値を裏付けられた JPYC や、米ドルに価値を裏付けられた USDT(テザー)、USDC 等が挙げられる。本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本では JPYC、諸外国では Coinbase と Binance を代表的な事業者として調査対象に選定した。

ステーブルコインを取り巻くステークホルダーは、利用者と加盟店に加え、ステーブルコイン交換・決済事業者、発行者が存在する。

³³ ビックカメラでの決済上限金額は 10 万円となっている。

³⁴ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB24BKN0U4A021C2000000/#:~:text=%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%BC%E3%83%96%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%81%A8%E3%81%AF,%E3%81%A7%E5%AE%9A%E7%BE%A9%E3%81%A5%E3%81%91%E3%82%89%E3%82%8C%E3%81%9F%E3%80%82>

図表 13 ステープルコインの主なステークホルダーの関係性³⁵



(出所) 公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

代表的な事業者として、JPYC が提供するステーブルコイン決済サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内の店舗とEC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗・EC サイト共にスマートフォン上のデジタルウォレットアプリから、送信先のウォレットアドレスと金額を入力することによって支払いができる。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは、即時払いとなる。JPYC 口座のステーブルコインによって支払いが行われる。JPYC 口座への入金方法は、銀行振込や収納代行サービスを利用したコンビニでの現金支払いがある。

³⁵ 本関係性は一例であり、電子マネーやデビットカード、クレジットカードの様に、加盟店との間に、代理店(アクワイアラ)が存在するパターンや決済代行業者が介在するパターンも想定される。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額と決済上限金額は共に無制限である。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

ステーブルコインを購入する際や店舗決済を含めた送金等の注文の際に本人確認書類等による身元確認を決済事業者が行う³⁶。

2.2.1.2 米国

①電子マネー (PayPal)

日本では電子マネーの定義として「利用前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段」とされているが、米国の場合は「支払手段やストアードバリュー (stored value)³⁷の販売あるいは発行、又は、金銭あるいは金銭的価値の移転等」とされている。

なお、米国においても、電子マネーを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本①電子マネー」を参照(P13))。

代表的な事業者として、PayPal が提供する電子マネーサービスに対して実施した調査結果を記載する。なお、PayPal は電子マネー以外にも QR コード決済(スマホ決済)、BNPL といった決済手段に関しても本報告書で紹介しているが、有識者へのヒアリングによると、PayPal が電子マネーやスマホ決済、BNPL としての利用が可能なデジタルウォレットとして多くの利用者から支持されている理由は、セキュリティの高さと利便性の高さ(ログイン等の UI が優れている点と、使用時の負担の少なさ(所用時間の短さ等)との見解が示されている。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、店舗に設置された端末等に表示された QR コードをスマートフォンアプリで読み取り、支払金額を確認・承認することで電子マネーによって支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、決済時に、決済方法として「PayPal」を選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上の PayPal アプリで支払い手続きを実施する。

³⁶ 不正利用防止の観点から、全ての取引ではなく、JPYC 社の基準及び犯罪収益移転防止法の観点に沿った一部の取引(200 万円以上の取引や、高リスクな取引等)が対象となる。

³⁷ 「ストアードバリュー」とは、電子的記録によって証明される金銭的価値を意味する(UMSA102 条 21 項)

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは前払いとなり、支払いの前に電子マネーを購入する必要がある。購入時の支払い方法としては、デビットカードと銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額はないものの、1 回あたりの決済上限金額は最大で 60,000 米ドルであるが、PayPal から 10,000 米ドルまでに制限される場合があると PayPal の利用規約等に定められている³⁸。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない³⁹。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時にはパスワードや二段階認証による本人認証が必要となる。

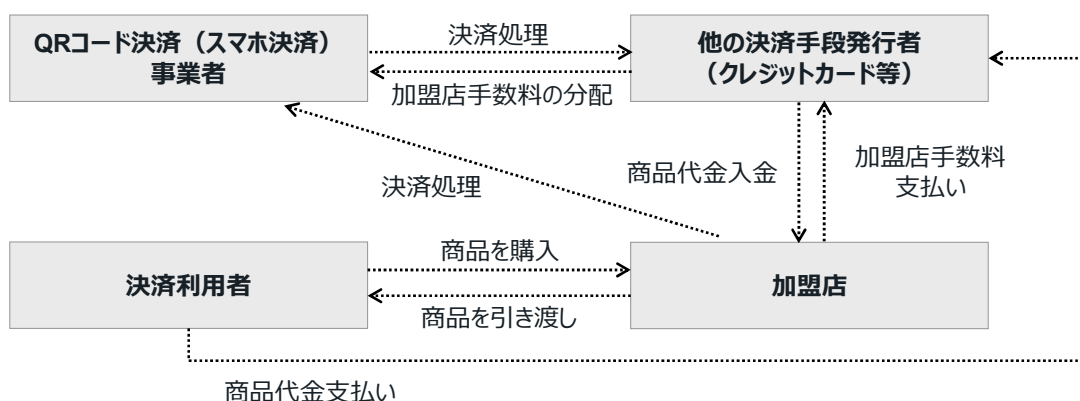
②QR コード決済（スマホ決済）（Apple Pay）

諸外国の Apple Pay や PayPal 等の QR コード決済（スマホ決済）に関しては、日本の QR コード決済とは異なり、クレジットカードやデビットカード等の他の決済手段を電子的に管理し、決済時に使用できるデジタルウォレットとしての機能を持つことが特徴である。そのため、諸外国の QR コード決済を取り巻くステークホルダーとして、決済利用者と加盟店、QR コード決済事業者に加え、デジタルウォレットに登録できる他の決済手段発行者が存在する。

³⁸ 日本での決済上限は 100 万円(第二種資金移動業の法定限度額)となっている。英国や、フランス、ドイツにおいて、同様の規則の有無は確認できていないが、日本の第二種資金移動業の法定限度額と同様に現地通貨(ユーロ、ポンド)で同等の金額が設定されているものと考えられる。また、決済上限については、PayPal の利用規約にて、「PayPal の裁量により、決済金額に制限を課すことができる」と規定されている。

³⁹ PayPal Holdings, Inc.の元製品グループ責任者へのヒアリング調査より、「オフライン決済はできない」旨の回答あり。

図表 14 QRコード決済(スマホ決済)の主なステークホルダーの関係性⁴⁰



(出所) 公知情報に基づき、NTT データ経営研究所にて作成

代表的な事業者として、Apple が提供する QRコード決済(スマホ決済)サービス(Apple Pay) に対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、Apple Wallet アプリを開いたスマートフォンを店舗の端末(リーダー等)にかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、決済時に、決済方法として「Apple Pay」を選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上の Apple Wallet アプリで支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは前払い、即時払い、後払いの全てに対応している。決済時の支払い方法としては、プリペイドカード、デビットカード、クレジットカードがある。

■ 保有・決済上限金額

Apple Pay の利用規約では、保有上限金額と決済上限金額は定められていない。ただし、店舗における 1 回あたりの決済額が 50 米ドルを超える際は署名が必要となる場合があると Apple Pay の利用規約等に定められている。

⁴⁰ 本関係性は一例であり、加盟店と QR コード決済事業者の間に、決済代行業者が介在するパターンや、QR コード事業者が加盟店に商品代金を入金するパターン等も想定される。

■ オフライン決済の可否

プリペイドカード、デビットカード、クレジットカード情報が利用者の通信端末の Apple Wallet アプリ内に保存されているため、利用者の通信端末がオフラインであっても決済可能である。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時 (Apple Wallet 利用開始時) の身元確認は、Apple Wallet アプリに支払い手段としてプリペイドカード、デビットカード、クレジットカードを追加する際に決済事業者が行う。本人確認は、支払い手段として追加するカード発行元が SMS 等によって決済事業者が行う。他方、使用時には Face ID や Touch ID、暗証番号の入力のいずれかによる本人認証が必要となる。

③銀行振込/口座振替 (Bank of America)

銀行振込/口座振替を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である (詳細は、「2.2.1.1 日本③銀行振込/口座振替」を参照 (P16))。

代表的な事業者として、Bank of America が提供する銀行振込/口座振替サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体 (カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード (キャッシュカード) 及び、スマートフォン (モバイルバンキングアプリ、オンラインバンキング、テレフォンバンキング)、通帳等を使用することが可能である。

■ 利用方法

IC カード、スマートフォン共に EC サイトやサービス等で利用することが可能である。

取引方法は、IC カード及び通帳の場合は、ATM または銀行窓口から送金元のアカウントにアクセスし、送金先のアカウント、送金額を指定して支払いをすることが可能である。

モバイルバンキングアプリの場合は、アプリから送金元のアカウント、送金先のアカウント、送金額、送金する日付を指定して支払いを行う。オンラインバンキングの場合は、ホームページから送金元のアカウントにログインし、送金先のアカウント、送金額を指定して支払いを行う。

テレフォンバンキングの場合は、電話番号「800.432.1000」宛の架電によって、口座番号等の本人情報を入力後、自動応答のテレフォンバンキングサービス (残高の確認や、送金、小切手の振り出し) を利用することが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。口座への入金方法は、現金と銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額はない。決済上限金額は、1 日あたり 9,999,999.99 米ドルであると Bank of America の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の当人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力または指紋認証のいずれかによる当人認証が必要となる。

④デビットカード (Wells Fargo)

デビットカードを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本④デビットカード」を参照(P18))。

代表的な事業者として、Wells Fargo が提供するデビットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(デビットカード)及び、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

まず、IC カードは、国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

スマートフォンは、国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗の場合は、アプリを開いたスマートフォンを店舗に設置された端末(リーダー等)にかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、決済時に、決済方法としてデビットカードを選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上のアプリで支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。決済時の支払い方法は、口座振替である。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額(銀行残高の上限金額)は無制限である。決済上限金額は、利用者の銀行残高からデビットカード利用手数料を差し引いた金額である。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の当人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による当人認証が必要となる。

⑤クレジットカード (JPMorgan Chase)

クレジットカードを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑤クレジットカード」を参照(P20))。

代表的な事業者として、JPMorgan Chase が提供するクレジットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(クレジットカード)及び、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。

EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

IC カード・スマートフォン共に、発行者である JPMorgan Chase は加盟店が利用者に商品を引き渡した後に利用者から資金を受け取るため、後払い式支払手段に当たる。決済時の支払い方法としては、口座振替に加えて、小切手、郵便為替⁴¹があることが日本との主な違いである。口座振替によって自動的に決済を行うことが可能である一方で、JPMorgan Chase のホー

⁴¹ 「郵便為替」は、郵便局において現金を為替証書に引き換えた後、為替証書を受取人に郵送する決済方法である。受取人は郵便局において為替証書と引き換えに現金を受け取ることができる。

ムページ(chase.com)またはアプリから銀行振込によって決済を実行することも可能である。

■ 保有・決済上限金額

クレジットカードは後払い式の決済手段であり、電子マネー等の決済手段とは異なり残高を保有する決済手段ではないため、保有上限金額はない(クレジットカードに紐づく銀行口座の残高が実質的な保有残高と考えられる)。他方、決済上限金額は利用者の支払履歴や当座預金残高、アカウントの取引履歴、利用者の負債金額、利用者の収入金額等の利用者の与信限度額(数百米ドルから数万米ドル程度)である。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による本人認証が必要となる。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (PayPal)

BNPL(Buy Now Pay Later)を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑥BNPL(Buy Now Pay Later)」を参照(P22))。

代表的な事業者として、PayPal が提供する BNPL サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、店舗に設置された端末等に表示された QR コードをスマートフォンアプリで読み取り、支払金額を確認・承認した上で、支払い方法として「Pay in 4」または「Pay in monthly」を選択して支払いを行う。ただし、利用者は BNPL を利用する都度、PayPal による審査(数秒以内に完了)を受け、PayPal から利用の承認を得る必要がある。

EC サイトの場合は、決済時に、決済方法として「PayPal」を選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上の PayPal アプリで支払い方法として「Pay in 4」または「Pay in monthly」を選択して支払い手続きを実施する。EC サイトで BNPL を利用する場合も、利用者は BNPL を利用する都度、PayPal から承認を得る必要がある。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは後払いであり、4 回払いが存在する。

4 回払いは、決済を4回の無利息の隔週支払いに分割し、6 週間の期間内に支払いを行う。決済金額が 30 米ドルから 1,500 米ドルまでの支払い時にのみ、4 回払いのプランを適用することが可能である。BNPL 利用に関して、登録料や延滞料は発生しない。決済時の支払い方法としては、デビットカード、銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

決済のタイミングが後払いであるため、保有金額は存在しない。ただし、PayPal は電子マネーのように残高を持つことが可能である。決済上限金額は、分割前の金額において 4 回払いの決済時は一回あたり 1,500 米ドルであると PayPal の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の当人認証共に必要である。PayPal アカウント発行時及び BNPL 使用時共に、利用者の肩書、電話番号、住所、生年月日等の入力による身元確認、当人認証を決済事業者が求める。

⑦暗号資産 (Coinbase Commerce)

暗号資産を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑦暗号資産」を参照(P23))。

代表的な事業者として、Coinbase Global, Inc.が提供する暗号資産決済サービス(Coinbase Commerce)に対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗及び EC サイト共に、Coinbase アプリにログインし、出金したい暗号資産と利用するネットワークを指定して支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。決済に利用するための暗号資産を準備(購入)する際

には、銀行振込、クレジットカード、デビットカード、PayPal、Apple Pay、Google Pay に加え、既に保有しているその他の暗号資産(ステーブルコインを含む)を使用することが可能である。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額はないものの、決済上限金額は1日あたり 100,000 米ドルであると Coinbase の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の当人認証共に必要である。Coinbase アカウント発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には Coinbase アカウントへのサインインによる当人認証が必要となる。

⑧ステーブルコイン (Coinbase Commerce)

ステーブルコインを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本」⑧ステーブルコインを参照(P25))。ただし、日本とは異なり米国ではステーブルコインに関する法整備が実施されていない。

代表的な事業者として、Coinbase Global, Inc.が提供するステーブルコイン決済サービス(Coinbase Commerce)に対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗及び EC サイト共に、Coinbase アプリにログインし、出金したいステーブルコインと利用するネットワークを指定して支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。決済に利用するためのステーブルコインを準備(購入)する際には、銀行振込、クレジットカード、デビットカード、PayPal、Apple Pay、Google Pay に加え、既に保有しているその他の暗号資産(ステーブルコインを含む)を使用することが可能である。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額はないものの、決済上限金額は1日あたり 100,000 米ドルであると Coinbase の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には Coinbase アカウントへのサインインによる本人認証が必要となる。

2.2.1.3 英国

①電子マネー (PayPal)

電子マネーを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本①電子マネー」を参照(P13))。代表的な事業者として、PayPal UK が提供する電子マネーサービス(PayPal)に対して調査したところ、PayPal の特徴・仕様に関しては、米国の PayPal サービスと同様であった(詳細は、「2.2.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P27))。

なお、手数料体系については各国で差があり、詳細については、「2.3.1 各種決済手段の業界構造<収益構造>(P111以降)」を参照されたい。

②QR コード決済 (スマホ決済) (Apple Pay)

QR コード決済(スマホ決済)を取り巻くステークホルダーは、米国と同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P28))。

代表的な事業者として、Apple UK が提供する QR コード決済(スマホ決済)サービス(Apple Pay)に対して調査したところ、Apple Pay の特徴・仕様に関しては、基本的には、米国の Apple Pay と同様であった(詳細は、「2.2.1.2 米国②QR コード決済(スマホ決済)(P28)」を参照)。

他方、保有上限・決済上限金額に関しては、通貨が異なる観点から、差が確認できた。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は、Apple Pay の利用規約では定められていない。

決済上限金額について、店舗における 1 回あたりの決済金額が 100 ポンドを超える購入では、Apple Pay を利用できない場合があると Apple Pay の利用規約等に定められている。

③銀行振込/口座振替 (Barclays)

銀行振込/口座振替を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1

日本③銀行振込/口座振替」を参照(P16))。

代表的な事業者として、Barclays が提供する銀行振込/口座振替サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(キャッシュカード)及び、スマートフォン(モバイルバンキングアプリ、オンラインバンキング、テレフォンバンキング)、通帳等を使用することが可能である。

■ 利用方法

IC カード、スマートフォン共に EC サイトやサービス等で利用することが可能である。

取引方法は、IC カード及び通帳の場合は、銀行窓口や郵便局、キオスク端末から送金元のアカウントにアクセスし、送金先のアカウント、送金額を指定して支払いをすることが可能である。モバイルバンキングアプリの場合は、アプリから送金元のアカウント、送金先のアカウント、送金額、送金する日付を指定して支払いを行う。オンラインバンキングの場合は、ホームページから送金元のアカウントにログインし、送金先のアカウント、送金額を指定して支払いを行う。テレフォンバンキングの場合は、電話番号「03457.345.345」宛の架電によって、口座番号等の本人情報を入力後、自動応答のテレフォンバンキングサービス(残高の確認や、送金、小切手の振り出し)を利用することが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。口座への入金方法は、現金と銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額はない。決済上限金額は、個人の当座預金口座の場合は 1 日あたり 50,000 ポンド、プレミア当座預金口座⁴²の場合は 1 日あたり 100,000 ポンド、法人当座預金口座の場合は 1 日あたり 100,000 ポンドであると Barclays の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による本人認証が必要となる。

⁴² 下記①または②のいずれかを満たす場合、Barclays プレミア当座預金口座を利用することが可能である。

①年間 75,000 ポンド以上の金額が Barclays 口座に入金されている

②Barclays への貯蓄/投資金額が 100,000 ポンド以上である

④デビットカード (Barclays)

デビットカードを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本④デビットカード」を参照(P18))。

代表的な事業者として、Barclays が提供するデビットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(デビットカード)及び、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

まず、IC カードは、国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

スマートフォンは、国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗の場合は、アプリを開いたスマートフォンを店舗に設置された端末(リーダー等)にかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、決済時に、決済方法としてデビットカードを選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上のアプリで支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。決済時の支払い方法は、口座振替である。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額(銀行残高の上限金額)は無制限である。決済上限金額は、非接触型決済の場合、1 回あたり 100 ポンドである⁴³。ただし、非接触型決済を利用した決済金額の累積値が 300 ポンドを超過する場合は非接触型決済を利用することができない。非接触型決済を利用した決済金額の累積値は、利用者が暗証番号を入力して接触型決済を行った場合、決済終了後にリセットされる。なお、接触型決済の場合、決済上限金額は利用者の銀行残高であると Barclays の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

⁴³ 英国における非接触型決済は、FCAによって一回あたりの決済上限金額が 100 ポンドに定められている。ただし、前回暗証番号を入力した決済時からの累積決済金額の上限金額は 300 ポンドと定められている。

https://www.handbook.fca.org.uk/techstandards/PS/2021/2021_01/chapter-iii/015.html

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の当人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による当人認証が必要となる。

⑤クレジットカード (Barclays)

クレジットカードを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑤クレジットカード」を参照(P20))。

代表的な事業者として、Barclays が提供するデビットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(クレジットカード)及び、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。

EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

IC カード・スマートフォン共に、発行者である Barclays は加盟店が利用者に商品を引き渡した後に利用者から資金を受け取るため、後払い式支払手段に当たる。決済時の支払い方法は、口座振替である。

■ 保有・決済上限金額

クレジットカードは後払い式の決済手段であり、電子マネー等の決済手段とは異なり残高を保有する決済手段ではないため、保有上限金額はない(クレジットカードに紐づく銀行口座の残高が実質的な保有残高と考えられる)。他方、決済上限金額は、非接触型決済の場合、1 回あたり 100 ポンドである。ただし、前回暗証番号を入力した決済時からの累積決済額が 300 ポンドを超過する場合は非接触型決済を利用することができない。非接触型決済を利用した決済金額の累積値は、利用者が暗証番号を入力して接触型決済を行った場合、決済終了後にリセットされる。なお、接触型決済の場合、決済上限金額は利用者の与信限度額であると Barclays の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の当人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による当人認証が必要となる。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (PayPal)

BNPL(Buy Now Pay Later)を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑥BNPL(Buy Now Pay Later)」を参照(P22))。

代表的な事業者として、PayPal UK が提供する BNPL サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (PayPal)」を参照(P33)⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (PayPal))。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、店舗に設置された端末等に表示された QR コードをスマートフォンアプリで読み取り、支払金額を確認・承認した上で、支払い方法として「Pay in 3」または「PayPal Credit」を選択して支払いを行う。ただし、利用者は BNPL を利用する都度、PayPal から承認を得る必要がある。利用者は PayPal アプリから自身の肩書、電話番号、住所、生年月日、支払いの詳細を入力して、PayPal に BNPL の利用申請を行う。

EC サイトの場合は、決済時に、決済方法として「PayPal」を選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上の PayPal アプリで支払い方法として「Pay in 3」または「PayPal Credit」を選択して支払い手続きを実施する。EC サイトで BNPL を利用する場合も、利用者は BNPL を利用する都度、PayPal から承認を得る必要がある。利用者は PayPal アプリから自身の肩書、電話番号、住所、生年月日、支払いの詳細を入力して、PayPal に BNPL の利用申請を行う。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは後払いであり、3 回払いが存在する。

3 回払いは、決済を 3 回の無利息の支払いに分割し、商品購入時に 1 回目の支払いを行う。残り 2 回の支払いは、商品購入の 1 ヶ月後及び 2 ヶ月後に実施する。決済金額が 30 ポンドから 2,000 ポンドまでの支払い時にのみ、3 回払いのプランを適用することが可能である。なお、BNPL 利用に関して、登録料や延滞料は発生しない。3 回払いの決済時の支払い方法としては、デビットカードと銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

決済のタイミングが後払いであるため、保有金額は存在しない。決済上限金額は、分割前の金額において 3 回払いの決済時は一回あたり 2,000 ポンドであると PayPal の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済の可否は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)」を参照(P33))。

■ 匿名性の有無

匿名性の有無は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)」を参照(P33))。

⑦暗号資産 (Binance)

暗号資産を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑦暗号資産」を参照(P23))。

代表的な事業者として、Binance が提供する暗号資産決済サービス(Binance Pay)に対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、店舗に設置された端末等に表示された QR コードをスマートフォンアプリで読み取り、支払金額を確認・承認することで支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、Binance アプリにログインし、出金したい暗号資産と送金するアドレス、利用するネットワークを指定して支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。決済に利用するための暗号資産を準備(購入)する際には、銀行振込、クレジットカード、デビットカード、PayPal、Apple Pay、Google Pay に加え、既に保有しているその他の暗号資産(ステーブルコインを含む)を使用することが可能である。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額はないものの、決済上限金額は Binance VIP レベル⁴⁴に応じて決定されると Binance の利用規約等に定められている。

図表 15 Binance の決済上限金額(暗号資産/英国)

Binance VIP レベル	一定期間の決済上限:T/1 日
レギュラー	8,000,000USDT
VIP 1	8,000,000USDT
VIP 2	8,000,000USDT
VIP 3	8,000,000USDT
VIP 4	16,000,000USDT
VIP 5	24,000,000USDT
VIP 6	40,000,000USDT
VIP 7	64,000,000USDT
VIP 8	80,000,000USDT
VIP 9	96,000,000USDT

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には Binance アカウントへのサインインによる本人認証が必要となる。

⑧ステーブルコイン (Binance)

ステーブルコインを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本」

⑧ステーブルコインを参照(P25))。

代表的な事業者として、Binance が提供するステーブルコイン決済サービス(Binance Pay)に

⁴⁴ Binance ユーザーは、Binance における資産保有額や取引額に応じて、Binance VIP レベル(会員ランク)が割り当てられる。

対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、店舗に設置された端末等に表示された QR コードをスマートフォンアプリで読み取り、支払金額を確認・承認することで支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、Binance アプリにログインし、出金したいステーブルコインと送金するアドレス、利用するネットワークを指定して支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。決済に利用するためのステーブルコインを準備(購入)する際には、銀行振込、クレジットカード、デビットカード、PayPal、Apple Pay、Google Pay に加え、既に保有しているその他の暗号資産(ステーブルコインを含む)を使用することが可能である。

■ 保有・決済上限金額

保有・決済上限金額は、Binance が英国で提供する暗号資産決済サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.3 英国⑦暗号資産(Binance)」を参照(P41))。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には Binance アカウントへのサインインによる本人認証が必要となる。

2.2.1.4 ドイツ

①電子マネー (PayPal)

電子マネーを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本①電子マネー」を参照(P13))。

代表的な事業者として、PayPal が提供する電子マネーサービス(PayPal)に対して調査したところ、PayPal の特徴・仕様に関しては、米国の PayPal サービスと同様であった(詳細は、「2.2.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P27))。

なお、手数料体系については各国で差があり、詳細については、「2.3.1 各種決済手段の業界構造<収益構造>(P111以降)」を参照されたい。

②QR コード決済 (スマホ決済) (PayPal)

QR コード決済(スマホ決済)を取り巻くステークホルダーは、米国と同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P28))。

代表的な事業者として、PayPal が提供する QR コード決済(スマホ決済)サービス(PayPal)に対して調査したところ、PayPal の特徴・仕様に関しては、米国の PayPal サービスと同様であった(詳細は、「2.2.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P27))。

他方、決済のタイミング、入金等の方法に関しては、電子マネーとは異なり、即時払いまたは後払いが可能等の差が確認できた。

また、手数料体系については各国で差があり、詳細については、「2.3.1 各種決済手段の業界構造<収益構造>(P111以降)」を参照されたい。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いまたは後払いである。決済時の支払い方法としては、口座振替とデビットカード、クレジットカードがある。

③銀行振込/口座振替 (Sparkasse)

銀行振込/口座振替を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本③銀行振込/口座振替」を参照(P16))。

代表的な事業者として、Sparkasse が提供する銀行振込/口座振替サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(キャッシュカード)及び、スマートフォン(モバイルバンキングアプリ、オンラインバンキング、テレフォンバンキング)、通帳等を使用することが可能である。

■ 利用方法

IC カード、スマートフォン共に EC サイトやサービス等で利用することが可能である。

取引方法は、IC カード及び通帳の場合は、銀行窓口や ATM から送金元のアカウントにアクセスし、送金先のアカウント、送金額を指定して支払いをすることが可能である。

モバイルバンキングアプリの場合は、アプリから送金元のアカウント、送金先のアカウント、送金額、送金する日付を指定して支払いを行う。オンラインバンキングの場合は、ホームページから送金元のアカウントにログインし、送金先のアカウント、送金額を指定して支払いを行う。テレフォンバンキングの場合は、架電によって、オペレーターを介した口座番号等の本人情報の確認後、支払いを行うことができる。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは、即時払いとなり、銀行口座の預金から支払いが行われる。口座への入金方法は、現金と銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は無制限である。決済上限金額は、1 日あたり 10,000 ユーロであると Sparkasse の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による本人認証が必要となる。

④デビットカード (Sparkasse)

デビットカードを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本④デビットカード」を参照(P18))。

代表的な事業者として、Sparkasse が提供するデビットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(デビットカード)及び、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

まず、国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店

舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

スマートフォンは、国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗の場合は、アプリを開いたスマートフォンを店舗に設置された端末(リーダー等)にかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、決済時に、決済方法としてデビットカードを選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上のアプリで支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。決済時の支払い方法は、口座振替である。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額(銀行残高の上限金額)は無制限である。決済上限金額は、非接触型決済の場合、1 回あたり 50 ユーロである。ただし、非接触型決済を利用した決済金額の累積値が 150 ユーロを超過する場合、決済者は非接触型決済を利用することができない。非接触型決済を利用した決済金額の累積値は、決済者が暗証番号を入力して接触型決済を行った場合、決済終了後にリセットされる。接触型決済の場合、決済上限金額は利用者の銀行残高であると Sparkasse の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による本人認証が必要となる。

⑤クレジットカード (Sparkasse)

クレジットカードを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑤クレジットカード」を参照(P20))。

代表的な事業者として、Sparkasse が提供するクレジットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(クレジットカード)及び、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。

EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

IC カード・スマートフォン共に、発行者である Sparkasse は加盟店が利用者に商品を引き渡した後に利用者から資金を受け取るため、後払い式支払手段に当たる。支払い方法は、口座振替である。

■ 保有・決済上限金額

クレジットカードは後払い式の決済手段であり、電子マネー等の決済手段とは異なり残高を保有する決済手段ではないため、保有上限金額はない(クレジットカードに紐づく銀行口座の残高が実質的な保有残高と考えられる)。他方、決済上限金額は利用者の与信限度額である。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による本人認証が必要となる。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (PayPal)

BNPL(Buy Now Pay Later)を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑥BNPL(Buy Now Pay Later)」を参照(P22))。

代表的な事業者として、PayPal が提供する BNPL サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)」を参照(P33))。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、店舗に設置された端末等に表示された QR コードをスマートフォンアプリで読み取り、支払金額を確認・承認した上で、支払い方法として「30 日後支払い」または「分割払い」を選択して支払いを行う。⁴⁵

ただし、利用者は BNPL を利用する都度、クレジットスコアのチェックを受ける必要がある。クレジットスコアは氏名、住所、生年月日、利用銀行の詳細等の情報によって実施される。

EC サイトの場合は、決済時に、決済方法として「PayPal」を選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上の PayPal アプリで支払い方法として「30 日後払い」または「分割払い」を選択して支払い手続きを実施する。EC サイトで BNPL を利用する場合も、利用者は BNPL を利用する都度、クレジットスコアのチェックを受ける必要がある。クレジットスコアは氏名、住所、生年月日、利用銀行の詳細等の情報によって実施される。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは後払いであり、30 日後払いと分割払いの 2 つのプランが存在する。

30 日後払いは、決済を分割せず、商品購入後 30 日で一括して支払いを行う。決済金額が 1 ユーロから 2,000 ユーロまでの支払い時にのみ、30 日後払いのプランを適用することが可能である。BNPL 利用に関して、登録料や延滞料は発生しない。30 日後払いの決済時の支払い方法としては、デビットカードと銀行振込がある。

分割払いは、決済を 3 カ月、6 カ月のいずれかの期間に分割し、毎月支払いを行う。決済金額が 99 ユーロから 5,000 ユーロまでの支払い時にのみ、分割払いのプランを適用することが可能である。分割払いのプランでは、3 ヶ月、6 ヶ月の支払いプランの場合、3 ヶ月間は年率 12.19%、6 ヶ月間は年率 12.21%の固定引き落とし金利が適用される。分割払いの決済時の支払い方法としては、デビットカードと銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

BNPL の性質上、保有上限金額はない。決済上限金額は、分割前の金額において 30 日後払いの決済時は一回あたり 2,000 ユーロ、分割払いの決済時は一回あたり 5,000 ユーロであると PayPal の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済の可否は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)」を参照(P33))。

⁴⁵ PayPal”Genieße die Freiheit, zu bezahlen, wie es dir am besten passt.”
<https://www.paypal.com/de/digital-wallet/ways-to-pay/buy-now-pay-later>

■ 匿名性の有無

匿名性の有無は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)」を参照(P33))。

⑦暗号資産 (Coinbase Commerce)

暗号資産を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑦暗号資産」を参照(P23))。

代表的な事業者として、Coinbase Global, Inc.が提供する暗号資産決済サービス(Coinbase Commerce)に対して調査したところ、Coinbase Commerce の特徴・仕様に関しては、基本的には米国の Coinbase Commerce サービスと同様であった(詳細は、「2.2.1.2 米国⑦暗号資産(Coinbase Commerce)」を参照(P34))。

他方、保有上限・決済上限金額に関しては、通貨が異なる観点から、差が確認できた。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は無制限である。決済上限金額は1日あたり100,000ユーロであるとCoinbaseの利用規約等に定められている。

⑧ステーブルコイン (Coinbase Commerce)

ステーブルコインを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本」⑧ステーブルコインを参照(P25))。

代表的な事業者として、Coinbase Global, Inc.が提供するステーブルコイン決済サービス(Coinbase Commerce)に対して調査したところ、Coinbase Commerce の特徴・仕様に関しては、基本的には米国の Coinbase Commerce サービスと同様であった(詳細は、「2.2.1.2 米国⑧ステーブルコイン(Coinbase Commerce)」を参照(P35))。

他方、保有上限・決済上限金額に関しては、通貨が異なる観点から、差が確認できた。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は無制限である。決済上限金額は1日あたり100,000ユーロであるとCoinbaseの利用規約等に定められている。

2.2.1.5 フランス

①電子マネー (PayPal)

電子マネーを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本①電子マネー」を参照(P13))。

代表的な事業者として、PayPal が提供する電子マネーサービス(PayPal)に対して調査したところ、PayPal の特徴・仕様に関しては、米国の PayPal サービスと同様であった(詳細は、「2.2.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P27))。

なお、手数料体系については各国で差があり、詳細については、「2.3.1 各種決済手段の業界構造<収益構造>(P111以降)」を参照されたい。

②QR コード決済 (スマホ決済) (Apple Pay)

QR コード決済(スマホ決済)を取り巻くステークホルダーは、米国と同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P28))。

代表的な事業者として、Apple が提供する QRコード決済(スマホ決済)サービス(Apple Pay)に対して調査したところ、Apple Pay の特徴・仕様に関しては、基本的には、米国の Apple Pay と同様であった(詳細は、「2.2.1.2 米国②QR コード決済(スマホ決済)(P28)」を参照)。

他方、保有上限・決済上限金額に関しては、通貨が異なる観点から、差が確認できた。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は、Apple Pay の利用規約では定められていない。

一方、決済上限金額について、店舗における1回あたりの決済金額が50ユーロを超える購入では、Apple Pay を利用できない場合があると Apple Pay の利用規約等に定められている。

③銀行振込/口座振替 (Crédit Agricole)

銀行振込/口座振替を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本③銀行振込/口座振替」を参照(P16))。

代表的な事業者として、Crédit Agricole が提供する銀行振込/口座振替サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(キャッシュカード)及び、スマートフォン(モバイルバンキングアプリ、オンラインバンキング)、通帳等を使用することが可能である。

■ 利用方法

IC カード、スマートフォン共に国内外の EC サイトやサービス等で利用することが可能である。取引方法は、IC カード及び通帳の場合は、銀行窓口や ATM から送金元のアカウントにアク

セスし、送金先の電話番号またはメールアドレスを指定して支払いをすることが可能である。

モバイルバンキングアプリの場合は、アプリから送金元のアカウント、送金先の電話番号またはメールアドレスを指定して支払いを行う。オンラインバンキングの場合は、オンラインのカスタマーエリアから送金元のアカウントにアクセスし、送金先の電話番号またはメールアドレスを指定して支払いをすることが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは、即時払いとなり、銀行口座の預金から支払いが行われる。口座への入金方法は、現金と銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額は無制限である。決済上限金額は、個人間の SEPA 送金の場合 1 回あたり 500 ユーロである⁴⁶。ただし、アカウント契約において各ユーザー別に決済上限金額が設定される場合があると Crédit Agricole の利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の当人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。また、使用時には暗証番号の入力による当人認証が必要となる。

④デビットカード (Crédit Agricole)

デビットカードを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本④デビットカード」を参照(P18))。

代表的な事業者として、Crédit Agricole が提供するデビットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(デビットカード)及び、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

まず、国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店

⁴⁶ 海外送金の場合は、送金先の現地銀行によって、上限が定められている。

舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

スマートフォンは、国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗の場合は、アプリを開いたスマートフォンを店舗に設置された端末(リーダー等)にかざすことによって支払いをすることが可能である。EC サイトの場合は、決済時に、決済方法としてデビットカードを選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上のアプリで支払い手続きを実施する。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは即時払いである。決済時の支払い方法は、口座振替である。

■ 保有・決済上限金額

保有上限金額(銀行残高の上限金額)は無制限である。決済上限金額は、非接触型決済の場合、1 回あたり 50 ユーロである。接触型決済の場合、決済上限金額は、カードの種類に応じて 2,600 ユーロまたは 6, 000 ユーロが目安とされており、具体的な決済上限金額は契約書に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。

使用時には、接触型決済の場合は暗証番号の入力による本人認証が必要となる。非接触型決済の場合、指紋認証タイプのデビットカードは指紋認証による本人認証が必要となり、非接触型タイプのデビットカードは本人認証が不要である。

⑤クレジットカード (Crédit Agricole)

クレジットカードを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑤クレジットカード」を参照(P20))。

代表的な事業者として、Crédit Agricole が提供するクレジットカード発行サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体として、IC カード(クレジットカード)及び、スマートフォン(アプリ)等を使用することが可能である。

■ 利用方法

店舗及び EC サイトで利用することが可能である。店舗での取引方法は、店舗に設置された端末(リーダー等)に IC カードを差し込む、またはカードやスマホをかざすことによって支払いをすることが可能である。

EC サイトでは、カード番号、名義、有効期限情報に加え、セキュリティコードを入力することによって支払をすることが可能である。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

IC カード・スマートフォン共に、発行者である Crédit Agricole は加盟店が利用者に商品を引き渡した後に利用者から資金を受け取るため、後払い式支払手段に当たる。決済時の支払い方法は、口座振替である。

■ 保有・決済上限金額

クレジットカードは後払い式の決済手段であり、電子マネー等の決済手段とは異なり残高を保有する決済手段ではないため、保有上限金額はない(クレジットカードに紐づく銀行口座の残高が実質的な保有残高と考えられる)。他方、ゴールド Mastercard 生体認証指紋カードの場合、決済上限金額は指紋認証を行う非接触型決済において 1 日あたり 6,000 ユーロ程度である。具体的な決済上限金額は利用者の与信限度額によって定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済はできない。

■ 匿名性の有無

発行時の身元確認、使用時の本人認証共に必要である。発行時には、本人確認書類等に基づく身元確認を決済事業者が行う。

使用時には、接触型決済の場合は暗証番号の入力による本人認証が必要となる。非接触型決済の場合、指紋認証タイプのクレジットカードは指紋認証による本人認証が必要となり、非接触型タイプのクレジットカードは本人認証が不要である。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (PayPal)

BNPL(Buy Now Pay Later)を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑥BNPL(Buy Now Pay Later)」を参照(P22))。

代表的な事業者として、PayPal が提供する BNPL サービスに対して実施した調査結果を記載する。

■ 決済媒体(カード、スマホ等)

決済媒体は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)」を参照(P33))。

■ 利用方法

国内外の店舗及び EC サイトで利用することが可能である。取引方法は、店舗の場合は、店舗に設置された端末等に表示された QR コードをスマートフォンアプリで読み取り、支払金額を確認・承認した上で、支払い方法として「Pay in 4X」を選択して支払いを行う。

ただし、利用者は BNPL を利用する都度、PayPal から承認を得る必要がある。利用者は PayPal アプリから自身の肩書、電話番号、住所、生年月日、支払いの詳細を入力して、PayPal に BNPL の利用申請を行う。

EC サイトの場合は、決済時に、決済方法として「PayPal」を選択し、サイト上の案内に従い、スマートフォン上の PayPal アプリで支払い方法として「Pay in 4X」を選択して支払い手続きを実施する。EC サイトで BNPL を利用する場合も、利用者は BNPL を利用する都度、PayPal から承認を得る必要がある。利用者は PayPal アプリから自身の肩書、電話番号、住所、生年月日、支払いの詳細を入力して、PayPal に BNPL の利用申請を行う。

■ 決済のタイミング、入金等の方法

決済のタイミングは後払いである。決済を4回の無利息の支払いに分割し、商品購入時に1回目の支払いを行う。残り3回の支払いは、商品購入の1カ月後及び2カ月後、3カ月後に実施する。決済金額が30ユーロから2,000ユーロまでの支払い時にのみ、BNPLを利用することが可能である。BNPL 利用に関して、登録料や延滞料は発生しない。決済時の支払い方法としては、デビットカードと銀行振込がある。

■ 保有・決済上限金額

BNPL の性質上、保有上限金額はない。決済上限金額は分割前の金額において一回あたり2,000ユーロであるとPayPalの利用規約等に定められている。

■ オフライン決済の可否

オフライン決済の可否は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)」を参照(P33))。

■ 匿名性の有無

匿名性の有無は、PayPal が米国で提供する BNPL サービスと同様である(詳細は、「2.2.1.2 米国⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)」を参照(P33))。

⑦暗号資産 (Binance)

暗号資産を取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑦暗号資産」を参照(P23))。

代表的な事業者として、Binance が提供する暗号資産決済サービス(Binance Pay)に対して調査したところ、特徴・仕様に関しては、英国の Binance のサービスと同様であった(詳細は、「2.2.1.2 英国⑦暗号資産」を参照(P41))。

⑧ステーブルコイン (Binance)

ステーブルコインを取り巻くステークホルダーは、日本と同様である(詳細は、「2.2.1.1 日本⑧ステーブルコイン」を参照(P25))。

代表的な事業者として、Binance が提供するステーブルコイン決済サービス(Binance Pay)に対して調査したところ、特徴・仕様に関しては、英国の Binance のサービスと同様であった(詳細は、「2.2.1.2 英国⑧ステーブルコイン(Coinbase Commerce) (P42)」を参照)。

2.2.2 決済総額全体に占める各種決済手段の普及・利用割合

各国の各種決済手段の普及・利用割合について調査した⁴⁷ところ、2022 年のキャッシュレス決済比率は、決済金額総額ベースにおいて日本が 36.0%、米国が 56.4%、英国が 64.2%、ドイツが 23.9%、フランスが 51.2%と、英国が最もキャッシュレス決済の導入が進んでいる状況にある。

2.2.2.1 日本

①キャッシュレス決済手段(電子マネー、QR コード決済、デビットカード、クレジットカード)

個人のキャッシュレス決済比率は、決済金額総額ベースで「2025 年までに4割程度」といった政府目標に対して、2023 年実績で 39.3%に達し、決済金額は総額 126.7 兆円となった。キャッシュレス決済の手段別シェアでは、「クレジットカード」が最も高く、全体の 83.5%(105.7 兆円)を占めている。他の決済手段別シェアは、「コード決済(QR コード決済)」が 8.6%(10.9 兆円)、「電子マネー」が 5.1%(6.4 兆円)、「デビットカード」が 2.9%(3.7 兆円)と続く。日本では依然としてクレジットカードが主流なキャッシュレス決済手段である。加えて、近年、コード決済(QR コード決済)が電子マネーとデビットカードよりも顕著に増加している。

⁴⁷ シェアが確認できない場合は、当該決済手段の決済総額や利用実態について調査を実施した。なお、現金と銀行振込・口座振替については、現金と銀行振込・口座振替以外のキャッシュレス決済手段の各国の「決済比率」に基づき、「1-(キャッシュレス決済比率)」の計算により、普及・利用割合を算出した。

図表 16 我が国のキャッシュレス決済額及び比率の推移(2023 年)



(出所)経済産業省ニュースリリース(2024 年 3 月 29 日)「2023 年のキャッシュレス決済比率を算出しました」(キャッシュレス決済比率の分母:民間最終消費支出(2023 年は 322.4 兆円))

図表 17 キャッシュレス決済額及び比率の内訳の推移

(兆円)	暦年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
キャッシュレス(CL)合計	決済額	64.7	73.5	81.9	85.8	95.0	111.0	126.7	
	比率	21.3%	24.1%	26.8%	29.7%	32.5%	36.0%	39.3%	
	①クレジット	決済額	58.4	66.7	73.4	74.5	81.0	93.8	105.7
		CL内割合	90.2%	90.7%	89.7%	86.8%	85.3%	84.5%	83.5%
	②デビット	決済額	1.1	1.3	1.7	2.2	2.7	3.2	3.7
		CL内割合	1.7%	1.8%	2.1%	2.5%	2.8%	2.9%	2.9%
	③電子マネー	決済額	5.2	5.5	5.8	6.0	6.0	6.1	6.4
		CL内割合	8.0%	7.5%	7.0%	7.0%	6.3%	5.5%	5.1%
	④コード決済	決済額	-	0.2	1.0	3.2	5.3	7.9	10.9
		CL内割合	-	0.2%	1.2%	3.7%	5.6%	7.1%	8.6%
民間最終消費支出	額	303.3	305.2	305.8	288.6	292.0	308.5	322.4	

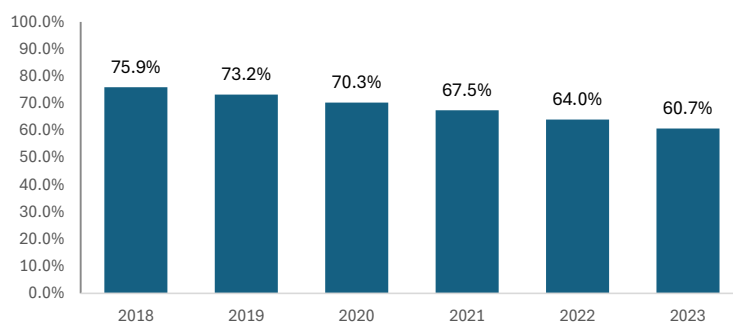
(出所)経済産業省ニュースリリース(2024 年 3 月 29 日)「2023 年のキャッシュレス決済比率を算出しました」(決済比率の分母:民間最終消費支出(2023 年は 322.4 兆円))

②現金、銀行振込/口座振替

民間最終消費支出からキャッシュレス決済金額を除いた分が現金・銀行振込・口座振替による決済であるとした場合、2023 年において、日本の決済金額に占める現金・銀行振込・口座振替の割合は決済金額総額ベースで 60.7%である。この割合は年々低下しているものの、

依然として現金や伝統的な銀行決済が大部分を占めている状況がうかがえる。

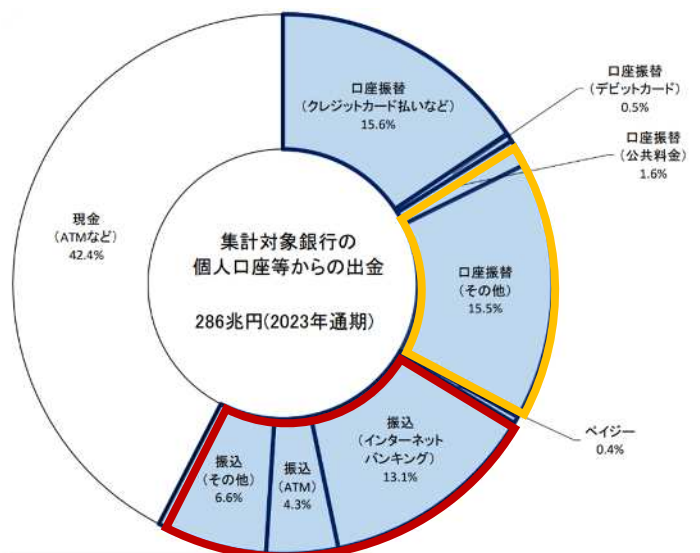
図表 18 現金や銀行振込/口座振替等の決済比率推移(日本)



(出所) 公知情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成⁴⁸(決済比率の分母: 民間最終消費支出(2023 年は 322.4 兆円))

また、2023 年における大手銀行での個人給与受取口座等からの出金割合の内訳では、現金が 42.4%と最も高く、次いで振込が 24.0%(インターネットバンキング、ATM、その他の合計(図内赤枠内))、口座振替が 17.1%(公共料金とその他の合計(図内黄枠内))である。このデータから、個人の給与口座からの払出しにおいても、現金の利用が依然として大きな割合を占めていることがわかる。

図表 19 個人給与受取口座等からの払出しに占める出金手段の割合



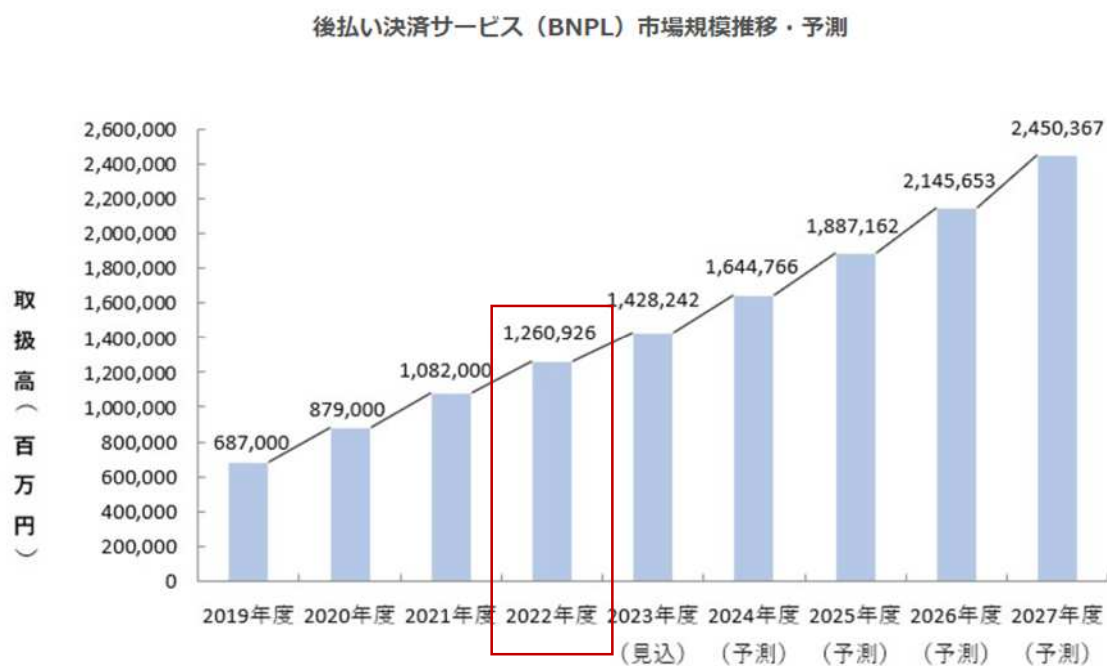
(出所) 一般社団法人全国銀行協会「キャッシュレスによる払出し比率」(払出し比率の分母: 個人給与受取口座等からの払出し金額(286 兆円))

⁴⁸ 図表 17 キャッシュレス決済比率に基づき、「1-(キャッシュレス決済比率)」の計算により、現金と銀行振込・口座振替の決済比率を算出した。

③BNPL

BNPL の決済手段としてのシェアの公表情報は確認できないものの、BNPL の決済総額 (BNPL サービス提供事業者の取扱高ベース) は堅調に拡大しており、2022 年度は 1 兆 2,609 億円だった。

図表 20 BNPL の決済総額の推移



(出所) 矢野経済研究所「EC 決済サービス市場に関する調査(2024 年)」⁴⁹

⁴⁹ https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3500

④暗号資産・ステーブルコイン

暗号資産・ステーブルコインの決済手段としてのシェアの公表情報は確認できないものの、現在決済手段として「仮想通貨」を利用していると回答した割合は、3.1%である。

図表 21 日常の決済手段 利用有無



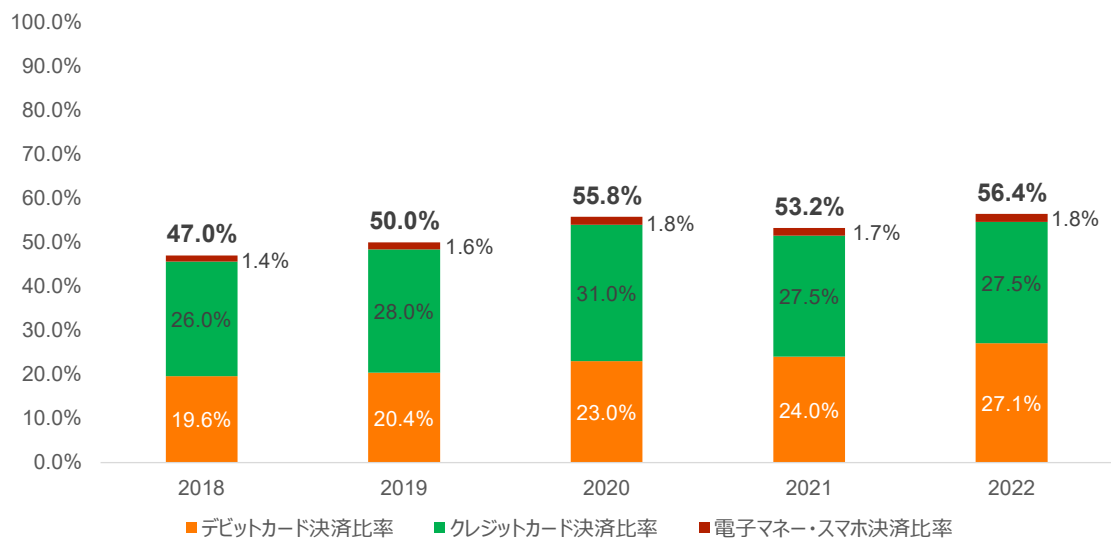
(出所) 一般社団法人全国銀行協会「よりよい銀行づくりのためのアンケート調査(2021 年)」
(n=3,400(18～79 歳の男女、一般生活者 3,400 名+企業経営者 300 名)、複数回答)

2.2.2.2 米国

①キャッシュレス決済手段（電子マネー、QRコード決済、デビットカード、クレジットカード）

米国における2022年のキャッシュレス決済比率は決済金額総額ベースで56.4%であった。その内訳は、クレジットカードが27.5%、デビットカードが27.1%、電子マネー・スマホ決済等⁵⁰が1.8%、とクレジットカードが最も高いシェアを占めている。

図表 22 キャッシュレス決済比率の推移(米国)



(出所)キャッシュレス決済比率は一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ」2019～2023 から引用(キャッシュレス決済比率の分母:民間最終消費支出(2022年は17.5兆米ドル))

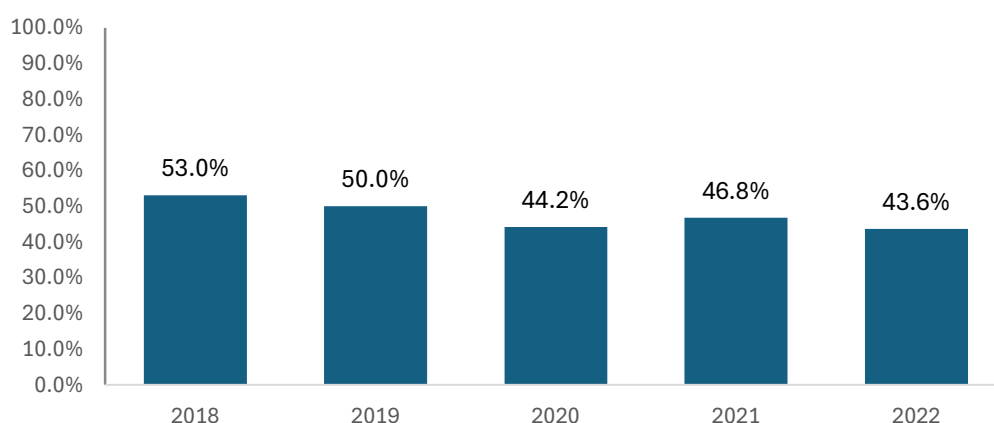
各決済手段の決済比率はBIS「Redbook」の「Value of cashless payments and withdrawal/deposit transactions」を基に、NTTデータ経営研究所が算出

⁵⁰ BISの統計上はE-money paymentsとの表記での記載。

②現金、銀行振込/口座振替

米国のキャッシュレス決済比率（詳細は「2.2.2.2 米国①キャッシュレス決済手段（電子マネー、QR コード決済、デビットカード、クレジットカード）」を参照（P60））を踏まえると、家計と非営利サービス機関における現金や銀行振込/口座振替等の決済金額に占める割合は、2022年に決済金額総額ベースで 43.6%となった。

図表 23 現金や銀行振込/口座振替等の決済比率推移(米国)



（出所）一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ」2019～2023掲載のキャッシュレス決済比率を基に、NTT データ経営研究所にて算出（決済比率の分母：民間最終消費支出（2022 年は 17.5 兆米ドル）

また、BIS「Redbook」の「Retail payments, currency and related indicators」⁵¹によると、米国において 2022 年の小切手の決済金額（商業利用等を含む）は、約 27 兆米ドルであり、家計と非営利サービス機関におけるクレジットカード決済金額（約 4.8 兆米ドル）とデビットカード決済金額（約 4.7 兆米ドル）の合計値と比較すると 3 倍以上利用されている状況であるため、デジタル化が進んだ現在でも小切手の文化が根付いていることは米国の特徴である。ただし、家計と非営利サービス機関におけるクレジットカード決済金額（約 4.8 兆米ドル）とデビットカード決済金額（約 4.7 兆米ドル）は商業利用等における決済金額を含まない点に注意されたい。

⁵¹ https://data.bis.org/topics/CPMI_CT/tables-and-dashboards/BIS,CPMI_T6,1.0?dimensions=REP_CTY%3AUS

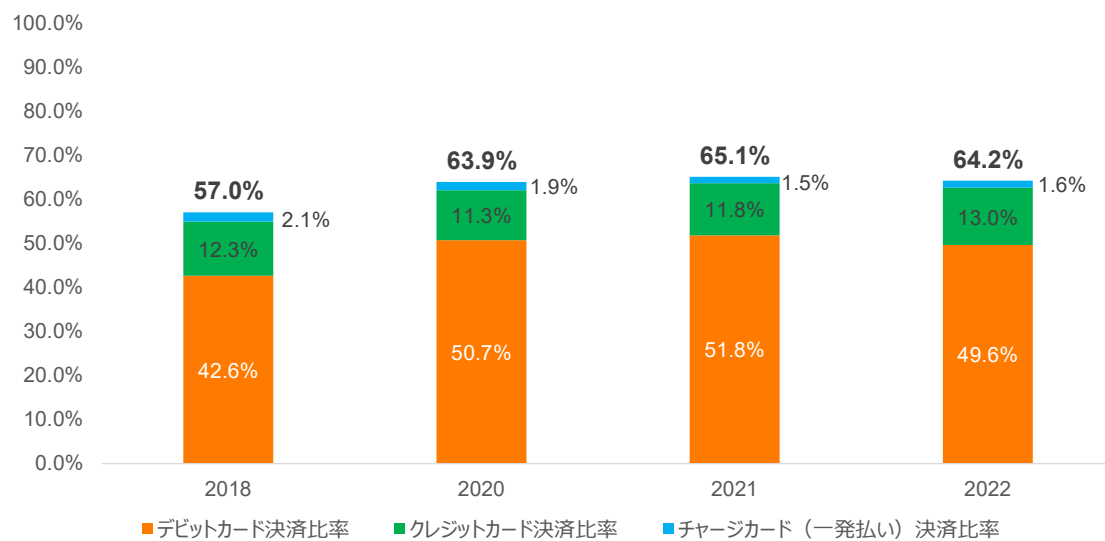
2.2.2.3 英国

①キャッシュレス決済手段（電子マネー、QRコード決済、デビットカード、クレジットカード）

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ(2023)」によると、英国における2022年のキャッシュレス決済比率は決済金額総額ベースで64.2%であった。

その内訳は、デビットカードが49.6%、クレジットカードが13.0%、チャージカード⁵²が1.6%とデビットカードが最も高いシェアを占めている。

図表 24 キャッシュレス決済比率の推移(英国)



(出所)キャッシュレス決済比率は一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ」2019～2023 から引用(決済比率の分母:民間最終消費支出(2022年は1.91兆米ドル))

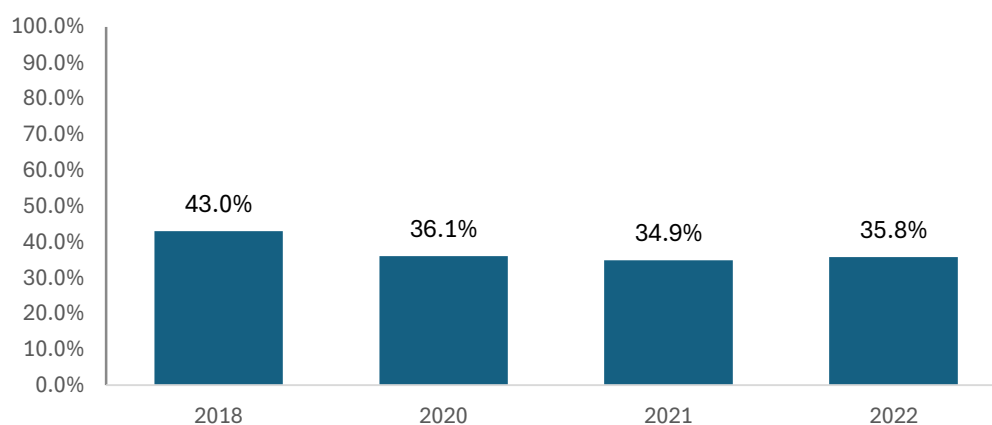
各決済手段の決済比率はBIS「Redbook」の「Value of cashless payments and withdrawal/deposit transactions」を基に、NTTデータ経営研究所が算出。

⁵² 分割払いの機能がない(1回払いのみ)のクレジットカード(BISの統計では“card with a delayed debit”と記載)

②現金、銀行振込/口座振替

英国のキャッシュレス決済比率(詳細は「2.2.2.3 英国①キャッシュレス決済手段(電子マネー、QR コード決済、デビットカード、クレジットカード)」を参照(P62))を踏まえると、現金や銀行振込/口座振替等の決済金額に占める割合は、2022 年に決済金額総額ベースで 35.8%となった。

図表 25 現金や銀行振込/口座振替等の決済比率推移(英国)



(出所) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ」2019～2023 掲載のキャッシュレス決済比率を基に、NTT データ経営研究所にて算出(決済比率の分母: 民間最終消費支出(2022 年は 1.91 兆米ドル))

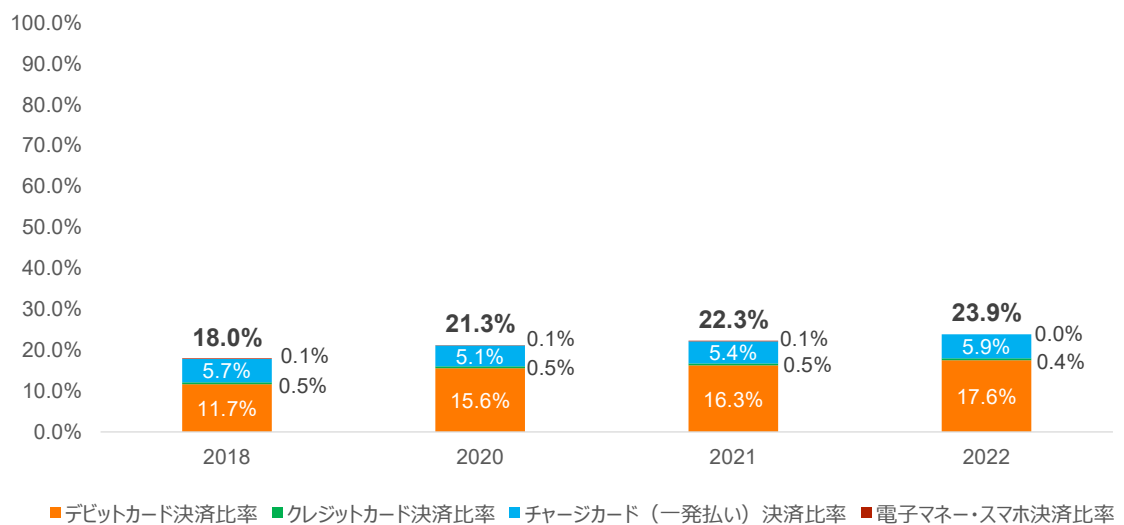
2.2.2.4 ドイツ

①キャッシュレス決済手段（電子マネー、QRコード決済、デビットカード、クレジットカード）

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ(2023)」によると、ドイツにおける2022年のキャッシュレス決済比率は決済金額総額ベースで23.9%であった。

その内訳は、デビットカードが17.6%、チャージカードが5.9%、クレジットカードが0.4%と、デビットカードが最も高いシェアを占めている⁵³。

図表 26 キャッシュレス決済比率の推移(ドイツ)



（出所）キャッシュレス決済比率は一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ」2019～2023 から引用（決済比率の分母：民間最終消費支出（2022 年は 2.08 兆米ドル）

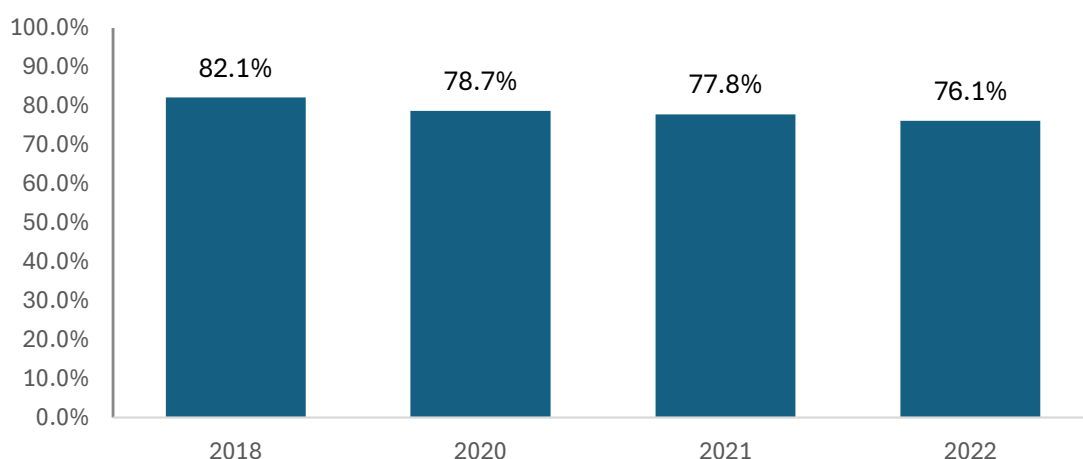
各決済手段の決済比率は BIS「Redbook」の「Value of cashless payments and withdrawal/deposit transactions」を基に、NTT データ経営研究所が算出

⁵³ 電子マネー・スマホ決済比率は、小数点第 2 位以下で切り捨てる端数処理に寄るため、0.0%となる（決済額としては 479.884 million Euro (2022 年)。

②現金、銀行振込/口座振替

ドイツのキャッシュレス決済比率(詳細は「2.2.2.4 ドイツ①キャッシュレス決済手段(電子マネー、QR コード決済、デビットカード、クレジットカード)」を参照(P64))を踏まえると、現金や銀行振込/口座振替等の決済金額に占める割合は、2022 年に決済金額総額ベースで 76.1% となった。

図表 27 現金や銀行振込/口座振替等の決済比率推移(ドイツ)



(出所) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ」2019～2023 掲載のキャッシュレス決済比率を基に、NTT データ経営研究所にて算出(決済比率の分母: 民間最終消費支出(2022 年は 2.08 兆米ドル))

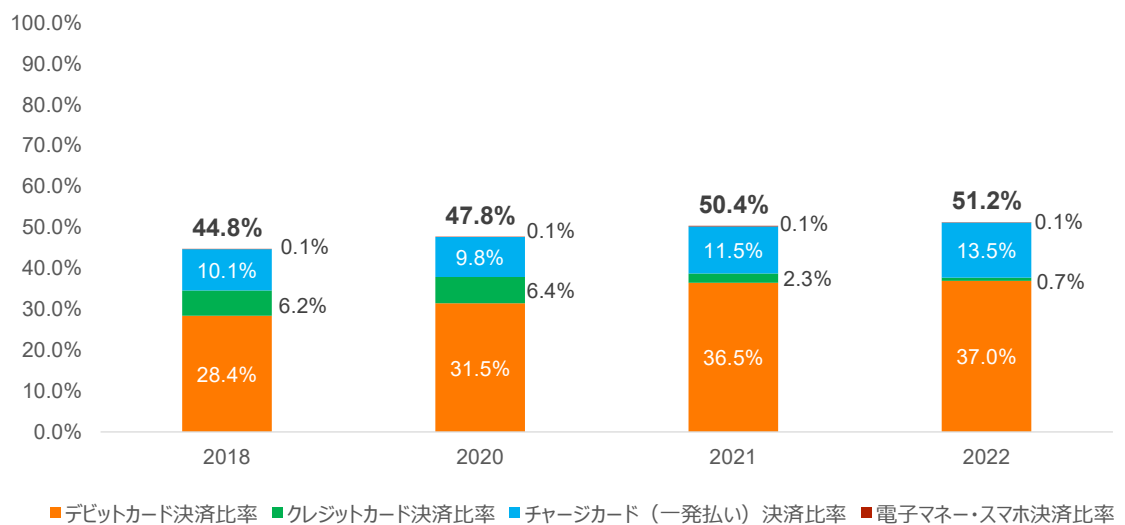
2.2.2.5 フランス

①キャッシュレス決済手段（電子マネー、QRコード決済、デビットカード、クレジットカード）

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ(2023)」によると、フランスにおける2022年のキャッシュレス決済比率は決済金額総額ベースで51.3%であった。

その内訳は、デビットカードが37.0%、チャージカードが13.5%、クレジットカードが0.7%、電子マネー・スマホ決済が0.1%と、デビットカードが最も高いシェアを占めている。

図表 28 キャッシュレス決済比率の推移(フランス)



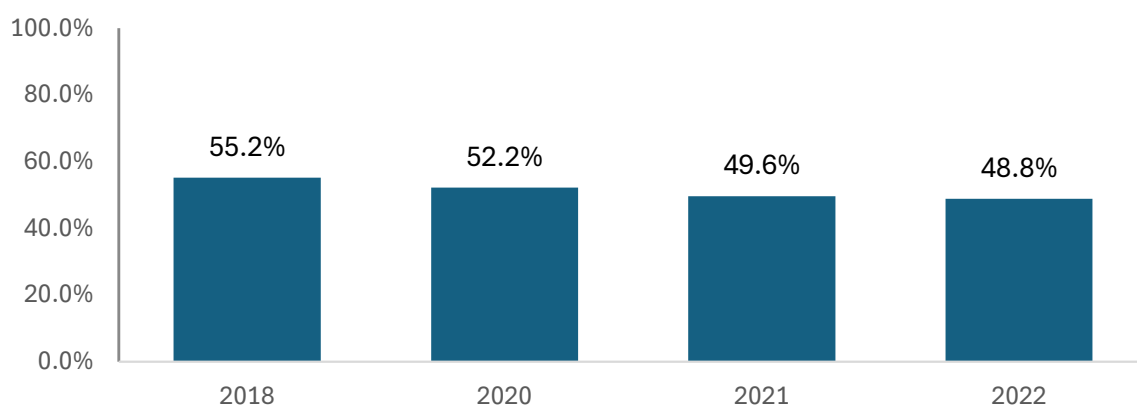
（出所）キャッシュレス決済比率は一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ」2019～2023 から引用（決済比率の分母：民間最終消費支出（2022 年は 1.14 兆米ドル）

各決済手段の決済比率は BIS「Redbook」の「Value of cashless payments and withdrawal/deposit transactions」を基に、NTT データ経営研究所が算出

②現金、銀行振込/口座振替

フランスのキャッシュレス決済比率（詳細は「2.2.2.5 フランス①キャッシュレス決済手段（電子マネー、QR コード決済、デビットカード、クレジットカード）」を参照（P66））を踏まえると、現金や銀行振込/口座振替等の決済金額に占める割合は、2022 年に決済金額総額ベースで 48.8%となった。

図表 29 現金や銀行振込/口座振替等の決済比率推移(フランス)



（出所）一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ」2019～2023 掲載のキャッシュレス決済比率を基に、NTT データ経営研究所にて算出（決済比率の分母：民間最終消費支出（2022 年は 1.14 兆米ドル）

2.2.3 各種決済手段の法的枠組み、利用者保護法令

各国における現行の、各種決済手段を規制する法令及び、利用者保護について規制する法令に関し、以下の 7 項目について調査を実施した⁵⁴。なお、現行法令が確認できない場合は、各国または地域において現在進められている法整備の状況について調査を実施した。

(決済手段について規制する法令)

- ✓ 決済手段の定義
- ✓ 民間事業者が決済手段を提供する為の参入様式(登録、認可、免許等)及び、参入要件

(利用者保護について規制する法令)

- ✓ 資金保護に関する規定
- ✓ 無権限取引に関する規定(不正利用等への対応)
- ✓ 破綻時の対応に関する規定
- ✓ 個人情報保護への対応に関する規定

⁵⁴ 現金に関しては、決済手段の定義のみ調査を実施した。

2.2.3.1 日本

本調査の対象となる決済手段を規制する日本の法令は、資金決済法（電子マネー、QRコード決済（スマホ決済）、暗号資産、ステーブルコイン）、銀行法（銀行振込/口座振替、デビットカード）、割賦販売法（クレジットカード、BNPL⁵⁵）、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律及び日本銀行法（現金）である。また、各種決済手段の利用者保護については、各種決済手段を規制する法令に加え、包括的な法令である個人情報保護法で規定されている⁵⁶。

図表 30 決済手段を規制する法令の一覧

決済種別	主な法令 ⁵⁷	主な所管機関 ⁵⁸
電子マネー	資金決済法	金融庁
QRコード決済 (スマホ決済)	資金決済法	金融庁
現金	(貨幣) 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律	財務省
	(紙幣) 日本銀行法	日本銀行
銀行振込/口座振替	銀行法	金融庁
デビットカード	銀行法	金融庁
クレジットカード	割賦販売法	経済産業省
BNPL	割賦販売法	経済産業省
暗号資産(bitcoin等)	資金決済法	金融庁
ステーブルコイン	資金決済法	金融庁

⁵⁵ BNPL に関しては、割賦販売法上のカード等を利用することがない2カ月以上の信用供与である「個別信用購入あっせん業」に該当する場合のみ、割賦販売法の規制対象となる

⁵⁶ なお、法令の他に、金融庁による「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(個人情報取扱業者を対象に、利用目的の特定(第2条)、機敏情報の取扱い(第5条)、安全管理措置(第8条)等が規定)や、経済産業省による「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」(与信事業者(クレジットカード会社やBNPL事業者等)を対象に、金融庁ガイドラインの同様、利用目的の限定、機敏情報の取扱い、安全管理措置等利用目的の特定(第2条)、機敏情報の取扱い(第5条)、安全管理措置(第8条)等を規定)の遵守が求められる。

⁵⁷ 各決済手段の発行・流通等を規制する主な法令を記載。当該法令が確認できなかった場合は、マネー・ローンダリング防止のための法令等を調査した。

⁵⁸ 各決済手段の発行・流通事業者等の監督や検査を行う行政機関。現金は、発行事業者が民間事業者ではないため、現金の発行を実施する行政機関を記載。

①電子マネー

■ 決済手段の定義

電子マネーは電磁的方法により記録された金額情報を用いた支払い手段であるため、資金決済法上の前払式支払手段の一種である。資金決済法上の前払式支払手段の定義を以下に記す(資金決済法第 3 条)。

- 証票、電子機器その他の物(以下「証票等」という。)に記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録される金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。)に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。)であって、発行者等から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することが可能であるもの
- 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号(電磁的方法により証票等に記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。)であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することが可能であるもの

■ 参入様式と参入要件

電子マネーを発行できる事業者として、自家型発行者と第三者型発行者の 2 種類が存在する。自家型発行者は、自社のみの商品・サービスの支払いのみに使用できる電子マネー等の前払式支払手段を発行することができ、事業運営のための届出⁵⁹を金融庁に提出する必要がある。

また、第三者型発行者は、自社以外の商品・サービスの支払いに利用できる電子マネー等の前払式支払手段を発行することができ、事業運営のための金融庁による登録が必要である。

自家型発行者と第三者型発行者の参入要件を以下に記す。

【自家型発行者】(資金決済法第 5 条)

氏名、住所、資本金(法人の場合)、業務内容等を金融庁に届け出る必要がある。

【第三者型発行者】(資金決済法第 10 条) ※登録拒否要件

業務内容が公序良俗に反するもの、業務を適切に行うための体制が整備されていない法人、役員が心神耗弱である場合や、一定以上の刑に処せられてから一定期間を経過していない場合等は、登録することができない。

⁵⁹ 発行済みの前払式支払手段の未使用残高が3月末、9 月末に 1000 万円を超えない場合は、資金決済法の適用を受けない。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

発行保証金の供託の義務があり、3 月末又は 9 月末に、発行済み前払式支払手段の未使用残高が 1,000 万円を超えたときは、その未使用残高の 2 分の 1 以上の額に相当する額を最寄りの供託所(法務局)に供託する必要がある(資金決済法 14 条)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことによって発生した利用者の損失の補償や、その他の対応に関する方針を利用者に提供する必要がある(前払式支払手段に関する内閣府令 23 条の 2 第 1 項)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

業務の廃止等の以下の条件に該当する場合は、前払式支払手段の保有者への払い戻しが義務付けられている(資金決済法 20 条)。

- 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合(相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。)
- 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき
- その他内閣府令で定める場合

■ 個人情報保護への対応

前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その発行の業務に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない(資金決済法 21 条)。

また、上記の業法上の規定に加え、個人情報保護法による、個人情報取扱業者による個人情報の利用目的の特定、目的を逸脱した利用の禁止、適切な取得、安全管理措置、情報漏洩時の報告義務、第三者提供の制限等の規定の適用を受ける。

②QR コード決済(スマホ決済)

QR コード決済も、電子マネーと同様に電磁的方法により記録された金額情報を用いた支払い手段であり、資金決済法上の前払式支払手段の一種であるため、①電子マネーと同様に規制される(詳細は、「2.2.3.1 日本①電子マネー」を参照(P70))⁶⁰。なお、電子マネーとの差異は、支払いの際に、料金等の請求情報を変換した QR コードやバーコードを、スマートフォン等の電子機器で読み込むことによって支払いを行うことである。

⁶⁰ QR コード決済には、事前に残高をチャージする前払型、チャージ不要で銀行口座等から直接引き落とされる即払型、クレジットカード等によって後日支払う後払型に分類され、また、これらの類型を組み合わせたサービスも存在している。本報告書では、PayPay や楽天ペイ等の日本の QR コード決済で一般的に利用されている前払型を対象として調査・整理している。

また、QRコード決済サービスのうち、利用者間でのチャージ残高の移動(送金)や銀行口座への払出し機能を備えたサービスを提供する場合は、資金移動業者としての登録が必要である。

③現金

■ 決済手段の定義

日本の現金(通貨)は、貨幣及び日本銀行券と定められている(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 2 条 3 項)。なお、貨幣は、政府がその製造及び発行の権能を有し、独立行政法人造幣局がその製造を行っており(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 4 条)、日本銀行券は、日本銀行が発行している(日本銀行法 46 条 1)。

④銀行振込/口座振替

■ 決済手段の定義

銀行振込/口座振替について、銀行法上に明確な定義は記載されていないものの、銀行業としての営業可能な行為である「内国為替取引」に該当すると考えられる(銀行法 2 条)⁶¹。なお、「銀行法2条2項2号にいう『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」という判例がある(最決平成 13 年 3 月 12 日刑集 55 卷 2 号 97 頁)。

■ 参入様式と参入要件

銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ営むことができず、金融庁から免許を取得する必要がある(銀行法 4 条)。

また、銀行業を免許申請時に、申請者の財産的基礎や人的構成に関する基準(以下に銀行法 4 条 2 項の規定を記載)へ適合しているか否かについて審査を受ける必要がある。

- 銀行業の免許の申請者が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること
- 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することが可能である知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

バーゼル規制に基づき、銀行は国外での営業の有無に応じて、一定の自己資本比率を達成することが求められる。具体的には、国際的に活動する銀行の場合は、自己資本比率 8% 以上、国内のみで活動する銀行の場合は自己資本比率 4% 以上を維持しなければならない。

⁶¹ 金融庁金融研究センター(<https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2020/DP2020-6.pdf>)によると、為替取引には送金や振込みが含まれる。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(以下、「預金者保護法」という。)に基づき、偽造キャッシュカード、盗難キャッシュカードによる ATM からの不正引出しがあった場合、本人に過失がないことを原則として、当該被害額の全額を金融機関が補償する必要がある。ただし、被害後速やかな届出が、補償の条件である(預金者保護法 4 条、5 条)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

預金保険制度により、金融機関が破綻した場合には、定期預金や利息の付く普通預金等(一般預金等)⁶²は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本 1,000 万円までの預金に加え、破綻日までの利息等が保護される。それを超える部分は、破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性がある。⁶³

■ 個人情報保護への対応

銀行法施行規則にて、個人顧客情報の安全管理措置、個人顧客情報の漏えい等報告、返済能力情報の取扱い、特別の非公開情報の取扱いについて規定されている(銀行法施行規則 13 条の 6 の 5～7)。

また、上記の業法上の規定に加え、個人情報保護法の適用を受ける。

⑤デビットカード

デビットカードは、銀行法上に明確な定義は記載されていないものの、銀行業としての業務範囲⁶⁴に含まれているため、③銀行振込/口座振替と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.1 日本④銀行振込/口座振替」を参照(P72))。

⑥クレジットカード

■ 決済手段の定義

クレジットカード決済は、割賦販売法上の包括信用購入あっせんに該当する。包括信用購入あっせんは、クレジットカード利用者が加盟店で商品等を購入する際に、クレジットカード発行者が当該商品の代金を利用者に代わって加盟店へ立替払いをし、後日、利用者が当該代金をクレジットカード発行者に 2 カ月を超えて支払う取引のことである。割賦販売法上の包括信用あっせんの定義を以下に記す(割賦販売法 2 条 3 項)。

⁶² なお、当座預金・利息のつかない普通預金などの決済用預金に該当するものは、全額保護される。

⁶³ <https://www.fsa.go.jp/policy/payoff/>

⁶⁴ 金融庁による「主要行等向けの総合的な監督指針(V-3-2)」では、銀行法 10 条 2 項各号に列挙された業務以外の付随業務として、電子マネー業務(オンラインデビットカードを含む)について記載されており、デビットカードも銀行が営む業務の範囲に含まれている。

- それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けることが可能であるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この項及び次項、第三章第一節並びに第三十五条の十六において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この項、同節、同章第三節、同条、第三章の四第二節、第四十一条及び第四十一条の二において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をするとともに、当該利用者から当該代金又は当該対価に相当する額をあらかじめ定められた時期までに受領すること(当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。)
- カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をするとともに、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領すること。

■ 参入様式と参入要件

包括信用購入あっせん業を営むためには、経済産業省への登録が必要である(割賦販売法 31 条)。また、包括信用購入あっせん業者としての登録要件(拒否要件)は、業務を適切に行うための体制が整備されていない法人、役員が一定以上の刑に処せられてから一定期間を経過していない場合等が該当する(割賦販売法 33 条 2 項)。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

割賦販売法にて、資金保護に関する規定は確認できない。クレジットカードの性質上、包括信用購入あっせん業者は顧客の資金を預かることが無いため、資金保護に関する規定はないものと考えられる。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

包括信用購入あっせん業者は、不正利用を防止するために必要な措置を講じることが義務付けられている(割賦販売法 35 条の 17 の 15)。

また、無権限取引に対する補償等の規定は割賦販売法上には確認できないものの、一般的に、カード会員規約に、不正利用に対する利用者への補償について規定されている(利用者の届出から 60 日前までに不正に取得されたカード情報の使用による損害を、カード発行者が利用者の経済的負担を負うといった対応等)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

利用者への払い戻し等に関する規定は確認できないものの、破綻時には、経済産業大臣に業務廃止の届出を行うことが規定されている(割賦販売法 35 条)。

また、販売会社の破綻等が生じた際には、利用者は支払い停止の抗弁を行使し、クレジットカード会社への代金の支払いを拒否することが可能である(割賦販売法第 30 条 4 項)。

■ 個人情報保護への対応

利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱いのための措置を講じる必要がある(割賦販売法 30 条 5 の 2)。また、クレジットカード番号等の漏えい防止措置等の適切な管理や、クレジットカード情報の適切な管理が義務付けられている(割賦販売法 35 条の 16)。

上記の割賦販売法上の規定に加え、個人情報保護法の適用を受ける。

⑦BNPL(Buy Now Pay Later)

■ 決済手段の定義

カード等を利用することがない 2 カ月以上の BNPL(後払い)は、個別信用購入あっせんに該当する。しかしながら、国内の主な BNPL サービス⁶⁵の中には決済から支払いまでを 2 カ月未満で実施する信用供与を実施しているサービスもあり、一部の BNPL サービスは現状の割賦販売法の適用範囲外となっている。

なお、割賦販売法上の個別信用購入あっせんの定義を以下に記す(割賦販売法 4 条)。

- カード等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をするとともに、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ

⁶⁵ 本調査で調査したネットプロテクションズの BNPL サービス(NP 後払い)は、商品等の購入の為の決済後、翌月 10 日に代金を支払う仕組みとなっている。

め定められた時期までに当該金額を受領すること(当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。)をいう。

■ 参入様式と参入要件

個別信用購入あっせん業を営むためには、経済産業省への登録が必要である(割賦販売法 35 条 3 項 23)。また、包括信用購入あっせん業者としての登録要件(拒否要件)としては、業務を適切に行うための体制が整備されていない法人、役員が一定以上の刑に処せられてから一定期間を経過していない場合等が該当する(割賦販売法(第 35 条 3 項 26))。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

割賦販売法にて、資金保護に関する規定は確認できない。BNPL の性質上、個別信用購入あっせん業者は顧客の資金を預かることが無いため、資金保護に関する規定はないものと考えられる。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

割賦販売法にて、個別信用購入あっせん業者に対する無権限取引への補償等の規定は確認できない。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

利用者への払い戻し等に関する規定は確認できないものの、破綻時には、経済産業大臣に業務廃止の届出を行うことが規定されている(割賦販売法 35 条 3 項 33)。

また、販売会社の破綻等が生じた際には、利用者は支払い停止の抗弁を行使し、個別信用購入あっせん業者への代金の支払いを拒否することが可能である(割賦販売法第 35 条 3 項 19)。

■ 個人情報保護への対応

利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱いのための措置を講じる必要がある(割賦販売法 35 条 3 項 20)。また、割賦販売法上の規定に加え、個人情報保護法の適用を受ける。

⑧暗号資産

■ 決済手段の定義

暗号資産は、インターネット等の電子情報処理組織を用いてやりとりできる財産的価値であり、資金決済法では以下のように定義されている(資金決済法 2 条 14 項)。

- 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことが可能である財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することが可能であるもの
- 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことが可能である財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することが可能であるもの

■ 参入様式と参入要件

暗号資産交換業を営むためには、内閣総理大臣（金融庁）への登録が必要である（資金決済法 63 条）。また、暗号資産交換業者としての登録要件（拒否要件）としては、業務を適切に行うための体制が整備されていない法人、役員が心神耗弱である場合や、一定以上の刑に処せられてから一定期間を経過していない場合等が該当する（資金決済法 63 条の5）。

■ 資金保護（当局への供託金の有無）

暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、信託会社等に信託しなければならない。また、暗号資産交換業の利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない（資金決済法 63 条の11）。

さらに、履行保証暗号資産（利用者の暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産）を自己の暗号資産として保有し、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない（資金決済法 63 条の11の 2）。

■ 無権限取引への対応（不正利用等への対応）

取引が詐欺等の犯罪行為に利用された場合は、利用者の保護を図るために、取引の停止等の措置を講じなければならない（暗号資産交換業者に関する内閣府令 23 条 2 項）。

また、利用者の暗号資産の外部への流出等の不祥事が発生した場合、事実関係⁶⁶、発生原因分析、改善・対応策等に関する深度あるヒアリングや、利用者への影響や、利用者に対する説明・問合せ対応の適切性に関する検証が金融庁によって実施される⁶⁷。

■ 破綻時の対応（払い戻し等）

暗号資産交換業者の登録が取り消された場合、暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、管理する利用者の財産を速やかに返還しなければならない（資金決済法63条の 21）。

⁶⁶ 当該行為が発生した営業所、当該行為者の氏名・職名・職歴、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間、発覚の端緒等の事実。

⁶⁷ <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/16.pdf>

■ 個人情報保護への対応

暗号資産交換業者は、暗号資産交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない(資金決済法 63 条の 8)。
上記の資金決済法上の規定に加え、個人情報保護法の適用を受ける。

⑨ステーブルコイン

■ 決済手段の定義

金融庁はステーブルコインを「特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術(又はこれと類似の技術)を用いているもの」と整理している⁶⁸。

また、法定通貨建てのステーブルコインの内、デジタルマネー類似型⁶⁹は電子決済手段として位置付けられている。資金決済法上の電子決済手段の定義を以下に記す(資金決済法 2 条 5 項)。

- 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことが可能である財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することが可能であるもの(第三号に掲げるものに該当するものを除く。)
- 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことが可能である財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することが可能であるもの(次号に掲げるものに該当するものを除く。)
- 特定信託受益権
- 前号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの。

■ 参入様式と参入要件

電子決済手段等取引業を営むためには、内閣総理大臣(金融庁)への登録が必要である(資金決済法 62 条の 3)。また、電子決済手段等取引業者としての登録要件(拒否要件)としては、十分な財政的基盤を有さない法人、免許取消してから 5 年を経過しない法人、役員が心神耗弱である場合や、一定以上の刑に処せられてから一定期間を経過していない場合等が該当する(資金決済法 62 条の 6)。

⁶⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211117/seiri.pdf>

⁶⁹ 法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同格で償還を約するもの(及びこれに準ずるもの)。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

電子決済手段等取引業者は、利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなければならない(資金決済法 62 条の 10)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

取引が詐欺等の犯罪行為に利用された場合は、利用者の保護を図るために、取引の停止等の措置を講じなければならない(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 30 条 2 項)。

また、無権限取引によって生じる利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について利用者に情報提供しなければならない(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 29 条 7 項)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

電子決済手段等取引業者の登録が取り消された場合、負担する債務の履行を速やかに完了し、管理する利用者の財産を速やかに返還しなければならない(資金決済法 62 条の 26)。

■ 個人情報保護への対応

電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない(資金決済法 62 条の 10)。

上記の資金決済法上の規定に加え、個人情報保護法の適用を受ける。

2.2.3.2 米国

本調査の対象となる決済手段を規制する米国の法令は、電子マネー、QR コード決済、銀行振込/口座振替は各州の送金業者法、現金は合衆国憲法、デビットカードは銀行法(国法銀行法または各州の銀行法)、クレジットカードと BNPL は銀行法(国法銀行法または各州の銀行法)に加え貸付真実法(TILA)、暗号資産とステーブルコインは、各州の送金業者法又は各州の暗号資産規制である。

州法については、ニューヨーク州の法律を代表例として調査した。また、各種決済手段の利用者保護については、各種決済手段を規制する法令に加え、金融機関を対象としたグラム・リーチ・ブライリー法(Gramm-Leach-Bliley Act、以下「GLBA」という)、金融プライバシー権利法(Right to Financial Privacy Act、以下「RFPA」という)で規定されている。

図表 31 決済手段を規制する法令の一覧

決済種別	主な法令 ⁷⁰	主な所管機関 ⁷¹
電子マネー	各州の送金業者法 ⁷²	各州の規制当局
QRコード決済 (スマホ決済)	各州の送金業者法	各州の規制当局
現金	(貨幣・紙幣共通) 合衆国憲法	連邦準備制度理事会 (FRB)
銀行振込/口座振替	各州の送金業者法	各州の規制当局
デビットカード	銀行法 ⁷³	通貨監督局(OCC)又は各 州の規制当局
クレジットカード	銀行法 ⁷⁴	通貨監督局(OCC)又は各 州の規制当局
	貸付真実法(TILA)及び 貸付真実法に関する規則 (Regulation Z)	米国消費者金融保護局 (CFPB)
BNPL	銀行法 ⁷⁴	通貨監督局(OCC)又は各 州の規制当局
	貸付真実法(TILA)及び 貸付真実法に関する規則 (Regulation Z)	米国消費者金融保護局 (CFPB)
暗号資産(bitcoin等)	各州の送金業者法 又は 各州の暗号資産規制 ⁷⁵	各州の規制当局
ステーブルコイン	各州の送金業者法 又は 各州の暗号資産規制 ⁸⁶	各州の規制当局

①電子マネー

■ 決済手段の定義

統一マネーサービス法(以下「UMSA」という)では、「マネーサービス」(money services)を、

⁷⁰ 各決済手段の発行・流通等を規制する主な法令を記載。当該法令が確認できなかった場合は、マネー・ローンダリング防止のための法令等を調査した。

⁷¹ 各決済手段の発行・流通事業者等の監督や検査を行う行政機関。現金は、発行事業者が民間事業者ではないため、現金の発行を実施する行政機関を記載。

⁷² 統一マネーサービス法(Uniform Money Service Act、以下「UMSA」という)に対して調査を実施した。

⁷³ 米国の商業銀行(日本の預金取扱機関に相当する金融機関の一種)は、二元銀行制度(Dual Banking System)の下、連邦法に基づく国法銀行(national bank)と州法に基づく州法銀行(state bank)とが併存している。ここでは、連邦法である国法銀行法を調査した。

⁷⁴ クレジットカードを銀行が発行する場合は、銀行法(上述のとおり、連邦法、州法の二元銀行制度である)の適用を受ける。本調査では、デビットカードにてすでに連邦法(国法銀行法)を調査したため、州の銀行法の規定を確認するために、クレジットカード・BNPLについてはニューヨーク州の銀行法について調査した。

⁷⁵ ニューヨーク州の暗号資産規制に対して調査を実施した。

送金、小切手の現金化、両替と定義している(USMA 102 条 13 項)。また、「送金(money transmission)」の定義には、「支払手段やストアードバリュー(stored value)の販売あるいは発行、又は、金銭あるいは金銭的価値の移転」が含まれている(USMA102 条 14 項)。なお、USMA では、「ストアードバリュー」とは、電子的記録によって証明される金銭的価値と定義されているため、電子マネーの販売又は発行は、USMA に定める送金に該当する(USMA102 条 21 項)。

■ 参入様式と参入要件

電子マネーの提供事業者は、各州の規制当局による免許を取得する必要がある(USMA201 条)。電子マネーの免許を取得するためには、事業者が以下の要件を満たした上で、各州の規制当局に提出する必要がある。

- 免許の取得のための申請書の提出(USMA 202 条)
- Surety Bond (保証書)の担保設定義務(USMA 204 条)
- 純資産(USMA 207 条)
- 投資制限(USMA 202, 701 条, 702 条)
- 報告義務(USMA 202, 603 条)
- 考査の受け入れ(USMA 202, 601 条)

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

担保設定と純資産の維持の義務に加え(USMA204 条)、支払手段、ストアードバリュー、送金に係る未払債務総額以上の時価総額について許容される投資(現金、商業銀行の預金証書や債券、為替手形、連邦・州・地方政府が発行する運用可能な手形、債券等)の維持が義務付けられている(USMA701 条、702 条)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

送金時の消費者の保護及び業者の義務を定めた法令である電子資金移動法にて、詐欺的な意図を持って送金が行われた場合等、送金業者は、送金に関連して送金者から提供されたすべての資金を払い戻す義務について規定されている(12 C.F.R § 1005.33、§ 1005.34)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

送金業者に対しては Surety Bond という顧客の資金保護の仕組みがあり、送金業者の破産が発生した場合の債務不履行から、債権者が保護される規定がある(USMA204 条)。

■ 個人情報保護への対応

金融機関による個人情報の取扱いを規制する連邦法である GLBA にて、個人情報にかか

るデータの共有や保護の方法についての説明責任が義務付けられている⁷⁶。また、金融プライバシー権利法(RFPA)では、連邦政府機関が個人の財務上の記録に係る情報を金融機関から入手することを原則禁止しており、当局が安全保障や国民の生命を守るために必要と証明した場合のみ入手できると規定されている(12 U.S.C § 3414)。

②QR コード決済 (スマホ決済)

QR コード決済は、USMA で規定されるストアードバリュー商品に該当する為⁷⁷、①電子マネーと同様に規制される(詳細は、「2.2.3.2 米国①電子マネー」を参照(P80))。

③現金

■ 決済手段の定義

合衆国貨幣と紙幣が、全ての債務、公課、租税その他の支払いのための法定通貨であることが示されている(31 U.S.C. § 5115)

④銀行振込/口座振替

銀行振込/口座振替は、USMA で規定される「マネーサービス」に該当するため、①電子マネーと同様に規制される(詳細は、「2.2.3.2 米国①電子マネー」を参照(P80))。

なお、銀行は、USMA の適用除外となっており、州の規制当局による免許を取得することなく、銀行振込/口座振替サービスを提供することが可能である(USMA 103 条)。

⑤デビットカード

■ 決済手段の定義

国法銀行法におけるデビットカードの定義は以下のとおり(12 C.F.R. § 235.2(f))。

- 1.口座から引き落とすためにペイメントカードネットワークを通じて発行または使用が承認されたカード、その他の支払いコードまたは機器を意味する
- 2.一般的なプリペイドカードを含む
- 3.適用除外
 - ◇ (i) 単一の加盟店または加盟店グループのみで提示により商品またはサービスと引き換えられるカード、その他の支払いコードまたは装置
 - ◇ (ii) 小切手、手形、または同様の紙媒体、またはその電子表現

■ 参入様式と参入要件

国法銀行の免許申請者は、申請書を提出して、OCC から免許を取得する必要がある(12

⁷⁶ GLBA の対象となる金融機関について、同法 527 条では、「金融機関とは信用、預金、信託、またはその他の金融口座または関係を維持する顧客に金融サービスを提供する事業に従事するあらゆる機関」と定義されており、銀行や証券会社、保険会社等だけではなく、送金業者やクレジットカード会社等の民間事業者も適用範囲に入っている。

⁷⁷ Electronic Funds Transfers (Regulation E), 61 Fed. Reg. 19, 696 (1996).

C.F.R. § 5.20(b))。免許の取得の際に、国法銀行は、定款の提出や、組織証明書を OCC に提出する必要があり、OCC は、資本要件や組織体制等に関する事実調査によって、免許の付与に関する決定を行う(12 C.F.R. § 5.20(e)(iii))。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

米国の銀行は、バーゼル規制に基づき、自己資本比率 8%以上を維持しなければならない。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

金融機関は消費者からの要求があった場合、消費者の口座に関わる不正な電子資金移動について責任を負わなければならない(12 C.F.R. § 1005.6)。

消費者からの通知のタイミングによって、補償額は以下のとおり変動する。

- 顧客が紛失に気づいてから 2 営業日以内に発行銀行に報告した場合、紛失や盗難に遭った際の米国のデビットカード利用者の賠償責任は 50 米ドルが上限
- 紛失または盗難が発見されてから 2 営業日以上経過して報告された場合は、上限が 500 米ドル(クレジットカードの場合は 50 米ドル)
- 明細書が送付されてから 60 日以上経過して報告された場合は、口座内の全資金が失われる可能性がある。⁷⁸

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

FDIC に加盟する銀行が破綻した場合には、その預金者一人あたり 25 万米ドルまでの普通預金・当座預金が、預金保険によって保護される。⁷⁹

■ 個人情報保護への対応

銀行等の金融機関は、GLBA 等によって①電子マネーと同様に規制される(詳細は、「2.2.3.2 米国①電子マネー」を参照(P80))。

⁷⁸ <https://consumer.ftc.gov/articles/lost-or-stolen-credit-atm-and-debit-cards>

⁷⁹ <https://www.fdic.gov/resources/deposit-insurance/faq>

⑥クレジットカード

■ 決済手段の定義

貸付真実法にて、消費者信用取引は以下のように定義されており、クレジットカードが含まれている(226 条 2(15)(I))。

- 信用(credit)により金銭、又は商品、労働、サービスを取得することを目的として存在するカード、プレート、クーポン帳、その他の信用証票をいう。

■ 参入様式と参入要件

クレジットカードを銀行が発行する場合は、銀行法の適用を受け、OCC 等からの免許を取得する必要がある。他方、銀行等の金融機関以外の民間事業者がクレジットカードの発行等の消費者信用取引を行う場合は各州法の適用を受け、各州の当局から認可を取得する必要がある。

ニューヨーク州銀行法では、州法銀行免許の申請を認めるか否かについて、以下の規準に照らして判断するとしている(ニューヨーク州銀行法 24 条)。

- 経営者の適格性
- 申請者が銀行法の趣旨に沿って、誠実かつ効率的に業務を行えるか否か
- 申請者への免許交付により、公共の利益に資するか否か

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

資金保護に関する規定は確認できない。クレジットカードの性質上、顧客の資金を預かることが無いため、資金保護に関する規定はないものと考えられる。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

無権限取引があった場合、消費者は当該請求に関する通知を適切に実施することによって、当該取引の払い戻しを受けることが可能である(12 C.F.R § 1026.13)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

払い戻し等に保護に関する規定は確認できない。クレジットカードの性質上、顧客の資金を預かることが無いため、払い戻し等に関する規定はないものと考えられる。

■ 個人情報保護への対応

金融機関は、GLBA 等によって①電子マネーと同様に規制される(詳細は、「2.2.3.2 米国①電子マネー」を参照(P80))。

⑦BNPL(Buy Now Pay Later)

消費者信用取引に該当するため、⑥クレジットカードと同様に規制される(2.2.3.2 米国⑥クレジットカード参照(P84))。

なお、CFPB による解釈規則内で、BNPL は、貸付真実法に関する規則(Regulation Z)上の信用の定義(債務の支払いを延期する権利、または債務を負担してその支払いを延期する権利)に該当するとされている⁸⁰。

⑧暗号資産

■ 決済手段の定義

ニューヨーク州では、暗号資産は以下のように定義されている(BitLicense 200.2p)。

- 仮想通貨とは、交換手段または電子的に保存された価値の形態として使用されるあらゆる種類のデジタル単位を意味する。

■ 参入様式と参入要件

金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN)はガイダンスにおいて、暗号資産の提供は送金の一形態と位置づけている。そのため、送金サービスの提供が可能なマネーサービス事業者とみなされるため電子マネーと同じく各州の規制当局による免許が必要である。

その一方で、ニューヨーク州は暗号資産サービス事業者向けの専用免許(BitLicense)の取得を義務付けている。専用免許(BitLicense)の取得に向けては、資本要件や、主要株主規制(免許申請時における当局への情報提供義務)、開示規制(顧客に対する情報開示規制義務)、行為規制(AML プログラム策定等の義務、顧客の身元確認プログラムの策定義務等)の要件がある(BitLicense 200.8, 200.9, 200.15, 200.19)

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

顧客資産の保管及び保護に関する規定として、事業者は顧客の利益のために、保証金、信託口座を維持しなければならない、またそれらを担保にしてはならないことが定められている(BitLicense200.9)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

各事業者は、書面による不正防止ポリシーを確立し維持する等、不正行為を検出及び防止するための合理的な措置を講じることが規定されている。不正防止ポリシーには、少なくとも以下の内容を明記する必要がある(BitLicense200.19g)。

- 不正関連のリスク領域の特定と評価
- 特定されたリスクから保護するための手順と制御

⁸⁰ <https://www.consumerfinance.gov/about-us/newsroom/cfpb-takes-action-to-ensure-consumers-can-dispute-charges-and-obtain-refunds-on-buy-now-pay-later-loans/>

- リスク監視の責任分担
- 不正防止手順、管理、及び監視メカニズムの定期的な評価と改訂の手順

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

ニューヨーク州法では払い戻し等の規定は確認できない。

■ 個人情報保護への対応

金融機関⁸¹は、GLBA 等によって①電子マネーと同様に規制される(詳細は、「2.2.3.2 米国①電子マネー」を参照(P80))。

⑨ステーブルコイン

■ 決済手段の定義

金融市場作業部会と FDIC が公表した「ステーブルコインに関する報告書」において、ステーブルコインとは「法定通貨や特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタル資産」と定義されている。また、金融市場に関する大統領作業部会のステーブルコインに関するレポート⁸²によると、米国では、ステーブルコインは兌換性仮想通貨とみなされているため、既存の規制体系においては、基本的にステーブルコインと暗号資産を同じものとして取扱っているものと考えられる。

■ 参入様式と参入要件

上記「金融市場に関する大統領作業部会のステーブルコインに関するレポート」にて、ステーブルコインと暗号資産は同じものとして扱われていることから、⑧暗号資産と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.2 米国⑧暗号資産を参照(P85))。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

New York State Department of Financial Services が公表した暗号資産に関するガイダンス(Virtual Currency Guidance)⁸³によると、ステーブルコインの発行事業者は、顧客資金の保護の観点から、当該ステーブルコインを裏付ける準備資産を所持する必要がある。準備資産は、発行主体の自己資産とは分別管理され、(i) 連邦預金保険公社(「FDIC」)により預金が保証されている米国の州立または連邦政府公認の預金取扱機関、または(ii) DFS が事前に書面で承認した資産保管機関によって、ステーブルコインの保有者の利益のために保管される必要がある(Virtual Currency Guidance 2a)。

⁸¹ 金融機関とは、信用、預金、信託、またはその他の金融口座または関係を維持する顧客に金融サービスを提供する事業に従事するあらゆる機関を意味する(GLBA527 条)ため、暗号資産・ステーブルコインサービス提供者も GLBA の対象になると考えられる。

⁸² https://home.treasury.gov/system/files/136/StableCoinReport_Nov1_508.pdf

⁸³ https://www.dfs.ny.gov/industry_guidance/industry_letters/il20220608_issuance_stablecoins

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

⑧暗号資産と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.2 米国⑧暗号資産」を参照(P85))。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

発行者は、ステーブルコインの合法的な保有者に対して、発行者から適時「適格償還注文」を受領した営業日の翌々営業日に額面でステーブルコインの単位を償還する権利を付与する明確かつ目立つ償還方針を採用しなければならず、その方針は事前に DFS の書面による承認を得る必要がある(Virtual Currency Guidance 1a)。⁸⁴

■ 個人情報保護への対応

金融機関⁸⁵は、GLBA 等によって①電子マネーと同様に規制される(詳細は、「2.2.3.2 米国①電子マネー」を参照(P80))。

2.2.3.3 英国

本調査の対象となる決済手段を規制する英国の法令は、電子マネー規則(電子マネー)と、決済サービス規則(QR コード決済、銀行振込/口座振替、デビットカード、クレジットカード)、硬貨法及び通貨銀行券法(現金)、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び資金移動規則 2017(暗号資産、ステーブルコイン)である。決済サービス規則によって、複数の決済手段を横断的に規制している点は、英国決済手段に関する法体系の特徴である。

また、暗号資産とステーブルコインは、金融サービス市場法の改正による規制が検討されている。なお、BNPLを規制する法令は確認できなかったが、法整備に向けて検討が進められている状況である。

さらに、各種決済手段の利用者保護については、各種決済手段を規制する法令に加え、包括的な法令であるデータ保護法で規定されている。

⁸⁴ https://www.dfs.ny.gov/industry_guidance/industry_letters/il20220608_issuance_stablecoins

⁸⁵ 金融機関とは、信用、預金、信託、またはその他の金融口座または関係を維持する顧客に金融サービスを提供する事業に従事するあらゆる機関を意味する(GLBA527 条)ため、暗号資産・ステーブルコインサービス提供者も GLBA の対象になると考えられる。

図表 32 決済手段を規制する法令の一覧

決済種別	主な法令 ⁸⁶	主な所管機関 ⁸⁷
電子マネー	電子マネー規則	金融行為監督機構 (FCA)
QR コード決済 (スマホ決済)	決済サービス規則	金融行為監督機構 (FCA)
現金	(貨幣) 硬貨法	王立造幣局
	(紙幣) 通貨銀行券法	イングランド銀行 (BOE)
銀行振込/口座振替	決済サービス規則	金融行為監督機構 (FCA)
デビットカード	決済サービス規則	金融行為監督機構 (FCA)
クレジットカード	決済サービス規則	金融行為監督機構 (FCA)
BNPL ⁸⁸	— (法整備予定)	—
暗号資産 (bitcoin 等) ⁸⁹	マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び資金移動規則 2017 (金融サービス市場法 (Financial Services and Market Act 2000) の改正予定)	金融行為監督機構 (FCA)
ステーブルコイン	マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び資金移動規則 2017 (「金融サービス市場法」・「決済サービス規則」の改正予定)	金融行為監督機構 (FCA)

①電子マネー

■ 決済手段の定義

電子マネー規則 (The Electronic Money Regulations 2011) では、電子マネーは以下の定義がなされている (電子マネー規則 3 条)。

- ① 電子的 (磁気的な場合を含む) に金銭的価値が蓄えられるもの
- ② 決済取引を行う目的で資金の受領時に発行されるもの

⁸⁶ 各決済手段の発行・流通等を規制する主な法令を記載。当該法令が確認できなかった場合は、マネー・ローンダリング防止のための法令等を調査した。

⁸⁷ 各決済手段の発行・流通事業者等の監督や検査を行う行政機関。現金は、発行事業者が民間事業者ではないため、現金の発行を実施する行政機関を記載。

⁸⁸ 英国の現行規制上で、BNPL は未規制の状況である。なお、2023 年 2 月～4 月にかけて、BNPL を FCA の規制下に置くための、法案の草案に対する意見公募が実施されたが、2024 年 2 月時点の英国議会討論において、前述の意見公募後、BNPL の規制化が進んでいないことが指摘されている。

⁸⁹ 現行規制上では、暗号資産に特化した規制は確認できないが、金融サービス市場法 (Financial Services and Market Act 2000) の改正によって、暗号資産サービスを提供する事業者を規制する方針で検討が進められている。

- ③ 発行者以外の者に対する決済手段として受け入れられるもの
- ④ 電子マネー規則 3 条によって除外されていない金銭的価値

ただし、以下の場合、電子マネーの定義に該当しない(電子マネー規則 3 条(a)(b))。

- ① 発行体の施設のみで、又はサービス提供者の限られたネットワーク内でのみ、あるいは限られた範囲の商品又はサービスについてのみ利用できる、商品又はサービスを購入するために利用できる手段に蓄えられる金銭的価値
- ② 以下を満たす、通信機器、デジタル機器又は IT 機器によって執行される決済取引を行うために利用される金銭的価値
 - ✧ 商品又はサービスがそれらの機器に対して提供され、それらの機器を通じて利用されるものであること
 - ✧ それらの機器の運営者が、利用者と商品等の供給者との間で仲介者としての業務のみを行うわけではないこと

■ 参入様式と参入要件

電子マネー規則では、電子マネーを発行できる電子マネー機関として、認可電子マネー機関⁹⁰と小規模電子マネー機関の 2 種類の機関を定義しており、認可電子マネー機関は認可、小規模電子マネー機関は FCA への登録が必要である。これらの電子マネー機関に加え、金融サービス市場法 (Part 4a) に基づき許可された、銀行等の信用機関も電子マネーを発行することが可能である⁹¹(電子マネー規則 2 条)

認可電子マネー機関の認可取得のための要件としては、本店又は登録事業所が英国内にあること、当初資本金が 35 万ユーロ以上あること、取締役等が事業に関し適切な見識を有すること等が挙げられる(電子マネー規則 6 条)⁹²。なお、小規模電子マネー機関の登録要件は、上記の認可電子マネー機関の認可要件に加え、未決済の電子マネーの平均残高が 500 万ユーロ以下と見込まれ、直前 12 カ月間の月平均総支払取引額が 300 万ユーロ以下という要件がある(電子マネー規則 13 条)。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

電子マネー機関は、発行された電子マネーの交換に受け取った資金を「関連資金」として、保全する義務がある(電子マネー規則 20 条)。

関連資金は他の資金から隔離して管理し、保険会社による保険契約又は信用機関からの保証によって保護しなければならない(電子マネー規則 21 条、22 条)。

⁹⁰ 認可電子マネー機関は、電子マネー規則 4(1)(a)に従い認可され、FCA が認可電子マネー機関として登録簿に記載した者をいう。

⁹¹ FCA「Payment Services and Electronic Money – Our Approach」1.10 <https://www.fca.org.uk/publication/finalised-guidance/fca-approach-payment-services-electronic-money-2017.pdf>

⁹² EU の電子マネー指令 2009/110/EC に続いて、加盟国間で電子マネーサービスを統一するための EU の政策の一環として制定されたため、単位はユーロとなっている。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

銀行やクレジットカード発行者等の決済サービス機関に加え、電子マネー発行機関に対しても、不正支払いへの払い戻しが法的要件として適用されている⁹³。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

電子マネー機関は、不履行時の払い戻しを行うために、保険会社による保険契約又は保証、信用機関からの保証によって関連資金を保護しなければならない(電子マネー規則 22 条)。

■ 個人情報保護への対応

電子マネー規則では、個人情報保護に関する規定は確認できないものの、英国における個人データに関する統一的な法令である、データ保護法(Data Protection Act 2018)⁹⁴の適用を受ける。

②QR コード決済(スマホ決済)

■ 決済手段の定義

決済サービス規則において、決済サービスは以下の定義がなされており、QRコード決済は、「③決済カード又は類似の機器による決済取引」に該当する(決済サービス規則別表 1 第 1 部)。

- ①現金を決済口座に入金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての操作
- ②現金を決済口座から出金するサービス及び決済口座の運営に必要なすべての操作
- ③以下の決済取引の執行
 - ✧ 口座からの直接の引き落とし(direct debit)
 - ✧ 決済カード又は類似の機器による決済取引
 - ✧ 口座振替(credit transfer)
- ④与信枠の設定がある場合における、上記③の決済取引の執行
- ⑤決済手段(payment instrument) の発行
- ⑥送金
- ⑦決済指図伝達サービス(Payment Initiation Service)

ただし、以下のサービスは決済サービスの定義に含まれない(決済サービス規則別表 1 第 2 部)。

- ①支払人と支払先との間で直接現金で支払われる決済取引
- ②交渉又は売買の権限を有する商業代理人を通じた決済取引

⁹³ <https://www.fca.org.uk/consumers/how-complain/report-payment-services-e-money-firm>

⁹⁴ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents/enacted>

➤ ③専門的に行われる紙幣及び硬貨の物理的輸送 等

■ 参入様式と参入要件

決済サービス規則では、決済サービスを提供する機関として、認可決済機関と小規模決済機関の 2 種類の機関を定義しており、認可決済機関は認可、小規模決済機関は FCA への登録が必要である。これらの決済機関に加え、銀行等の信用機関や電子マネー機関、郵便局等も決済サービスを提供することが可能である⁹⁵(決済サービス規則 2 条)。

認可決済機関の認可取得のための要件としては、事業計画、ガバナンス等の情報提供、サービスごとに規定される当初資本金を有すること、本店又は登録事業所が英国内にあること等が挙げられる(決済サービス規則 6 条)。なお、小規模決済機関の登録要件は、上記の認可決済機関の認可要件に加え、直前 12 カ月間の月平均決済取引額が 300 万ユーロ(またはそれに相当する金額)以下であることや、口座情報サービスまたは決済指図伝達サービスを行わないという要件がある(決済サービス規則 14 条)。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

決済サービス機関は、発行した決済サービスのために受け取った資金を「関連資金」として、保全する義務がある(決済サービス規則 23 条(3))。

関連資金は他の資金から隔離して管理し、保険会社による保険契約又は信用機関からの保証によって保護しなければならない(決済サービス規則 23 条(5)~(13))⁹⁶。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

利用者からの通知に基づく、無権限又は不正な取引に対して、払い戻しが義務付けられている(決済サービス規則 74 条、76 条)

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

決済サービス機関は、不履行時の決済サービス利用者からの請求を最優先事項として取り扱い、払戻を行わなければならない(決済サービス規則 23 条(14)、(15))

■ 個人情報保護への対応

決済サービス規則では、決済サービス機関は、利用者から明確な同意を得ている場合を除き、決済サービス提供のためにいかなる個人情報にもアクセス、処理、または保持してはならないことが規定されている(決済サービス規則 93 条)。

併せて、英国における個人データに関する統一的な法令である、データ保護法(Data Protection Act 2018)の適用を受ける。

⁹⁵ FCA「Payment Services and Electronic Money – Our Approach」1.10 <https://www.fca.org.uk/publication/finalised-guidance/fca-approach-payment-services-electronic-money-2017.pdf>

⁹⁶ 電子マネーと同様の規則が定められている。

③現金

■ 決済手段の定義

英国では、法定通貨として、イングランド銀行券及び王立造幣局硬貨が法定通貨とされている⁹⁷。

④銀行振込/口座振替

決済サービス規則で規定される決済サービスの③「口座振替」及び⑥「送金」に該当するため、②QR コード決済(スマホ決済)と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.3 英国②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P90))

⑤デビットカード

決済サービス規則で規定される決済サービスの③「決済カード又は類似の機器による決済取引」に該当するため、②QR コード決済(スマホ決済)と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.3 英国②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P90))

⑥クレジットカード

決済サービス規則で規定される決済サービスの④与信枠の設定がある場合における、③「決済カード又は類似の機器による決済取引」の執行に該当するため、②QR コード決済(スマホ決済)と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.3 英国②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P90))

⑦BNPL(Buy Now Pay Later)

現行規制上、BNPL は「購入代金を 12 カ月以内の定期的な返済に分割できる無利息分割払いの一種」とされている⁹⁸。その一方で、2001 年金融サービス市場法令 60 条F(2)では、「12 ヶ月以内に返済され、12 回以下の分割払いとなる無利子契約」が規制対象外とされていることから、一部の BNPL は英国の現行規制上では未規制の状況である。

そのため、英国では、BNPL の規制に関する議論が進められている状況であり、2023 年 2 月～4 月にかけて、BNPL を FCA の規制下に置くための、法案の草案に対する意見公募が実施された。しかしながら、2024 年 2 月時点の英国議会討論⁹⁹において、上記の意見公募後、BNPL の規制化が進んでいないことが指摘されている状況である。

⑧暗号資産

現行法令上では、暗号資産を決済手段として規制する法令は確認できないが、金融サービ

⁹⁷ <https://www.bankofengland.co.uk/explainers/what-is-legal-tender>

⁹⁸ <https://www.gov.uk/government/consultations/regulation-of-buy-now-pay-later-consultation-on-draft-legislation>

⁹⁹ <https://hansard.parliament.uk/Lords/2024-02-07/debates/76E97736-CC9F-49B9-B49E-C76FF8628D0E/BuyNowPayLaterRegulation>

ス市場法 (Financial Services and Market Act 2000) の改正によって、暗号資産サービスを提供する事業者を規制する方針で検討が進められている¹⁰⁰。具体的には、2001 年金融サービス市場法で定義される特定投資の対象を拡大し、暗号資産を含める方針である。この改正がなされた場合は、暗号資産サービスを提供する事業者は、FCA の認可が必要となる。

以降では、金融サービス市場法やマネー・ローンダリング防止法である「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び資金移動規則 2017」についての調査結果を記載する。

■ 決済手段の定義

暗号資産 (ステーブルコインを含む) は、暗号学的に保護された価値または契約上の権利のデジタル表現を意味し、以下の特徴を有するものを意味する (2023 金融サービス市場法 69 条)。

- (a) 電子的に譲渡、保管、または取引が可能である
- (b) データの記録または保管をサポートする技術 (分散型台帳技術を含む可能性がある) を使用する

■ 参入様式と参入要件

暗号資産サービスの提供事業者として、暗号資産交換業者、委託管理型ウォレット提供事業者が定義されており¹⁰¹、両者ともに FCA への登録が必要である (マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び資金移動規則 2017 14 条 A)。

登録に際しては、申請者の情報、事業内容、経営陣に関する情報等を FCA に申請・提供することが要件として規定されている。具体的な提供情報の内容としては、申請者の氏名または事業者の名称、事業内容、各法令を遵守するための体制等が挙げられる (マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び資金移動規則 2017 57 条)。

■ 資金保護 (当局への供託金の有無)、無権限取引への対応 (不正利用等への対応)、破綻時の対応 (払い戻し等)

現行法令上では具体的な規定内容を確認することができないものの、金融サービス市場法 (Financial Services and Market Act 2000) の改正がされた場合は、資金保護、無権限取引、破綻時の対応についても規制される可能性がある。

■ 個人情報保護への対応

取得した個人データは、マネー・ローンダリング、テロ資金調達、拡散資金調達を防止する

¹⁰⁰

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/653bd1a180884d0013f71cca/Future_financial_services_regulatory_regime_for_cryptoassets_RESPONSE.pdf

¹⁰¹ 暗号資産交換業者は、暗号資産と金銭、もしくは暗号資産同士の交換等を提供する企業又は、個人事業主を指す。また、委託管理型ウォレット提供事業者は、事業として顧客に代わって暗号資産の保護、管理等を行う者を指す。

目的でのみ処理することができ、データ保護法や本規則以外の法令に基づき許可されている場合やデータ主体の同意を得ている場合を除き、その他の用途に使用してはならないと規定されている(マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び資金移動規則 2017 41 条)。

併せて、英国における個人データに関する統一的な法令である、データ保護法(Data Protection Act 2018) の適用を受ける。

⑨ステーブルコイン

現行法令上では、ステーブルコインを決済手段として規制する法令は確認できないが、暗号資産と同様に、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び資金移動規則 2017」の規制を受けている。他方、金融サービス市場法及び決済サービス規則の改正によって、法定通貨担保型ステーブルコインの発行や保管を行う事業者や決済手段を提供する事業者を規制する方針で検討が進められている状況である¹⁰²。

それぞれの法令の改正の具体的な方針として、まず、金融サービス市場法については、法定通貨担保型ステーブルコインの発行及び保管業務を、金融サービス市場法令 2001 に含める方針で検討が進められている。これによって、上記の業務を行う事業者は FCA の規制対象となり、FCA の規則及び指針に従うことになる。また、決済サービス規則については、法定通貨を裏付けとするステーブルコインの利用を決済手段として規制する方針で検討が進められている。なお、英国財務省は、ステーブルコイン及び暗号資産に関する規制の整備に向け、フェーズ 1 (法定通貨担保型ステーブルコインの規制の整備) とフェーズ 2 (暗号資産に関連するその他の活動の規制の整備) の 2 段階のアプローチを検討している。

なお、FCA はステーブルコインを、通常のステーブルコインと法定通貨裏付け型ステーブルコインの 2 種類に分類しており、それぞれの定義を以下に記載する。

➤ ステーブルコイン

裏付けのない暗号資産の変動率の高さに比べ、安定性を提供することを目的として、特定の資産または資産の集合と比較して安定した価値を維持しようとする暗号資産の一種

➤ 法定通貨裏付け型ステーブルコイン

1 つまたは複数の指定された法定通貨を参照し、その保有を含むことで、暗号資産の安定化された価値を維持しようとするステーブルコイン

¹⁰² <https://www.fca.org.uk/publication/discussion/dp23-4.pdf>

2.2.3.4 ドイツ

本調査の対象となる決済手段を規制するドイツの法令は、決済サービス監督法(電子マネー、QR コード決済、銀行振込/口座振替、デビットカード、クレジットカード、BNPL)、ドイツ連邦銀行法(現金)、第4次EU マネー・ローンダリング対策指令に関する改正法(暗号資産)、欧州暗号資産市場規制(ステーブルコイン)である。なお、暗号資産については、2024 年 12 月 30 日以降、欧州暗号資産市場規制の適用を受ける。

また、各種決済手段の利用者保護については、各種決済手段を規制する法令に加え、包括的な法令である一般データ保護規則(GDPR)で規定されている。

なお、決済サービス監督法は、2015 年 11 月に欧州議会で採択された改正決済サービス指令(PSD2:Revised Payment Services Directive)¹⁰³に基づき改正された決済サービスに関するドイツ国内法である。

¹⁰³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32015L2366>

図表 33 決済手段を規制する法令の一覧

決済種別	主な法令 ¹⁰⁴	主な所管機関 ¹⁰⁵
電子マネー	決済サービス監督法 (ZAG)	金融監督庁 (BaFin)
QR コード決済 (スマホ決済)	決済サービス監督法 (ZAG)	金融監督庁 (BaFin)
現金	(貨幣) 貨幣法	ドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank)
	(紙幣) ドイツ連邦銀行法	
銀行振込/口座振替	決済サービス監督法 (ZAG)	金融監督庁 (BaFin)
デビットカード	決済サービス監督法 (ZAG)	金融監督庁 (BaFin)
クレジットカード	決済サービス監督法 (ZAG)	金融監督庁 (BaFin)
BNPL ¹⁰⁶	決済サービス監督法 (ZAG) (欧州改正消費者信用指令に基づく法整備予定)	金融監督庁 (BaFin)
暗号資産 (bitcoin 等)	第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令に関する改正法 (2024 年 12 月以降は欧州暗号資産市場規制 (MiCAR) の適用予定)	金融監督庁 (BaFin)
ステーブルコイン	欧州暗号資産市場規制 (MiCAR)	金融監督庁 (BaFin)

①電子マネー

■ 決済手段の定義

決済サービス監督法では、電子マネーを、「支払取引を目的とする資金の支払いに際して発行され、発行者以外の自然人または法人にも受け入れられる、発行者に対する債権の形で、磁気的なものも含めて電子的に保存されたすべての貨幣価値」と定義している(決済サービス監督法 1 条 2 項)。

¹⁰⁴ 各決済手段の発行・流通等を規制する主な法令を記載。当該法令が確認できなかった場合は、マネー・ローンダリング防止のための法令等を調査した。

¹⁰⁵ 各決済手段の発行・流通事業者等の監督や検査を行う行政機関。現金は、発行事業者が民間事業者ではないため、現金の発行を実施する行政機関を記載。

¹⁰⁶ BaFin は、現行規制上で、BNPL を融資や貸付に近い消費者信用取引と分類しているため、現行規制上では信用制度法上の規制を受ける。他方、EU では、2023 年 10 月に改正消費者信用指令 (Consumer Credit Directive) が採択され、BNPL サービスが適用範囲に含まれる予定となっているため、フランス同様に国内法の整備が今後進められるものと考えられる。

■ 参入様式と参入要件

電子マネー機関として、電子マネーを発行し管理しようとする者は、BaFin から認可を取得しなければならない(決済サービス監督法 11 条)。なお、信用機関等の以下の組織は認可不要で電子マネーの発行等を行うことが可能である(決済サービス監督法 11 条)。

- 信用機関、金融サービス機関
- 欧州中央銀行、ドイツ連邦銀行、その他の EU 加盟国等の中央銀行
- 連邦、州、市町村、市町村連合、及び、公的債務管理機構、社会保険の保険者、連邦雇用
- 機関を含む連邦または州の行政を間接的に担う機関

電子マネー機関の参入要件(登録拒否要件)としては、申請者が法人又は商業組合でない、取締役の業務に関する見識が不十分である場合、ガバナンスが整備されていない場合等が挙げられる(決済サービス監督法 12 条)。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

電子マネー機関は、電子マネーの発行のために受領した金銭を、電子マネー保有者以外の資金と混同してはならず、徴収後は信用機関の別口座に預け入れる、もしくは、保険会社等との契約により、資金を保護しなければならない(決済サービス監督法 17 条)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

決済サービス監督法上、無権限取引に関する具体的な規定は確認できないものの、電子マネー機関は、認可申請の際に、詐欺や個人情報の不正利用等のリスクから利用者を適切に保護するためのセキュリティ管理及びその緩和措置の情報を BaFin に提供する必要がある(決済サービス法 11 条)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

電子マネーを発行する電子マネー機関は、電子マネーの保有者から払い戻しの請求があった場合は、額面金額で法定通貨を払い戻さなければならない(決済サービス法 33 条)。

■ 個人情報保護への対応

電子マネー機関に関する規定は確認できないものの、EU における個人データに関する統一的な法令である、一般データ保護規則(GDPR)の適用を受ける。

②QR コード決済 (スマホ決済)

■ 決済手段の定義

決済サービスは以下の定義がなされており、QR コード決済は、「③決済カード又は類似の

機器による決済取引」に該当する(決済サービス監督法 1 条 1 項)

- ①決済口座への現金の入金及び決済口座の管理を可能にするサービス
- ②決済口座から現金出金及び決済口座の管理を可能にするサービス
- ③以下の決済取引の執行
 - ✧ 口座からの直接の引き落とし
 - ✧ 決済カード又は類似の機器による決済取引
 - ✧ 口座振替
- ④与信枠の設定がある場合における、上記③の決済取引の執行
- ⑤決済手段の発行
- ⑥送金
- ⑦決済指図伝達サービス
- ⑧口座情報サービス

■ 参入様式と参入要件

決済サービス機関として、決済サービスを提供しようとする者は、BaFin から認可を取得しなければならない(決済サービス監督法 11 条)。なお、信用機関等の組織は認可不要で決済サービスを提供することが可能である(決済サービス監督法 11 条)。

決済サービス機関の参入要件は電子マネー機関と同様である(詳細は、「2.2.3.4 ドイツ①電子マネー」を参照(P96))

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

決済サービス機関は、利用者等から受領した資金を、当該利用者以外の資金と混同してはならず、徴収後は信用機関の別口座に預け入れる。もしくは、保険会社等との契約により、資金を保護しなければならない(決済サービス監督法 17 条)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

決済サービス監督法上、無権限取引に関する具体的な規定は確認できないものの、決済サービス機関は、認可申請の際に、詐欺や個人情報の違法利用等のリスクから利用者を適切に保護するためのセキュリティ管理及びその緩和措置の情報を BaFin に提供する必要がある(決済サービス法 10 条)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

利用者等から受領した資金は、事業の破綻時の破産財産の一部には含まれず、債権者による個別の執行措置によっても当該資産にはアクセスできないように、当該事業者の他の資産から隔離される必要があるため、利用者等の資金は破綻時も保護される(決済サービス監督法 17 条)。

■ 個人情報保護への対応

決済サービス機関は、詐欺の防止や、調査等の目的の下、必要な範囲で個人情報の処理を行うことが可能であるが、その際には決済サービス利用者の明確な同意を取得する必要がある(決済サービス監督法 59 条)。また、EU における個人データに関する統一的な法令である、一般データ保護規則 (GDPR) の適用を受ける。

③現金

■ 決済手段の定義

ドイツでは、ユーロ紙幣とユーロ貨幣が法定通貨とされている¹⁰⁷。

④銀行振込/口座振替

決済サービス監督法で規定される決済サービスの③「口座振替」及び⑥「送金」に該当するため、②QR コード決済(スマホ決済)と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.4 ドイツ②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P97))。

⑤デビットカード

決済サービス監督法で規定される決済サービスの③「決済カード又は類似の機器による決済取引」に該当するため、②QR コード決済(スマホ決済)と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.4 ドイツ②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P97))。

⑥クレジットカード

決済サービス監督法で規定される決済サービスの④与信枠の設定がある場合における、③「決済カード又は類似の機器による決済取引」の執行に該当するため、②QR コード決済(スマホ決済)と同様に規制される(詳細は、「2.2.3.4 ドイツ②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P97))。

⑦BNPL(Buy Now Pay Later)

現行規制上で BNPL の明確な定義は確認できないが、BaFin の声明¹⁰⁸によると、融資や貸付等の消費者信用取引として定義されている。その一方で、ドイツでは、200 ユーロ未満のローンや、金額にかかわらず返済期間が 3 カ月以内の短期ローン等は消費者信用取引の対象外となっていることから、一部の BNPL は現行規制上では未規制の状況である。

なお、EU では、2023 年 10 月に改正消費者信用指令 (Consumer Credit Directive) が採択され、BNPL サービスが適用範囲に含まれる予定となっている。当該指令に基づき、EU 加盟

¹⁰⁷ <https://www.bundesbank.de/de/aufgaben/bargeld/bargeldstrategie-des-eurosystems/bargeldstrategie-des-eurosystems-und-rolle-des-bargelds-859122>

¹⁰⁸ https://www.bafin.de/EN/Verbraucher/KrediteImmobilien/Kredite/BuyNowPayLater/BuyNowPayLater_node_en.html

国は、2025 年 11 月 20 日までに国内法を導入することが求められており、BNPL サービスプロバイダーは 2026 年 11 月 20 日までに新しい国内法へ準拠しなければならない¹⁰⁹。

また、ドイツで、12 カ月を超える金銭の貸付け等の消費者信用取引業務を提供する場合には、BaFin から信用機関としての許可を取得する必要がある(信用制度法 1 条、32 条)。しかしながら、BNPL 決済で 12 カ月以上の与信を与えることは一般的ではないため¹¹⁰、決済サービスの範疇の消費者信用取引として、決済サービスと同様に規制されていると考えられる(詳細は、「2.2.3.4 ドイツ②QR コード決済(スマホ決済)」を参照(P97))。

⑧暗号資産

ドイツでは、ドイツのマネー・ローンダリングに関する国内法である「第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令に関する改正法」(BGBI)によって、2020 年 1 月以降、暗号資産がドイツ銀行法上の金融商品に含まれるようになった。

なお、2024 年 12 月 30 日以降は、欧州理事会が 2023 年 5 月に承認した EU の包括的な暗号資産市場規制(The Markets in Crypto Assets Regulation、以下「MiCAR」)によって、欧州の暗号資産の発行体やサービスプロバイダーは包括的に規制される予定である¹¹¹。

以降では、現行規制(BGBI やドイツ銀行法等)の調査結果を記載する。

■ 決済手段の定義

暗号資産は、金融商品として分類されており、ドイツ銀行法では以下の性質を持つデジタル表現として定義されている(ドイツ銀行法(KWG)1 条(11))。

- 中央銀行または公的機関によって発行または保証されていない
- 通貨または貨幣の法的地位を有していない価値のデジタル表現
- 以下の目的で、自然人または法人に受け入れられるもの
 - ✧ 交換または支払い
 - ✧ 投資等
- 電子的に移転、保管、取引できる

■ 参入様式と参入要件

ドイツのマネー・ローンダリングに関する国内法である「第 4 次 EU マネー・ローンダリング対策指令に関する改正法」(BGBI)は、暗号資産保管事業者及び暗号資産取引所として、BaFin からの免許取得を義務付けている¹¹²。

免許の取得要件として、15 万ユーロ以上の初期資本、事業計画、ガバナンス体制、セキュ

¹⁰⁹ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302225

¹¹⁰ 本調査で調査した PayPal の BNPL サービスは 12 カ月未満の支払いを行うサービスであった。

¹¹¹ https://www.bafin.de/EN/Aufsicht/MiCAR/MiCAR_artikel_en.html?cms_gtp=19579310_list%253D2

¹¹²

https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Merkblatt/BA/mb_Hinweise_zum_Erlaubnisantrag_fuer_das_Kryptoverwahrgeschaef.html?nn=19645018

リティ体制、専門知識を持つ人員等に関する資料の提出が規定されている。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

暗号資産交換業者は、自己の暗号資産及び秘密鍵を、顧客の暗号資産及び秘密鍵と分離して管理しなければならない(ドイツ銀行法(KWG)第 26b 条)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

暗号資産交換業者における、無権限取引への対応に関する規定は確認できない。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

暗号資産交換業者における、破綻時の対応に関する規定は確認できない。

■ 個人情報保護への対応

EU における個人データに関する統一的な法令である、一般データ保護規則(GDPR)の適用を受ける。

⑨ステーブルコイン

前述した、EU の包括的な暗号資産市場規制(MiCAR)は、ステーブルコインに該当する一部の暗号資産(電子マネートークン及び資産参照トークン)に対して、2024 年 6 月 30 日より、既に適用が開始している。以降では、既に施行している MiCAR の調査結果について記載する。

■ 決済手段の定義

MiCAR 上で、ステーブルコインに該当する暗号資産として、電子マネートークンと資産参照トークンの 2 種類が定義されており、それぞれ以下のように定義されている(MiCAR3 条)。

➤ 電子マネートークン:

「1 つの法定通貨の価値を参照することで安定した価値を維持することを目的とする暗号資産の一種」

➤ 資産参照トークン:

「電子マネートークンではなく、1 つまたは複数の法定通貨を含む、他の価値または権利、またはそれらの組み合わせを参照することで安定した価値を維持することを目的とする暗号資産の一種」

■ 参入様式と参入要件

電子マネートークンまたは資産参照マネートークンを発行するためには、いずれも営業を行う国の所管機関から認可を取得する必要がある。また、参入要件は、発行等するステーブル

コインの種類(電子マネートークンまたは資産参照マネートークン)に応じて異なる。それぞれの要件を以下に記す。

【電子マネートークン発行者】(MiCAR 48 条)

- 加盟国の所管機関から信用機関または電子マネー機関として認可されていること
- 暗号資産のホワイトペーパーを所管機関に通知し、その暗号資産のホワイトペーパーを公表していること
- 電子マネートークンを電子マネーとして取り扱うこと
- 欧州電子マネー指令(Directive 2009/110/EC)の第 2 章、第 3 章の要件を遵守すること

【資産参照トークンの発行者】(MiCAR 16 条)

- 加盟国の所管機関から認可を受けた法人または信用機関(過去 12 カ月に発行した資産参照トークンの平均未決済額が 500 万ユーロ未満の場合を除く)
- 暗号資産のホワイトペーパーを所管機関に通知し、その暗号資産のホワイトペーパーを公表していること
- 欧州連合全体で、認可された資産参照トークンを一般向けに提供すること
- 以下のうち最も高い金額に相当する自己資本を有すること(MiCAR 35 条)
 - ◇ (a)35 万ユーロ
 - ◇ (b)資産準備金の平均額の 2%
 - ◇ (c)前年度の固定経費の 25%

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

電子マネートークンは電子マネーと同義とされているため、①電子マネーと同等に規制される(詳細は、「2.2.3.4 ドイツ①電子マネー」を参照(P97))。資産参照トークンの場合、資産準備金を維持し、流動性リスク等を低減しつつ保管することが義務付けられている。また、資産参照トークンの保有者の資産は、発行者の財産及び他の資産参照トークンの資産と法的に分離し、発行者が支払不能になった場合には、発行者の債権者が資産準備金に請求できないように管理する必要がある(MiCAR 36 条)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

電子マネートークンは電子マネーと同義とされているため、①電子マネーと同等に規制される(詳細は、「2.2.3.4 ドイツ①電子マネー」を参照(P97))。資産参照トークンの発行者は、資産参照トークンの保有者及びその他の利害関係者から受けた苦情を迅速、公正かつ一貫性をもって処理するための効果的かつ透明性のある手続きを確立、維持し、その内容を公表する義務がある(MiCAR 31 条)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

電子マネートークンは電子マネーと同義とされているため、①電子マネーと同等に規制される(詳細は、「2.2.3.4 ドイツ①電子マネー」を参照(P97))。資産参照トークンの保有者からの請求があった場合、当該トークンの発行者は、保有されている資産参照トークンが参照する資産の市場価値に相当する電子マネー以外の資金による金額の支払い、またはトークンが参照する資産の引渡しにより償還を行わなければならない(MiCAR 39 条)。

■ 個人情報保護への対応

電子マネートークン、資産参照マネートークンの発行者は共に、EU における個人データに関する統一的な法令である GDPR の適用を受ける。

2.2.3.5 フランス

本調査の対象となる決済手段を規制するフランスの法令は、通貨金融法典(電子マネー、QR コード決済、現金、銀行振込/口座振替、デビットカード、クレジットカード、BNPL、暗号資産)、欧州暗号資産市場規制(ステーブルコイン)である。なお、暗号資産については、2024 年 12 月 30 日以降、欧州暗号資産市場規制の適用を受ける。

また、各種決済手段の利用者保護については、各種決済手段を規制する法令に加え、包括的な法令である一般データ保護規則(GDPR)で規定されている。

なお、通貨金融法典は、2015 年 11 月に欧州議会で採択された改正決済サービス指令(PSD2:Revised Payment Services Directive)¹¹³に基づき改正された、決済サービスに関するフランス国内法である。

¹¹³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32015L2366>

図表 34 決済手段を規制する法令の一覧

決済種別	主な法令 ¹¹⁴	主な所管機関 ¹¹⁵
電子マネー	通貨金融法典	健全性監督破綻処理機構(ACPR)
QRコード決済 (スマホ決済)	通貨金融法典	健全性監督破綻処理機構(ACPR)
現金	(貨幣・紙幣共通) 通貨金融法典	フランス銀行
銀行振込/口座 振替	通貨金融法典	健全性監督破綻処理機構(ACPR)
デビットカード	通貨金融法典	健全性監督破綻処理機構(ACPR)
クレジットカード	通貨金融法典	健全性監督破綻処理機構(ACPR)
BNPL	通貨金融法典 (欧州改正消費者信用指令 に基づく法整備予定)	健全性監督破綻処理機構(ACPR)
暗号資産 (bitcoin等)	通貨金融法典 (2024年12月以降は欧州暗 号資産市場規制(MiCAR)の 適用予定)	金融市場庁(AMF)
ステーブルコイ ン	欧州暗号資産市場規制 (MiCAR)	金融市場庁(AMF)

①電子マネー

■ 決済手段の定義

通貨金融法典では、「決済取引を目的として資金の送金と引き換えに発行され、電子マネー発行者以外の自然人または法人が受領する、磁気形式を含む電子的形態で保存された金銭的価値であり、発行者に対する請求権を表すもの」と定義されている(通貨金融法典 L315-1)。

■ 参入様式と参入要件

電子マネー機関として、電子マネーを発行し管理しようとする者は、事前に ACPR から免許を取得しなければならない(通貨金融法典 L526-7)。なお、電子マネーの月額平均流通残高が 500 万ユーロ¹¹⁶未満である場合、簡易電子マネー機関としての免許が発行される(通貨金

¹¹⁴ 各決済手段の発行・流通等を規制する主な法令を記載。当該法令が確認できなかった場合は、マネー・ローンダリング防止のための法令等を調査した。

¹¹⁵ 各決済手段の発行・流通事業者等の監督や検査を行う行政機関。現金は、発行事業者が民間事業者ではないため、現金の発行を実施する行政機関を記載。

¹¹⁶ <https://acpr.banque-france.fr/en/authorisation/banking-industry-procedures/licensing-authorisation-and-registration/payment-institution-and-account-information-service-provider>

融法典 L526-19)。電子マネー機関の免許取得のための要件として、フランス国内に本店等が存在する法人である、資本要件を満たしている、適正なガバナンス体制を備えていること等の要件がある(通貨金融法典 L526-8、526-9)。

なお、電子マネーを発行できる事業者は、電子マネー機関、信用機関に加え、フランス銀行、海外当局、フランス財務省、預金供託公庫と定められている(通貨金融法典 L525-1、L525-2)。また、電子マネー機関は、通貨金融法典 L314-1 に規定された決済サービスや、通貨金融法典 L522-2 に記載された関連決済サービス(現金以外の外国為替サービス等)や信用供与を提供することが可能である(通貨金融法典 L526-1)(決済サービス等に関する詳細は、「2.2.3.5 フランス②QRコード決済(スマホ決済)」を参照(P104))。

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

電子マネーの発行と引き換えに利用者から徴収した資金は電子マネー保有者以外の資金と混同されてはならず、徴収後は信用機関の別口座に預け入れるか、保険会社等との契約により、資金を保護しなければならない(通貨金融法典 526-32)。

また、電子マネー機関は、顧客及び請求者に対して、徴収した資金を保護する方法に関するあらゆる有用な情報を提供しなければならない(通貨金融法典 526-34)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

電子マネー機関は、決済機器等の紛失、盗難、横領、または決済機器もしくは決済機器に紐づけられたデータの不正使用について通知を受けた後、決済機器の使用を防止しなくてはならない(通貨金融法典 133-15、133-17)。また、通知を受けた後は、翌営業日の終わりまでに利用者には不正な取引額を弁済し、不正な取引が行われなかった場合の状態に戻さなければならない(通貨金融法典 133-18)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

電子マネー機関の免許が取消された場合や 6 カ月以上事業を停止した場合等、徴収した電子マネー利用者の資金は、利用者へ返還されるか、信用機関や認可された他の電子マネー機関に譲渡される(通貨金融法典 526-17)。

■ 個人情報保護への対応

EU における個人データに関する統一的な法令である、一般データ保護規則(GDPR)の適用を受ける。

②QRコード決済(スマホ決済)

■ 決済手段の定義

通貨金融法典において、決済サービスは以下のとおり定義されている(通貨金融法典

L314-1)。

- ① 決済口座への現金の入金及び決済口座の管理を可能にするサービス
- ② 決済口座から現金出金及び決済口座の管理を可能にするサービス
- ③ 以下の決済取引の執行
 - ✧ 口座からの直接の引き落とし
 - ✧ 決済カード又は類似の機器による決済取引
 - ✧ 口座振替
- ④ 与信枠の設定がある場合における、上記③の決済取引の執行
- ⑤ 決済手段の発行
- ⑥ 送金
- ⑦ 決済指図伝達サービス
- ⑧ 口座情報サービス

■ 参入様式と参入要件

決済機関として、決済サービスを提供しようとする者は、事前に ACPR から免許を取得しなければならない(通貨金融法典 L526-7)。なお、決済取引の予測総額の月額平均が 300 万ユーロ¹¹⁷未満であり送金サービスを提供しない場合、簡易決済機関の免許が発行される(通貨金融法典 L526-19)。

決済機関の免許取得のための要件として、本店等が国内に存在する法人であり、適切なガバナンス体制やセキュリティやデータ保護を確保したシステムを備えていること、資本要件を満たしていること等の要件がある(通貨金融法典 L522-6、522-7、522-8)。

なお、通貨金融法典では、決済サービスの提供機関として、決済機関に加え、電子マネー機関と信用機関、口座情報サービス提供者、フランス銀行、フランス財務省と定めている(通貨金融法典 L521-1)。なお、決済機関は、信用機関、電子マネー機関及びフランス銀行、フランス財務省を除く法人であり、決済サービスを定期的・専門的に提供するものと定義されている(通貨金融法典 L522-1)。

また、決済機関は、通貨金融法典 L314-1 第 2 条に記載された決済サービスに加え、関連サービス、信用供与を提供することが可能である(通貨金融法典 L522-2)。

- 関連サービス
 - ✧ 現金以外の外国為替
 - ✧ データの記録及び処理
 - ✧ 決済取引の実行補償
- 信用供与(以下の条件を満たす場合)

¹¹⁷ <https://acpr.banque-france.fr/en/authorisation/banking-industry-procedures/licensing-authorisation-and-registration/payment-institution-and-account-information-service-provider>

- ✧ ローンが付随的な性質のものであり、当該機関が実施する決済取引の実行に関連してのみ付与される場合
- ✧ 当事者が設定した12ヵ月を超えない期限内にローンを返済する与信の場合
- ✧ 決済機関が、決済取引を実行する目的で受領または保有する資金を使って、ローンを付与するものではない場合

■ 資金保護(当局への供託金の有無)

決済サービス利用者から決済取引のために受領した資金は、決済サービス利用者以外の資金と混同されてはならず、当該資金は信用機関の別口座に預け入れるか、保険会社等との契約により、資金を保護しなければならない(通貨金融法典 522-17)。

また、決済機関は、顧客及び請求者に対して、徴収した資金を保護する方法に関するあらゆる有用な情報を提供しなければならない(通貨金融法典 522-18)。

■ 無権限取引への対応(不正利用等への対応)

決済機関は、決済機器等の紛失、盗難、横領、または決済機器もしくは決済機器に紐づけられたデータの不正使用について通知を受けた後、決済機器の使用を防止しなくてはならない(通貨金融法典 133-15、133-17)。また、通知を受けた後は、翌営業日の終わりまでに利用者に不正な取引額を弁済し、不正な取引が行われなかった場合の状態に戻さなければならない(通貨金融法典 133-18)。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

決済機関の免許が取消された場合や6ヵ月以上事業を停止した場合等、受領した決済サービス利用者の資金は、利用者へ返還されるか、信用機関や認可された他の電子マネー機関に譲渡される(通貨金融法典 522-11)。

■ 個人情報保護への対応

決済サービス提供者は、利用者から明確な同意を得ている場合に限り、決済サービス提供のため必要な個人情報へのアクセス、処理、または保存を行うことが可能であることが規定されている(通貨金融法典 L521-5)。また、支払詐欺の防止、調査及び検出を確実にするために必要な場合、個人データを処理する権限を有する。個人データの処理に関する情報の個人への伝達及び当該個人データの処理、ならびにその他の個人データの処理は、GDPRの規定に従って実施される(通貨金融法典 L521-6)。これらの規定に加え、EUにおける個人データに関する統一的な法令である、一般データ保護規則(GDPR)の適用を受ける。

③現金

■ 決済手段の定義

フランスでは、法定通貨はユーロ紙幣とユーロ貨幣が法定通貨とされている（（通貨金融法典 L111-1、121-2～L123-1））。

④銀行振込/口座振替

通貨金融法典で規定される決済サービスの③「口座振替」及び⑥「送金」に該当するため、②QR コード決済（スマホ決済）と同様に規制される（詳細は、「2.2.3.5 フランス②QR コード決済（スマホ決済）」を参照（P105））。

⑤デビットカード

通貨金融法典で規定される決済サービスの③「決済カード又は類似の機器による決済取引」に該当するため、②QR コード決済（スマホ決済）と同様に規制される（詳細は、「2.2.3.5 フランス②QR コード決済（スマホ決済）」を参照（P105））。

⑥クレジットカード

通貨金融法典で規定される決済サービスの④与信枠の設定がある場合における、③「決済カード又は類似の機器による決済取引」の執行に該当するため、②QR コード決済（スマホ決済）と同様に規制される（詳細は、「2.2.3.5 フランス②QR コード決済（スマホ決済）」を参照（P105））。

⑦BNPL (Buy Now Pay Later)

現行規制上で BNPL の明確な定義は確認できないが、ACPR の声明¹¹⁸によると、融資等の消費者信用取引として定義されている。

一方で、EU では、2023 年 10 月に改正消費者信用指令 (Consumer Credit Directive) が採択され、BNPL サービスが適用範囲に含まれる予定となっている。当該指令に基づき、EU 加盟国は、2025 年 11 月 20 日までに国内法を導入することが求められており、BNPL サービスプロバイダーは 2026 年 11 月 20 日までに新しい国内法へ準拠しなければならない¹¹⁹。

なお、フランスでは、決済機関は 12 カ月未満の信用供与を提供することが可能であるため（通貨金融法典 L522-2）、一般的な BNPL サービス¹²⁰は決済機関によるサービスと同様に規制されていると考えられる（詳細は、「2.2.3.4 フランス②QR コード決済（スマホ決済）」を参照（P105））。

¹¹⁸ https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20230920_acpr_en_annual_report.pdf

¹¹⁹ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302225

¹²⁰ 本調査で調査した PayPal の BNPL サービスは 12 カ月未満の支払いを行うサービスであった。

⑧暗号資産

フランスでは、2019 年 5 月に施行された「企業成長と変革行動計画法 (La Loi PACTE; Le Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises、以下「PACTE 法」)¹²¹⁾にて、暗号資産及び暗号資産交換業者の規制の枠組みが確立され (PACTE 法 86 条)、通貨金融法典の修正が行われた。

なお、2024 年 12 月 30 日以降は、欧州理事会が 2023 年 5 月に承認した EU の包括的な暗号資産市場規制 (The Markets in Crypto Assets Regulation、以下「MiCAR」)によって、欧州の暗号資産の発行体やサービスプロバイダーは包括的に規制される予定である¹²²⁾。

以降では、現行規制 (通貨金融法典) の調査結果を記載する。

■ 決済手段の定義¹²³⁾

通貨金融法典では、暗号資産は、「L552-2 で規定されたトークン¹²⁴⁾のうち、中央銀行等の公的機関によって発行・保証されておらず、法的地位を持たないが、通貨として電子的に交換できる金融商品」と定義されている (通貨金融法典 L54-10-1)。

■ 参入様式と参入要件

暗号資産交換業者は、AMF による登録に加え、マネー・ローンダリング防止の観点から、ACPR の承認が必要である¹²⁵⁾ (通貨金融法典 L561-2)。

AMF への登録要件としては、経営に携わる人物が職務遂行能力を有していること、フランス、EU 加盟国、EEA 締結国に設立されていること、各法令、義務の遵守等が挙げられる (通貨金融法典 L54-10-5)。

■ 資金保護 (当局への供託金の有無)

暗号資産交換業者は、自己の暗号資産と顧客の暗号資産を分離して管理しなければならない (通貨金融法典 722-1)。また、重大な過失があった場合の補償のために、賠償保険への加入もしくは AMF が定める一定水準の自己資金の確保が求められる (通貨金融法典 L54-10-5、721-5)。

■ 無権限取引への対応 (不正利用等への対応)

無権限取引への対応に関する具体的な規定は確認できないが¹²⁶⁾、紛争が発生した場合、

¹²¹⁾ <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038496102>

¹²²⁾ https://www.bafin.de/EN/Aufsicht/MiCAR/MiCAR_artikel_en.html?cms_gtp=19579310_list%253D2

¹²³⁾ 法令上、「デジタル資産」の用語が用いられているが、実質的には暗号資産と同義であるため、暗号資産と読み替えを行っている

¹²⁴⁾ 電子記録装置によって発行、登録、保管、または移転することができ、当該資産の所有者を直接的または間接的に特定できる 1 つまたは複数の権利を電子的に表す無形資産を意味する

¹²⁵⁾ <https://www.amf-france.org/fr/espace-professionnels/fintech/mes-relations-avec-lamf/prestataires-de-services-sur-actifs-numeriques-psan/obtenir-un-enregistrement-un-agrement-psan>

¹²⁶⁾ <https://www.amf-france.org/fr/espace-epargnants/protéger-son-épargne/crypto-actifs-bitcoin-etc/crypto-monnaies-bitcoin-etc-attention-aux-arnaques>

消費者は AMF による調停サービスを利用することが可能である¹²⁷。

■ 破綻時の対応(払い戻し等)

AMF が認可した暗号資産交換業者が破産した際は、預金保証基金制度の対象外となる¹²⁸。

■ 個人情報保護への対応

暗号資産交換業者に関する規定は確認できないが、EU における個人データに関する統一的な法令である GDPR の適用を受ける。

⑨ステーブルコイン

EU の包括的な暗号資産市場規制 (MiCAR) は、ステーブルコインに該当する一部の暗号資産 (電子マネートークン及び資産参照トークン) に対して、2024 年 6 月 30 日より、既に適用が開始しているため、ドイツ同様、MiCAR の適用を受ける (詳細は、「2.2.3.4 ドイツ⑨ステーブルコイン」を参照 (P101))。

¹²⁷ <https://www.amf-france.org/fr/espace-epargnants/protoger-son-epargne/crypto-actifs-bitcoin-etc/crypto-monnaies-bitcoin-etc-attention-aux-arnaques>

¹²⁸ <https://www.amf-france.org/fr/espace-epargnants/protoger-son-epargne/crypto-actifs-bitcoin-etc/crypto-monnaies-bitcoin-etc-attention-aux-arnaques>

2.3 民間決済事業者の動向

2.3.1 各種決済手段の業界構造

各国の各種決済手段の業界構造として、各種決済種別（現金を除く）における民間事業者サービスの使用割合・シェアと、収益構造について調査を実施した。

なお、使用割合・シェアについて、各種決済手段の決済金額総額に占める各民間事業者サービスの決済金額に基づいた使用割合・シェアが確認できなかった場合は、民間調査会社等によるアンケート調査（各決済サービスの利用意向調査等）の結果や、各民間事業者サービスの利用者数・決済手段の発行数等の情報によって、便宜的に使用割合・シェアを代替した。

また、各種決済手段の提供事業者の収益構造を調査した結果、各事業者の収益源は主に利用者及び加盟店から徴収する手数料であったため、代表的な事業者を対象に、利用者及び加盟店に対する初期費用と決済手数料について調査を実施した。

2.3.1.1 日本

<使用割合・シェア>

①電子マネー

2024年4月に実施されたアンケート結果によると、日本で最も利用されている電子マネーはSuica等の交通系ICカードで、その利用割合は35%（2024年4月時点）であった。2位以降には、WAON、nanaco、楽天Edy、iD・QUICPay¹²⁹が続いている。

図表 35 日本で利用されている電子マネー（2024年4月時点）

名称	開発・運営元	割合
交通系ICカード (Suica, PASMO 等)	JR 東日本等	35%
WAON	イオン株式会社	20%
nanaco	株式会社セブン・カードサービス	14%
楽天Edy	楽天Edy 株式会社	9%
iD	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	7%
QUICPay	株式会社ジェーシービー	5%

※質問「決済カードや決済アプリの中で、あなたが利用しているものを全てお答えください」の回答結果から、電子マネーのデータを抜粋

（出所）インフキュリオン（2024）「決済動向 2024 年上期調査」¹³⁰（n=20,000、複数回答）

¹²⁹ iD・QUICPay は、利用者の代金支払いが後払いであることが特徴である。通常はクレジットカード等に紐づいた決済機能として提供されているため、当該決済手段を用いた決済代金の支払いはいD・QUICPay に紐づくクレジットカード会社から利用者へと請求される仕組みであり、実質的なクレジットカード支払いとなる。

¹³⁰ https://infcurion.com/news/news-20240618_001/

②QRコード決済(スマホ決済)

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、日本で最も利用されている QR コード決済(スマホ決済)サービスは PayPay で、その利用割合は 51%(2024 年 4 月時点)であった。2 位以降には、楽天ペイ、d 払い、au PAY、メルペイ、ファミペイ、LINE Pay¹³¹が続いている。利用率上位のサービスの開発・運営元は共通してモバイル通信事業者という点が特徴的である。

図表 36 日本で利用されている「QRコード決済(スマホ決済)」(2024 年 4 月時点)

名称	開発・運営元	割合
PayPay	PayPay 株式会社	51%
楽天 Edy	楽天ペイメント株式会社	23%
d 払い	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	18%
au PAY	au ペイメント株式会社	12%
メルペイ	株式会社メルペイ	9%
FamiPay(ファミペイ)	株式会社ファミマデジタルワン	7%
LINE Pay	LINE Pay 株式会社	6%

※質問「決済カードや決済アプリの中で、あなたが利用しているものを全てお答えください」の回答結果から、QR コード決済に該当する選択肢のデータを抜粋
(出所)インフキュリオン (2024)「決済動向 2024 年上期調査」¹³⁰(n=20,000、複数回答)

③銀行振込/口座振替、デビットカード

日本で個人預金口座数が最も多い銀行は、三菱 UFJ 銀行であり、4,000 万の個人預金口座を保有している。

また、デビットカードについては、デビットカードは預金口座に紐づけられた決済手段であり、銀行が発行者(イシュア)となっているケースが一般的であるため、デビットカードの利用者数又は発行数は、預金口座数と相関するものと考えられる。そのため、デビットカードも、銀行振込/口座振替と同様に、三菱 UFJ 銀行の使用割合・シェアが高いものと推察する。本調査では、当該仮定に基づき、同社に対して調査を実施した。

図表 37 主要メガバンクの個人預金口座数

名称	口座数
三菱 UFJ 銀行	4, 000 万
三井住友銀行	2, 700 万
みずほ銀行	2, 200 万

(出所) 公知情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成

¹³¹ LINE Pay は 2025 年 4 月 30 日にサービス終了を予定している。

④クレジットカード

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、カード発行体別に見たときに、日本国内で最も利用されているクレジットカードは「楽天カード」であり、その利用割合は 45%であった(2024 年 4 月時点)。2 位以下には、イオンカード、PayPay カード、JCB カード、三井住友カードが続いている。

図表 38 日本で利用されているクレジットカード(2024 年 4 月時点・カード発行体別)

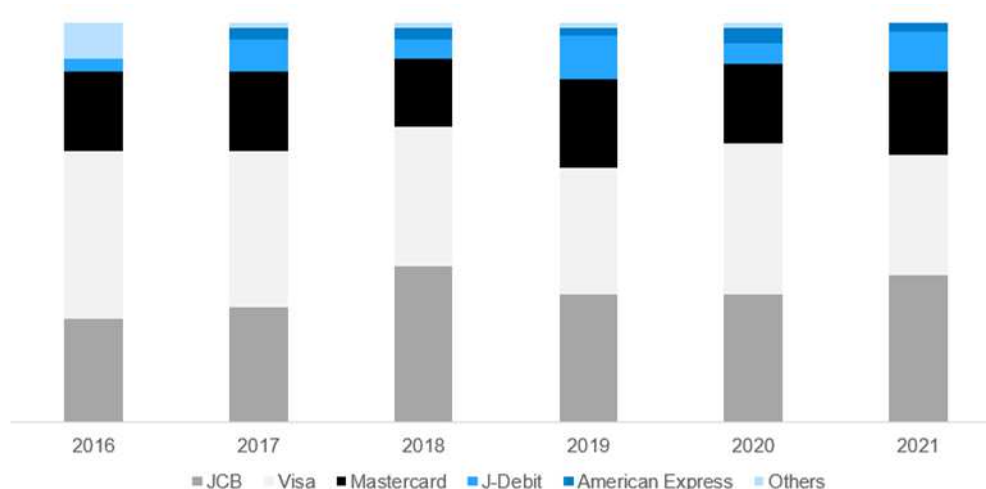
名称	割合
楽天カード	45%
イオンカード	20%
PayPayカード	17%
JCBカード	14%
三井住友カード	13%
dカード	13%
セゾンカード	9%
au PAY カード	7%
ビューカード	5%
三菱 UFJ ニコス	4%

※質問「決済カードや決済アプリの中で、あなたが利用しているものを全てお答えください」の回答結果から、クレジットカードに該当する選択肢のデータを抜粋

(出所) インフキュリオン (2024) 「決済動向 2024 年上期調査」¹³⁰ (n=20,000、複数回答)

カードブランド別の利用状況をみると、2021 年時点で日本で最も利用されているブランドは「JCB」であった。JCB・VISA の 2 ブランドはシェアが拮抗しており、VISA が最も利用されるブランドとなる年も確認できる(2020 年、2017 年以前等)。MasterCard は、JCB・VISA に続く 3 番手の位置につき、JCB・VISA・MasterCard の 3 ブランドで日本市場におけるシェアの約 8 割を占めている。

図表 39 日本国内でのカードブランド別市場シェアの推移(2016 年～2021 年)



(出所) Statista. (2024). Market share of payment card brands – Visa, Mastercard, American Express, or in-market local card schemes – in Japan from 2016 to 2022.(分母:非公開) に基づき NTT データ経営研究所にて作成

⑤BNPL(Buy Now Pay Later)

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、日本で利用されている BNPL(後払い)サービスとして「NP 後払い」と「PayPay クレジット」が選択肢としてあげられており、BNPL 以外の決済手段を含めた決済手段全体に占める、その利用割合はそれぞれ 5%であった(2024 年 4 月時点)。その他、日本で利用可能な BNPL サービスとしては、「paidy」「GMO 後払い」「atone」(NP 後払いと同じネットプロテクションズが運営)等がある。また、「メルペイスマート払い」のように、QR コード決済アプリの機能の一部として BNPL 機能が組み込まれている場合もある。

図表 40 日本で利用されている BNPL(後払い)サービス(2024 年 4 月時点)

名称	開発・運営元	割合
NP 後払い	株式会社ネットプロテクションズ	5%
PayPay クレジット	PayPay 株式会社	5%

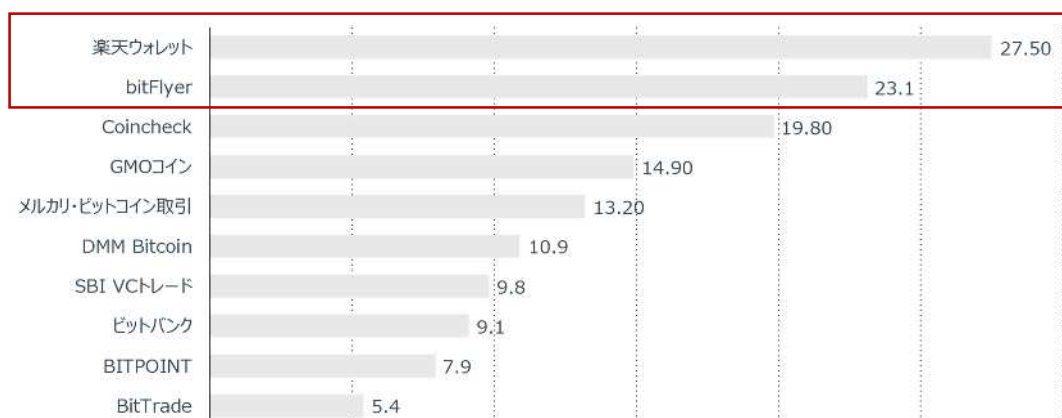
※質問「決済カードや決済アプリの中で、あなたが利用しているものを全てお答えください」の回答結果から、BNPL に該当する選択肢のデータを抜粋

(出所) インフキュリオン (2024) 「決済動向 2024 年上期調査」¹³⁰ (n=20,000、複数回答)

⑥暗号資産

日本国内で利用経験が多い取引所サービスは「楽天ウォレット」や「bitFlyer」であった。当該調査結果を踏まえ、各取引所サービスのユーザー数を調査したところ、数値として確認できた中で、bitFlyer のユーザー数が最も多かった(2020 年時点で 250 万人)。

図表 41 利用したことのある仮想通貨(暗号資産)取引所サービス(単位:%)



(出所)MMD 研究所(2023)「2023 年仮想通貨(暗号資産)に関する調査」¹³²(n=3,240、複数回答)

⑦ステーブルコイン

日本国内での決済手段としてのステーブルコインの利用割合・シェアに関する具体的な情報は確認できなかったがステーブルコインの発行者に着目して調査を実施したところ、プリペイド型ステーブルコイン「JPYC」¹³³を発行する JPYC 株式会社が、国内流通する日本円ステーブルコインの 99%以上のシェアを有していることが確認できた¹³⁴。

¹³² https://mmdlabo.jp/investigation/detail_2297.html

¹³³ JPYC は、現状は前払式支払手段扱いの日本円連動ステーブルコインであるが、JPYC 株式会社は今後、資金移動業及び電子決済手段等取扱業のライセンス取得を目指している。

¹³⁴ <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000243.000054018.html>

<収益構造>

各種決済手段の提供事業者が、利用者及び加盟店から徴収している手数料の調査結果を図表 42 に記す。利用者に対して、決済手数料を徴収する決済手段は、銀行振込/口座振替(振込手数料としての徴収)、クレジットカード(利息としての徴収)、暗号資産、ステーブルコイン(ネットワーク利用手数料としての徴収)であるものの、基本的には初期費用を含め、利用者から手数料を徴収しない決済手段が多い。

他方、加盟店に対しては、銀行振込/口座振替を除くすべての決済手段が、決済端末費用等の初期費用に加え、決済額に対して少なくとも 1% 以上の手数料を徴収している。加盟店への決済手数料が最も少ない決済手段は、暗号資産とステーブルコイン(共に 1%)であり、最も高い決済手段は、BNPL(最大 5%)であった。電子マネーや QR コード決済(マルチ決済端末タイプの場合)、クレジットカードも少なくとも約 3% の手数料を加盟店から徴収している。

図表 42 利用者・加盟店に対する手数料

決済種別	調査対象	費目	利用者	加盟店
電子マネー	JR 東日本	初期費用	○カード: 初回購入時に預り金 500 円 ○モバイル Suica: 無料	端末費用
		決済手数料 ¹³⁵	無料	3~4%
QRコード決済(スマホ決済)	PayPay	初期費用	無料	無料 ¹³⁶
		決済手数料	無料	○マルチ決済端末タイプ: 最低 2.8% ○QRコード決済タイプ: 1.6~1.98%
銀行振込	三菱 UFJ 銀行	初期費用	無料 ¹³⁷	無料
		決済手数料	○インターネットバンキング: 自行あての場合は、無料。他行あての場合は、3 万円未満: 154 円/件、3 万円以上: 220 円/件 ○窓口: 自行あての場合は 880 円/件、他行あての場合は 990 円/件	○法人向けインターネットバンキング: 自行あての場合は、3 万円未満: 110 円/件、3 万円以上: 330 円/件。他行あての場合は、3 万円未満: 484 円/件、3 万円以上: 660 円/件。○窓口: 自行あての場合は 880 円/件、他行あての場合は 990 円/件
口座振替		初期費用	無料	33,000 円 (口座振替新規契約手数料)
		決済手数料	無料	110 円/件(口座振替取扱手数料)
デビットカード	三菱 UFJ 銀行	初期費用	無料 ¹³⁸	端末費用
		決済手数料	無料	数% ¹³⁹
クレジットカード	楽天カード	初期費用	無料	無料 ¹⁴⁰
		決済手数料	一括払い、ボーナス 1 回払いの場合は無料 ¹⁴¹	最低 2.95% ¹⁴²
BNPL	ネットプロテクションズ	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	2.9~5%
暗号資産	bitFlyer	初期費用	無料	無料
		決済手数料	0.0004 BTC、0.005 ETH 等	1%
ステーブルコイン	JPYC	初期費用	無料	無料
		決済手数料	1 円未満(ネットワーク利用手数料)	1%

¹³⁵ その他、アクワイアラとの契約内容に基づく加盟店手数料が発生する。

¹³⁶ 特別限定プランとして無料。なお、専用端末を導入する場合は、通信費を含め 1,980 円の月額費用が発生する。

¹³⁷ 紙通帳を利用する場合は、年間 550 円の費用が発生する。

¹³⁸ 紙通帳を利用する場合は、年間 550 円の費用が発生する。

¹³⁹ 三菱 UFJ 銀行の J-Debit の決済手数料は公表情報からは確認できなかったが、常陽銀行の J-Debit は決済金額の 2.5%としており、三菱 UFJ 銀行においても同程度の水準の手数料と考えられる

¹⁴⁰ 調査時点で、楽天カードは新規の据置型決済端末の取り扱いを行っておらず、楽天ペイメント株式会社が提供する楽天ペイ(店舗決済)の利用を促進している。楽天ペイは、2024 年 5 月 1 日(水)以降終了日未定で、端末費用等の導入費用が無料となるキャンペーンを実施している。

¹⁴¹ ボーナス 2 回払いの場合は、決済金額に対する利息(実質年率: 4.42%~14.00%)と利用代金 100 円当たりの分割払い手数料 3.5 円が発生する。分割払いの場合は、決済金額に対する利息(実質年率 12.25%~15.00%)が発生し、リボ払いの場合も、決済金額に対する利息(実質年率 15.00%)が発生する。

¹⁴² オンライン決済の場合は、加盟店の業態や規模によって定められた手数料が発生する。

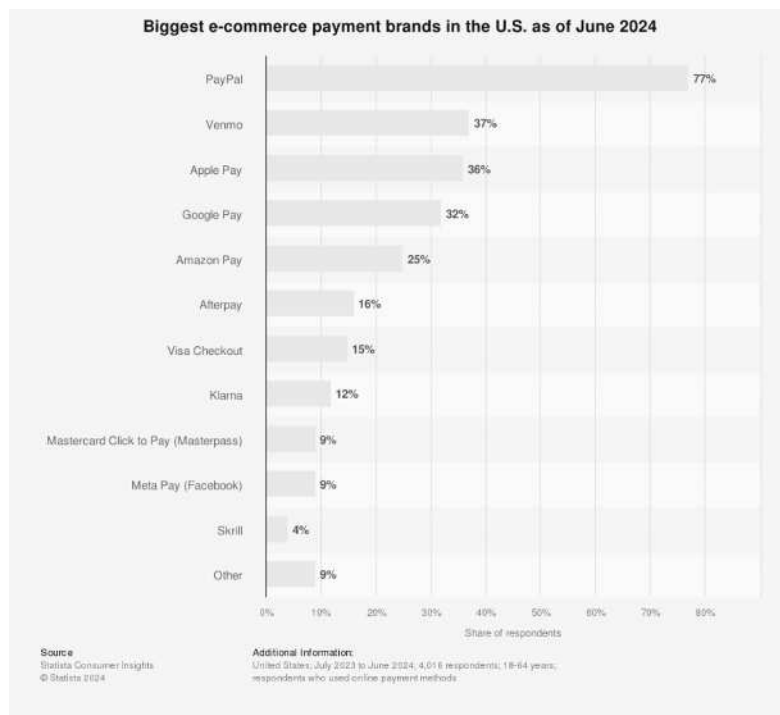
2.3.1.2 米国

<使用割合・シェア>

①電子マネー¹⁴³

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、米国の EC サイトで最も利用されている決済手段は、「PayPal」で、その割合は 77% (2024 年 6 月時点) である。

図表 43 過去 12 カ月間で EC サイトで利用したことがある米国の決済サービス



(出所) Statista “Biggest e-commerce payment brands in the U.S. as of June 2024”

(n=4,016、複数回答、2024 年 6 月時点)

¹⁴³ 諸外国(米国、英国、フランス、ドイツ)でも、交通系 IC カード(IC カード型電子マネー)は存在するものの、日本とは異なり、利用可能場所が公共交通機関に限定されており、店舗での決済に利用することは一般的ではない。そのため、「電子マネー(E-money)」という表現が一般的ではなく、同様の非接触型決済・オンライン決済手段は「Mobile Payment」「E-wallet, Digital/mobile wallet」等の表現が一般的に用いられている。従って、本調査における「電子マネー」の調査対象は、便宜上、E-commerce に用いられる決済手段として選定した。

②QRコード決済(スマホ決済)

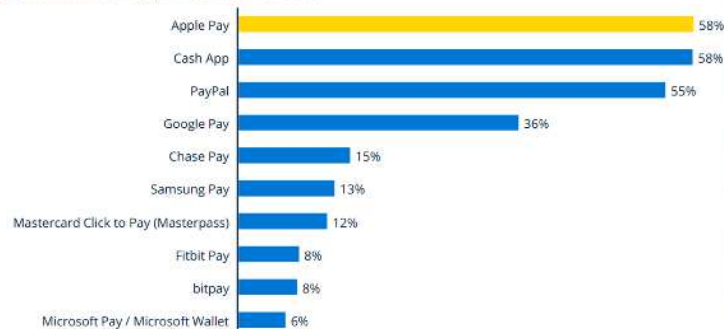
2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、米国で利用されている QR コード決済(スマホ決済)は、「Apple Pay」「Cash App」で、その割合(2024 年 8 月時点)は約 58%である。

図表 44 過去 12 カ月間で利用したことがある米国のスマホ決済サービス

With a user share of 58%, Apple Pay is the most used mobile payment service in the U.S.

Management summary: brand usage and competition

Top 10 most used mobile payment services in the U.S.



Notes: "Which of these services have you used in the past 12 months to pay in stores, restaurants or other points of sale with your mobile device (e.g., smartphone)?" (Multi-Pick; Base: n=3,330 mobile payment users)
Source: Statista Consumer Insights Study as of August 2024

Consumer Insights
by statista

(出所) Statista、"Statista Consumer Insights"(n=2,330、複数回答、2024 年 8 月時点)

③銀行振込/口座振替

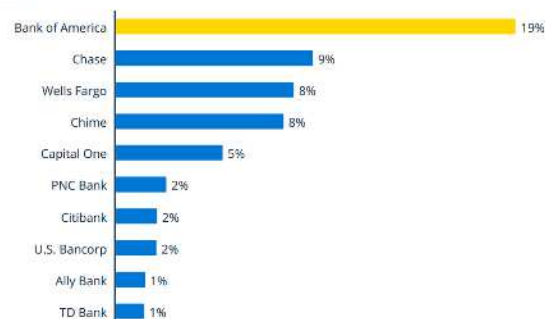
2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、米国内で最も利用されている銀行は「Bank of America」であり、その利用割合は約 19%である(2024 年 8 月時点)。

図表 45 主に利用する米国の銀行口座

With a user share of 19%, Bank of America is the most used bank in the U.S.

Management summary: brand usage and competition

Top 10 most used banks in the U.S.



Notes: "At which of these banks is the account held that you primarily use?" (Single Pick; Base: n=10,091 banking customers)
Source: Statista Consumer Insights Study as of August 2024

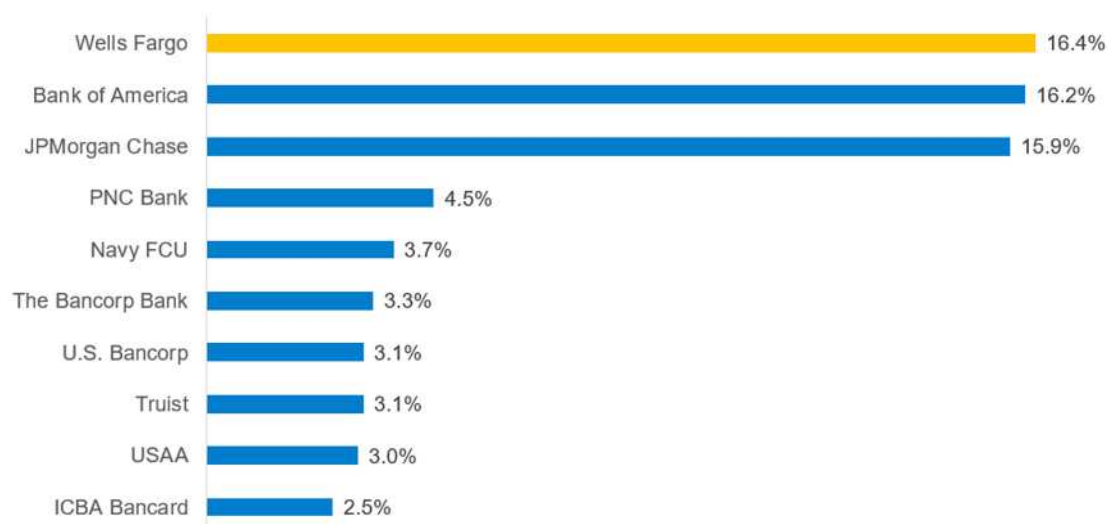
Consumer Insights
by statista

(出所) Statista、"Statista Consumer Insights"(n=10,091、単一回答、2024 年 8 月時点)

④デビットカード

米国内で最も利用されているデビットカード発行体は「Wells Fargo」で利用割合(2022 年時点、各カードの決済金額に基づき算出)は約 16.4%であった。

図表 46 米国のデビットカード決済金額のシェア



(出所) The Motley Fool, The Nilson Report(2024) ”Credit and Debit Card Market Share by Network and Issuer”¹⁴⁴ (2022 年度)に基づき NTT データ経営研究所にて作成

¹⁴⁴ <https://www.fool.com/the-ascent/research/credit-debit-card-market-share-network-issuer/>

⑤クレジットカード

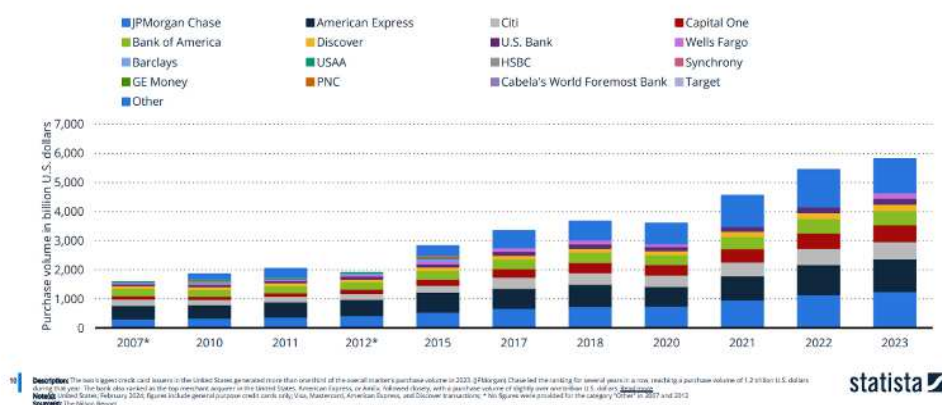
米国内で最も利用されているクレジットカード発行体(2023 年時点)は「JPMorgan Chase」である。年間決済利用額は約 1 兆 2460 億米ドルである。

シェア 2 位以降のクレジットカード発行体としては、American Express、Citi、Capital One、Bank of America が続いている。

図表 47 米国のクレジットカード決済金額のシェア(クレジットカード発行体)

Leading credit card issuers in the United States from 2007 to 2023, based on value of transactions for goods and services (in billion U.S. dollars)

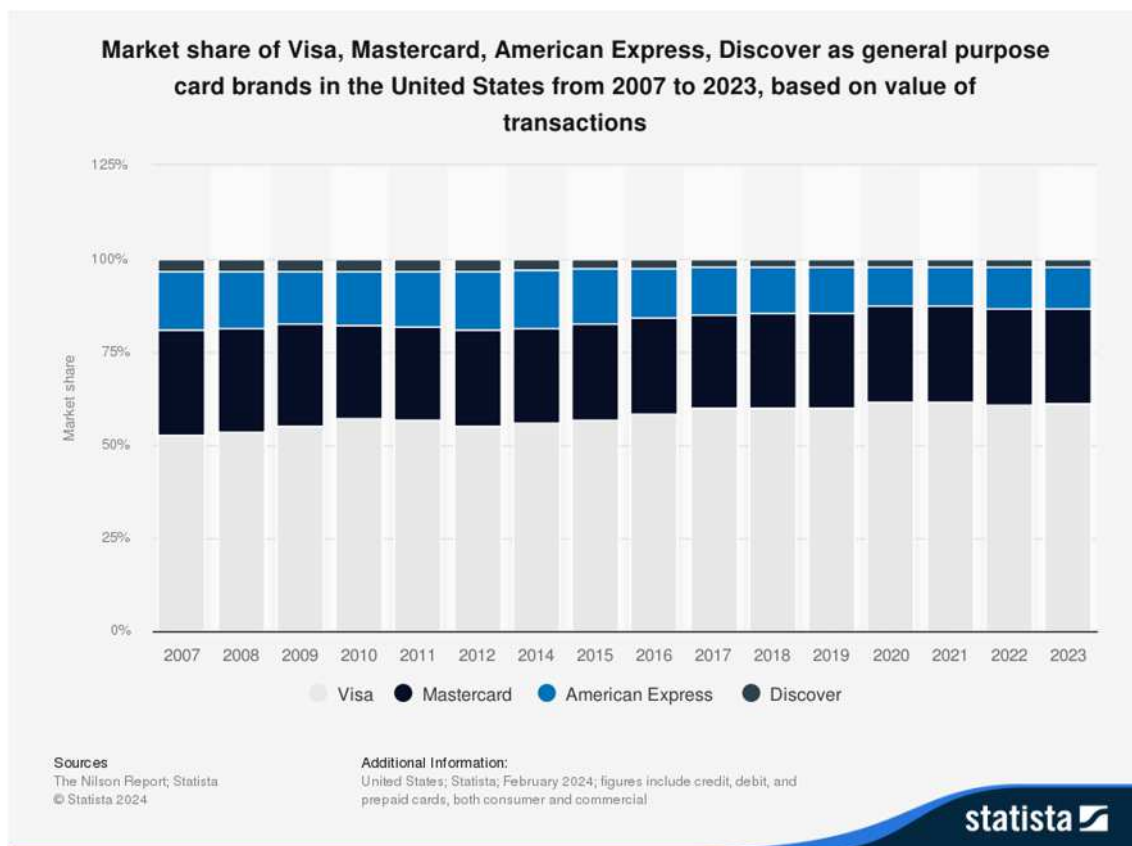
Biggest credit card issuers in the U.S. 2007-2023, based on purchase volume



カードブランド別シェアについては、業界大手4ブランド(Visa, MasterCard, American Express, Discover)のみの構成データを抽出した。最も米国内で利用されているカードブランドは Visa であり、利用割合は 2007 年から微増にて推移している。

一方、American Express に関しては 2007 年と比較し、2023 年では利用割合が減少している。

図表 48 米国のクレジットカード決済金額のシェア(決済ブランド)



(出所) Statista” Market share of Visa, Mastercard, American Express, Discover as general purpose card brands in the United States from 2007 to 2023, based on value of transactions.”

¹⁴⁵ (2024 年 2 月時点)

¹⁴⁵ 本図表は、Visa、Mastercard、American Express、Discover のいずれかによって決済が実行されたクレジットカード決済のみを調査対象として計上している。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later)

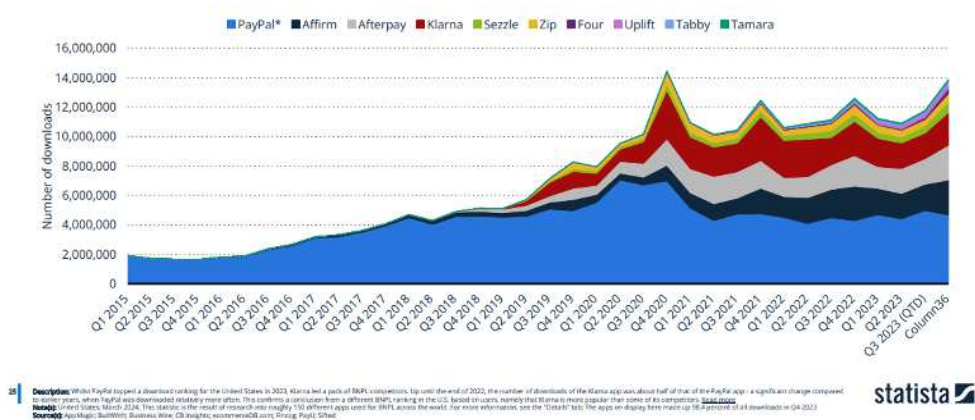
米国内における各サービスアプリのダウンロード数を調査したところ、米国内で最もダウンロードされた BNPL サービスは「PayPal」である(2023 年第 1 四半期のアプリダウンロード数より推定)。

2 位以降の BNPL 決済アプリとしては、Affirm, Afterpay, Klarna, Sezzle 等が続いている。

図表 49 米国における BNPL 決済アプリのダウンロード数

Biggest buy now, pay later (BNPL) apps in the United States from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads

Biggest buy now, pay later (BNPL) apps in the U.S. 2015-2023, based on downloads

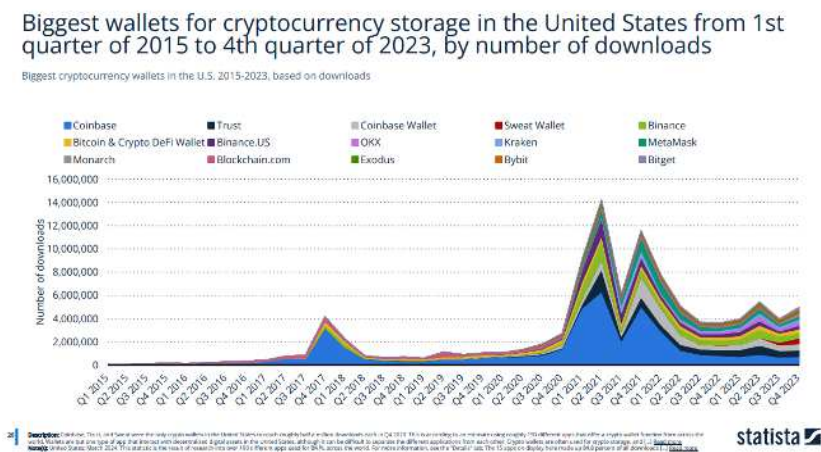


(出所) Statista, AppMagic “Biggest buy now, pay later (BNPL) apps in the United States from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads” (2024 年 3 月時点)

⑦暗号資産

米国における暗号通貨管理・交換業者のアプリダウンロード数を調査したところ、直近の新規ダウンロード数は各社拮抗しているが、2023 年に最もダウンロードされたアプリは「Coinbase (コインベース)」であった。

図表 50 米国における暗号資産ウォレットアプリのダウンロード数



(出所) Statista, AppMagic “Biggest wallets for cryptocurrency storage in the United States from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads” (2024 年 3 月時点)

⑧ステーブルコイン

米国における、暗号資産管理・交換業者別のステーブルコインウォレット利用割合・シェアについての情報は得られなかった。

前項「2. 3. 1. 2 米国⑦暗号資産」に記載の通り、米国国内で暗号資産ウォレットとして最も利用されているサービスは「Coinbase」であるため、このウォレットシェアに基づきステーブルコインにおいても当社のシェアは相応に高いものと推測する。

<収益構造>

各種決済手段の提供事業者が、利用者及び加盟店から徴収している手数料の調査結果を図表51に記す。利用者に対して、決済手数料を徴収する決済手段は、銀行振込/口座振替(振込手数料としての徴収)のみであり、基本的には初期費用を含め、利用者から決済手数料を徴収しない決済手段が多い。

他方、加盟店に対しては、QRコード決済(スマホ決済)と銀行振込/口座振替を除くすべての決済手段が、決済額に対して少なくとも 1%以上の決済手数料を徴収している。加盟店への決済手数料が最も少ない決済手段は、暗号資産とステーブルコイン(共に 1%)であり、最も高い決済手段は、クレジットカード(最大 3.5%)であった。電子マネーや BNPL を提供する PayPal とデビットカードは、2%以上の決済手数料を加盟店から徴収している。

図表 51 利用者・加盟店に対する手数料(米国)

決済種別	調査対象	費目	利用者	加盟店
電子マネー	PayPal	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	3.49% + 固定手数料
QRコード決済 (スマホ決済)	Apple Pay	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	無料
銀行振込	Bank of America	初期費用	無料 ¹⁴⁶	無料
		決済手数料	○国内の振込:30 米ドル/件 ○国外への振込:45 米ドル/件 ○国外への振込(外貨):50 米ドル/件 ¹⁴⁷	ATM 利用料 ○Bank of America:無料 ○他行 ATM:2.5 米ドル/件 ○海外の他行 ATM:5 米ドル/件
口座振替		初期費用	無料 ¹⁴⁸	無料
		決済手数料	無料 ¹⁴⁹	無料 ¹⁵⁰
デビットカード	Wells Fargo	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料 ¹⁵¹	月間決済金額と取引方法(物理カード、オンラインカード)に応じて、2.2~3.4% + 0.15 米ドル ¹⁵²
クレジットカード	JPMorgan Chase	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料 ¹⁵³	取引方法(物理カード、E-コマース)に応じて、2.6~3.5% + 10 セント ¹⁵⁴
BNPL	PayPal	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	3.49% + 固定手数料
暗号資産	Coinbase commerce	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	1%
ステーブルコイン	Coinbase commerce	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	1%

¹⁴⁶ 開設時に最低 100 米ドルの入金が必要

¹⁴⁷ その他、口座維持費 8 米ドル/月 (500 米ドル以上の残高維持や、25 歳未満等の条件に応じて無料)が発生する

¹⁴⁸ 開設時に最低 100 米ドルの入金が必要

¹⁴⁹ その他、口座維持費 8 米ドル/月 (500 米ドル以上の残高維持や、25 歳未満等の条件に応じて無料)が発生する

¹⁵⁰ 法人用口座の維持手数料として、16~29.95 米ドルが発生する

¹⁵¹ その他、海外利用手数料3%、口座維持手数料 10 米ドル/月 (500 米ドル以上の最低預金維持やカードの利用等により無料)が発生する

¹⁵² その他サービス利用料として、9.99~24.95 米ドル/月が発生する

¹⁵³ その他年会費として 95 米ドルや金利手数料等が発生する

¹⁵⁴ その他年会費として、E-コマースの場合 9.95 米ドルが発生する

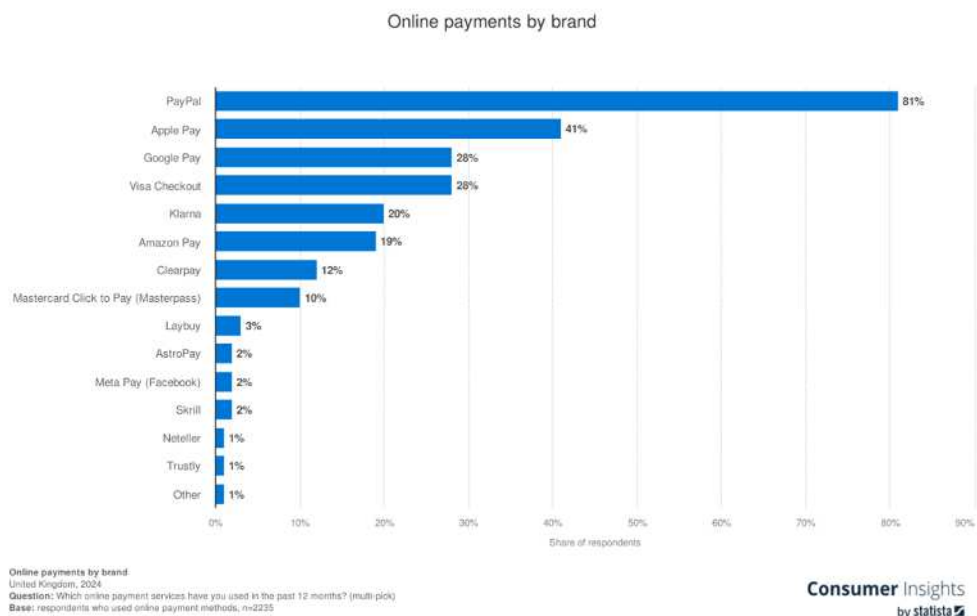
2.3.1.3 英国

<使用割合・シェア>

①電子マネー¹⁵⁵

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、英国の EC サイトで最も利用されている決済手段は、「PayPal」で、その割合(2024 年 6 月時点)は 81%であった。

図表 52 過去 12 カ月間で EC サイトで利用したことがある英国の決済サービス



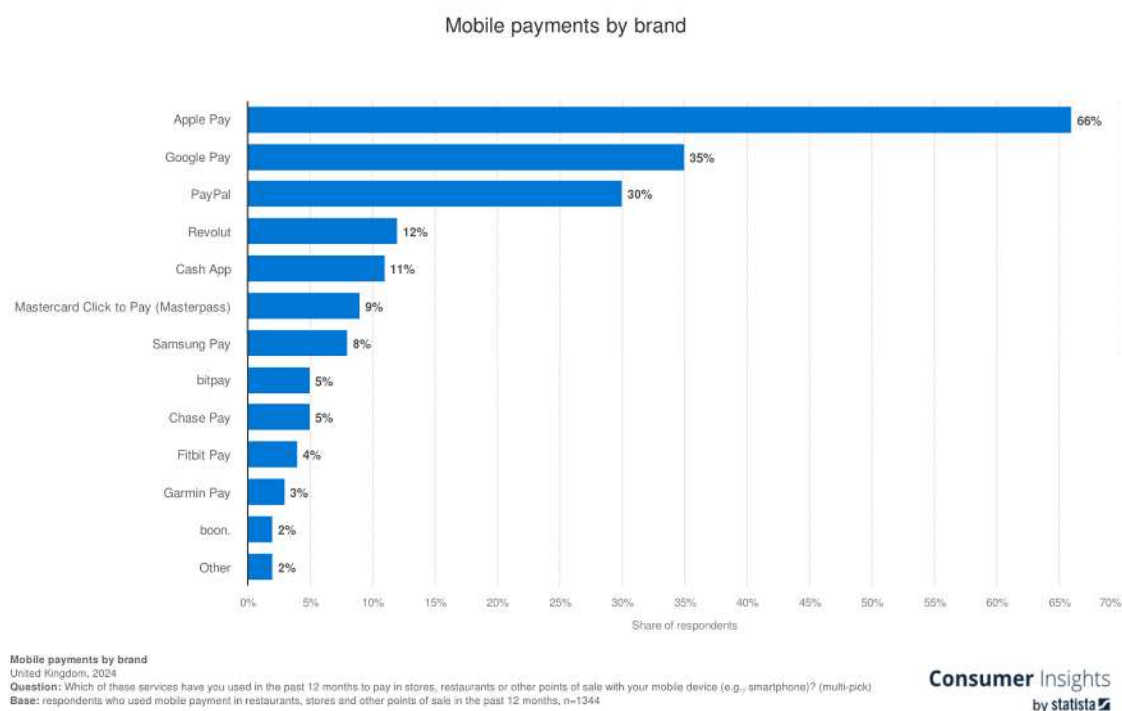
(出所) Statista”Consumer Insights”(n=2,235、複数回答、2024 年時点)

¹⁵⁵ 諸外国(米国、英国、フランス、ドイツ)でも、交通系 IC カード(IC カード型電子マネー)は存在するものの、日本とは異なり、利用可能場所が公共交通機関に限定されており、店舗での決済に利用することは一般的ではない。そのため、「電子マネー(E-money)」という表現が一般的ではなく、同様の非接触型決済・オンライン決済手段は「Mobile Payment」「E-wallet, Digital/mobile wallet」等の表現が一般的に用いられている。従って、本調査における「電子マネー」の調査対象は、便宜上、E-commerce に用いられる決済手段として選定した。なお、英国では「Oyster Card」に代表される交通系 IC カード(IC カード型電子マネー)は存在するが、日本とは異なり、利用対象は公共交通機関に特化しており、店舗・自動販売機等日常の決済では利用できない(旅行者向けの「Visitor Oyster Card」では、購入時に 10 ポンドを追加で支払うことで一部店舗での決済利用が可能となるが、利用可能な店舗は限定されている)。

②QRコード決済(スマホ決済)

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、英国で利用されている QR コード決済(スマホ決済)は、「Apple Pay」で、その割合(2024 年 8 月時点)は約 66%である。2 位以降は Google Pay、PayPal、Revolut、Cash App 等が続いている。

図表 53 過去 12 カ月間で利用したことがある英国のスマホ決済サービス



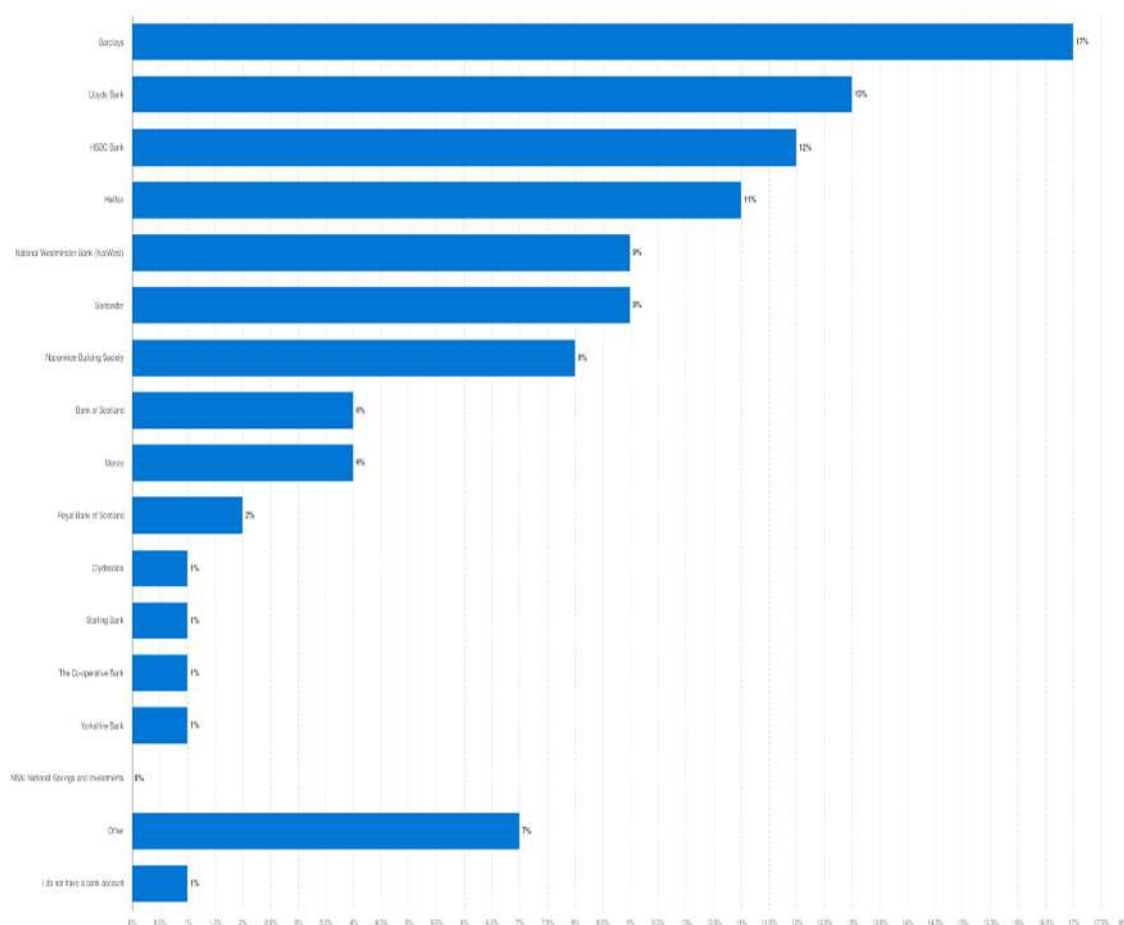
(出所) Statista”Consumer Insights”(n=1,344、複数回答、2024 年時点)

③銀行振込/口座振替

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、英国内で最も利用されている銀行は「Barclays」であり、その利用割合は約 17%である(2024 年 8 月時点)。

2 位以降は、Uoyds Bank、HSBC Bank が続いている。

図表 54 過去 12 カ月間で利用したことがある英国の銀行振込/口座振替サービス



(出所) Statista”Consumer Insights”(n=4,031、複数回答、2024 年時点)

④デビットカード

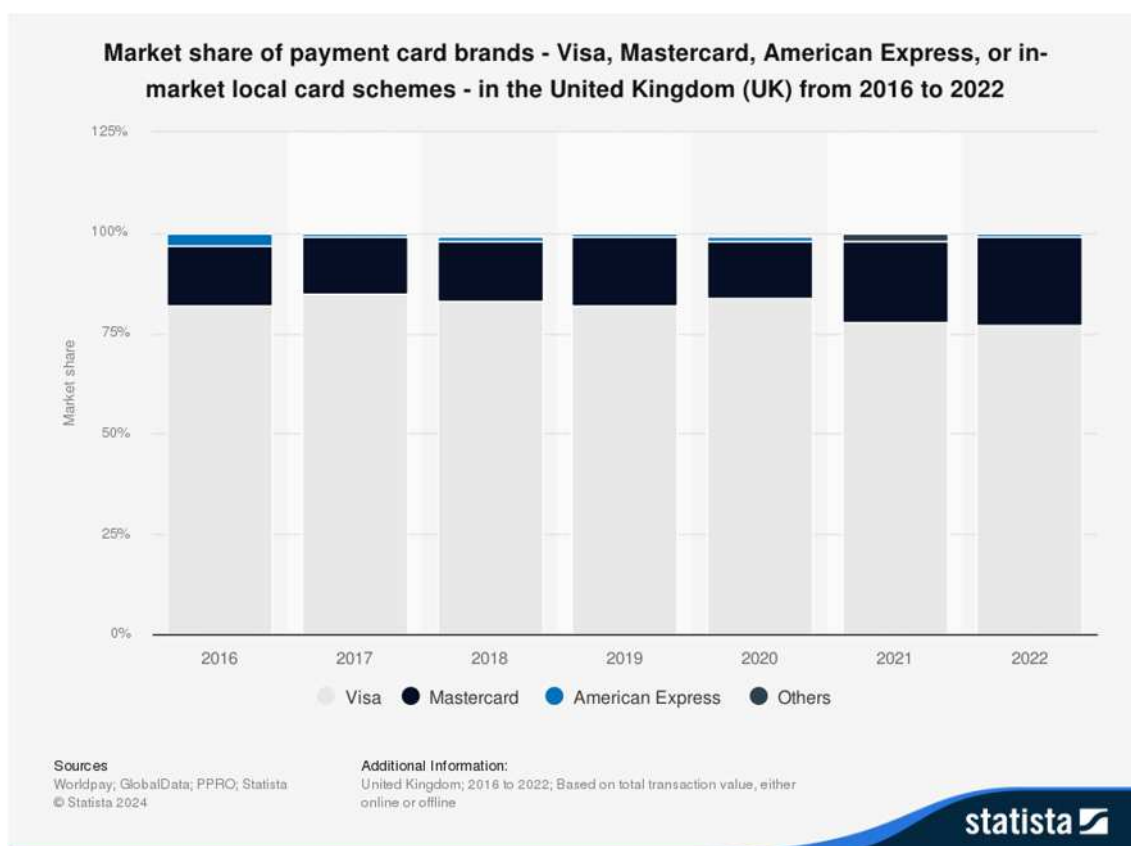
英国における、カード発行体(イシュア)別デビットカードの利用割合・シェアについての情報は確認できなかった。「2.3.1.3 英国③銀行振込/口座振替」にて記載の通り、英国国内の銀行のなかでは「Barclays」が最も利用されており、デビットカードは預金口座に紐づけられた決済手段であり、一般的に銀行が発行者となるため、デビットカードの使用割合・シェアが銀行シェアに比例すると仮定するならば、デビットカード発行者としての同社のシェアも相応に高い可能性があると思料する。本調査では、当該仮定に基づき、同社に対して調査を実施した。

⑤クレジットカード

英国における、カード発行体(イシュー)別クレジットカードの利用割合・シェアについての情報は確認できなかった。「2.3.1.3 英国③銀行振込/口座振替」にて記載の通り、英国銀行のなかでは「Barclays」が最も利用されており、諸外国ではクレジットカードは銀行が発行者となるため、クレジットカードの使用割合・シェアが銀行シェアに比例すると仮定するならば、クレジットカード発行者としての同社のシェアも相応に高い可能性があると思料する。本調査では、当該仮定に基づき、同社に対して調査を実施した。

カードブランド別では、英国内で最も利用されているカードブランドは「Visa」であり、その利用割合は7〜8割で推移している(2022年時点)。Visa、MasterCardが利用されているカードの大半を占めており、American Expressを含むその他のブランドは英国国内ではほとんど利用されていない。

図表 55 英国のクレジットカード決済金額のシェア(決済ブランド)

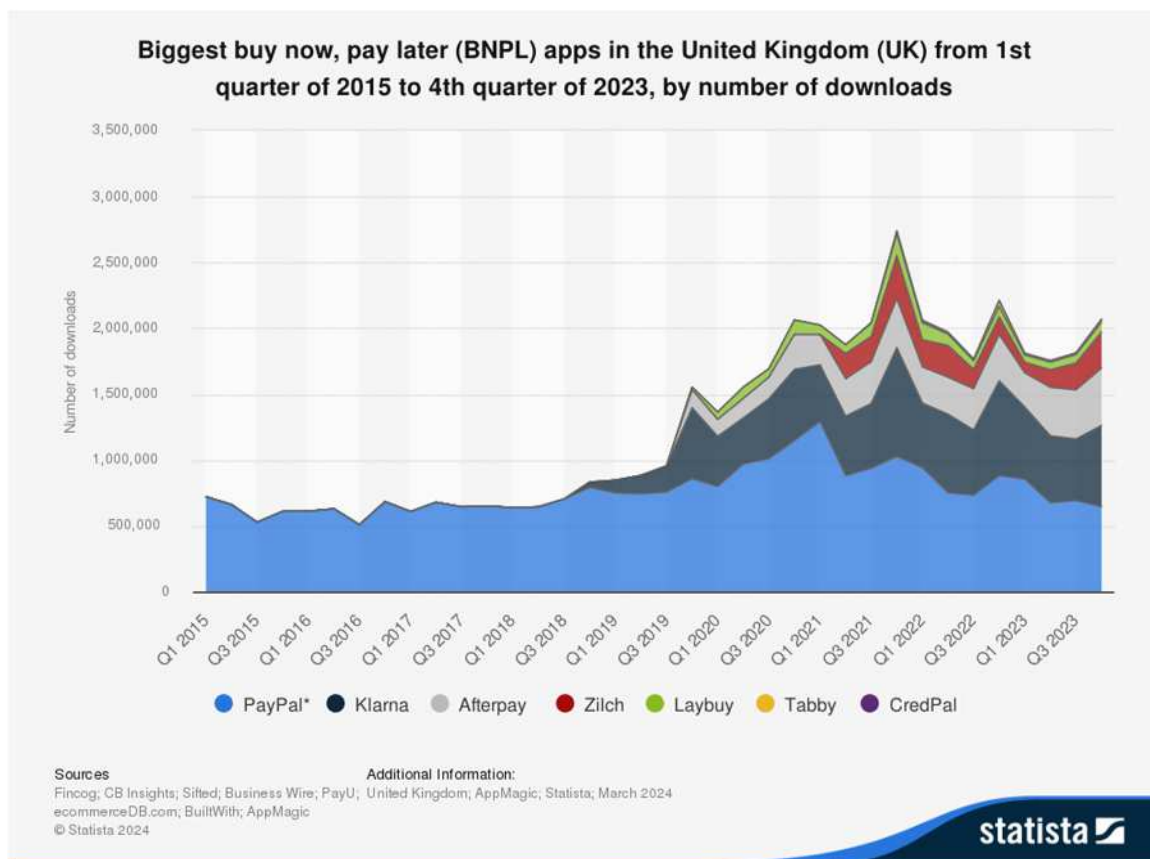


(出所) Worldpay”Market share of payment card brands – Visa, Mastercard, American Express, or in-market local card schemes – in the United Kingdom (UK) from 2016 to 2022”
(2024年2月時点)

⑥BNPL(Buy Now Pay Later)

英国における BNPL サービスアプリのダウンロード数を調査したところ、英国内で最もダウンロードされた BNPL サービスは「PayPal」である(2023 年のアプリダウンロード数より算出)。2 位以降は Klarna, Afterpay, Zilch, Laybuy 等が続いている。

図表 56 英国における BNPL 決済アプリのダウンロード数

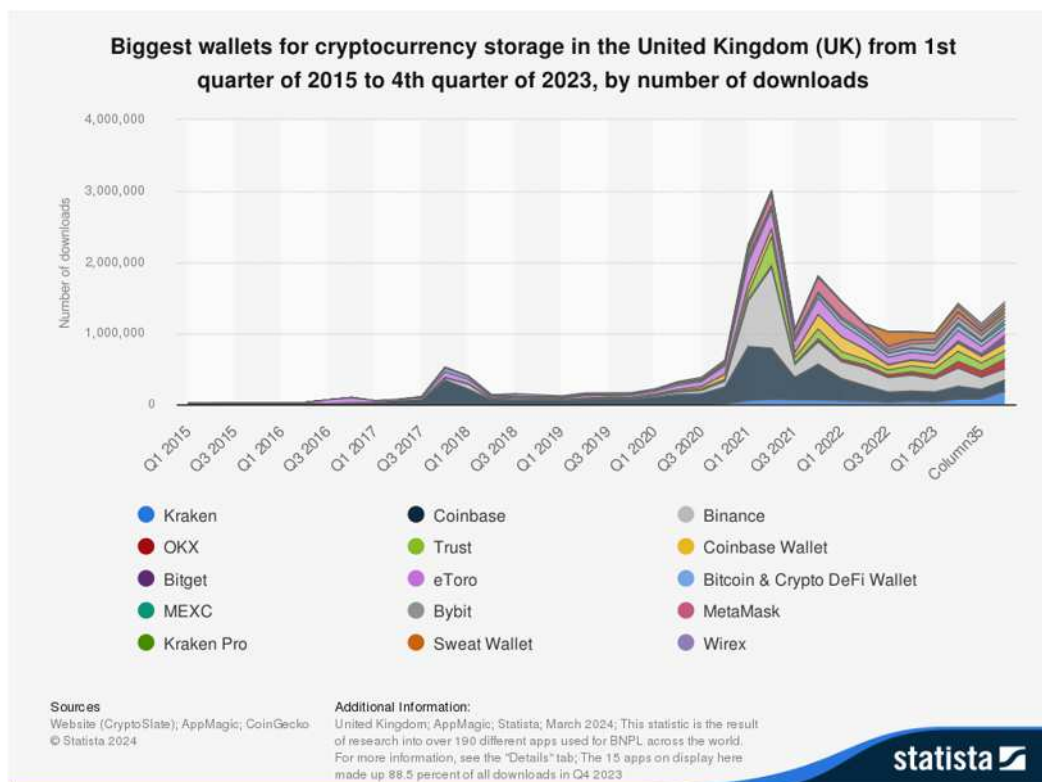


(出所) Statista, AppMagic”Biggest buy now, pay later (BNPL) apps in the United Kingdom (UK) from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads”(2024 年時点)

⑦暗号資産

米国における暗号通貨管理・交換業者のアプリダウンロード数を調査したところ、直近の新規ダウンロード数は各社拮抗しているが、2023 年に最もダウンロードされたアプリは「Binance (バイナンス)」であった。

図表 57 英国における暗号資産ウォレットアプリのダウンロード数



(出所) Statista, AppMagic.”Biggest wallets for cryptocurrency storage in the United Kingdom (UK) from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads”
(2024 年 3 月時点)

⑧ステーブルコイン

英国における、暗号資産管理・交換業者別のステーブルコインウォレット利用割合・シェアについての情報は得られなかった。

「2.3.1.3 英国⑦暗号資産」に記載の通り、英国国内で暗号資産ウォレットとして最も利用されているサービスは「Binance」であり、このウォレットシェアに基づきステーブルコインにおいても当社のシェアは相応に高いものと推測する。

＜収益構造＞

各種決済手段の提供事業者が、利用者及び加盟店から徴収している手数料の調査結果を図表 58 に記す。利用者に対して、決済手数料を徴収する決済手段は、銀行振込/口座振替(振込手数料としての徴収)と暗号資産・ステーブルコインであるものの、基本的には初期費用を含め、利用者から決済手数料を徴収しない決済手段が多い。

他方、加盟店に対しては、QR コード決済(スマホ決済)と銀行振込/口座振替、暗号資産・ステーブルコインを除くすべての決済手段が、決済額に対して少なくとも 0.75%以上の決済手数料を徴収している。加盟店への決済手数料が最も少ない決済手段は、デビットカード(最低 0.75%)であり、最も高い決済手段は、電子マネーや BNPL を提供する PayPal(2.9%)であった。クレジットカードも 1.5%以上の決済手数料を加盟店から徴収している。

図表 58 利用者・加盟店に対する手数料(米国)

決済種別	調査対象	費目	利用者	加盟店
電子マネー	PayPal (PayPal UK Ltd.)	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	2.90% + 固定手数料
QRコード決済 (スマホ決済)	Apple Pay (Apple UK Ltd.)	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	無料
銀行振込	Barclays (Barclays Plc)	初期費用	無料	無料
		決済手数料	○国内の振込: 25 ポンド/ 件 ¹⁵⁶ ○国外への振込: 25 ポンド/ 件	無料
口座振替		初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	0.20~54GPB/件
デビットカード	Barclays (Barclays Plc)	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料 ¹⁵⁷	0.75%~1.25% ¹⁵⁸
クレジットカード	Barclays (Barclays Plc)	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料 ¹⁵⁹	1.50~2.50%
BNPL	PayPal (PayPal UK Ltd.)	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	2.90% + 固定手数料
暗号資産	Binance (Binance Holdings.Ltd)	初期費用	無料	無料
		決済手数料	○Binance Pay ユーザーへの送金手数料(140,000USDT 相当未満): 無料 ○Binance Pay ユーザーへの送金手数料(140,000USDT 相当以上): 1USDT	
ステーブルコイン	Binance (Binance Holdings.Ltd)	初期費用	無料	無料
		決済手数料	○Binance ePay ユーザーへの送金手数料(140,000USDT 相当未満): 無料 ○Binance Pay ユーザーへの送金手数料(140,000USDT 相当以上): 1USDT	

¹⁵⁶ 支店又はテレフォンバンキングの場合。オンラインバンキングの場合は無料。

¹⁵⁷ 年会費は無料だが、その他、海外利用手数料 2.99 ポンド/件等が発生する

¹⁵⁸ その他年会費として 240 ポンド以上が発生する

¹⁵⁹ その他金利手数料等が発生する

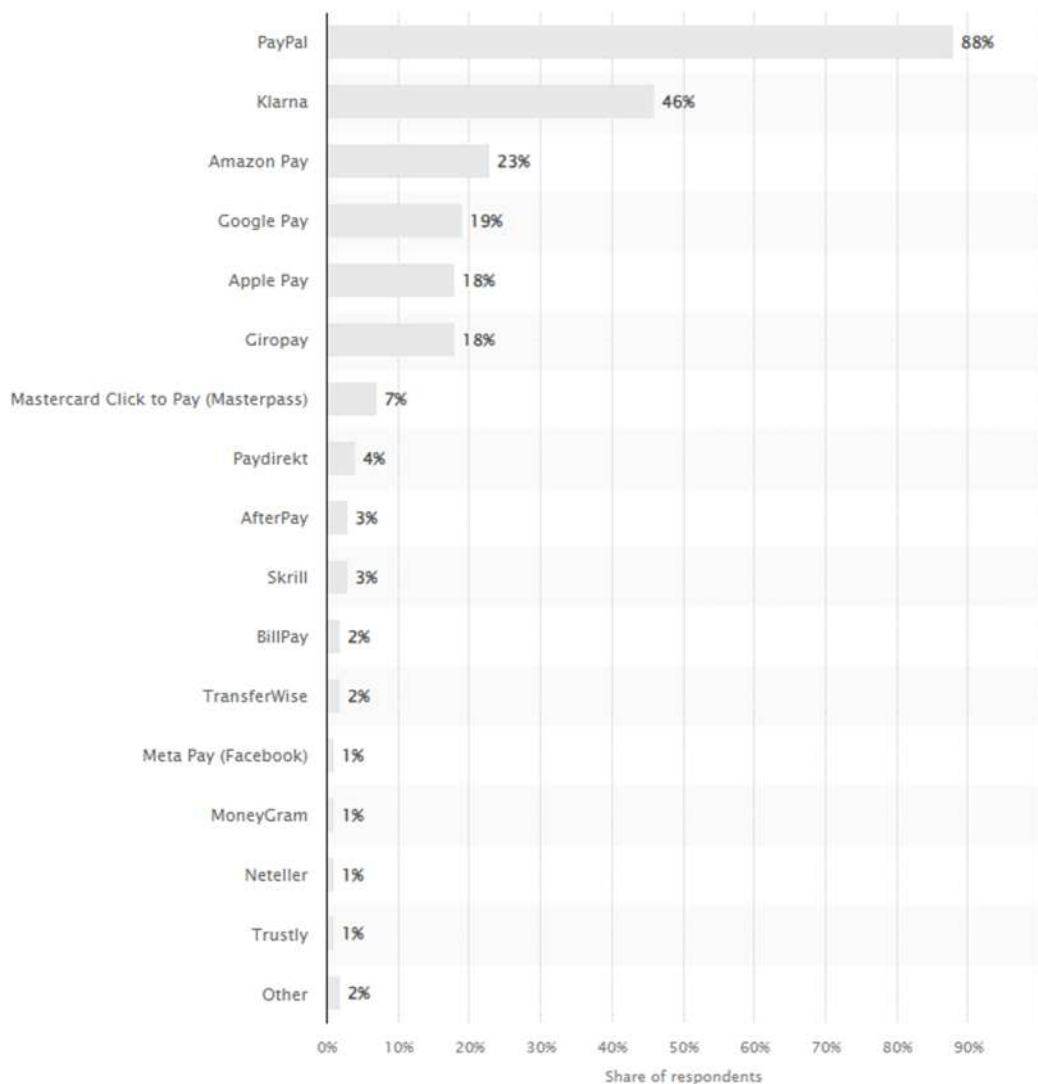
2.3.1.4 ドイツ

<使用割合・シェア>

①電子マネー¹⁶⁰

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、ドイツの EC サイトで最も利用されている決済手段は、「PayPal」で、その割合（2024 年 9 月時点）は 88%であった。

図表 59 過去 12 カ月間に EC サイトで利用したことがあるドイツの決済サービス



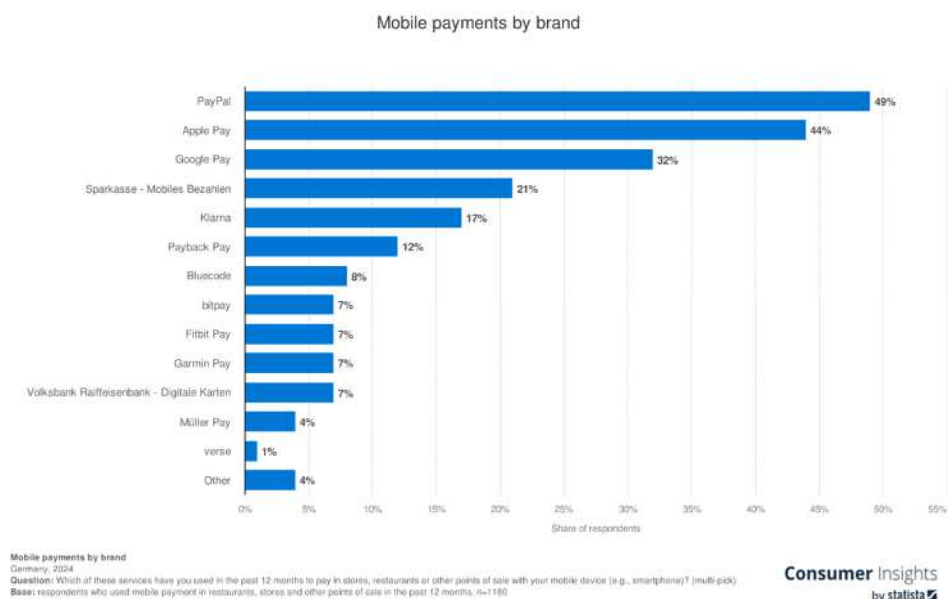
(出所) Statista”Consumer Insights”(n=3,923、複数回答、2024 年 9 月時点)

¹⁶⁰ 諸外国(米国、英国、フランス、ドイツ)でも、交通系 IC カード(IC カード型電子マネー)は存在するものの、日本とは異なり、利用可能場所が公共交通機関に限定されており、店舗での決済に利用することは一般的ではない。そのため、「電子マネー(E-money)」という表現が一般的ではなく、同様の非接触型決済・オンライン決済手段は「Mobile Payment」「E-wallet, Digital/mobile wallet」等の表現が一般的に用いられている。従って、本調査における「電子マネー」の調査対象は、便宜上、E-commerce に用いられる決済手段として選定した。

②QRコード決済(スマホ決済)

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、ドイツで利用されている QR コード決済(スマホ決済)は、「PayPal」で、その割合(2024 年 8 月時点)は 49%である。2 位以降は Apple Pay、Google Pay 等が続いている。

図表 60 過去 12 カ月間で利用したことがあるドイツのスマホ決済サービス

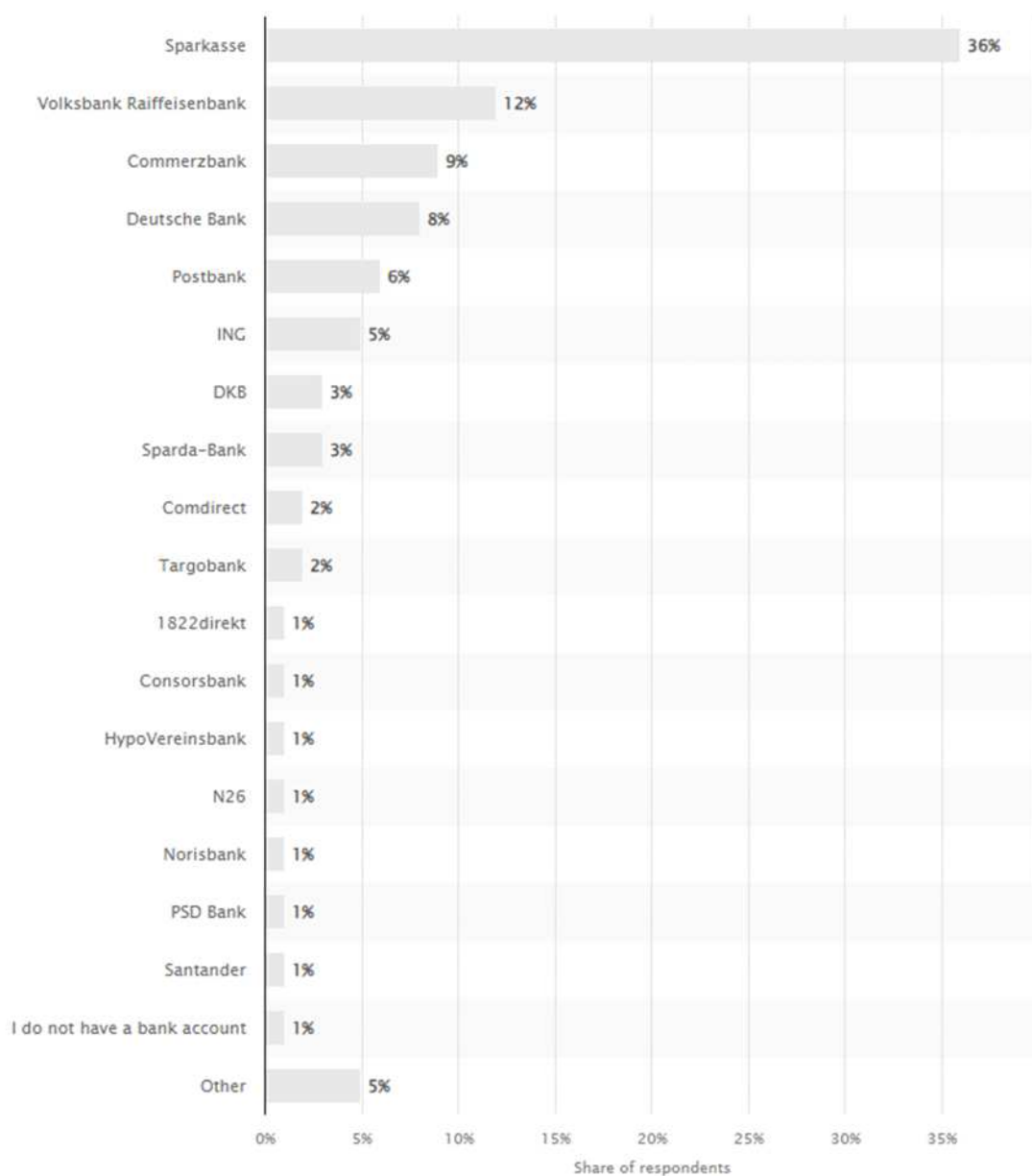


(出所) Statista”Consumer Insights”(n=1,180、複数回答、2024 年 8 月時点)

③銀行振込/口座振替

2024 年 9 月に実施されたアンケート結果によると、ドイツ国内で最も利用されている銀行は「Sparkasse」であり、その割合は約 36%である(2024 年 8 月時点)。

図表 61 主に利用するドイツの銀行振込/口座振替サービス



(出所) Statista”Consumer Insights”(n=5,986、単一回答、2024 年 9 月時点)

④デビットカード

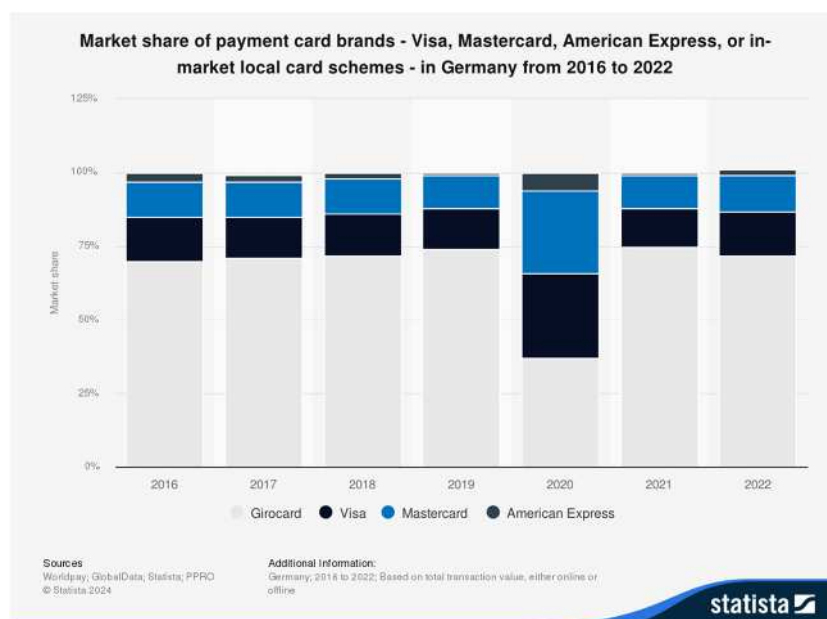
ドイツにおける、カード発行体(イシュー)別デビットカードの利用割合・シェアについての情報は得られなかった。「2.3.1.4 ドイツ③銀行振込/口座振替」にて記載の通り、ドイツ国内の銀行のなかでは「Sparkasse」が最も利用されており、デビットカードは預金口座に紐づけられた決済手段であり、一般的に銀行が発行者となるため、デビットカードの使用割合・シェアが銀行シェアに比例すると仮定するならば、デビットカード発行者としての同社のシェアも相応に高い可能性があると思料する。本調査では、当該仮定に基づき、同社に対して調査を実施した。

⑤クレジットカード

ドイツにおける、カード発行体(イシュー)別クレジットカードの利用割合・シェアについての情報は得られなかった。「2.3.1.4 ドイツ③銀行振込/口座振替」にて記載の通り、ドイツ国内の銀行のなかでは「Sparkasse」が最も利用されており、諸外国ではクレジットカードは銀行が発行者となるため、クレジットカードの使用割合・シェアが銀行シェアに比例すると仮定するならば、クレジットカード発行者としての同社のシェアも相応に高い可能性があると思料する。本調査では、当該仮定に基づき、同社に対して調査を実施した。

カードブランド別では、ドイツ国内で決済金額に占める割合が最も高いカードブランド(2022年時点)は「Girocard」である。その利用割合は7〜8割で推移している。Visa, MasterCard, American Express は少数派である。なお、本データは「Payment Card」に関するブランド別調査であり、調査対象のカード種別にはクレジット・デビット・プリペイドのすべてが含まれることに注意されたい。

図表 62 ドイツのクレジットカード決済金額のシェア(決済ブランド)



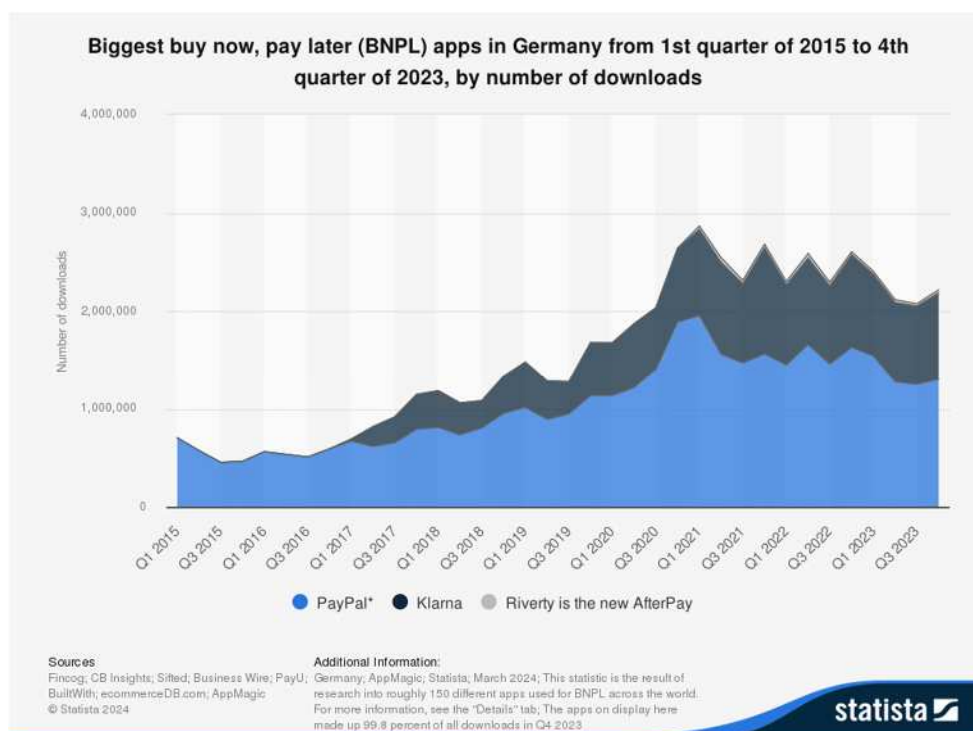
(出所) Worldpay”Market share of payment card brands – Visa, Mastercard, American

Express, or in-market local card schemes – in Germany from 2016 to 2022”

⑥BNPL(Buy Now Pay Later)

ドイツにおける BNPL サービスアプリのダウンロード数を調査したところ、ドイツ国内で最もダウンロードされた BNPL サービスは「PayPal」である(2023 年のアプリダウンロード数より算出)。2 位以降は Klarna, Riverty (旧 AfterPay) が続いている。

図表 63 ドイツにおける BNPL 決済アプリのダウンロード数

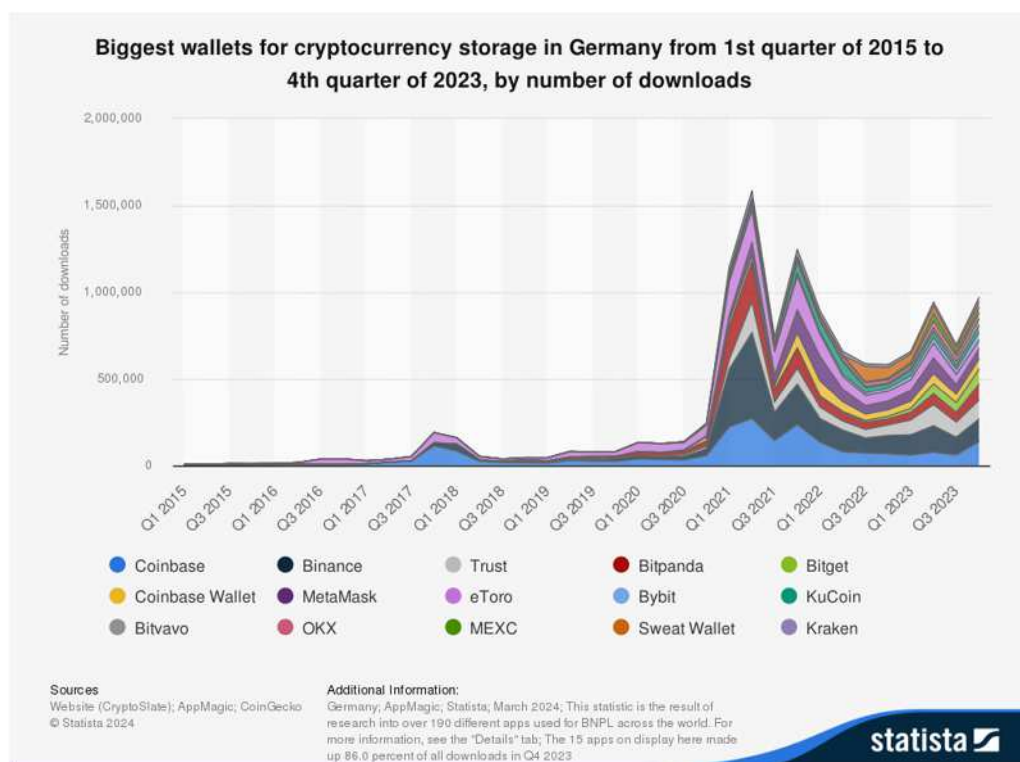


(出所) Statista, AppMagic”Biggest buy now, pay later (BNPL) apps in Germany from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads”

⑦暗号資産

ドイツにおける暗号通貨管理・交換業者のアプリダウンロード数を調査したところ、直近の新規ダウンロード数は各社拮抗しているが、2023 年に最もダウンロードされたアプリは「Coinbase(コインベース)」であった。

図表 64 ドイツにおける暗号資産ウォレットアプリのダウンロード数



(出所) Statista, AppMagic”Biggest wallets for cryptocurrency storage in Germany from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads”

⑧ステーブルコイン

ドイツにおける、暗号資産管理・交換業者別のステーブルコインウォレット利用割合・シェアについての情報は得られなかった。

「2.3.1.4 ドイツ⑦暗号資産」に記載の通り、ドイツ国内で暗号資産ウォレットとして最も利用されているサービスは「Coinbase」であるため、このウォレットシェアに基づきステーブルコインにおいても当社のシェアは相応に高いものと推測する。

<収益構造>

各種決済手段の提供事業者が、利用者及び加盟店から徴収している手数料の調査結果を図表 65 に記す。利用者に対して、決済手数料を徴収する決済手段は、銀行振込/口座振替(振込手数料としての徴収)のみであり、基本的には初期費用を含め、利用者から決済手数料を徴収しない決済手段が多い。

他方、加盟店に対しては、すべての決済手段が決済手数料を徴収している。加盟店への決済手数料が最も少ない決済手段は、ドイツの国内ブランドである Giro のデビットカード/クレジットカード(最低0.25%)であり、最も高い決済手段は、電子マネーやBNPLを提供する PayPal の 2.99%であった。

なお、欧州では、クレジットカードやデビットカードのインターチェンジフィー(アクワイアラがイシュアに支払う手数料)に対して、EU の「インターチェンジフィーに関する規則」¹⁶¹にて、上限(デビットカードは取引額の 0.2%、クレジットカードは 0.3%)が定められている。

¹⁶¹ <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/fees-for-card-based-payments.html>

図表 65 利用者・加盟店に対する手数料(ドイツ)

決済種別	調査対象	費目	利用者	加盟店
電子マネー	PayPal	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	2.99% + 固定手数料
QRコード決済 (スマホ決済)	PayPal	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	0.9%
銀行振込	Sparkasse	初期費用	無料 ¹⁶²	無料 ¹⁶³
		決済手数料	○国内の振込: 2 ユーロ ¹⁶⁴ /件 ○国外への振込: 15 ユーロ/件または 1.5% ¹⁶⁵	○国内の振込: 0.45~0.65 ユーロ/ 件 ○国外への振込: 15 ユーロ/件また は 1.5% ¹⁶⁶
口座振替	Sparkasse	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	有料(非公開)
デビットカード	Sparkasse	初期費用	無料	39 ユーロ ¹⁶⁷ /件
		決済手数料	無料 ¹⁶⁸	○Giro カード: 0.25~0.79% ○VISA/Mastercard: 0.69~1.9%
クレジットカード	Sparkasse	初期費用	無料	39 ユーロ ¹⁶⁹ /件
		決済手数料	無料 ¹⁷⁰	○Giro カード: 0.25~0.79% ○VISA/Mastercard: 0.69~1.9%
BNPL	PayPal	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	2.99% + 固定手数料
暗号資産	Coinbase	初期費用	無料	無料
	commerce	決済手数料	無料	1%
ステーブルコイ ン	Coinbase	初期費用	無料	無料
	commerce	決済手数料	無料	1%

¹⁶² 口座維持費として、月額 2.95~8.95 ユーロの手数料が発生する。

¹⁶³ 口座維持費として、月額 10~35 ユーロの手数料が発生する。

¹⁶⁴ 支店又はテレフォンバンキングの場合。オンラインバンキングの場合は無料。

¹⁶⁵ 10,000 ユーロ未満の場合は 15 ユーロ、10,000 ユーロ以上の場合は 1.5% (最大 500 ユーロ) の手数料が発生する

¹⁶⁶ 10,000 ユーロ未満の場合は 15 ユーロ、10,000 ユーロ以上の場合は 1.5% (最大 500 ユーロ) の手数料が発生する

¹⁶⁷ 月額 15.9~23.9 ユーロの基本料金が発生する

¹⁶⁸ 年会費として、37.5~78 ユーロの手数料が発生する

¹⁶⁹ 月額 15.9~23.9 ユーロの基本料金が発生する

¹⁷⁰ 年会費として、37.5~78 ユーロの手数料が発生する。また、その他海外仕様手数料が発生する

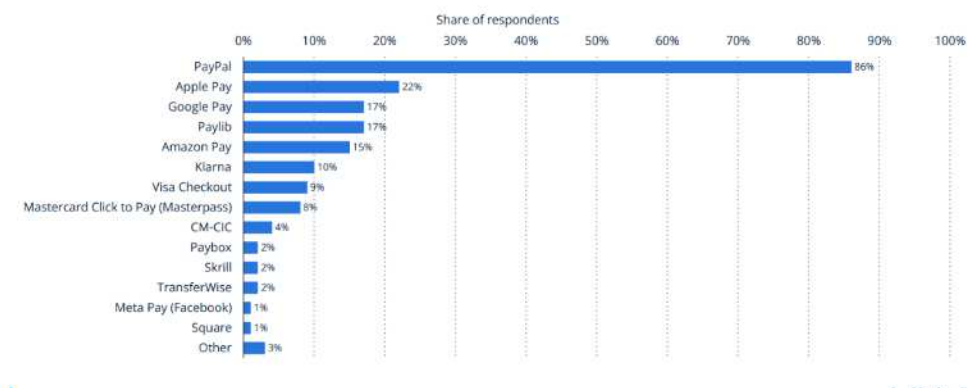
2.3.1.5 フランス

<使用割合・シェア>

①電子マネー¹⁷¹

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、フランスの EC サイトで最も利用されている決済手段は、「PayPal」で、その割合(2024 年 6 月時点)は 86%であった。

図表 66 過去 12 カ月間に EC サイトで利用したことがあるフランスの決済サービス

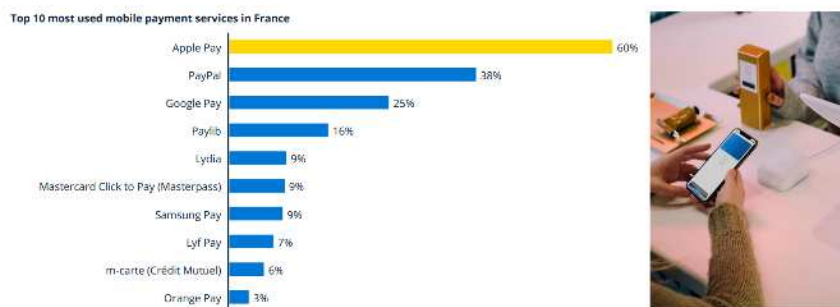


(出所) Statista”Consumer Insights”(n=852、複数回答、2024 年 6 月時点)

②QR コード決済(スマホ決済)

2024 年 4 月に実施されたアンケート結果によると、フランスで利用されている QR コード決済(スマホ決済)は、「Apple Pay」で、その割合(2024 年 8 月時点)は 60%である。2 位以降は PayPal、Google Pay、Paylib、Lydia 等が続いている。

図表 67 過去 12 カ月間で利用したことがあるフランスのスマホ決済サービス



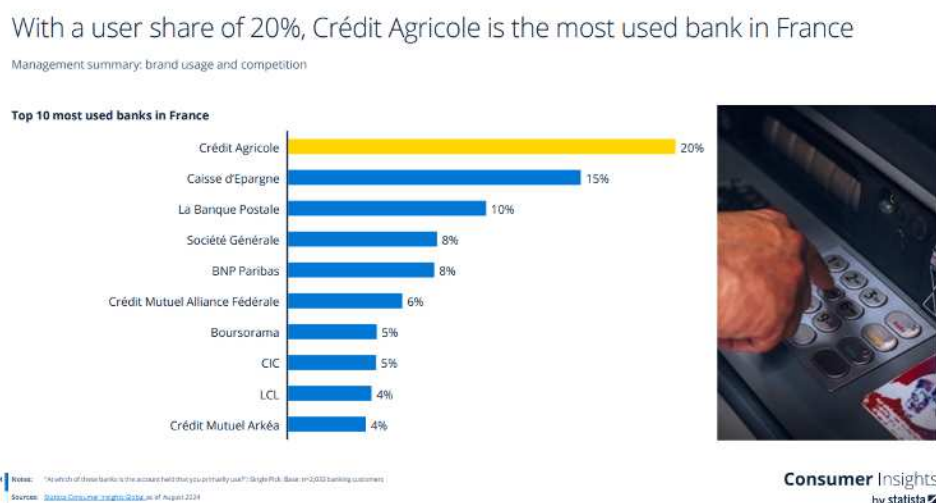
(出所) Statista”Consumer Insights”(n=341、複数回答、2024 年 8 月時点)

¹⁷¹ 諸外国(米国、英国、フランス、ドイツ)でも、交通系 IC カード(IC カード型電子マネー)は存在するものの、日本とは異なり、利用可能場所が公共交通機関に限定されており、店舗での決済に利用することは一般的ではない。そのため、「電子マネー(E-money)」という表現が一般的ではなく、同様の非接触型決済・オンライン決済手段は「Mobile Payment」「E-wallet, Digital/mobile wallet」等の表現が一般的に用いられている。従って、本調査における「電子マネー」の調査対象は、便宜上、E-commerce に用いられる決済手段として選定した。

③銀行振込/口座振替

2024 年 8 月に実施されたアンケート結果によると、フランス国内で最も利用されている銀行は「Crédit Agricole」であり、その割合は約 20%である(2024 年 8 月時点)。

図表 68 過去 12 カ月間で利用したことがあるフランスの銀行振込/口座振替サービス



(出所) Statista”Consumer Insights”(n=2,033、複数回答、2024 年 8 月時点)

④デビットカード

フランスにおける、カード発行体(イシュー)別デビットカードの利用割合・シェアについての情報は得られなかった。「2.3.1.5 フランス③銀行振込/口座振替」にて記載の通り、フランス国内の銀行のなかでは「Crédit Agricole」が最も利用されている。デビットカードは預金口座に紐づけられた決済手段であり、一般的に銀行が発行者となるため、デビットカードの使用割合・シェアが銀行シェアに比例すると仮定するならば、デビットカード発行者としての同社のシェアも相応に高い可能性があると思料する。本調査では、当該仮定に基づき、同社に対して調査を実施した。

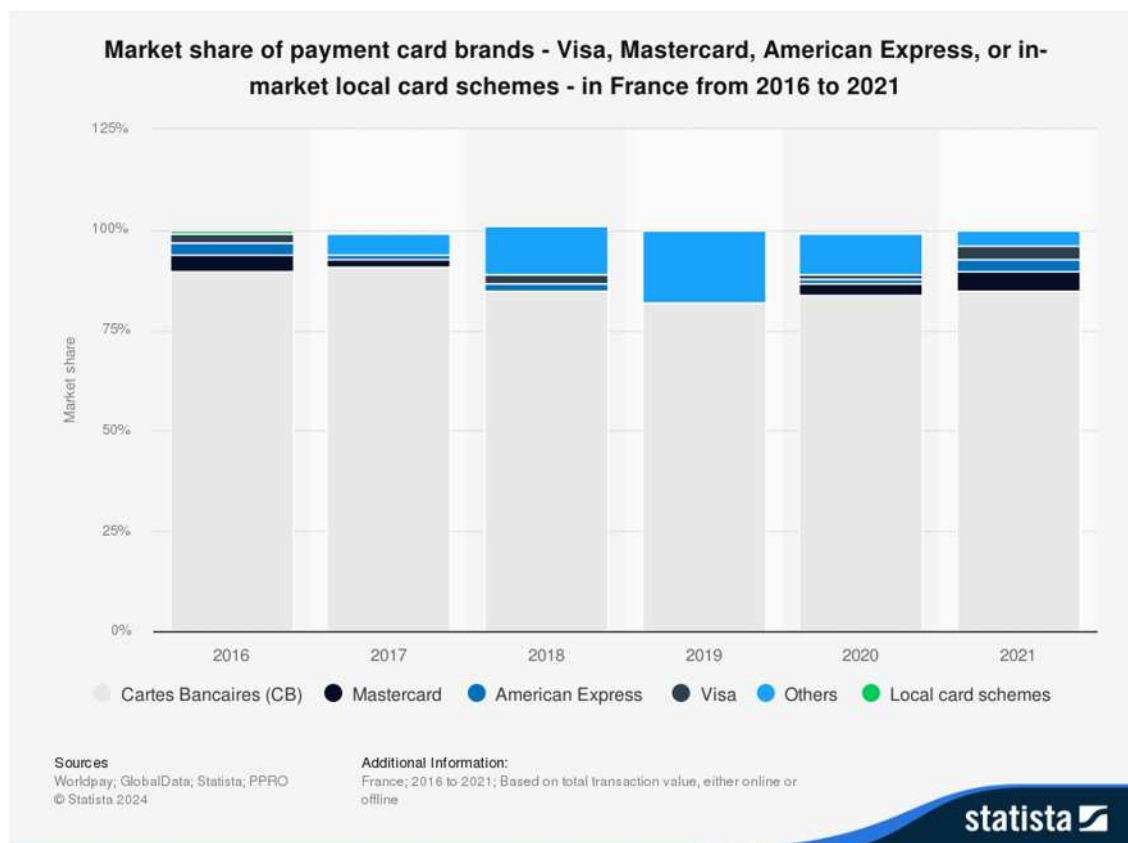
⑤クレジットカード

フランスにおける、カード発行体(イシュー)別クレジットカードの利用割合・シェアについての情報は得られなかった。「2.3.1.5 フランス③銀行振込/口座振替」にて記載の通り、フランス国内の銀行のなかでは「Crédit Agricole」が最も利用されており、諸外国ではクレジットカードは銀行が発行者となるため、クレジットカードの使用割合・シェアが銀行シェアに比例すると仮定するならば、クレジットカード発行者としての同社のシェアも相応に高い可能性があると思料する。本調査では、当該仮定に基づき、同社に対して調査を実施した。

なお、カードブランド別では、フランス国内で最も利用されているカードブランド(2021 年時

点)は「MasterCard」である。本調査結果上では、決済金額に占める割合が最も高いカードブランドは「Cartes Bancaires」であるが、当該ブランドはデビットカードスキームでありクレジットカードではないため、本項では取り扱い対象から除外している。

図表 69 フランスのクレジットカード決済金額のシェア(決済ブランド)

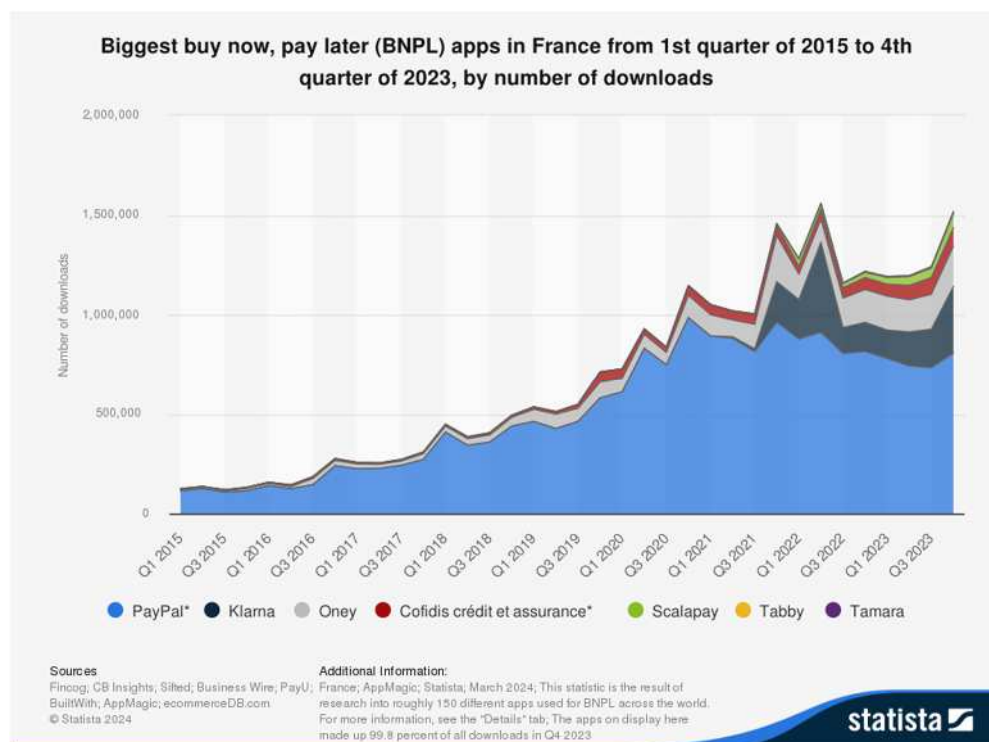


(出所) Worldpay”Market share of payment card brands – Visa, Mastercard, American Express, or in-market local card schemes – in France from 2016 to 2021”

⑥BNPL(Buy Now Pay Later)

フランスにおける BNPL サービスアプリのダウンロード数を調査したところ、フランス国内で最もダウンロードされた BNPL サービスは「PayPal」である(2023 年のアプリダウンロード数より算出)。2 位以降は Klarna, Oney 等が続いている。

図表 70 フランスにおける BNPL 決済アプリのダウンロード数



(出所) Statista, AppMagic”Biggest buy now, pay later (BNPL) apps in France from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads”

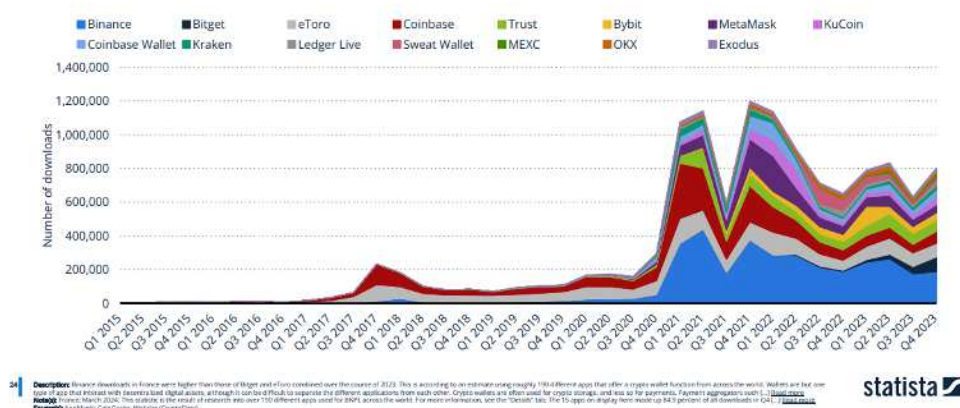
⑦暗号資産

フランスにおける暗号通貨管理・交換業者のアプリダウンロード数を調査したところ、2023 年に最もダウンロードされたアプリは「Binance」であった。

図表 71 フランスにおける暗号資産ウォレットアプリのダウンロード数

Biggest wallets for cryptocurrency storage in France from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads

Biggest cryptocurrency wallets in France 2015-2023, based on downloads



(出所) Statista, AppMagic”Biggest wallets for cryptocurrency storage in France from 1st quarter of 2015 to 4th quarter of 2023, by number of downloads”

⑧ステーブルコイン

フランスにおける、暗号資産管理・交換業者別のステーブルコインウォレット利用割合・シェアについての情報は得られなかった。「2.3.1.5 フランス⑦暗号資産」に記載の通り、フランス国内で暗号資産ウォレットとして最も利用されているサービスは「Binance」であるため、このウォレットシェアに基づきステーブルコインにおいても当社のシェアは相応に高いものと推測する。

<収益構造>

各種決済手段の提供事業者が、利用者及び加盟店から徴収している手数料の調査結果を図表 72 に記す。利用者に対して、決済手数料を徴収する決済手段は、銀行振込/口座振替(振込手数料としての徴収)と暗号資産・ステーブルコインであるものの、基本的には初期費用を含め、利用者から決済手数料を徴収しない決済手段が多い。

他方、加盟店に対しては、QR コード決済(スマホ決済)と銀行振込/口座振替、暗号資産・ステーブルコインを除くすべての決済手段が、決済額に対して少なくとも 1.2%以上の決済手数料を徴収している。加盟店への決済手数料が最も少ない決済手段は、デビットカードとクレジットカード(最低 1.2%)であり、最も高い決済手段は、電子マネーや BNPL を提供する PayPal の 2.9%であった。

なお、欧州では、クレジットカードやデビットカードのインターチェンジフィー(アクワイアラがイシュアに支払う手数料)に対して、EU の「インターチェンジフィーに関する規則」¹⁷²⁾にて、上限(デビットカードは取引額の 0.2%、クレジットカードは 0.3%)が定められている。

¹⁷²⁾ <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/fees-for-card-based-payments.html>

図表 72 利用者・加盟店に対する手数料(フランス)

決済種別	調査対象	費目	利用者	加盟店
電子マネー	PayPal	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	2.90%+固定手数料
QRコード決済 (スマホ決済)	Apple Pay	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	無料
銀行振込	Crédit	初期費用	無料 ¹⁷³	無料 ¹⁷⁴
	Agricole	決済手数料	○国内の振込:3.6 ユーロ/件 ¹⁷⁵ ○国外への振込:0.1%	○国内の振込:0.25~0.99 ユーロ ¹⁷⁶ /件 ○国外への振込:0.1%
口座振替		初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	0.46~0.56 ユーロ/件
デビットカード	Crédit	初期費用	無料	有料(非公開) ¹⁷⁷
	Agricole	決済手数料	無料 ¹⁷⁸	1.2~1.75%
クレジットカード	Crédit	初期費用	無料	有料(非公開) ¹⁷⁹
	Agricole	決済手数料	無料 ¹⁸⁰	1.2~1.75%
BNPL	PayPal	初期費用	無料	無料
		決済手数料	無料	2.90%+固定手数料
暗号資産	Binance	初期費用	無料	無料
		決済手数料	○Binance Pay ユーザーへの送金手数料(140,000USDT 相当未満):無料 ○Binance Pay ユーザーへの送金手数料(140,000USDT 相当以上):1USDT	
ステーブルコイン	Binance	初期費用	無料	無料
		決済手数料	○Binance Pay ユーザーへの送金手数料(140,000USDT 相当未満):無料 ○Binance Pay ユーザーへの送金手数料(140,000USDT 相当以上):1USDT	

¹⁷³ 口座維持費として、月額1ユーロの手数料が発生する。

¹⁷⁴ 口座維持費として、月額36ユーロの手数料が発生する。

¹⁷⁵ 支店又はテレフォンバンキングの場合。オンラインバンキングの場合は無料。

¹⁷⁶ 支店又はテレフォンバンキングの場合。オンラインバンキングの場合は無料。

¹⁷⁷ 月額11~99ユーロの基本料金が発生する

¹⁷⁸ 年会費として、44.5ユーロが発生する

¹⁷⁹ 月額11~99ユーロの基本料金が発生する

¹⁸⁰ 年会費として、16~139ユーロが発生する

2.3.2 決済環境の状況

各国の各種決済手段の業界構造として、以下の3つの観点で調査を実施した。

①制度上の中銀当座預金の開設可否及びその実態

各国の中央銀行の当座預金に対して、当座預金を開設できる事業者に関する各国の制度上の規定と、実際に当座預金を開設している事業者の実態について調査した。

②異なる決済手段・事業者間での相互運用性¹⁸¹の実態

各種決済手段間の相互運用性(入金や最終的な支払い手段としての相互運用性)と同一決済手段内の異なる事業者(サービス)間での相互運用性(送金や資金移動としての相互運用性)の実態を調査した。また、欧州の英国・ドイツ・フランスにおいては、クロスボーダー決済の可否と、当該決済の際の手数料について調査した。

③主要な決済インフラの概要・今後の動向

各国の決済インフラシステムの構成や主要な決済システムの概要、近い将来の更改の予定等の今後の動向について調査した。

¹⁸¹ 「相互運用性」は、一般に異なるシステムや仕組みをお互いに連携させることができる性質である(日本銀行決済システムレポート別冊シリーズ「デジタル時代の金融サービスにおける 相互運用性と標準化」より引用)。また、その連携には技術的側面のほか、制度的側面もあり、どの側面に焦点を当てるかによって相互運用性の意味合いは異なるとされている。そこで、本調査では、異なる決済種別間で入金や最終的な支払い手段として設定できるか否かという観点での相互運用性に加え、と同一決済手段内の異なる事業者(サービス)間で送金や資金移動ができるか否かという観点での相互運用性について調査した

2.3.2.1 日本

①制度上の中銀当座預金の開設可否及びその実態

■ 制度上の開設可否

日本銀行が公表している、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」によると、制度上、日本の中央銀行である日本銀行の当座預金口座を開設できる機関は、(1)資金決済の主要な担い手(銀行、信用金庫、外国銀行支店、協同組織金融機関の中央機関、資金清算機関、銀行協会等)、(2)証券決済の主要な担い手(金融商品取引業者(証券会社、外国証券会社)、証券金融会社、金融商品取引清算機関等)、(3)短期金融市場取引の主要な仲介者(短資会社)の範囲から日本銀行が選定した機関とされている。

■ 実態(各事業者の開設状況)

金融機関を除く民間決済事業者は、日本銀行の当座預金を開設していない。2024年12月2日時点で、日本銀行の当座預金を開設している(当座預金取引の相手方となっている機関)は、銀行123行、信託銀行11行、外国銀行47行、信用金庫247行、協同組織金融機関の中央機関4機関、金融商品取引業者36機関(うち、外国法人である金融商品取引業者は2機関)、証券金融会社1機関、短資会社3機関、資金精算機関1機関、金融商品取引清算機関(金融商品債務引受業を行う金融商品取引所を含む)3機関、銀行協会1機関、その他の6機関の合計483機関である¹⁸²。

¹⁸² <https://www.boj.or.jp/paym/torihiki/ichiran.pdf>

②異なる決済手段・事業者間での相互運用性の実態

本調査報告書「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞の調査結果に基づき、使用割合・シェアの高さ(シェアが確認できない場合は利用者数の多さ等)に基づき、代表的な事業者を選定し、以下の各決済手段の事業者を対象に調査を実施した¹⁸³。

図表 73 相互運用性の実態に関する調査対象事業者

#	決済種別	事業者
A/a	電子マネー	JR 東日本
B/b	QR コード決済(スマホ決済)	PayPay
C/c	現金	—
D/d	銀行振込/口座振替 ¹⁸⁴	三菱 UFJ 銀行
E/e	デビットカード	三菱 UFJ 銀行
F/f	クレジットカード	楽天カード
G/g	BNPL(Buy Now Pay Later)	ネットプロテクションズ
H/h	暗号資産(bitcoin 等)	bitFlyer
I/i	ステーブルコイン	JPYC

■ 異なる決済手段間の相互運用性

入金又は最終的な支払い方法としての相互運用性が確認できたのは、C)現金と D)銀行振込を除くと、D)銀行振込と B)QR コード決済¹⁸⁵、D)銀行振込と H)暗号資産の組み合わせであった。

D)銀行振込から b)QR コード決済への入金の際は、手数料が発生しないが、B)QR コード決済から d)銀行振込への入金の際は 100 円/件の手数料が発生する。

また、D)銀行振込から h)暗号資産への入金の際は、330 円/件の手数料が発生し¹⁸⁶、H)暗号資産から d)銀行振込への入金の際は 220 円/件の手数料が発生する¹⁸⁷。

¹⁸³ 以降では、紙面の都合上、それぞれの事業者を A～I(入金又は支払元の決済手段の場合))及び a～i(入金又は支払先の決済手段の場合))と付番し、事業者間の相互運用性を調査した。なお、特定の 2 つの決済手段の双方向で入金等が可能な場合を、「相互運用性がある」と評価した。

¹⁸⁴ 日本では、口座振替と相互運用性が認められる決済手段は確認できなかった。

¹⁸⁵ PayPay は、資金移動業者として PayPay 残高のうち、PayPay マネーの銀行口座への出金を可能としている(資金決済法上の前払式支払手段に該当する PayPay マネーライトの出金はいできない)。

¹⁸⁶ 住信 SBI ネット銀行からの入金の際は無料

¹⁸⁷ 三井住友銀行への出金手数料は、3 万円未満:220 円、3 万円以上:440 円。三井住友銀行以外への出金手数料は、3 万円未満:550 円、3 万円以上:770 円。

図表 74 異なる決済手段間の入金等の可否¹⁸⁸

【凡例】○:入金又は支払元として設定可能

		入金又は支払先の決済手段								
		a 電子 マネー	b QRコード 決済 (スマホ 決済)	c 現金	d 銀行 振込	e デビット カード	f クレジッ トカード	g BNPL (Buy Now Pay Later)	h 暗号資産 (bitcoin 等)	i ステー ブルコ イン
入金 又は 支払 元の 決済 手段	A 電子マネー		-	-	-	-	-	-	-	-
	B QRコード決済 (スマホ決済)	-		-	○ (100 円/件)	-	-	-	-	-
	C 現金	○	○		○	-	-	○	○	○
	D 銀行振込	-	○	○		○	○	○	○ (330 円/件)	○
	E デビットカード	-	-	-	-		-	-	-	-
	F クレジットカード	○	○	-	-	-		-	-	-
	G BNPL	-	-	-	-	-	-		-	-
	H 暗号資産	-	-	-	○ (220 円/件)	-	-	-		-
	I ステーブル コイン	-	-	-	-	-	-	-	-	

¹⁸⁸ 例えば、電子マネーに現金でチャージすることが可能な場合は、表内 Ca(入金又は支払元の現金(図内 C)と入金又は支払先の電子マネー(図内 a)が交差する箇所)に○を記載している。

■ 同一種別内の異なる事業者間での相互運用性

調査対象となる事業者ごとに、同一決済手段内の異なる事業者(サービス)への送金や資金移動の可否という意味の相互運用性が確認できた決済手段は、銀行振込(異なる銀行の口座間で送金が可能)と、暗号資産・ステーブルコイン(異なる取引所やデジタルウォレットへの送金が可能)であり、それら以外の QR コード等の決済手段には相互運用性は確認できなかった。

相互運用性が確認できた決済手段間の送金・資金移動時の手数料について調査したところ、銀行振込に関しては、インターネットバンキングで他行あてに実施する場合は、3 万円未満:154 円/件、3 万円以上:220 円/件の手数料が発生し、窓口で他行あてに実施する場合は 990 円/件の手数料が発生する。

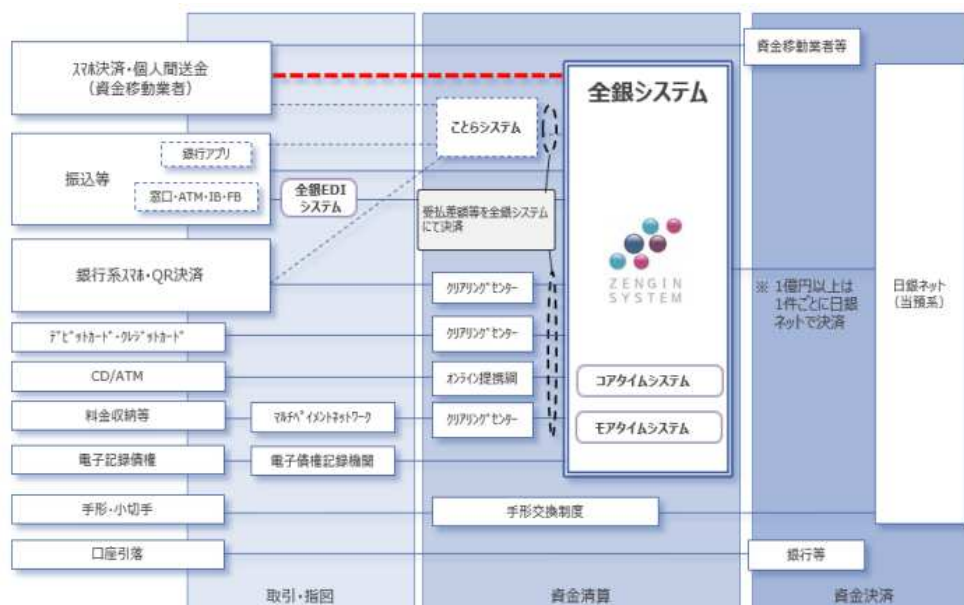
また、暗号資産については、暗号資産の種類に応じて変動するがビットコインの場合は 0.0004BTC/件、イーサリアムの場合は 0.005ETH/件の手数料が発生する。なお、ステーブルコインの手数は、1 円未満であり、実質的にはほとんど手数料が発生しない。

③主要な決済インフラ

■ 決済システムの全体像

日本の決済システムの主要な決済インフラとして、日本銀行が運営し、取引先金融機関等との最終的な資金決済を行う日本銀行金融ネットワークシステム(日銀ネット)に加え、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが運営する振込・内国為替等を担うために銀行間で利用される全国銀行データ通信システム(全銀システム)がある。

図表 75 日本の決済システムの全体像



(出所)一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク「次期全銀システム基本方針」

日銀ネットは、資金決済システムである「日銀ネット当預系」と、国債決済システムである「日銀ネット国債系」で構成される。日銀ネット当預系では、金融機関等が日本銀行に開設している日本銀行当座預金の間の資金の振替によって、短期金融市場での取引、国債取引にかかる資金決済や、全国銀行内国為替制度、手形交換制度、外国為替円決済制度といった民間資金決済システム等にかかわる資金決済が行われている。日銀ネット国債系では、売買に伴う国債の決済、国債発行時の入札・発行・払込み等が処理されている。

全銀システムは、全国銀行内国為替制度に加盟する銀行間の内国為替取引に関する通知の送受信、及び当該取引によって生じる銀行間の為替決済額の算出・清算等を集中的に行うオンラインシステムである。国内におけるほぼすべての預金取扱金融機関が接続し、相互間の振込や送金をオンライン・リアルタイムで処理し、24 時間 365 日稼動している。2022 年 10 月、預金取扱金融機関に限定していた全銀システムの参加資格を資金移動業者へ拡大した。なお、国際送金サービスを手がける英国スタートアップ企業「Wise」の日本法人、「ワイズ・ペイメンツ・ジャパン」は、資金移動業としては初めて、全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)への登録が承認された旨の報道¹⁸⁹が確認されている。

■ 決済システムの今後の動向

日本銀行は、日銀ネットの電文フォーマットを 2025 年秋ごろに改訂する方針を 2024 年 1 月に公表¹⁹⁰した。具体的には、ISO20022 を巡る国際的な動向を踏まえ、外国為替円決済及び海外預り金関係の当座勘定取引に利用している ISO20022 電文に関し、バージョン8(2019 年バージョン)への改訂を、2025 年秋頃を実施することを目指して準備を進めていく方針を掲げている。

¹⁸⁹ 2024/10/18 日本経済新聞

¹⁹⁰ https://www.boj.or.jp/paym/bojnet/net_forum/nfo240131a.pdf

2.3.2.2 米国

①制度上の中銀当座預金の開設可否及びその実態

■ 制度上の開設可否

FRB が定めたガイドライン¹⁹¹によると、連邦法で特に規定されていない限り、連邦準備銀行口座及び金融サービスを受ける法的資格を有する事業者は、以下のとおり金融機関である。

- FRB 加盟銀行
- または連邦準備法第 19 条 (b) 項に定める預金取扱機関の定義を満たす事業体

■ 実態(各事業者の開設状況)

上述のとおり、制度上、金融機関を除く民間決済事業者は、FRB の当座預金を開設できない。なお、FRB の口座を所有している、または他の預金取扱機関の口座で取引を決済することで、FRB のサービスを利用している機関は、約 9000 機関である¹⁹²。

②異なる決済手段・事業者間での相互運用性の実態

本調査報告書「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞の調査結果に基づき、使用割合・シェアの高さ(シェアが確認できない場合は利用者数の多さ等)に基づき、代表的な事業者を選定し、以下の各決済手段の事業者を対象に調査を実施した¹⁹³。

図表 76 相互運用性の実態に関する調査対象事業者

#	決済種別	事業者
A/a	電子マネー	PayPal
B/b	QR コード決済(スマホ決済)	Apple
C/c	現金	—
D/d	銀行振込/口座振替 ¹⁹⁴	Bank of America
E/e	デビットカード	Wells Fargo
F/f	クレジットカード	JPMorgan Chase
G/g	BNPL(Buy Now Pay Later)	PayPal
H/h	暗号資産(bitcoin 等)	Coinbase Global, Inc.
I/i	ステーブルコイン	Coinbase Global, Inc.

¹⁹¹ <https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/files/other20220815a1.pdf>

¹⁹² <https://www.federalreserve.gov/paymentsystems/master-account-and-services-database-access-requests.htm>

¹⁹³ 以降では、紙面の都合上、それぞれの事業者を A~I(入金又は支払元の決済手段の場合)及び a~i(入金又は支払先の決済手段の場合)と付番し、事業者間の相互運用性を調査した。なお、特定の 2 つの決済手段の双方向で入金等が可能な場合を、「相互運用性がある」と評価した。

¹⁹⁴ 米国では、口座振替と相互運用性が認められる決済手段は確認できなかった。

■ 異なる決済手段間の相互運用性

入金又は最終的な支払い方法としての相互運用性が確認できたのは、C)現金と D)銀行振込を除くと、A)電子マネーと D)銀行振込、A)電子マネーと H)暗号資産/I)ステーブルコイン、D)銀行振込と H)暗号資産/I)ステーブルコイン、H)暗号資産と I)ステーブルコインの組み合わせであった。

A)電子マネーから、d)銀行振込への入金(電子マネー残高の出金)の際は、通常の出金は無料であるが、即時の出金の場合は1.75%の手数料が発生する。なお、D)銀行振込からa)電子マネーへの入金の際は手数料が発生しない。

また、A)電子マネーからh)暗号資産やi)ステーブルコインへの入金(暗号資産やステーブルコインの購入)の際、及び、H)暗号資産やI)ステーブルコインからa)電子マネーへの入金(暗号資産・ステーブルコインの売却)の際は、購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料(金額が200米ドル以下は0.49～2.49米ドル、200米ドル以上1000米ドル以下の場合は1.8%、1000米ドル以上の場合は1.5%)が発生する。

D)銀行振込からh)暗号資産やi)ステーブルコインへの入金の際は、購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料(金額が200米ドル以下は0.49～2.49米ドル、200米ドル以上1000米ドル以下の場合は1.8%、1000米ドル以上の場合は1.5%)が発生する。また、H)暗号資産やI)ステーブルコインからd)銀行振込への入金の際は2～3%の手数料が発生する。

また、H)暗号資産からi)ステーブルコインへの資産の交換と、I)ステーブルコインからh)暗号資産への資産の交換の際には、手数料(取引の都度計算される)が発生する。

図表 77 異なる決済手段間の入金等の可否¹⁹⁵

【凡例】○:入金又は支払元として設定可能

		入金又は支払先の決済手段								
		a 電子マネー	b QRコード決済 (スマホ決済)	c 現金	d 銀行振込	e デビットカード	f クレジットカード	g BNPL (Buy Now Pay Later)	h 暗号資産 (bitcoin等)	i ステーブルコイン
入金又は支払元の決済手段	A 電子マネー	-	-	-	○ (即時の場合 1.75%)	-	-	-	○ 有料 ¹⁹⁶	○ 有料 ¹⁹⁷
	B QRコード決済 (スマホ決済)	-	-	-	○ (即時の場合 1.5%)	-	-	-	-	-
	C 現金	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	D 銀行振込	○	-	○	-	○	○	○	○ 有料 ¹⁹⁷	○ 有料 ¹⁹⁸
	E デビットカード	○	○	-	-	-	-	○	○ 有料 ¹⁹⁸	○ 有料 ¹⁹⁸
	F クレジットカード	○	○	-	-	-	-	-	○ 有料 ¹⁹⁸	○ 有料 ¹⁹⁸
	G BNPL	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H 暗号資産	○ 有料 ¹⁹⁷	-	-	○ 2～3%	-	-	-	-	○ 有料 ¹⁹⁸
	I ステーブルコイン	○ 有料 ¹⁹⁷	-	-	○ 2～3%	-	-	-	○ 有料 ¹⁹⁹	-

¹⁹⁵ 例えば、電子マネーに現金でチャージすることが可能な場合は、表内 Ca(入金又は支払元の現金(図内 C))と入金又は支払先の電子マネー(図内 a)が交差する箇所)に○を記載している。

¹⁹⁶ 購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料が発生する。購入または売却金額が 200 米ドル以下は 0.49～2.49 米ドル、200 米ドル以上 1000 米ドル以下の場合は 1.8%、1000 米ドル以上の場合は 1.5%。

¹⁹⁷ 手数料は、取引完了後の価格ではなく、注文時の現在の価格に基づいて計算される。

¹⁹⁸ 取引の際に、注文サイズ、市場の状況、管轄地域等の要因を受けて、計算される。

■ 同一種別内の異なる事業者間での相互運用性

調査対象となる事業者ごとに、同一決済手段内の異なる事業者(サービス)への送金や資金移動の可否という意味の相互運用性が確認できた決済手段は、銀行振込(異なる銀行の口座間で送金が可能)と、暗号資産・ステーブルコイン(異なる取引所やデジタルウォレットへの送金が可能)であり、それら以外の QR コード等の決済手段には相互運用性は確認できなかった。

相互運用性が確認できた決済手段間の送金・資金移動時の手数料について調査したところ、銀行振込に関しては、米国内の振込は 30 米ドル、国外への振込は 45 米ドルの手数料が発生する。また、暗号資産・ステーブルコインについて、他のネットワークに送金する場合、ネットワーク手数料が発生する¹⁹⁹。

③主要な決済インフラ

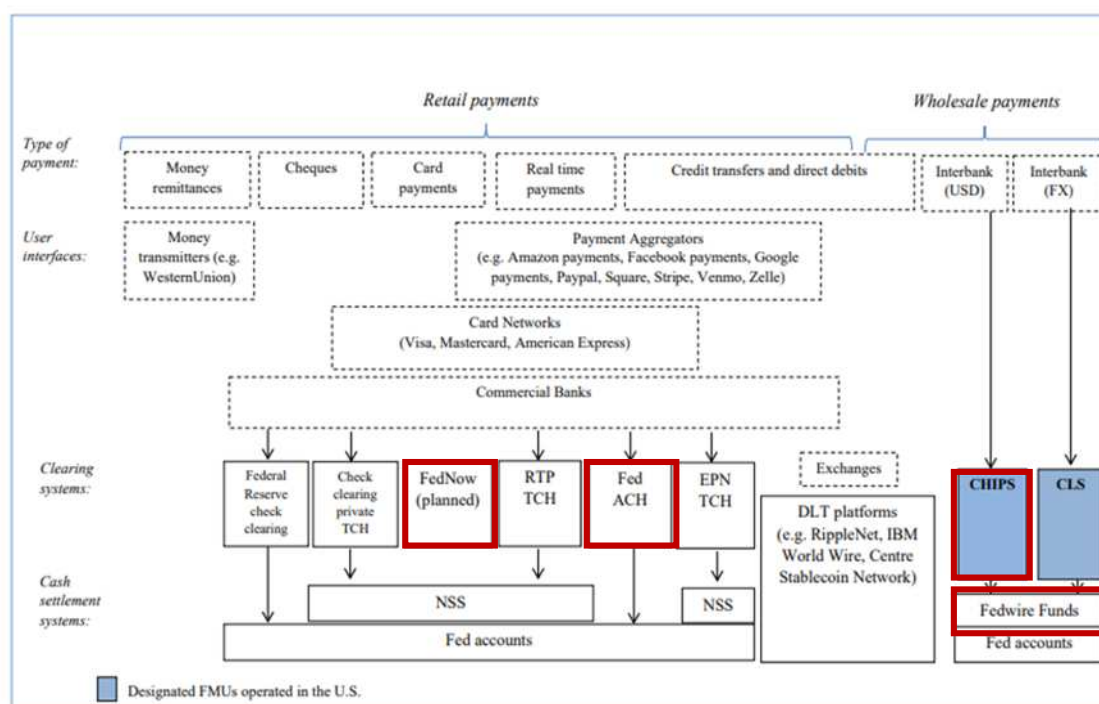
■ 決済システムの全体像

米国の中央銀行である FRB (Federal Reserve Bank) は、2023 年 7 月に稼働開始した FedNow Service (即時決済システム) に加え、Fedwire (大口リテール決済向けの即時決済システム)、FedACH1 (小口リテール決済システム) を運営している。また、その他の主なシステムとして、商業銀行によって所有される民間のクリアリング・ハウス (The Clearing House) が提供する CHIPS (大口ホールセール決済システム) がある。決済システムの概観は図表 78 のとおり²⁰⁰。

¹⁹⁹ <https://help.coinbase.com/en/coinbase/trading-and-funding/pricing-and-fees/fees>

²⁰⁰ <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2020/08/07/United-States-Financial-Sector-Assessment-Program-Technical-Note-Supervision-of-Financial-49658>

図表 78 米国の決済システムの全体像



Source: IMF Staff.

(出所) International Monetary Fund「United States: Financial Sector Assessment Program– Technical Note–Supervision of Financial Market Infrastructures, Resilience of Central Counterparties and Innovative Technologies」

■ 主要な決済システム

FedNow Service は、FRB が運営する即時グロス決済を採用したシステムで、個人間のデジタルウォレット間の送金や、給与支払い、請求書支払い、不動産取引、オンラインマーケットプレイスの出品者への支払い等企業、個人間問わず、24 時間 365 日リアルタイムで取引が可能である。900 以上の金融機関に加え、認定サービスプロバイダー、決済代行機関も参加している。

Fedwire は、FRB が運営しており、大口リテール決済向けの即時決済サービス (Fedwire Funds Services) と、国債等の証券決済を行うサービス (Fedwire Securities Services) で構成される。FRB の当座預金口座を保有する参加者は一旦処理されると即時、最終、取消不能な資金移動を行うことが可能である。

FedACH は、FRB が運営する口座振込、口座振替の処理を行う小口リテール決済システムで、給与、社会保障、公共料金等の定期的な支払いに利用されている。銀行や政府機関が参加している。

CHIPS は、クリアリング・ハウスが運営する大口ホールセール決済で利用されるシステムであ

り、1 日当たり 1 兆 8000 億米ドルに上る決済を処理している。参加者は国内外の銀行 41 行である。

■ 決済システムの今後の動向

FRB は FedNow サービスに、「不正利用等の取引検知のための閾値の設定」「コルレス銀行による、送金限度額の設定」の 2 つのリスク管理機能を追加した。2025 年には、参加者が FedNow サービスと情報を交換できるよう、情報提供用の FedNow アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) を提供する計画がある。

2.3.2.3 英国

①制度上の中銀当座預金の開設可否及びその実態

■ 制度上の開設可否²⁰¹

イングランド銀行 (Bank of England、以下「BoE」) の決済口座 (Settlement account) を開設できる事業者は以下のとおりである。BoE 準備預金口座を開設している銀行等の金融機関に加え、認可電子マネー機関や認可決済機関といった民間事業者も口座開設が可能である。

- (i) 銀行または貯蓄金庫
- (ii) 証券会社
- (iii) 清算機関
- (iv) 国際証券決済機関
- (v) 金融市場インフラ機関
- (vi) 認可電子マネー機関または認可決済機関

■ 実態(各事業者の開設状況)

CHAPS や Faster Payment、Bacs の直接参加者が各決済システムに参加する際に、BoE の決済口座の開設することが要件となっていることから²⁰²、Faster Payment に参加する Wise や Square 等の民間事業者は、BoE の決済口座を開設していると考えられる。

²⁰¹ <https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/payments/boesettlementaccounts.pdf>

²⁰² <https://www.psr.org.uk/media/wnahveui/for-information-only-an-introduction-to-the-uks-interbank-payment-schemes.pdf>

②異なる決済手段・事業者間での相互運用性の実態

本調査報告書「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞の調査結果に基づき、使用割合・シェアの高さ(シェアが確認できない場合は利用者数の多さ等)に基づき、代表的な事業者を選定し、以下の各決済手段の事業者を対象に調査を実施した²⁰³。

図表 79 相互運用性の実態に関する調査対象事業者

#	決済種別	事業者
A/a	電子マネー	PayPal UK
B/b	QRコード決済(スマホ決済)	Apple UK
C/c	現金	—
D/d	銀行振込/口座振替 ²⁰⁴	Barclays
E/e	デビットカード	Barclays
F/f	クレジットカード	Barclays
G/g	BNPL(Buy Now Pay Later)	PayPal UK
H/h	暗号資産(bitcoin 等)	Binance
I/i	ステーブルコイン	Binance

■ 異なる決済手段間の相互運用性

入金又は最終的な支払い方法としての相互運用性が確認できたのは、C)現金と D)銀行振込を除くと、A)電子マネーと D)銀行振込、A)電子マネーと H)暗号資産/I)ステーブルコイン、D)銀行振込と H)暗号資産/I)ステーブルコイン、H)暗号資産と I)ステーブルコインの組み合わせであった。

A)電子マネーから、d)銀行振込への入金(電子マネー残高の出金)の際は、通常の出金は無料であるが、即時の出金の場合は1.75%の手数料が発生する。なお、D)銀行振込からa)電子マネーへの入金の際は手数料が発生しない。

また、A)電子マネーからh)暗号資産やi)ステーブルコインへの入金(暗号資産やステーブルコインの購入)の際、及び、H)暗号資産やI)ステーブルコインからa)電子マネーへの入金(暗号資産・ステーブルコインの売却)の際は、購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料(金額が200米ドル以下は0.49～2.49米ドル、200米ドル以上1000米ドル以下の場合は1.8%、1000米ドル以上の場合は1.5%)が発生する。

D)銀行振込からh)暗号資産やi)ステーブルコインへの入金の際及び、H)暗号資産やI)ステーブルコインからd)銀行振込への入金の際は、手数料が発生しない。

また、H)暗号資産からi)ステーブルコインへの資産の交換と、I)ステーブルコインからh)暗号資産への資産の交換の際には、手数料は発生しない²⁰⁵。

²⁰³ 以降では、紙面の都合上、それぞれの事業者をA～I(入金又は支払元の決済手段の場合))及びa～i(入金又は支払先の決済手段の場合))と付番し、事業者間の相互運用性を調査した。なお、特定の2つの決済手段の双方向で入金等が可能な場合を、「相互運用性がある」と評価した。

²⁰⁴ 英国では、口座振替と相互運用性が認められる決済手段は確認できなかった。

²⁰⁵ Binance が提供する暗号資産の交換ツールであるBinance Conver を利用した場合、取引所を利用した場合の手料は0.1%となる。

図表 80 異なる決済手段間の入金等の可否²⁰⁶

【凡例】○:入金又は支払元として設定可能

		入金又は支払先の決済手段								
		a 電子 マネー	b QRコ ード決 済 (スマホ 決済)	c 現金	d 銀行振込	e デビット カード	f クレジッ トカード	g BNPL (Buy Now Pay Later)	h 暗号資産 (bitcoin 等)	i ステー ブルコ イン
入金 又は 支払 元の 決済 手段	A 電子マネー	-	-	-	○ (即時の場合 1.75%)	-	-	-	○ 有料 ²⁰⁷	○ 有料 ²⁰⁸
	B QRコード決済 (スマホ決済)	-	-	-	○ (即時の場合 1.5%)	-	-	-	-	-
	C 現金	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	D 銀行振込	○	-	○	-	○	○	○	○	○
	E デビットカード	○	○	-	-	-	-	○	○	○
	F クレジットカード	○	○	-	-	-	-	-	○	○
	G BNPL	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H 暗号資産	○ 有料 ²⁰⁸	-	-	○	-	-	-	-	○
	I ステーブルコイン	○ 有料 ²⁰⁸	-	-	○	-	-	-	○	-

²⁰⁶ 例えば、電子マネーに現金でチャージすることが可能な場合は、表内 Ca(入金又は支払元の現金(図内 C))と入金又は支払先の電子マネー(図内 a)が交差する箇所)に○を記載している。

²⁰⁷ 購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料が発生する。購入または売却金額が 200 ポンド以下は 0.49~2.49 ポンド、200 ポンド以上 1000 ポンド以下の場合は 1.8%、1000 ポンド以上の場合は 1.5%。

■ 同一種別内の異なる事業者間での相互運用性

調査対象となる事業者ごとに、同一決済手段内の異なる事業者(サービス)への送金や資金移動の可否という意味の相互運用性が確認できた決済手段は、銀行振込(異なる銀行の口座間で送金が可能)と、暗号資産・ステーブルコイン(異なる取引所やデジタルウォレットへの送金が可能)であり、それら以外の QR コード等の決済手段には相互運用性は確認できなかった。

相互運用性が確認できた決済手段間の送金・資金移動時の手数料について調査したところ、銀行振込に関しては、英国内外の振り込みについて、支店又はテレフォンバンキングで実施する場合は、共に 25 ポンド(オンラインの場合は無料)/件の手数料が発生する。

また、暗号資産・ステーブルコインについては、種類に応じて変動するがビットコインの場合は最低 0.000001BTC/件、ステーブルコインの USDT の場合は最低 0.032USDT/件の手数料が発生する。

■ クロスボーダー送金の可否

調査対象となる事業者のうち、クロスボーダー送金が可能な事業者は、PayPal と Barclays、Binance であった。

それぞれの事業者のクロスボーダー送金サービス利用時の手数料について、まず、PayPal では、取引金額の取引金額の 5.0%(最低料金 0.99 ポンド、最高料金 2.99 ポンド)の手数料が発生し、Barclays の銀行振込では、25 ポンド(オンラインの場合は無料)の手数料が発生する。また、Binance では、取引金額が 140,000USDT 相当未満の場合は無料であるが、140,000USDT 相当以上の場合は 1USDT/件の手数料が発生する。

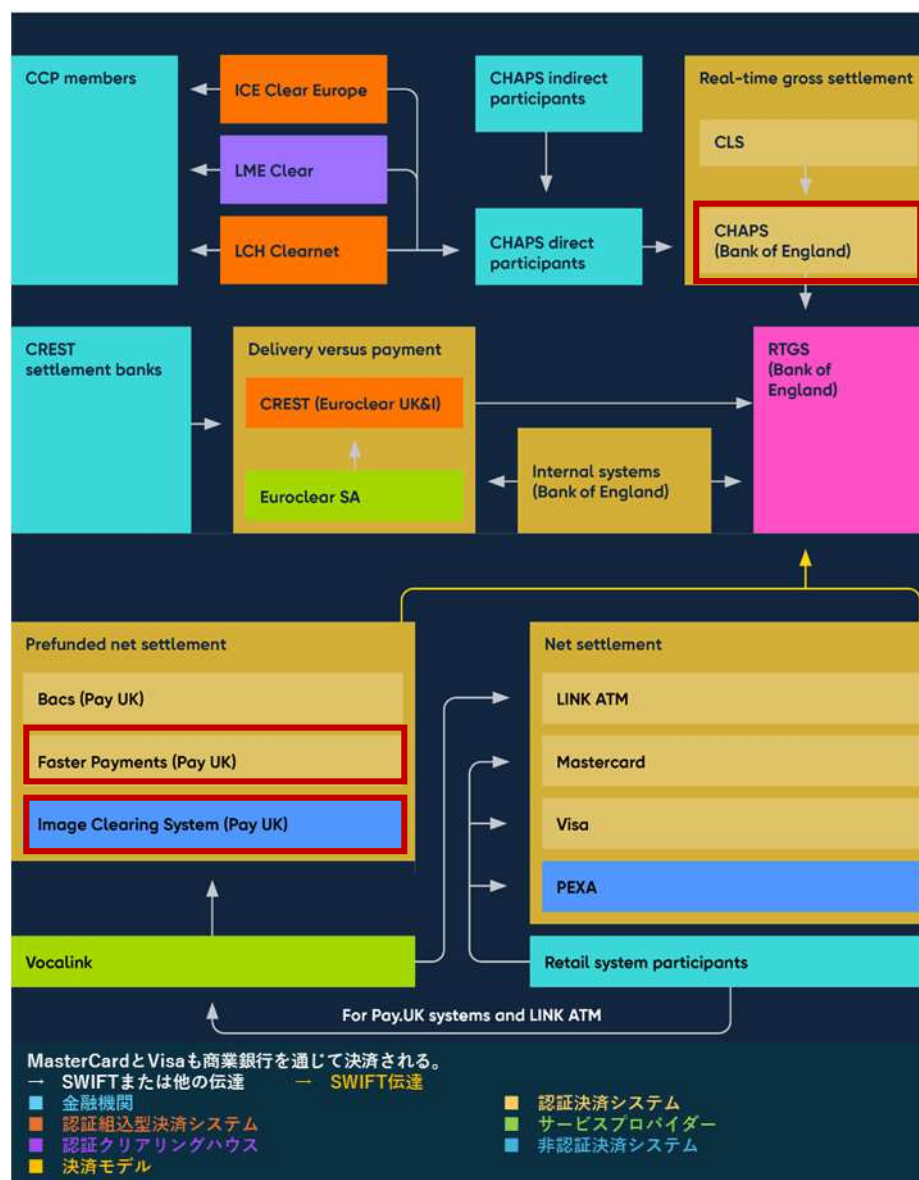
③主要な決済インフラ

■ 決済システムの全体像

BoE は、BoE に口座を有する金融機関間の資金決済を行うためのシステムである、RTGS (Real-Time Gross Settlement、即時決済システム)インフラを所有・運営している。RTGS には、BoEが運営する大口リテール決済システム CHAPS (Clearing House Automated Payment System)に加え、Faster PaymentやBacs等の民間事業者が運営する小口決済システムが接続されている。決済システムの概観は図表 81 の通り。²⁰⁸

²⁰⁸ <https://www.bankofengland.co.uk/payment-and-settlement/a-brief-introduction-to-the-real-time-gross-settlement-system-and-chaps>

図表 81 英国の決済システムの全体像



(出所) BoE「A brief introduction to the Real-Time Gross Settlement system and CHAPS」

■ 主要な決済システム

CHAPS(Clearing House Automated Payment System)はBoEが運営する大口決済システムで、住宅購入等の大口リテール決済に利用される。BoEや民間銀行等の35機関が接続しており²⁰⁹、2023年には、5110万件、91,5兆ポンドの取引を処理したシステムである²¹⁰。

Faster Paymentsは、pay.ukが運営するオンラインやモバイルバンキング間の決済に利用される、24時間365日利用可能なリテール決済システムである²¹¹。民間銀行に加え、Wise等の

²⁰⁹ <https://www.bankofengland.co.uk/payment-and-settlement/chaps#chapsdirect>

²¹⁰ <https://www.bankofengland.co.uk/payment-and-settlement/chaps#stats>

²¹¹ <https://www.wearepay.uk/what-we-do/payment-systems/faster-payment-system/>

民間事業者も接続しており²¹²、2023 年には、45 億件、3.7 兆ポンドの取引を処理したシステムである。

Bacs は、pay.uk が運営する口座間決済(口座振替)に利用されているリテール決済システムである²¹³。BoE や民間銀行が接続しており、2023 年には、68 億件、5.5 兆ポンドの取引を処理したシステムである²¹⁴。

■ 決済システムの今後の動向²¹⁵

BoE は、一般家計や企業のニーズ、テクノロジー、規制の変化を通じた、決済手段の劇的な変化をふまえ、強靱性の強化、アクセスの拡大、相互運用性の拡大、ユーザー機能の向上の 4 つの観点から、RTGS の更新を予定している。

2.3.2.4 ドイツ

①制度上の中銀当座預金の開設可否及びその実態

■ 制度上の開設可否

ドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行(Deutsche Bundesbank)に当座預金口座を開設できる事業者は、信用機関と連邦政府等の公的機関に加え、国内外の自然人・法人も口座開設が可能である(ドイツ連邦銀行法 19-22 条)。

■ 実態(各事業者の開設状況)

ドイツ連邦銀行の口座を開設している事業者の一覧等の情報は確認できないが、ドイツ連邦銀行と取引が可能な事業者として以下の事業者が挙げられている²¹⁶。

- 貿易部門(小売業者)及びサービス業者
- 信用機関／決済機関
- 公的機関
- 現金輸送会社(CITs)
- コインロール製造業者

②異なる決済手段・事業者間での相互運用性の実態

本調査報告書「2.3 民間決済事業者の動向<使用割合・シェア>の調査結果に基づき、使用割合・シェアの高さ(シェアが確認できない場合は利用者数の多さ等)に基づき、代表的な

²¹² <https://www.wearepay.uk/what-we-do/payment-systems/image-clearing-system/payment-system-participant-list/>

²¹³ <https://www.wearepay.uk/what-we-do/payment-systems/bacs-payment-system/>

²¹⁴ <https://www.wearepay.uk/what-we-do/payment-systems/image-clearing-system/payment-system-participant-list/>

²¹⁵ <https://www.bankofengland.co.uk/payment-and-settlement/rtgs-renewal-programme>

²¹⁶ <https://www.bundesbank.de/dynamic/action/en/tasks/cash-management/frequently-asked-questions/frequently-asked-questions-about-the-range-of-services-offered-to-business-clients/908520/frequently-asked-questions-about-the-range-of-services-offered-to-business-clients>

事業者を選定し、以下の各決済手段の事業者を対象に調査を実施した。

図表 82 相互運用性の実態に関する調査対象事業者

#	決済種別	事業者
A/a	電子マネー	PayPal
B/b	QRコード決済(スマホ決済)	PayPal
C/c	現金	—
D/d	銀行振込/口座振替 ²¹⁷	Sparkasse ²¹⁸
E/e	デビットカード	Sparkasse
F/f	クレジットカード	Sparkasse
G/g	BNPL (Buy Now Pay Later)	PayPal
H/h	暗号資産(bitcoin 等)	Coinbase Global, Inc.
I/i	ステーブルコイン	Coinbase Global, Inc.

■ 異なる決済手段間の相互運用性

入金又は最終的な支払い方法としての相互運用性が確認できたのは、C)現金と D)銀行振込を除くと、A)電子マネー/B)QRコード決済とD)銀行振込、A)電子マネー/B)QRコード決済とH)暗号資産/I)ステーブルコイン、D)銀行振込とH)暗号資産/I)ステーブルコイン、H)暗号資産とI)ステーブルコインの組み合わせであった。

A)電子マネー/B)QRコード決済から、d)銀行振込への入金(電子マネー残高の出金)の際は、通常の出金は無料であるが、即時の出金の場合は1.0%の手数料が発生する。なお、D)銀行振込からa)電子マネー/b)QRコード決済への入金の際は手数料が発生しない。

また、A)電子マネー/B)QRコード決済からh)暗号資産やi)ステーブルコインへの入金(暗号資産やステーブルコインの購入)の際、及び、H)暗号資産やI)ステーブルコインからa)電子マネー/b)QRコード決済への入金(暗号資産・ステーブルコインの売却)の際は、購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料(金額が200ユーロ以下は0.49～2.49ユーロ、200ユーロ以上1000ユーロ以下の場合は1.8%、1000ユーロ以上の場合は1.5%)が発生する。

D)銀行振込からh)暗号資産やi)ステーブルコインへの入金の際及び、H)暗号資産やI)ステーブルコインからd)銀行振込への入金の際は、手数料が発生しない。

また、H)暗号資産からi)ステーブルコインへの資産の交換と、I)ステーブルコインからh)暗号資産への資産の交換の際には、手数料(取引の都度計算される)が発生する。

²¹⁷ 以降では、紙面の都合上、それぞれの事業者をA～I(入金又は支払元の決済手段の場合)及びa～i(入金又は支払先の決済手段の場合)と付番し、事業者間の相互運用性を調査した。なお、特定の2つの決済手段の双方向で入金等が可能な場合を、「相互運用性がある」と評価した。

²¹⁸ ドイツでは、口座振替と相互運用性が認められる決済手段は確認できなかった。

図表 83 異なる決済手段間の入金等の可否²¹⁹

【凡例】○: 入金又は支払元として設定可能

		入金又は支払先の決済手段								
		a 電子 マネー	b QR コー ド決済 (スマホ 決済)	c 現金	d 銀行振込	e デビット カード	f クレジット カード	g BNPL (Buy Now Pay Later)	h 暗号 資産 (bitc oin 等)	i ステーブ ルコイン
入金 又は 支払 元の 決済 手段	A 電子マネー	-	-	-	○ (即時の場合 1.0%)	-	-	-	○ 有料 ²²⁰	○ 有料 ²²¹
	B QR コード決済 (スマホ決済)	-	-	-	○ (即時の場合 1.0%)	-	-	-	○ 有料 ²²¹	○ 有料 ²²¹
	C 現金	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	D 銀行振込	○	○	○	-	○	○	○	○ 有料 ²²¹	○ 有料 ²²²
	E デビットカード	○	○	-	-	-	-	○	○ 有料 ²²²	○ 有料 ²²²
	F クレジットカード	○	○	-	-	-	-	-	○ 有料 ²²²	○ 有料 ²²²
	G BNPL	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H 暗号資産	○ 有料 ²²¹	○ 有料 ²²¹	-	○	-	-	-	-	○ 有料 ²²²
	I ステーブルコイン	○ 有料 ²²¹	○ 有料 ²²¹	-	○	-	-	-	○ 有料 ²²³	-

²¹⁹ 例えば、電子マネーに現金でチャージすることが可能な場合は、表内 Ca(入金又は支払元の現金(図内 C))と入金又は支払先の電子マネー(図内 a)が交差する箇所)に○を記載している。

²²⁰ 購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料が発生する。購入または売却金額が 200 ユーロ以下は 0.49～2.49 米ドル、200 ユーロ以上 1000 ユーロ以下の場合は 1.8%、1000 ユーロ以上の場合は 1.5%。

²²¹ 手数料は、取引完了後の価格ではなく、注文時の現在の価格に基づいて計算される。

²²² 取引の際に、注文サイズ、市場の状況、管轄地域等の要因を受けて、計算される。

■ 同一種別内の異なる事業者間での相互運用性

調査対象となる事業者ごとに、同一決済手段内の異なる事業者(サービス)への送金や資金移動の可否という意味の相互運用性が確認できた決済手段は、銀行振込(異なる銀行の口座間で送金が可能)と、暗号資産・ステーブルコイン(異なる取引所やデジタルウォレットへの送金が可能)であり、それら以外の QR コード等の決済手段には相互運用性は確認できなかった。

相互運用性が確認できた決済手段間の送金・資金移動時の手数料について調査したところ、銀行振込に関しては、国内の振り込みについて、支店又はテレフォンバンキングで実施する場合は、2 ユーロ(オンラインの場合は無料)/件の手数料が発生する。また、暗号資産・ステーブルコインについて、他のネットワークに送金する場合、ネットワーク手数料が発生する

²²³。

■ クロスボーダー送金の可否

調査対象となる事業者のうち、クロスボーダー送金が可能な事業者は、PayPal と Sparkasse、Coinbase であった。

それぞれの事業者のクロスボーダー送金サービス利用時の手数料について、まず、PayPal では、取引金額の 5.0% (最低料金 1.99 ユーロ、最高料金 3.99 ユーロ)²²⁴の手数料が発生し、Sparkasse の銀行振込では、送金額が 10,000 ユーロ未満の場合は 15 ユーロ/件、10,000 ユーロ以上の場合は 1.5% の手数料が発生する。また、Coinbase では、手数料は発生しない。

③主要な決済インフラ

■ 決済システムの全体像

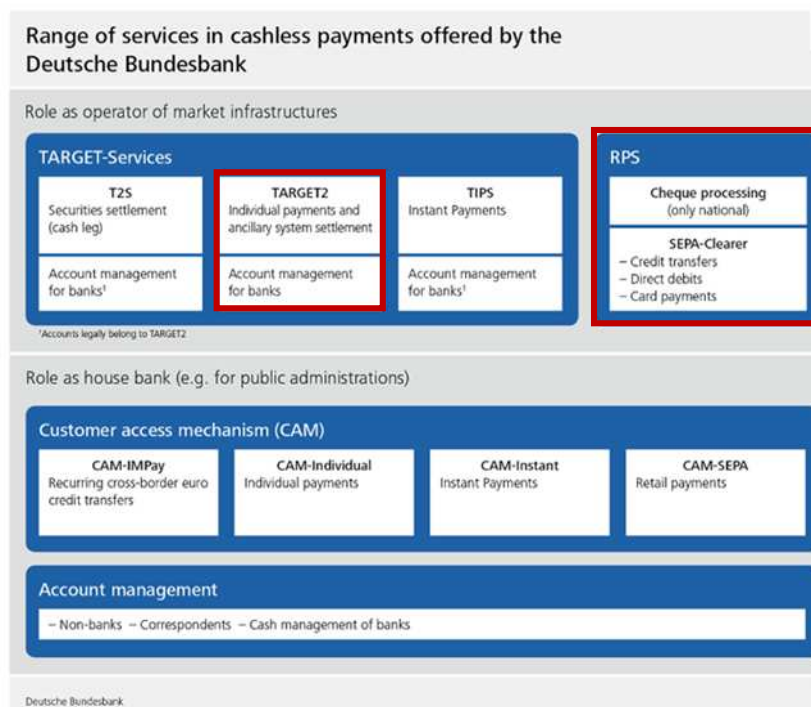
ドイツの大口ホールセール決済システムは、フランスと同様に、欧州中央銀行が運営する、大口のユーロ決済を取り扱う即時決済システムである TARGET (Trans-European Automated Real-time Gross Settlement Express Transfer) サービスの内の T2 がある。また、リテール決済システムとして、ドイツ連邦銀行が運営する Retail Payment System (RPS) が存在している。²²⁵

²²³ <https://help.coinbase.com/en/coinbase/trading-and-funding/pricing-and-fees/fees>

²²⁴ <https://www.paypal.com/de/webapps/mpp/paypal-fees>

²²⁵ <https://www.banque-france.fr/en/financial-stability/financial-stability-mandate/oversight-payment-systems-infrastructures/how-payment-systems-work>

図表 84 ドイツの決済システムの全体像²²⁶



(出所)Deutsche Bundesbank Eurosystem

■ 主要な決済システム

T2²²⁷はユーロシステムが所有・運営する即時グロス決済システムで、中央銀行及び商業銀行による決済指示を中央銀行の口座残高によって処理する。T2は、ユーロシステムの金融政策業務関連だけでなく、銀行間及び商業取引の決済も処理しており、1,000行を超える銀行(支店や子会社を含めると43,000行以上)が利用している。

RPS²²⁸は緊急性の低い決済を低コストで行うためのリテール決済システムで、民間の決済取引プラットフォームを補完するものと位置付けられている。ユーロ建ての国内外決済を処理するSEPA-Cleanerと、ドイツ国内の信用機関間のユーロ建ての小切手決済を処理する小切手決済サービスから構成されている。なお、SEPA-Clearに参加できるのは信用機関のみである

²²⁹。

■ 決済システムの今後の動向

決済システムの更改等の情報は確認できなかった。

²²⁶ <https://www.bundesbank.de/en/tasks/payment-systems/-/tasks-and-services-626534>

²²⁷ <https://www.ecb.europa.eu/paym/target/t2/html/index.en.html>

²²⁸ <https://www.bundesbank.de/en/tasks/payment-systems/rps/rps-626606#:~:text=RPS%20Retail%20Payment%20System&text=It%20comprises%20both%20the%20SEPA,credit%20institutions%20domiciled%20in%20Germany.>

²²⁹ <https://www.bundesbank.de/en/tasks/payment-systems/rps/sepa-clearer/participation/requirements-for-participation-626640>

2.3.2.5 フランス

①制度上の中銀当座預金の開設可否及びその実態

■ 制度上の開設可否

フランスの中央銀行であるフランス銀行 (Banque de France) に当座預金口座を開設できる事業者は以下のとおり、信用機関等の金融機関に加え、電子マネー機関や決済機関といった民間事業者も口座開設が可能である (通貨金融法典 141-8)。

- 通貨金融法典.511-1 に定める組織
 - ✧ 信用機関
 - ✧ 金融会社(信用機関以外の法人であり、その認可によって定義された条件及び範囲内で、通常の業務の過程で信用取引を行う金融機関)
- フランス財務省、在外公館、在外公館及びフランス銀行
- 投資サービス業者
- 外国の中央銀行及び外国の信用機関
- 国際金融機関及び国際組織
- 1993 年 8 月 6 日にフランス銀行で顧客口座を保有していたフランス銀行従業員及びその他すべての者
- 総評議会の決定により、フランス銀行に口座を開設する権限を明示的に付与されたその他の団体または個人
- 決済機関
- 電子マネー機関

■ 実態(各事業者の開設状況)²³⁰

フランス銀行の口座を開設している事業者の一覧等の情報は確認できない。

なお、参考情報となるが、フランス銀行が管理する T2 への参加者は、EEA 域内に設立された信用機関や加盟国の中央政府、中央銀行等に限定されている²³¹。

²³⁰ <https://www.banque-france.fr/fr/stabilite-financiere/mandat-stabilite-financiere/surveiller-infrastructures-systemes-paiement/acteurs-francais>

²³¹ https://www.ecb.europa.eu/paym/target/target2/profuse/participation/shared/pdf/types_of_participation.pdf?9a6dc6a43800a3361c48fdca179a2b0f

②異なる決済手段・事業者間での相互運用性の実態

本調査報告書「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞の調査結果に基づき、使用割合・シェアの高さ(シェアが確認できない場合は利用者数の多さ等)に基づき、代表的な事業者を選定し、以下の各決済手段の事業者を対象に調査を実施した²³²。

図表 85 相互運用性の実態に関する調査対象事業者

#	決済種別	事業者
A/a	電子マネー	PayPal
B/b	QRコード決済(スマホ決済)	Apple
C/c	現金	—
D/d	銀行振込/口座振替 ²³³	Crédit Agricole
E/e	デビットカード	Crédit Agricole
F/f	クレジットカード	Crédit Agricole
G/g	BNPL(Buy Now Pay Later)	PayPal
H/h	暗号資産(bitcoin 等)	Binance
I/i	ステーブルコイン	Binance

■ 異なる決済手段間の相互運用性

入金又は最終的な支払い方法としての相互運用性が確認できたのは、C)現金と D)銀行振込を除くと、A)電子マネーと D)銀行振込、A)電子マネーと H)暗号資産/I)ステーブルコイン、D)銀行振込と H)暗号資産/I)ステーブルコイン、H)暗号資産と I)ステーブルコインの組み合わせであった。

A)電子マネーからは、d)銀行振込/への入金(電子マネー残高の出金)が可能である。通常の出金は無料であるが、即時の出金の場合は1.75%の手数料が発生する。なお、D)銀行振込から a)電子マネーへの入金の際は手数料が発生しない。

また、A)電子マネーから h)暗号資産や i)ステーブルコインへの入金(暗号資産やステーブルコインの購入)の際、及び、H)暗号資産や I)ステーブルコインから a)電子マネーへの入金(暗号資産・ステーブルコインの売却)の際は、購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料(金額が200ユーロ以下は0.49～2.49ユーロ、200ユーロ以上1000ユーロ以下の場合は1.8%、1000ユーロ以上の場合は1.5%)が発生する。

D)銀行振込から h)暗号資産や i)ステーブルコインへの入金の際及び、H)暗号資産や I)ステーブルコインから d)銀行振込への入金の際は、手数料が発生しない。

また、H)暗号資産から i)ステーブルコインへの資産の交換と、I)ステーブルコインから h)暗号資産への資産の交換の際には、手数料は発生しない²³⁴。

²³² 以降では、紙面の都合上、それぞれの事業者を A～I(入金又は支払元の決済手段の場合))及び a～i(入金又は支払先の決済手段の場合))と付番し、事業者間の相互運用性を調査した。なお、特定の2つの決済手段の双方向で入金等が可能な場合を、「相互運用性がある」と評価した。

²³³ フランスでは、口座振替と相互運用性が認められる決済手段は確認できなかった。

²³⁴ Binance が提供する暗号資産の交換ツールである Binance Conver を利用した場合。取引所を利用した場合の手料は0.1%となる。

図表 86 異なる決済手段間の入金等の可否²³⁵

【凡例】○:入金又は支払元として設定可能

		入金又は支払先の決済手段								
		a 電子 マネー	b QRコ ード 決済 (スマ ホ 決済)	c 現金	d 銀行振込	e デビット カード	f クレジット カード	g BNPL (Buy Now Pay Later)	h 暗号資 産 (bitcoin 等)	i ステー ブルコ イン
入金 又は 支払 元の 決済 手段	A 電子マネー	-	-	-	○ (即時の場合 1.75%)	-	-	-	○ 有料 ²³⁶	○ 有料 ²³⁷
	B QRコード決済 (スマホ決済)	-	-	-	○ (即時の場合 1.5%)	-	-	-	-	-
	C 現金	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	D 銀行振込	○	-	○	-	○	○	○	○	○
	E デビットカード	○	○	-	-	-	-	○	○	○
	F クレジットカード	○	○	-	-	-	-	-	○	○
	G BNPL	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H 暗号資産	○ 有料 ²³⁷	-	-	○	-	-	-	-	○
	I ステーブルコイン	○ 有料 ²³⁷	-	-	○	-	-	-	○	-

²³⁵ 例えば、電子マネーに現金でチャージすることが可能な場合は、表内 Ca(入金又は支払元の現金(図内 C)と入金又は支払先の電子マネー(図内 a)が交差する箇所)に○を記載している。

²³⁶ 購入または売却する暗号通貨の量に基づき、取引手数料が発生する。購入または売却金額が 200 ユーロ以下は 0.49~2.4 ユーロ、200 ユーロ以上 1000 ユーロ以下の場合は 1.8%、1000 ユーロ以上の場合は 1.5%。

■ 同一種別内の異なる事業者間での相互運用性

調査対象となる事業者ごとに、同一決済手段内の異なる事業者(サービス)への送金や資金移動の可否という意味の相互運用性が確認できた決済手段は、銀行振込(異なる銀行の口座間で送金が可能)と、暗号資産・ステーブルコイン(異なる取引所やデジタルウォレットへの送金が可能)であり、それら以外の QR コード等の決済手段には相互運用性は確認できなかった。

相互運用性が確認できた決済手段間の送金・資金移動時の手数料について調査したところ、銀行振込に関しては、国内の振り込みについて、支店で実施する場合は、3.6 ユーロ(オンラインの場合は無料)の手数料が発生する。

また、暗号資産・ステーブルコインについては、種類に応じて変動するがビットコインの場合は最低 0.000001BTC、ステーブルコインの USDT の場合は最低 0.032USDT の手数料が発生する。

■ クロスボーダー送金の可否

調査対象となる事業者のうち、クロスボーダー送金が可能な事業者は、PayPal と Crédit Agricole、Binance であった。

それぞれの事業者のクロスボーダー送金サービス利用時の手数料について、まず、PayPal では、取引金額の 5.0%(最低料金 1.99 ユーロ、最高料金 3.99 ユーロ)²³⁷の手数料が発生し、Crédit Agricole の銀行振込では、取引金額の 0.1%の手数料が発生する。また、Binance では、取引金額が 140,000USDT 相当未満の場合は無料であるが、140,000USDT 相当以上の場合は 1USDT の手数料が発生する。

③主要な決済インフラ

■ 決済システムの全体像

ドイツと同じく、欧州中央銀行が運営する、大口のユーロ決済を取り扱う即時決済システムである TARGET サービス内の T2 がある。また、国内のリテール決済システムとして、CORE (COmpensation REtail)や、EU 域内クロスボーダーの決済サービスを可能にする SEPA.eu が存在している²³⁸。

■ 主要な決済システム

T2 はドイツと同様の仕様であるため、詳細は「2.3.2.4 ドイツ③主要な決済インフラ」(P168)を参照されたい。

CORE(COmpensation REtail)は、フランスの大手銀行 6 行が設立した STET((民間の決済システム運営機関))によって設計・運営されているリテール決済システムで、フランス国内の

²³⁷ <https://www.paypal.com/de/webapps/mpp/paypal-fees>

²³⁸ <https://www.banque-france.fr/en/financial-stability/financial-stability-mandate/oversight-payment-systems-infrastructures/how-payment-systems-work>

銀行で利用可能なすべての決済手段の取引を処理している。CORE の参加者は銀行であり、対象となる送金または受取を行うすべての銀行は、直接参加者または間接参加者のいずれかとしてシステムに参加する必要がある²³⁹。

SEPA.eu²⁴⁰は、EU 域内クロスボーダーのユーロ建てのクレジット決済、口座振替を可能にするリテール決済システムで、主に企業や公的機関による給与支払いや個人間送金等に利用される。SEPA には、EU 加盟 27 カ国、欧州自由貿易連合加盟国ほか、計 34 カ国が参加しており、SEPA 圏内の 34 カ国へのユーロでの送金は、フランスの銀行への送金と同じ条件で実施できる。また、主に個人間送金の利用を想定した、即時振込サービスを提供している。

■ 決済システムの今後の動向

決済システムの更改等の情報は確認できないものの、2024 年 4 月の TARGET サービスへの参加に向け、デンマーク国立銀行とユーロシステムは通貨参加協定に署名する見込みである²⁴¹。

²³⁹ https://www.bis.org/cpmi/publ/d105_fr.pdf

²⁴⁰ <https://www.banque-france.fr/fr/a-votre-service/particuliers/mieux-connaître-moyens-paiement/virement-sepa>

²⁴¹ <https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/targetar/ecb.targetar2023.en.pdf>

2.3.3 具体例

各国の民間事業者の動向の具体例として、①主要な事業者のサービス内容、②主要な事業者の事業戦略、③決済情報や利用者情報等を活用した特筆すべき利便性向上サービスの事例の3点について調査を実施した。

②主要な事業者の事業戦略については、利用者拡大のための事業戦略と、加盟店拡大のための事業戦略に焦点を当てて調査した。

2.3.3.1 主要な事業者のサービス内容

2.3.3.1.1 日本

①電子マネー

日本の JR 東日本の Suica は、交通系 IC カードとスマートフォンを支払いに使用することが可能である。IC カードの Suica は、店頭で端末に非接触でかざすことで買い物ができるサービスである。交通系 IC カードの全国総合利用により、PASMO、Kitaca、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけんの各交通系電子マネーが使える店舗でも電子マネーによる支払いが可能となっている²⁴²。

また、スマートフォン上で Suica を利用することが可能である「モバイル Suica」は、店頭に加えネットショッピングでの決済にも対応している。Suica のチャージ残高を使用することが可能であるため、ショッピングサイトにクレジットカード情報を登録する必要がなく、クレジットカードを持たない人や、クレジットカードを持つことができない低年齢の人でも利用可能なサービスである²⁴³。

②QR コード決済(スマホ決済)

PayPay はスマホ一つで決済ができるサービスで、国内の加盟店で掲示された QR コードを読み取るか、PayPay アプリ上でバーコードを提示するだけで決済を行うことが可能である。チャージ時の支払い方法としては、現金や PayPay クレジットカード、銀行口座等を選択することが可能である。

また、決済機能に加え、PayPay ユーザー間での送金機能や、利用金額に応じたポイント還元、クーポン等のキャンペーン等を利用することが可能である。また、決済だけではなく、保険や資産運用、銀行、クレジットカード、EC サイト等の様々なサービスをシームレスに利用することが可能である。

③銀行振込/口座振替

三菱 UFJ 銀行は、振込サービスをインターネットバンキング、アプリバンキング、ATM、支店窓口で提供している。また、口座振替サービスとして、電気やガス、水道、電話等の公共料金

²⁴² <https://www.jreast.co.jp/suicamoney/membership/>

²⁴³ <https://www.jreast.co.jp/suicamoney/membership/netshopping.html>

と税金等の支払いのための口座振替サービス(Pay-easy(ペイジー)決済やネット口座振替サービス)を提供している。

振込サービスについて、まず、インターネットバンキング(三菱UFJダイレクト)、アプリバンキングは、24 時間 365 日いつでも²⁴⁴取引可能であり、振込手数料が、支店窓口よりも安価なサービスである。手続きには、ワンタイムパスワード(スマートフォンアプリまたはカード)の利用が必要となっている。次に、ATM での振込は、キャッシュカードまたは現金で振込が可能である。10 万円を超える振込は、現金では行えないため、キャッシュカードを利用する必要がある。なお、キャッシュカードでの振込は、ATM 稼働時間中であれば、いつでも利用可能であるが、現金での振込は、平日窓口営業日の 8:45～18:00 のみ利用可能である。最後に、支店窓口での振込は、通帳またはキャッシュカード、現金で振込が可能である。現金で 10 万円を超える振込をする際は本人確認書類の提示や、取引の目的等の確認が必要である。受付時間は、平日 9:00～15:00 に限られている。

④デビットカード

三菱UFJ 銀行は、ブランドデビット²⁴⁵と J-Debit²⁴⁶の 2 種類のデビットカードを発行しており、両者とも、与信審査不要で、普通預金口座を保有する 15 歳以上(除く中学生)であれば発行することが可能である。

三菱UFJ 銀行のブランドデビットは、国際ブランド(Visa と JCB)がついた年会費無料のサービスである。J-Debit とは異なり、国内外の Visa・JCB の加盟店や EC サイトでの利用が可能である。また、利用額の 0.2%のキャッシュバックや不正利用補償²⁴⁷、旅行保険²⁴⁸等の付帯サービスがある。さらに、ブランドデビットは、カード情報をスマートフォンのアプリ(Apple Pay や Google Pay 等)に登録することで、スマートフォンで決済が可能である。

J-Debit は、銀行のキャッシュカードをデビットカードとして使える年会費無料のサービスである。J-Debit マークを掲示している国内の加盟店で利用することが可能であるが、クレジットカードのようなカード番号を備えていないため、EC サイト等のオンラインショッピングで利用することはできない。

⑤クレジットカード

楽天カード株式会社では、楽天カード、楽天ゴールドカード、楽天プレミアムカード、楽天ブラックカード等の様々な種類のクレジットカードを提供している。年会費が無料で最も人気の楽天カードの特徴は、利用可能額は最高 100 万円で、利用金額の 1%が楽天ポイントとして貯めることが可能である。また、キャッシング、ボーナス払い/分割払い/リボ払い等の機能や、カ

²⁴⁴ 毎月第 2 土曜日 21:00～翌朝 7:00 を除く

²⁴⁵ Visa や Mastercard®、JCB などの国際ブランドの決済ネットワークを使用するデビットカード

²⁴⁶ 日本電子決済推進機構が運営する決済ネットワークを使用するデビットカード

²⁴⁷ VISA の場合は、年間最大 100 万円、JCB の場合は 1 事故当たり最大 500 万円

²⁴⁸ JCB のみ。海外旅行・国内旅行共に、最大 3000 万円(死亡後遺障害)

ード盗難保険、海外旅行保険等の付帯保険、ETC カードや家族カードの発行、レンタカーの割引等の優待サービス等が付帯している。さらに、利用者は「楽天 e-NAVI」というオンラインサービスを通じて、自身のクレジットカードの利用明細や、楽天ポイントの残高等を管理・確認することが可能である。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later)

ネットプロテクションズは、2002 年から日本初の BNPL 決済サービスを提供している。同社の BNPL サービスにおける決済関連業務として、与信審査、請求書発行、入金確認/消込、督促/回収、貸倒れ対応等を実施している。

ネットプロテクションズは、現在、B2C 向けの BNPL サービスとして、NP 後払いと atone の 2 種類の BNPL サービス²⁴⁹を提供している。NP 後払いは、EC サイトでの決済が可能で、事前の会員登録をすることなく、氏名・住所・電話番号等の購入商品の発送に必要な情報のみで利用することが可能である。請求は商品購入の度に都度発生し、14 日後に支払う必要がある。他方、atone は、無料の会員登録が必要なサービスであり、スマートフォンアプリによって EC サイトと店舗での決済が可能である。請求は月締めで翌月 10 日に 1 カ月の利用分をまとめて支払う。また、利用額に応じたポイント付与サービスを提供しており、次回以降の購入代金として利用することが可能である。

⑦暗号資産

bitFlyer は同社のデジタルウォレット「bitFlyer ウォレット」を通じて、ビットコインを利用した決済サービスを提供している。ビットコイン決済が可能な店舗は、ビックカメラ(EC サイト・店舗)とエイチ・アイ・エス(店舗)等である。bitFlyer は、ビットコイン決済のメリットとして、個人間での直接送金や、手数料の安さ、銀行等の仲介機関を介さないことを理由にした監視や制限がないこと²⁵⁰を挙げている。

⑧ステーブルコイン

JPYC は、JPYC 株式会社が Ethereum、Polygon、Gnosis、Shiden、Avalanche、Astar 等のパブリックチェーン上で発行するステーブルコインである。JPYC は、日本円に連動しており、同社が提供する JPYC 専用アプリ「JPYC Apps」を通じて、JPYC の購入や送金・JPYC の V プリカギフトへの交換やショッピング等のサービスの利用が可能である。同社は 2023 年 11 月に三菱 UFJ 信託銀行及び Progmatic と提携を発表し、「Progmatic Coin」基盤での「JPYC(信託型)」の発行を予定している。また、今後は改正資金決済法に基づき資金移動業及び電子決済手

²⁴⁹ NP後払い、atone は、EC サイトで利用できるオンラインショッピング専用の後払いサービスである。利用できる加盟店の種類や、会員登録の要否や、支払期限、手数料等が異なる(atone の方が、加盟店も多いが、会員登録が必要であり、支払期限が翌月の 10 日まで、手数料も 1 カ月 209 円、利便性が高い)

²⁵⁰ <https://bitflyer.com/ja-jp/s/learn/use-of-bitcoin>

段等取扱業のライセンス取得を目指している²⁵¹。

2.3.3.1.2 米国

①電子マネー (PayPal)

米国、英国、フランス、ドイツで利用されている PayPal は、デジタルウォレットアプリをサービスとして提供している。デジタルウォレットには支払い手段として、デビットカード、クレジットカードを登録することができ、店舗や EC サイトでの決済時は、登録済みの支払い手段や BNPL 等、任意の支払い手段を選択して決済を実行できる。

②QR コード決済 (スマホ決済) (Apple Pay)

米国、英国、フランス等で利用されている Apple Pay には支払い手段として、デビットカード、クレジットカード等を登録することができ、店舗や EC サイトでの決済時は任意の支払い手段を選択して決済を実行できる。使用時の本人認証は Face ID、Touch ID、暗証番号の入力のいずれかによって行う。

Apple Pay は世界の 78 市場で数億人の消費者に利用されており、世界中の数百万もの Web サイトやアプリケーションのチェックアウト時、及び数千万の店舗で Apple Pay が利用されている。各決済は、11,000 以上の銀行やネットワークパートナーによってサポートされていることから、世界中で広く普及する QR コード決済 (スマホ決済) サービスであると考えられる。

③銀行振込/口座振替 (Bank of America)

Bank of America はアプリバンキング、オンラインバンキング、支店窓口での銀行振込/口座振替サービスを提供している。各サービスから国内送金及び海外送金を行うことが可能である。

登録の際に、デビットカード番号、PIN、米国の携帯電話番号が必要となる。

国内送金時は受取人の氏名、住所、電信送金用の番号、及び口座番号情報が必要となる。カットオフ時間は東部標準時午後 5 時である。

海外送金時は受取人の氏名、住所、銀行情報 (SWIFT コードや口座番号等) が必要となる。カナダやインド、メキシコ等の一部の国に対する海外送金では、特定の銀行識別子や、口座識別子 (IBAN 等) の情報が追加が必要となる。米ドルのみならず、外貨での送金が可能である。カットオフ時間は国内送金と同様に東部標準時午後 5 時である。

④デビットカード (Wells Fargo)

Wells Fargo は、デビットカードによる決済サービスに加え、デジタルウォレットアプリ、現金受け取り、送金、預金サービスを提供している。²⁵²

現金受け取り、送金、預金サービスは、約 11,000 台に及ぶ Wells Fargo の ATM から利用

²⁵¹ <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000242.000054018.html>

²⁵² <https://www.wellsfargo.com/debit-card/>

可能である。

また、デビットカードは、EC サイトや加盟店(小売店)、サービスプロバイダーへの決済に利用可能である。サービスプロバイダーにデビットカード情報を提供すれば、支払いプランとして一括払いまたは分割払いを選択可能である。加えて、サービスプロバイダーにデビットカード情報を提供する際に、商品購入の予約も可能である。購入代金は、指定された Wells Fargo 当座預金口座から引き落とされる。各決済は、デジタルウォレットアプリに支払い手段としてデビットカードを追加することによって、スマホ(デジタルウォレットアプリ)から実施することも可能である。

⑤クレジットカード(JPMorgan Chase)

JPMorgan Chase は、個人向けにリワードクレジットカード、トラベルクレジットカードサービスを提供している。²⁵³

リワードクレジットカードでは、支払いに応じてユーザーにポイントが還元される。貯まったポイントは支払いに利用することが可能である。例えば「Chase Sapphire プリファードクレジットカード」は、口座開設から最初の 3 ヶ月間に 4,000 米ドルの購入を行うと、60,000 ボーナスポイントを獲得できる。加えて、Chase Travelでの購入では、アカウント開設の最初の年に最大 300 米ドルの Chase Travel ステートメントクレジットを獲得できるほか、Chase Travel を通じて購入した旅行では獲得ポイントが 5 倍になる等の特徴がある。

トラベルクレジットカードは、旅行に関する支払いにおいて、ポイント還元率の高いカードとなっている。例えば、「Chase Sapphire Reserve クレジットカード」では、Chase Travel を通じて旅行を購入すると、フライト代金では 5 倍、ホテルやレンタカー利用では 10 倍のポイントを獲得できる。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)

米国、英国、フランス、ドイツで利用されている PayPal の BNPL サービスは、PayPal の電子マネー決済サービスと同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P178))。

⑦暗号資産(Coinbase Commerce)

米国やドイツで提供されている Coinbase Commerce の暗号資産決済サービスでは、顧客は自分のウォレットを接続して暗号資産等の通貨で支払いを実行できる。

Coinbase は、取引、ステーキング、保管、支出、高速かつ無料の国際送金等、顧客が暗号資産を簡単に利用するためのプラットフォームを提供している。自己保管型ウォレット、分散型アプリケーション及びサービス、オープンコミュニティ参加型プラットフォーム等、幅広いカテゴリのブロックチェーン技術を活用したインフラサービスを提供している。

²⁵³ <https://creditcards.chase.com/>

⑧ステーブルコイン(Coinbase Commerce)

米国で利用されている Coinbase Commerce のステーブルコイン決済サービスは、Coinbase Commerce が米国で提供する暗号資産決済サービスと同様である(詳細は、「2.3.3.1.2 米国⑦暗号資産(Coinbase Commerce)」を参照(P179))。

2.3.3.1.3 英国

①電子マネー(PayPal)

英国で利用されている PayPal の電子マネー決済サービスは、米国同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P178))。英国で、PayPal が実施した調査によると、利用者の 74%が、利用者の情報に関する PayPal のセキュリティを信頼すると回答しており、利用者からの信頼を獲得しているサービスである。また、EC サイトでの決済時に、決済方法として PayPal が選択できる場合、コンバージョン率(商品の購入に至る割合)が 3.8 倍に上昇する調査結果も確認でき、利用者に選好されているサービスと考えられる。

②QR コード決済(スマホ決済)(Apple Pay)

英国で利用されている Apple Pay の QR コード決済(スマホ決済)サービスは、米国同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国②QR コード決済(スマホ決済)(Apple Pay)」を参照(P178))。

③銀行振込/口座振替(Barclays)

Barclays はアプリバンキング、オンラインバンキング、テレフォンバンキング、支店窓口での銀行振込/口座振替を提供している。

銀行業務の個人顧客約 2,000 万人、法人顧客約 100 万社という大規模な顧客基盤が強みである。クレジットカード口座に関しても約 500 万口座の顧客規模がある。

「Business Health Pledge」を通じた Barclays ビジネスサポートチームによる財務管理、公的支援、職場のウェルネス、サイバーセキュリティ、事業成長計画等の法人顧客へのアドバイスや、Barclays Money Mentor による個人顧客別の金融アドバイスを提供する「マネー1:1」サービス等、法人顧客と個人顧客の双方に金融情報の提供を行っている。

④デビットカード(Barclays)

Barclays が英国で提供するデビットカードサービスは、Barclays が英国で提供する銀行振込/口座振替サービスと同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.1.3 英国③銀行振込/口座振替」を参照(P180))。

⑤クレジットカード(Barclays)

Barclays は「リワードクレジットカード」「購入オフークレジットカード」「クレジット構築クレジットカード」「残高移行クレジットカード」を提供している。

リワードクレジットカードでは、支払いに応じてユーザーにポイントが還元される。貯まったポイントは支払いに利用することが可能である。

購入オフークレジットカードでは、一定期間の間において支払い残高への利息が無利息となる。

クレジット構築クレジットカードでは、毎月の支払いを期間内に実施することによって、ユーザーの信用格付けを改善することが可能である。

残高移行クレジットカードでは、他のクレジットカードにおける借入残高を 1 つのカードに統合して利用することが可能である。

加えて、Barclaycard Consumer UK では、顧客の資金を守るため 24 時間 365 日体制で不正防止対策を提供すると共に、顧客が不正行為から身を守るための知識を身につけられるようサポートしている。不正防止対策キャンペーン「Fraud Fighter」では、不正行為は必ずしも簡単に発見できるものではないことを強調した上で、顧客に「Fraud Fighter」ツールの使用を推奨している。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later)(PayPal)

英国で利用されている PayPal の BNPL サービスは、PayPal の電子マネー決済サービスと同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P178))。

⑦暗号資産(Binance)

英国やフランスで利用されている Binance は、暗号資産決済サービスとして Binance Pay を提供している。Binance Pay は、Binance が設計した非接触型、ボーダーレス、安全な暗号通貨決済技術である。Binance Pay は、加盟店での支払いや、世界中の友人や家族との暗号通貨の送受信に使用できる。Binance Pay は、Binance で認証済みのユーザーのみが利用できる。

⑧ステーブルコイン(Binance)

英国やフランスで利用されている Binance のステーブルコイン決済サービスは、Binance が英国で提供する暗号資産決済サービスと同様である(詳細は、「2.3.1.3 英国⑦暗号資産」を参照(P181))。

2.3.3.1.4 ドイツ

①電子マネー(PayPal)

ドイツで利用されている PayPal の電子マネー決済サービスは、米国同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P178))。

②QRコード決済(スマホ決済)(PayPal)

ドイツで利用されている PayPal の QRコード決済(スマホ決済)サービスは、PayPal の電子マネー決済サービスと同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P178))。

③銀行振込/口座振替(Sparkasse)

Sparkasse はドイツ最大の金融機関グループである。地域密着型のビジネスモデルと、500 の加盟機関が金融機関グループとして密接に協力していることが、同グループの大きな強みである。

Sparkasse はドイツ国内における店舗決済のシェアが強みである一方で、オンライン決済やクロスボーダー決済のシェア向上が課題となっていた。オンライン決済やクロスボーダー決済の取り込みによる利用者拡大に向けて、Sparkasse は欧州の決済イニシアティブである EPI (European Payment Initiative) の新しい決済ソリューション「Wero」を導入した。「Wero」は Sparkasse アプリ等の EPI 加盟企業のアプリケーション、または「Wero」アプリから利用可能である。「Wero」を利用することによって、個人間及び個人から企業への支払い、オンライン及びモバイルショッピングの支払い、店頭での支払い、ポイントプログラムの提供に至るまで、幅広い決済が実行可能である。2024 年 7 月初旬にはベルギー、フランス、ドイツで個人間のスマホ決済で「Wero」の提供が開始されている。今後他の EU 諸国においても「Wero」が利用可能となる見込みである。

④デビットカード(Sparkasse)

Sparkasse は、口座開設に伴い無料で Sparkasse-Card (デビットカード)を発行している。Sparkasse-Card は、デビットカードとしての接触型/非接触型決済に加えて、ATM における現金引き出しに利用可能である。

⑤クレジットカード(Sparkasse)

Sparkasse は「Mastercard」「Mastercard Gold」「Mastercard Platinum」「Visa」「Visa Gold」「Visa Platinum」等のクレジットカードを発行している。各クレジットカードには、オンライン決済時の購入者保護サービス、パーソナルコンシェルジュサービス、海外 ATM における現金引き出し機能、旅行保険サービス等のサービス/機能が付属している。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (PayPal)

ドイツで利用されている PayPal の BNPL サービスは、PayPal の電子マネー決済サービスと同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P178))。

⑦暗号資産(Coinbase Commerce)

ドイツで利用されている Coinbase Commerce の暗号資産決済サービスは、Coinbase Commerce が米国で提供する暗号資産決済サービスと同様である(詳細は、「2.3.3.1.2 米国⑦暗号資産(Coinbase Commerce)」を参照(P179))。

⑧ステーブルコイン(Coinbase Commerce)

ドイツで利用されている Coinbase Commerce のステーブルコイン決済サービスは、Coinbase Commerce が米国で提供する暗号資産決済サービスと同様である(詳細は、「2.3.3.1.2 米国⑦暗号資産(Coinbase Commerce)」を参照(P179))。

2.3.3.1.5 フランス

①電子マネー(PayPal)

フランスで利用されている PayPal の電子マネー決済サービスは、米国同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P178))。

②QRコード決済(スマホ決済)(Apple Pay)

フランスで利用されている Apple Pay の QRコード決済(スマホ決済)サービスは、米国同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国②QRコード決済(スマホ決済)(Apple Pay)」を参照(P178))。

③銀行振込/口座振替(Crédit Agricole)

Crédit Agricole は、支店窓口での銀行振込/口座振替、オンラインバンキング、アプリバンキングを提供している。銀行振込方法として、「RÉALISER UN VIREMENT EN ZONE SEPA」、「Virement SEPA classique Ponctuel」、「Virement SEPA instantané」、「Virement SEPA classique Différé」、「Virement SEPA classique Permanent」、「Wero」等を提供している。

「RÉALISER UN VIREMENT EN ZONE SEPA」では、支店、オンラインのカスタマーエリア、または「マイバンク」アプリケーションから銀行振込が可能である。

「Virement SEPA classique Ponctuel」では、複数の送金を一括して一度に実施することが可能である。送金は即時送金のみならず、スケジュールを設定して送金することも可能である。

「Virement SEPA instantané」では、欧州各国に対して即時送金が可能である(場合によって

送金に最大 20 秒必要となる場合がある)。

「Virement SEPA classique Différé」では、送金日を計画して自動で送金が可能である。

「Virement SEPA classique Permanent」では、送金金額、頻度、実行日、受取人を設定して定期的な送金が可能である。必要に応じて送金開始日と終了日を設定可能である。

「Wero」では、電話番号またはメールアドレスのみで、銀行口座に送金または受け取りが可能である。

④デビットカード(Crédit Agricole)

Crédit Agricole は、接触型決済、非接触型決済の両方で、「スタンダード Mastercard」、「Visa Classic Card」、「Gold Mastercard」、「Visa Premier Card」等の 1 カ月の決済上限金額が異なる複数のデビットカードを提供している。

⑤クレジットカード(Crédit Agricole)

Crédit Agricole は、接触型決済、非接触型決済の両方で、「ゴールド Mastercard 生体認証指紋カード」、「World Elite Mastercard 生体認証指紋カード」等の 1 カ月の決済上限金額が異なる複数のクレジットカードを提供している。

⑥BNPL(Buy Now Pay Later) (PayPal)

フランスで利用されている PayPal の BNPL サービスは、PayPal の電子マネー決済サービスと同様にデジタルウォレットアプリ内で提供されている(詳細は、「2.3.3.1.2 米国①電子マネー(PayPal)」を参照(P178))。

⑦暗号資産(Binance)

フランスで利用されている Binance の暗号資産決済サービスは、Binance が英国で提供する暗号資産決済サービスと同様である(詳細は、「2.3.3.1.3 英国⑦暗号資産(Binance)」を参照(P181))。

⑧ステーブルコイン(Binance)

フランスで利用されている Binance のステーブルコイン決済サービスは、Binance が英国で提供するステーブルコイン決済サービスと同様である(詳細は、「2.3.3.1.3 英国⑧ステーブルコイン(Binance)」を参照(P181))。

2.3.3.2 主要な事業者の事業戦略

利用者拡大のための事業戦略及び加盟店拡大の事業戦略について、各事業者の決済手段の普及段階に応じた変化を確認するために、各調査対象事業者の複数年の事業戦略を調査した²⁵⁴。本節では、普及段階を黎明期(サービス開始直後等で利用者等を新規に獲得していく時期)と安定期(利用者等の獲得が進み、獲得した顧客を維持する時期)の2つに分け、それぞれのフェーズ²⁵⁵における事業戦略の好事例を記載する。

調査の結果、利用者拡大のための事業戦略として、黎明期では、新規顧客獲得に向けたキャンペーン、安定期では、利用習慣定着に向けたキャンペーンや機能拡充や UI/UX の改善等による利便性向上等が確認できた。また、加盟店拡大のための事業戦略として、黎明期では、加盟店営業力の強化、安定期では加盟店向け付加価値サービスの提供や加盟店のコスト負担軽減の戦略が確認できた。

図表 87 民間事業者の事業戦略の調査結果一覧

目的	フェーズ	戦略の内容	国	主な事業者
利用者拡大	黎明期	● 新規顧客獲得に向けたキャンペーン(ポイント還元施策等)	日本	PayPay、bitFlyer
	安定期	● 利用習慣定着に向けたキャンペーン(ポイント還元施策等)	日本	PayPay、JR 東日本
			米国	Wells Fargo
		● 機能拡充や UI/UX の改善等による利便性向上	日本	PayPay、JR 東日本、三菱 UFJ
			米国	Apple Pay
			英国 フランス	
		● 他社との協業	日本	三菱UFJ銀行
		● 金融情報(資産形成方法等)の提供	米国	Bank of America
			英国	Barclays
		● 取り扱い通貨/資産の拡大	米国 ドイツ	Coinbase Commerce
加盟店拡大	黎明期	● 加盟店営業力の強化	日本	PayPay、ネットプロテクションズ
	安定期	● 加盟店向け付加価値サービスの提供	日本	PayPay、ネットプロテクションズ
			米国	PayPal
			英国 ドイツ フランス	
			英国	Barclays

²⁵⁴ 本調査では、可能な限り最新の戦略(事業者に依存するが、2022年～2024年頃の戦略)と、過去の戦略(最新の戦略から5年前の戦略)を調査した。5年まで遡ることができない場合は、可能な限り古い戦略を調査した。

²⁵⁵ 黎明期と安定期の振り分けについては、NTTデータ経営研究所の独自の判断に基づいて実施した。

①利用者拡大のための事業戦略

<黎明期>

■ 新規顧客獲得に向けたキャンペーン(ポイント還元施策等)

新規顧客獲得に向けたキャンペーンを実施している事業者として、PayPay や bitFlyer の事例が確認できた。

➤ PayPay(日本)の事例

PayPay は、2018 年 10 月のサービス開始し、2 カ月後の 2018 年 12 月に、「100 億円あげちゃうキャンペーン」を実施し、サービスの認知度を大きく上げ、ユーザー数を爆発的に増やした。その後、2019 年 2 月から 5 月にかけて行った「第 2 弾 100 億円キャンペーン」では日常使いでの利用促進に取り組み、2019 年 11 月にはサービス開始後 14 カ月で累計登録者数 2,000 万人に到達した。

図表 88 PayPay 登録ユーザー数の推移



(出所) PayPay 株式会社

➤ bitFlyer(日本)の事例

bitFlyer は、利用者拡大のための施策として、友達招待プログラム(招待するとビットコインが貰える)や bitFlyer クレカ(決済額に応じてビットコインがキャッシュバックされるクレジットカード)、Vポイント(旧 T ポイント)をビットコインに交換できるサービスの提供等を実施している。

<安定期>

■ 利用習慣定着に向けたキャンペーン(ポイント還元施策等)

利用習慣定着に向けたキャンペーンを実施している事業者として、PayPay や JR 東日本、ネットプロテクションズ、Wells Fargo の事例が確認できた。

➤ PayPay(日本)の事例

PayPay は、一定の利用者を拡大した安定期である 2019 年以降は、PayPay は月替わりのキャンペーン(ワクワクペイペイ²⁵⁶)によって利用習慣の定着に取り組んでいた。また、2022 年以降も、総務省が実施するマイナンバーカード取得者を対象としたポイント還元施策「マイナポイント」²⁵⁶との連携等によって着実に利用者を拡大してきた。

➤ JR 東日本(日本)の事例

JR 東日本も PayPay と同様に、ポイント還元施策を実施していた。JR 東日本は、2019 年 10 月に開始した政府主導の「キャッシュレス・消費者還元事業」に参加し、対象の中小規模事業者の店舗において JRE POINT に登録した Suica やビューカード(クレジットカード)で決済した場合に、JREPOINT の付与や請求金額における還元を実施した。また、同時期に JR 東日本独自の取組みとして、対象の JRE POINT 加盟店において、登録済 Suica や JRE CARD(クレジットカード)で決済した場合に、通常よりお得に JRE POINT が貯まる「キャッシュレスで JRE POINT 還元キャンペーン」を実施した。

➤ ネットプロテクションズ (日本)の事例

ネットプロテクションズは、2024 年以降、既存顧客の維持のため、ポイント還元による特典の充実化に取り組む戦略を掲げている。

➤ Wells Fargo (米国)の事例

Wells Fargo では、手数料不要で決済金額の 2%をキャッシュバックする「Active Cash®」、特定の買い物で 3 倍のポイントを付与する「AutographSM」、21 ヶ月間は初回金利が 0%となる「Reflect®」、Choice Hotels と提携したクレジットカード等を提供している。2022 年から 2023 年の間に Wells Fargo のカード決済金額は 15%増加し、業界平均を上回る増加割合であった。

■ 機能拡充や UI/UX の改善等による利便性向上

機能拡充や UI/UX の改善等による利便性向上に取り組む事業者として、PayPay や JR 東日本、三菱 UFJ 銀行、Apple Pay の事例が確認できた。

➤ PayPay(日本)の事例

PayPay は、店舗での利用促進に加えて、オンラインの利用シーン拡大に注力し、2019 年 6

²⁵⁶ 対象加盟店で PayPay による決済を行うと PayPay ボーナスが還元されるキャンペーン

月にはオンラインショッピングモール「Yahoo!ショッピング」やネットオークション・フリマサービス「ヤフオク!」等のオンライン決済に対応したほか、2019年10月にはヤフー(株)が「PayPay モール」「PayPay フリマ」の提供を開始した。さらに、2023年の事業戦略では、ソフトバンクグループ内の金融サービス(資産運用・保険)との連携強化や、賃金のデジタル払いへの対応を行い、利用者の更なる利便性向上に向けた取組を掲げていた。

➤ JR 東日本(日本)の事例

JR 東日本は、2020年の事業戦略では、全国の各交通事業者との連携やグループ外企業との提携により顧客の利便性向上を推進していた。その後、2024年には、引き続き交通事業者との連携やエリア拡大に加え、Suica カードからモバイル Suica への移行や他社の決済手段との連携等による決済手段としての機能向上、認証機能の活用を通じた利用シーンの拡大等によって、利用者の拡大を推進している。

➤ 三菱 UFJ 銀行 (日本)の事例

三菱 UFJ 銀行は、2018年、個人向けインターネットバンキングである「三菱 UFJ ダイレクト」のスマートフォンアプリに、指紋認証等の生体認証でのログイン機能や過去10年分の取引明細照会等の機能を搭載する等、UI/UXの改善や機能拡充を図っていた。

➤ Apple Pay(米国、英国、フランス)の事例

ApplePayでは、iPhoneやiPadのアプリ内で利用可能な支払いオプションに、リワードの利用や分割払いローンの利用を追加することによって、ユーザーの支払い方法の柔軟性を高めた。

加えて、デジタルウォレットにイベントチケット、交通系 IC カード、政府発行の身分証明書等を保管可能とすることを通じて、デジタルウォレットの利便性を高め、利用者の拡大を推進している。

■ 他社との協業

他社との協業に取り組む事業者として、三菱 UFJ 銀行の事例が確認できた。

➤ 三菱 UFJ 銀行 (日本)の事例

三菱 UFJ 銀行は、2022年12月からNTTドコモと共にデジタル口座サービス「d スマートバンク」を開始した。銀行口座機能をAPIで提供し、黒子として金融のサービスを提供するBaaS(Banking as a Service)として、NTTドコモの携帯電話ユーザー向けソフトウェアを提供した。ドコモの顧客接点を通じて、これまで口座開設が比較的少なかった3大都市圏以外での新規口座獲得が進展した。

■ 金融情報(資産形成方法等)の提供

金融情報(資産形成方法等)の提供に取り組む事業者として、Bank of America、Barclays の事例が確認できた。

➤ Bank of America(米国)の事例

Bank of America は、低/中所得の顧客や地域社会の事業者に向けて、資産形成と成長、経済的な決断を下すために必要な知識について、情報発信を行っている。オンラインプラットフォーム「Better Money Habits®」では、数百本の動画、ワークショップ、オンライン記事等、情報やツールを英語とスペイン語によって無料で提供している。

➤ Barclays(英国)の事例

Barclays は、Barclays Money Mentor による個人顧客別の金融アドバイスを提供する「マネー1:1」サービスの提供を行った。加えて、個人顧客の長期的な経済的回復力を高めるため、6ヶ月間の元利払いのみの住宅ローンへの切り替えや、住宅ローンの返済期間延長等のオプションを提供した。

■ 取り扱い通貨/資産の拡大

利用者の需要へ対応するために、取り扱い通貨の拡大に取り組む事業者として、Coinbase Commerce の事例が確認できた。

➤ Coinbase Commerce (米国、ドイツ)の事例

Coinbase Commerceでは、Coinbase が定めるセキュリティ、法務、コンプライアンス要件を満たす暗号資産の取り扱いを拡大している。Coinbase のプラットフォームを通じて、自社開発商品のみならず、サードパーティが開発した暗号資産商品も提供を行っている。

加えて、API の活用によって、他社が Coinbase の技術を活用して暗号資産商品やソリューションを提供できる体制を実現している。ステーキングやガバナンス等のブロックチェーンプロトコルの機能をサポートすると共に、NFT²⁵⁷等のユーザーに提供する暗号資産の種類を拡大している。

²⁵⁷ 「Non-Fungible Token」の略。ブロックチェーン技術を活用して生成されたデジタルデータであるため、コピーや改ざんに対する耐性が高い。「非代替性トークン」とも呼ばれる。

②加盟店拡大のための事業戦略

<黎明期>

■ 加盟店営業力の強化

加盟店営業力の強化に取り組む事業者として、PayPay やネットプロテクションズの事例が確認できた。

➤ PayPay(日本)の事例

PayPay は、2018 年 10 月のサービス開始以降、ソフトバンクから精鋭の営業人材を受け入れ、沖縄から札幌まで全国 20 拠点の PayPay 独自の営業支社を構え、加盟店営業を実施した。営業の際は、大手チェーンのみならず、キャッシュレス決済とは縁遠い存在であった個店まで、実際に足を運んで説明を実施することで、短期間で一気に加盟店を拡大することに成功した。

➤ ネットプロテクションズ (日本)の事例

ネットプロテクションズは、2022 年に、限られたリソースの中で効率的に加盟店を獲得していくために、新規加盟店候補先の経営層への接触力をより高めることを目的とし、当該業界に知見・ネットワークを有する外部人材の活用や、BNPL 以外の決済・他金融、リテール等の分野で国内トップクラスのネットワークを有するパートナーとの各種アライアンスの強化を実施した。

<安定期>

■ 加盟店向け付加価値サービスの提供

加盟店向け付加価値サービスの提供に取り組む事業者として、PayPay やネットプロテクションズ、PayPal、Barclays の事例が確認できた。

➤ PayPay(日本)の事例

PayPay は、2023 年以降、加盟店単位や店舗単位で独自のクーポンやスタンプカードを発行するサービス²⁵⁸や、将来の「PayPay」経由の売上を最大 100 万円まで事前に受け取ることが可能であるサービス「PayPay 資金調達」サービスを加盟店に対して提供している。

➤ ネットプロテクションズ (日本)の事例

ネットプロテクションズは、2023 年 10 月にショッピング・キャンペーン・ポイントの 3 つの情報を集約したポータルサイト「atone shops」をリリースした。会員は「atone shops」で自身にあった新しいショッピングを発見することや、キャンペーンに合わせてお得に買い物をすることが可能である。このポータルサイトは、加盟店への送客支援も実施しており、加盟店に対して決済に加えマーケティングツールとしての役割も果たしている。また、2024 年以降は、加盟店への送客機能を

²⁵⁸ PayPay は、クーポンやスタンプカードの発行サービスによって、新規顧客の獲得や、顧客の固定化等が可能になり、集客力・売り上げの向上につながる事例を公表している (<https://paypay.ne.jp/store-case/topics/attract/>)

備えた販促サービスの提供を進めることを戦略として掲げている。

➤ PayPal(米国、英国、ドイツ、フランス)の事例

PayPal では、テクノロジーやプラットフォームに依存しない立場から、加盟店と提携し、オンライン及び対面販売の両方において、事業戦略情報の発信を通じて加盟店の事業成長及び拡大を支援している。加えて、リスク管理に関する情報発信や販売者保護プログラムの提供も行っている。

➤ Barclays(英国)の事例

Barclays は、2023 年中に法人顧客に対して 900 回以上の「Business Health Pledge」²⁵⁹マスタークラスを開催した。「Business Health Pledge」では、Barclays ビジネスサポートチームが財務管理、公的支援、職場のウェルネス、サイバーセキュリティ、事業成長計画等の観点から法人顧客にアドバイスを行った。

2.3.3.3 決済情報や利用者情報等を活用した特筆すべき利便性向上サービスの事例

特筆すべき利便性向上サービスの事例として、決済情報を活用したサービスや資産管理サービス、クレジット構築クレジットカードサービスの事例が確認できた。

■ 決済情報を活用したサービス

➤ JR 東日本(日本)の事例

JR 東日本は、2024 年 10 月に、Suica 利用者の統計データ(駅の利用人数や利用者の属性情報)と政府の公的統計(総務省統計局「国勢調査」・総務省統計局「家計調査等」)を組み合わせ活用するマーケティングレポート「駅カルテ 消費ポテンシャル」の販売を開始した。各駅の周辺居住者と駅訪問者における、それぞれの「年間期待購買力」や「年間期待消費支出」等の潜在的消費力を年単位で算出する。当該情報は、エリアに適した最適な事業展開の検討時に活用する事が期待されている。なお、JR 東日本は、本サービスを提供する際に、データの個人の識別性を下げる加工をしたうえで統計情報を作成する等、顧客のプライバシーへの配慮を徹底している旨を公表している。

➤ PayPal(米国、英国、ドイツ、フランス)の事例

PayPal は、ユーザーが PayPal で買い物をした購入履歴に基づき、利用した店舗における推奨商品を AI がユーザーにレコメンドする「PayPal Smart Receipts」²⁶⁰ サービスを提供している。

小売業者は、ユーザーへのレシートにキャッシュバック特典と共にパーソナライズ化された推

²⁵⁹ <https://labs.uk.barclays/business-health-hub/barclays-business-health-hub/introducing-the-barclays-business-health-pledge/>

奨商品情報を記載可能である。ユーザーは自身に合った商品情報を取得することが可能であるほか、小売業者側は顧客のリピート率向上に繋げることが可能である。

■ 資産管理サービス

資産管理サービスとして、PayPay、三菱 UFJ 銀行、楽天、Bank of America、Barclays、Sparkasse の事例が確認できた。

➤ PayPay(日本)の事例

PayPay は、PayPay アプリの「ウォレット」上から「PayPay」の残高、ポイント、直近の取引履歴に加え、「PayPay カード」の今月の請求金額、利用金額、利用可能額や、「PayPay 資産運用」の運用残高や評価損益、「PayPay 銀行」の円普通預金残高、「PayPay カード」の利用金額と請求金額等、PayPay ブランドの金融サービスにおける資産を一元管理できるサービスを提供している。

➤ 三菱 UFJ 銀行 (日本)の事例

三菱 UFJ 銀行は、家計簿や資産状況を一元管理するとともに、金融商品やサービスの購入も可能なアプリ「Money Canvas」を提供している。金融機関やクレジットカード、電子マネーを登録することによって、自動集計された家計の収支を確認することが可能である。また、資産形成に関するコラムや、家計の診断サービス等を通じて、利用者が資産形成を学習するための情報提供を行っている。利用者は、アプリを通じて金融商品やサービスの購入が可能であり、家計簿と合わせて資産運用状況をまとめて管理することが可能である。

➤ 楽天(日本)の事例

楽天は、家計管理アプリ「楽天家計簿」を提供している。当該アプリでは、銀行口座に振り込まれる給与・賞与等の収入や、クレジットカードの利用、ショッピングサイトや月々の携帯電話利用料金の支払い等による支出の一元管理が可能である。また、2024 年 7 月以降は、金融資産の連携により、証券、年金、カードローンも含めた総合的な資産管理も可能となった。

➤ Bank of America (米国)の事例

Bank of America は、人工知能を活用した資産管理支援サービスである「Erica」を提供している。「Erica」は、財務管理(支出習慣の把握等)や、カード決済の管理、資金活用方法の検討を支援する機能を有している。

➤ Barclays (英国)の事例

Barclays は、Barclays アプリにおいて支出分析機能を提供している。支出分析機能では、頻繁に使用する店舗、レストラン、ショップと消費額、ガソリンやディーゼルの毎月の購入量比較、

カフェやレストランで外食する頻度と金額の確認を通じて、伸びている消費を把握することが可能である。加えて、預金残高が少なくなった場合のアラートを受信や、各カードの利用限度額を設定することが可能である。

➤ Sparkasse (ドイツ)の事例

Sparkasse では、資産管理サービスとして、「Sparkasse ファイナンシャルプランナー」を提供している。「Sparkasse ファイナンシャルプランナー」は、オンラインバンキングに含まれる無料のサービスであり、貯蓄銀行、国営銀行、民間銀行、協同組合銀行で保有しているすべての口座(クレジットカードを含む)の入出金を評価する。ユーザーの支出は「食品とドラッグストア」、「リビングとガーデニング」、「モビリティ」等のカテゴリに自動分類されるため、ユーザーは家賃、ローン、食費、買い物等、節約方法の検討に評価結果を活用可能である。

■ クレジット構築クレジットカードサービス

クレジット構築クレジットカードサービスとして、Barclays の事例が確認できた。

➤ Barclays (英国)の事例

Barclays は、クレジットカードの種別としてクレジット構築クレジットカードを提供している。クレジット構築クレジットカードでは、毎月の支払いを期間内に実施することによって、ユーザーの信用格付けを改善することが可能である。毎月の支払いを期日通りに実施することによって、金利の割引等を提供するクレジットカードも存在する。

2.4 ステークホルダー（利用者・店舗）ごとの利用動向（各シーンにおいて選好される決済手段の動向）

「個人間送金」、「店舗への決済」、「EC サイトへの決済」の 3 つの決済シーンにおける利用動向として、各シーンにおいて選好される決済手段の動向を調査した。個人間送金に関しては、各国で個人間送金サービスを提供する事業者について調査を実施した。

2.4.1 日本

①個人間送金

日本における、過去 12 カ月間に個人間送金で利用した決済手段の割合は「銀行振込」が最も高く 24%である一方、「直接送金サービス(PayPal等)」が 7%となっており、未だ「銀行振込」が個人間送金の一般的な手段であることがうかがえる²⁶¹。

図表 89 過去 12 カ月間に個人間送金で利用した決済手段(単位:%)

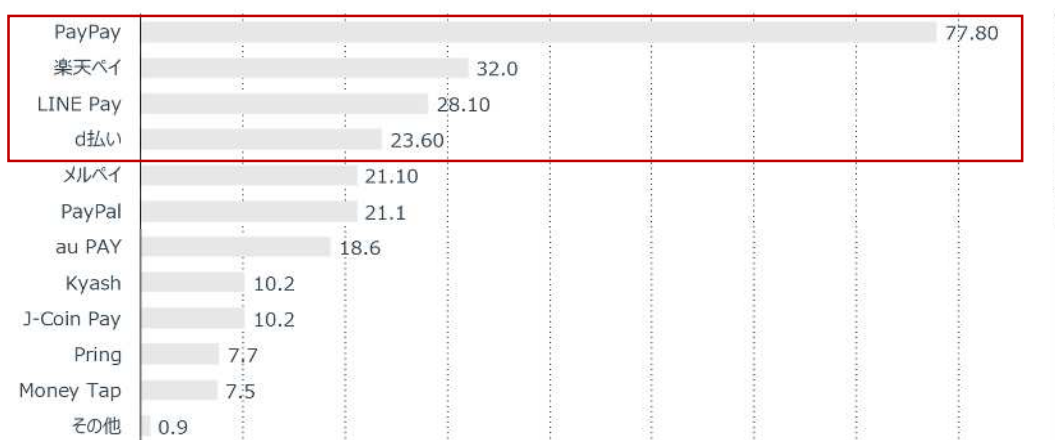


(出所) Statista (2023) Peer-to-peer payments in Japan as of December 2023 (n=2,039、複数回答、選択肢は「QR コード決済(スマホ決済)」、「銀行振込/口座振替」、「利用経験がない」の3択)

また、「銀行振込」以外の個人間送金サービスの利用経験について確認したところ、1 度以上個人間送金に利用した経験があると回答した割合は「PayPay」が最も高く 77.8%であった。続いて楽天ペイ、LINE Pay、d 払い等が上位を占めている。特徴的なのは、本調査書の「2.3.1 各種決済手段の業界構造、使用割合・シェア②QR コード決済(スマホ決済)」で上位に挙げたサービスが、個人間送金の分野でも高い利用率を示している点である。

²⁶¹ ただし、本統計調査では直接送金サービスとして PayPal を例示しており、日本での PayPal の認知度は諸外国と比較すると低いため、直接送金サービスの利用率が実際の利用率よりも低い値となっている可能性がある点は注意が必要である。

図表 90 個人間送金にて利用経験のあるサービス



(出所)MMD 研究所(2022)「給与デジタル払いと個人間送金に関する調査」(n=441、複数回答)

日本における主要な個人間送金サービスとして、PayPay、楽天ペイ、d 払いについての調査結果²⁶²を図表 91 に記す。利用者数が最も多い PayPay の総送金回数は年間約 2.8 億回であり、全国の銀行の国内振込件数約 16.0 億件²⁶³と比較すると約 6 分の 1 の規模を占めるまでになっている。利用者数の観点では、各社とも、4,000 万人以上の利用者を抱えており、各社が拮抗している状況である。

²⁶² LINE Pay は 2025 年 4 月 30 日にサービス終了を予定しているため、次点の d 払いを調査対象とした。

²⁶³ 一般社団法人全国銀行協会「2023 年版 決済統計年報」より引用。個人間での送金、個人と法人間、法人と法人間での送金件数(給与振込は除く)を含む。

図表 91 日本における個人間送金サービス提供事業者の概要

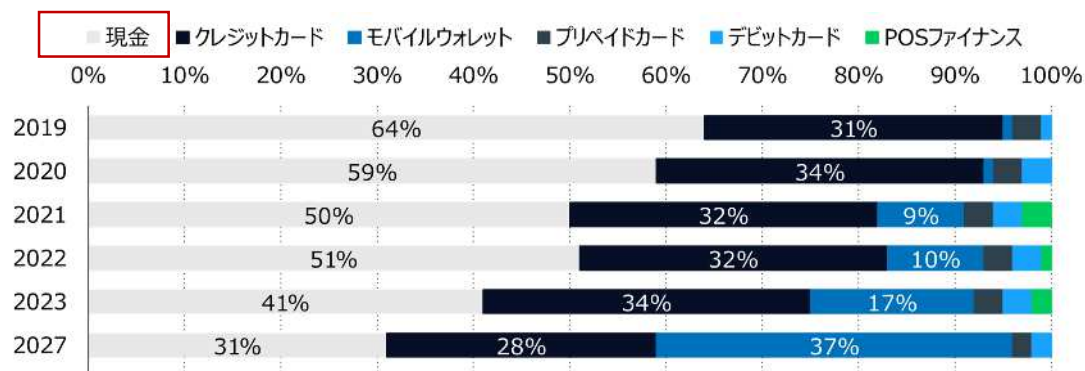
サービス名	PayPay	楽天ペイ	d 払い
事業者名	PayPay 株式会社	楽天ペイメント株式会社	株式会社 NTT ドコモ
送金対象	・個人間 ・小売店	・個人間 ・小売店	・個人間 ・小売店
利用者数	6,500 万人 (2024 年 8 月)	約 4,400 万人 (2022 年 1 月、 eccLab 推計)	5,199 万人 (2023 年 3 月)
総決済額 (小売店決済含む)	約 10 兆円 (2023 年度)	1 兆 2,492 億 8,000 万円 (2021 年度、 eccLab 推計)	2 兆 7,610 億円 (2023 年度)
総送金額 (個人間送金のみ)	非公表	非公表	非公表
総決済回数 (小売店決済含む)	約 63.6 億回 (2023 年度)	非公表	非公表
総送金回数 (個人間送金のみ)	約 2.8 億回 (2023 年度)	非公表	非公表

(出所)公表情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成

②店舗への決済

2023 年時点において、店舗での決済金額に占める割合が最も高い決済手段は「現金」である。しかし、2019 年から 2023 年にかけて、現金が決済金額に占める割合は年々減少しており、代わりにクレジットカードやモバイルウォレット(スマートフォンを用いた非接触型決済、QR コード決済等)の割合が増加している。さらに、2027 年には、モバイルウォレットが店舗での主要な決済手段となることが予測されている。日本では、店舗決済においてもデジタル決済手段が拡大傾向にあり、現金利用の減少とデジタル決済の浸透が進行していると考えられる。なお、本項目では、EC サイトにおける決済が調査対象になっていない点は留意が必要である。

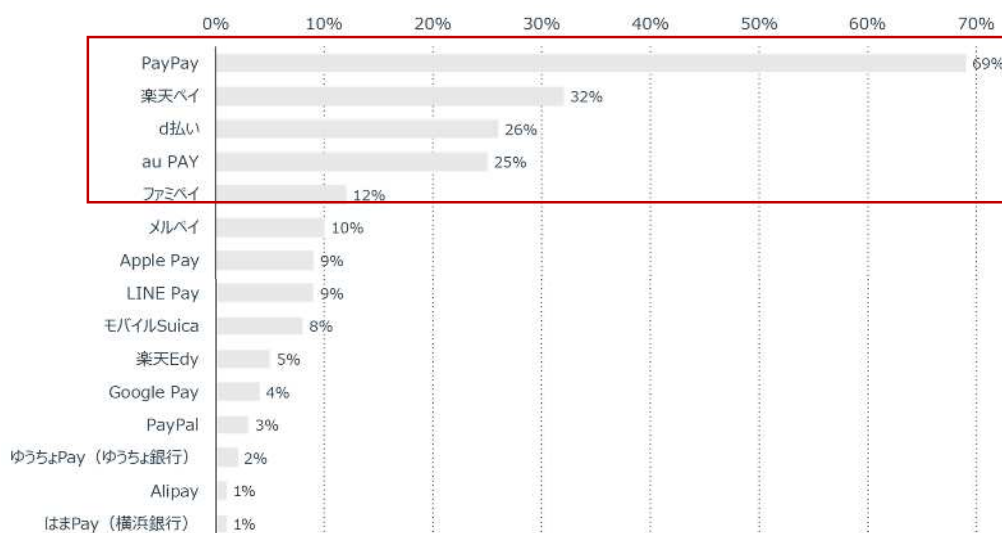
図表 92 店舗(POS)での決済で利用される決済手段



(出所) Statista. (2024). Market share of cash, credit cards, and other payment methods at point of sale (POS) in Japan from 2017 to 2023, with a forecast for 2027. (分母: 非公開、複数回答)²⁶⁴

また、店舗決済で利用されるサービスについて調査したところ、「利用経験がある」回答された割合が最も多いサービスは「PayPay」(69%)であった。その他、利用経験が多いサービスとして、楽天ペイ、d払い、au PAY、ファミペイ等が続いている。

図表 93 店舗内(POS)決済において最も利用される決済サービス(2024年6月)



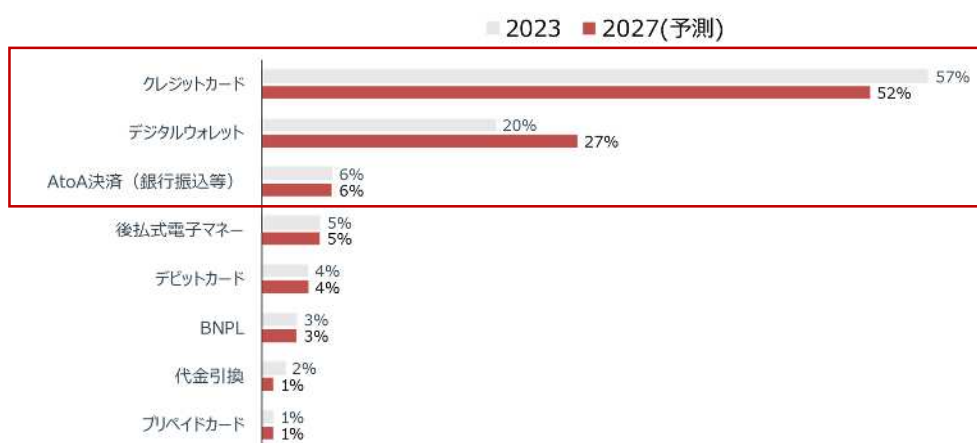
(出所) Statista. (2024). Biggest contactless payment brands at POS in Japan as of June 2024. (n=724、複数回答)

²⁶⁴ アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

③EC サイトへの決済

2023 年時点において、EC サイトでの決済金額に占める割合が最も高いのは「クレジットカード」で 57%となっている。利用割合が多いその他の決済手段として、デジタルウォレットに加え、銀行振込等の AtoA 決済が挙げられている。2027 年には、デジタルウォレットの利用が拡大する見通しだが、依然としてクレジットカードが引き続き高いシェアを占めると予測されている。

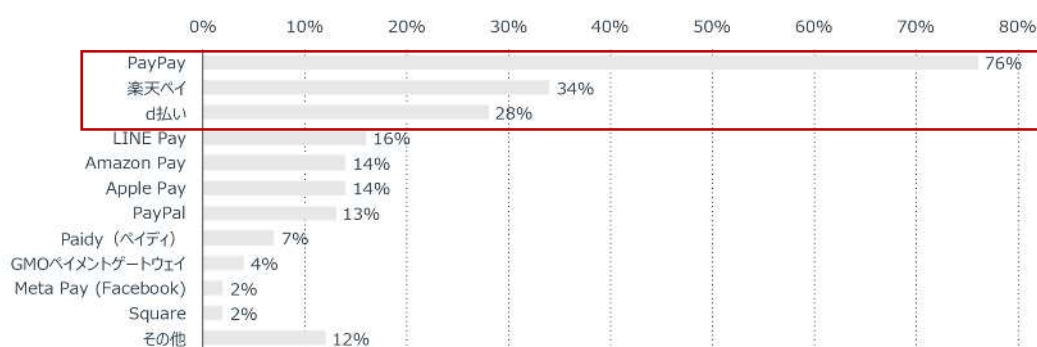
図表 94 EC サイト決済時に最も利用される決済手段



(出所)WorldPay (2024) TheGlobalPaymentsReport2024 (分母:非公開、複数回答)²⁶⁵

さらに、EC サイト決済時に利用されるサービスを調査したところ、日本国内において、EC サイト決済時に「利用経験のある」と回答された割合がもっと高いブランドは「PayPay」であり、76%であった。2 位以降には、楽天ペイ、d 払い等が続いている。

図表 95 EC サイト決済時、最も利用される決済サービス



(出所) Statista. (2024). Biggest e-commerce payment brands in Japan as of June 2024.(n=461、複数回答)

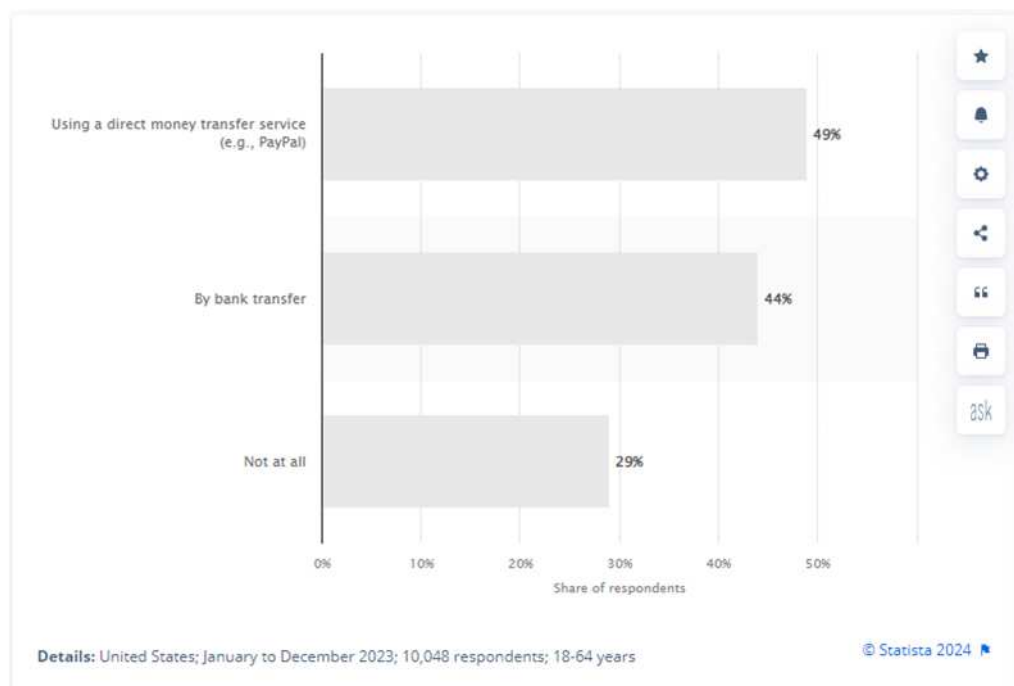
²⁶⁵ アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

2.4.2 米国

①個人間送金

米国の個人間送金について、過去 12 カ月間における手段別の経験率を比較すると、「直接送金サービス (PayPal 等のスマホ決済)」が 49%、「銀行振込」が 44%と、両者が拮抗している状況にある。

図表 96 過去 12 カ月間に個人間送金で利用した決済手段(米国)



(出所) Statista “Peer-to-peer payments in the U.S. as of December 2023”

(n=10,048、複数回答、2023 年 12 月時点、選択肢は「QR コード決済 (Using a direct money transfer service (e.g. PayPal))」、「銀行振込/口座振替 (By bank transfer)」、「利用経験がない (Not at all)」の3択)

米国における主要な個人間送金サービスとして挙げられる、Venmo、Zelle、Cash App についての調査結果を図表 97 に記す。

Venmo を提供する PayPal, Inc. は、デジタルウォレットサービスとして「PayPal」も提供している。Venmo と同様に、PayPal も個人間送金と小売店決済が可能である。PayPal の米国内利用者は約 2 億 7,810 万人 (2024 年度) であるため、他の個人間送金サービスと比較して利用者が最も多い決済サービスである。

PayPal が世界中で利用可能なデジタルウォレットサービスである一方で、Venmo の利用は米国内に限られる。他方、Venmo には個人のグループ内で割り勘の支払い/請求を行う「Venmo Groups」機能や、個人間の支払い/請求の予定を管理するスケジュール機能、ギフト

カードの送信機能等の個人間送金に特化した機能が充実していることが特徴である。

2023 年時点の米国人口が約 3 億 3,000 万人であることを踏まえると、2023 年時点で利用者が 5,000 万人を超える個人間送金サービスが複数存在する米国では、個人間送金サービス提供事業者各社のシェアが拮抗している状況である。

図表 97 米国における個人間送金サービス提供事業者の概要

サービス名	Venmo	Zelle	Cash App
事業者名	PayPal, Inc.	Early Warning Services, LLC	Block, Inc.
送金対象	・個人間 ・小売店	・個人間	・個人間 ・小売店
利用者数	約 9,000 万人 (2022 年 6 月)	約 1 億 2,000 万人 (2023 年 12 月、 中小企業アカウント含む)	約 5,600 万人 (2023 年 12 月)
総決済額 (小売店決済含む)	約 2,699 億 7,900 米ドル (2023 年度)	約 8,060 億米ドル (2023 年度)	約 2,480 億米ドル (2023 年度)
総送金額 (個人間送金のみ)	非公表	約 7,060 億米ドル (2023 年度、中小企業ア ccountへの送金を含む)	非公表
総決済回数 (小売店決済含む)	非公表	約 29 億回 (2023 年度)	非公表
総送金回数 (個人間送金のみ)	非公表	約 27 億 2,100 万回 (2023 年度、中小企業ア ccountへの送金を含む)	非公表

(出所) 公表情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成

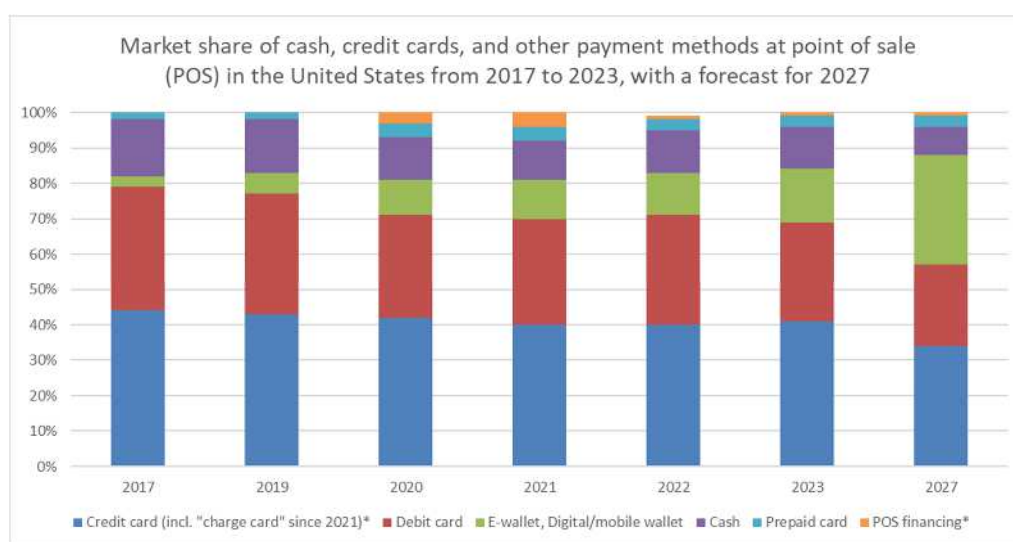
②店舗への決済

Worldpay の「Global Payments Report」によると、2023 年時点で米国内の店舗での決済金額に占める割合が最も高い決済手段は「クレジットカード」である。

2023 年時点で店舗における現金決済金額比率が 41%である日本とは異なり、米国内の店舗における現金決済金額比率は 8%と低い。

2019 年～2023 年の期間中に、クレジットカードの決済金額に占める割合が年々減少している一方、デジタルウォレット(スマートフォンを用いた非接触型決済、QR コード決済等)の決済金額に占める割合が増加している。2027 年にはデジタルウォレットがクレジットカードとほぼ同等の割合になると予測されている。

図表 98 店舗(POS)での決済で利用される決済手段(米国)



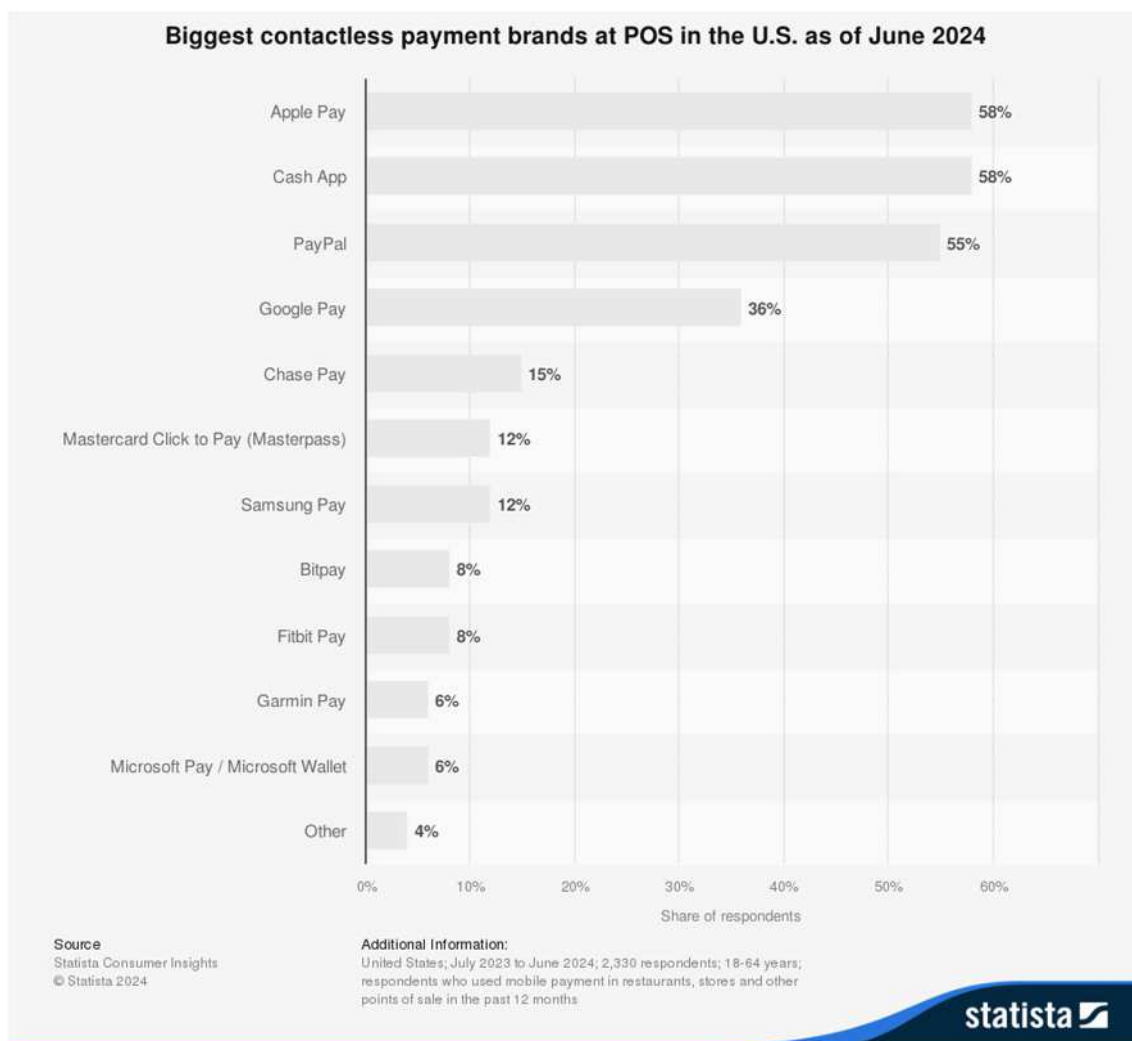
(出所)Worldpay. (2024). “Market share of cash, credit cards, and other payment methods at point of sale (POS) in the United States from 2017 to 2023, with a forecast for 2027.”

(分母:非公開、複数回答)²⁶⁶

また、Statista の調査(18～64 歳の男女 2,330 人を対象に、米国内において、過去 12 カ月間に店舗でモバイル決済手段を利用した経験に関する調査(2024 年 6 月))によると、「利用経験がある」と最も多い回答が得られたサービスは「Apple Pay」と「Cash App」であり、その割合は 58%であった。その他、利用経験が多いサービスとして、3 位以降には PayPal、Google Pay、Chase Pay 等が続いている。

²⁶⁶ アンケートの回答者数は公開されていないが、40 カ国の 48,000 人に対して実施された調査である。

図表 99 過去 12 カ月間に店舗内 (POS) 決済で利用した決済手段 (米国)



(出所) Statista“Biggest contactless payment brands at POS in the U.S. as of June 2024”

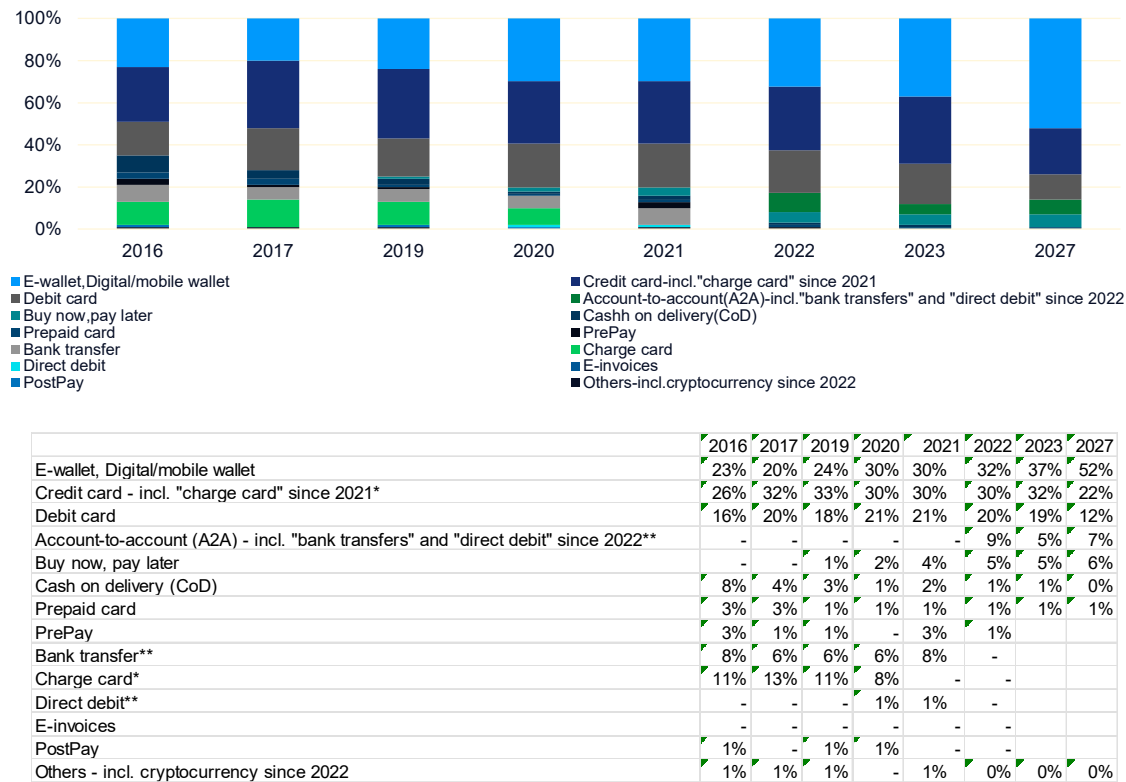
(n=2,330、複数回答、2024 年 6 月時点)

③EC サイトへの決済

Worldpay「Global Payments Report」の調査によると、2023 年時点において、EC サイトでの決済金額に占める割合が最も高い決済手段は「E-wallet, Digital/mobile wallet」である。

利用割合が多いその他の決済手段として、クレジットカードに加え、デビットカード、銀行振込等、BNPL が挙げられている。今後もデジタルウォレットの利用割合が拡大する見通しであり、2027 年には EC サイトへの決済の過半数をデジタルウォレットが占め、クレジットカード及びデビットカードの決済はデジタルウォレットに内包される動きが進むと予想されている。

図表 100 EC サイト決済時に米国で利用される決済手段

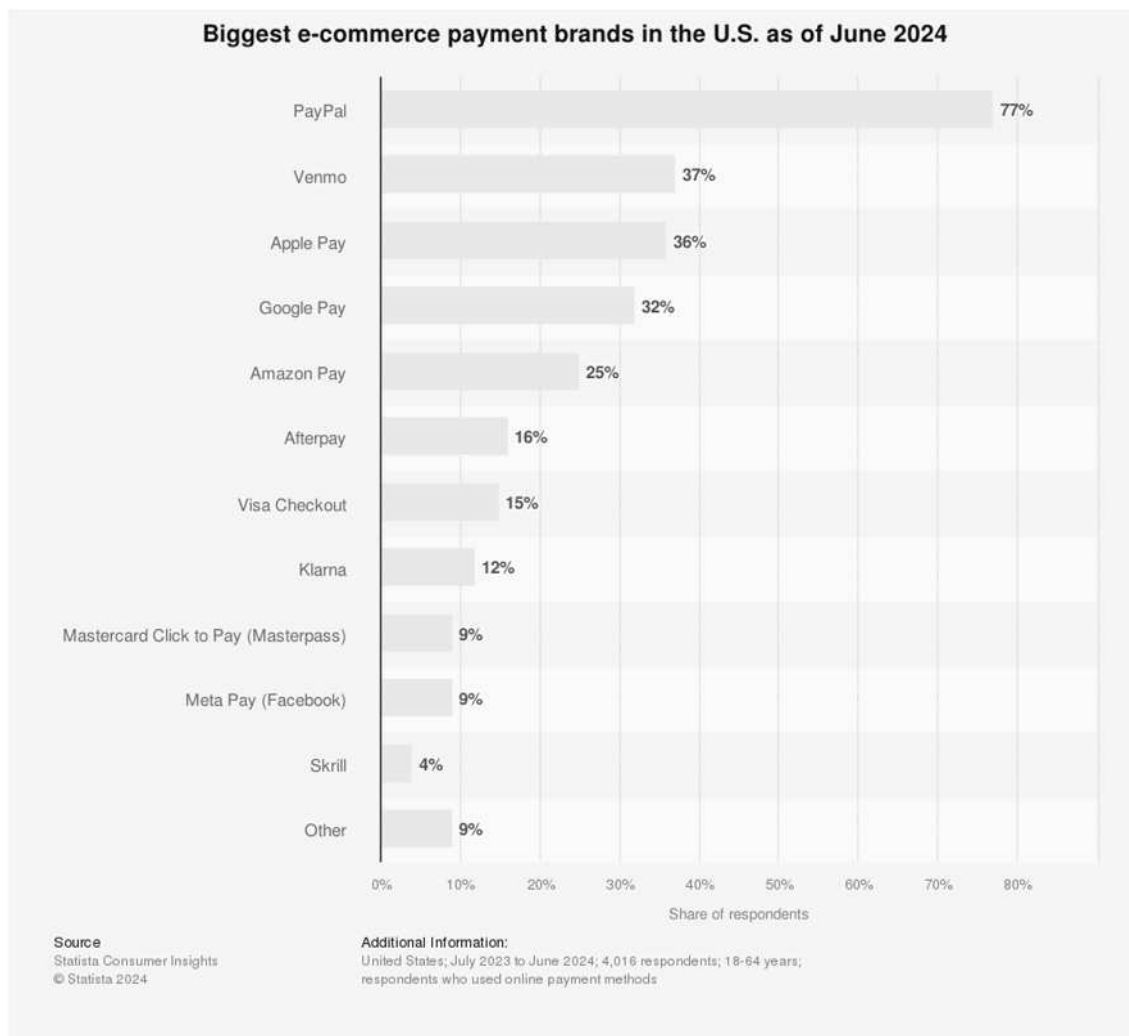


(出所)WorldPay (2024) TheGlobalPaymentsReport2024 (分母:非公開、複数回答)²⁶⁷

²⁶⁷ アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

米国内において、2024 年 6 月時点で EC サイト決済時に最も利用経験のあるブランドは「PayPal」であり、その割合は 77%であった。2 位以降には、Venmo、Apple Pay、Google Pay 等が続いている。

図表 101 過去 12 カ月間に EC サイトへの決済で利用した決済手段(米国)



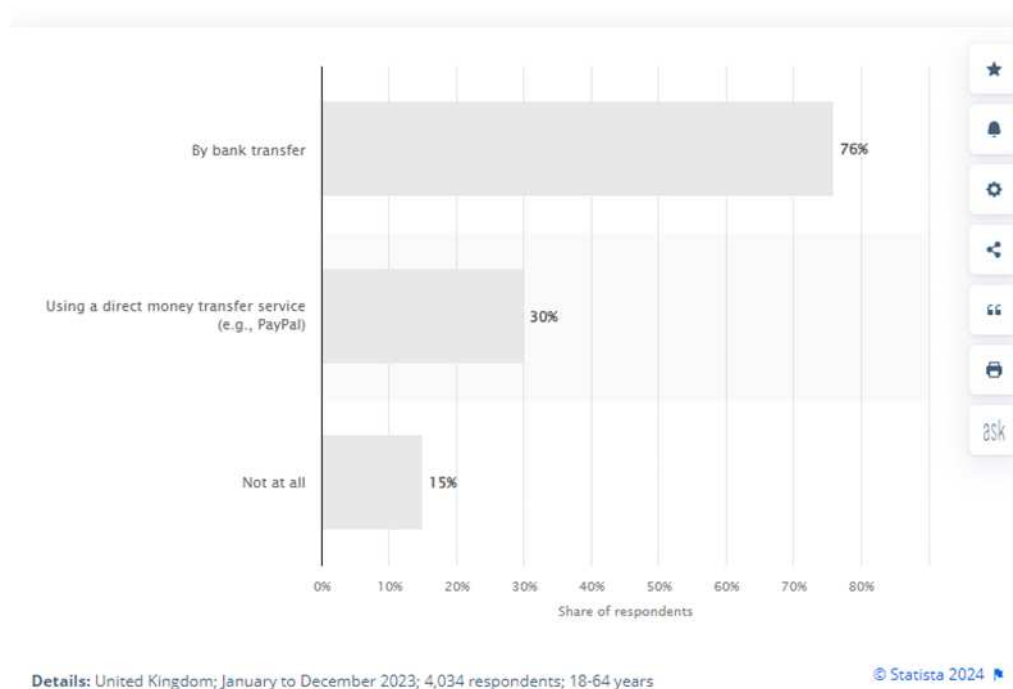
(出所) Statista“Biggest e-commerce payment brands in the U.S. as of June 2024“
(n=4,016、複数回答、2024 年 6 月時点)

2.4.3 英国

①個人間送金

英国の個人間送金について、過去 12 カ月間における手段別の経験率を比較すると、「銀行振込」が 76%、「直接送金サービス(PayPal 等のスマホ決済)」30%と、未だ「銀行振込」が個人間送金の一般的な手段であることがうかがえる。

図表 102 過去 12 カ月間に個人間送金で利用した決済手段(英国)



(出典) Statista”Peer-to-peer payments in the UK as of December 2023”

(n=4,034、複数回答、2023 年 12 月時点、選択肢は「QR コード決済 (Using a direct money transfer service(e.g. PayPal))」、「銀行振込/口座振替(By bank transfer)」、「利用経験がない (Not at all)」の3択)

英国における主要な個人間送金サービスとして挙げられる PayPal、Revolut、Monzo Bank についての調査結果を図表 103 に記す。

PayPal は、全世界で約 4 億 2600 万人のアクティブユーザーがいる決済サービスである。決済サービスセグメントの世界市場シェアは、決済金額ベースで 40.52%を占めている。

Revolut Ltd.は、2015 年に設立された英国初のフィンテック企業である。2024 年 7 月には制限付きで英国の銀行免許を取得した。Revolut Ltd.で銀行としての体制が整備されるまでの期間は、Revolut Ltd.の英国顧客は電子マネー規則に沿って資金が保護される。

Monzo Bank は 2015 年に設立された英国のデジタルバンクである。2017 年から当座預金機能の提供を行っている。2023 年に約 740 万人であった Monzo Bank の顧客数は、2024 年に

は約 970 万人にまで拡大した。2024 年 3 月時点で、英国内における顧客数で 7 番目に大きな銀行となっている。

2024 年時点の英国人口が約 6,800 万人であることを踏まえると、2024 年時点で利用者数が 5.620 万人近い PayPal が他の個人間送金サービスよりも市場を独占している状況である。

図表 103 英国における個人間送金サービス提供事業者の概要

サービス名	PayPal	Revolut	Monzo Bank
事業者名	PayPal UK Ltd.	Revolut Ltd.	Monzo Bank Ltd.
送金対象	・個人間 ・小売店	・個人間 ・小売店	・個人間 ・小売店
利用者数	約 5,620 万人 (2024 年)	約 1,000 万人 (2024 年 9 月)	約 970 万人 (2024 年 3 月)
総決済額 (小売店決済含む)	約 1 兆 5,285 億 8,000 万 米ドル (2023 年度、英国外決済 含む)	約 7,000 億ポンド (2023 年度)	非公表
総送金額 (個人間送金のみ)	非公表	非公表	非公表
総決済回数 (小売店決済含む)	約 249 億 8,100 万回 (2023 年度、英国外決済 含む)	約 5 億 9,000 万回 (2023 年 12 月単月のみ)	非公表
総送金回数 (個人間送金のみ)	非公表	約 8,500 万回 (2023 年 1 月～3 月)	非公表

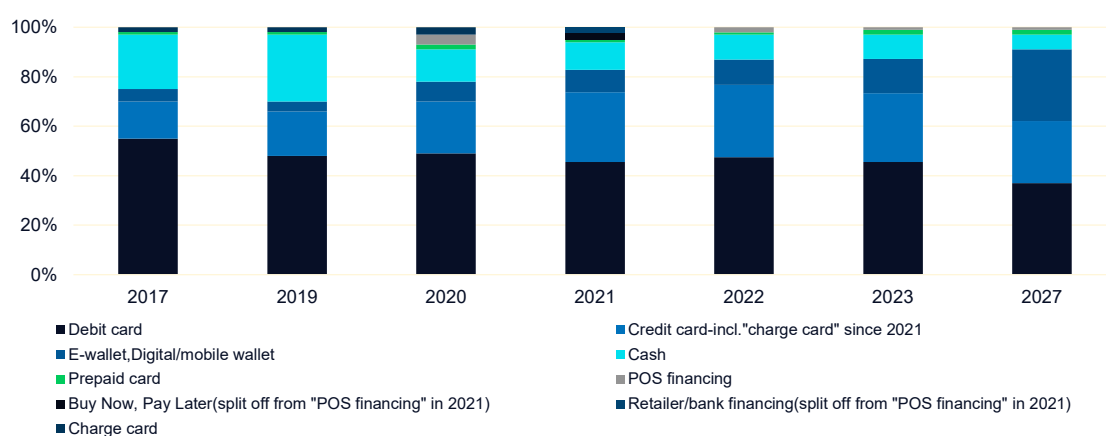
(出所) 公表情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成

②店舗への決済

2023 年時点で英国内において店舗での決済時に最も利用されている決済手段は「デビットカード」である。日本とは異なり、2023 年時点の現金での決済割合は 10%と低い。

2019 年～2023 年の期間中に、クレジットカードの割合が年々減少している一方、デジタルウォレット(スマートフォンを用いた非接触型決済、QR コード決済等)の利用割合が増加しており、2027 年にはモバイルウォレットがクレジットカードとほぼ同等の利用割合になると予測されている。

図表 104 店舗決済時に英国で利用される決済手段



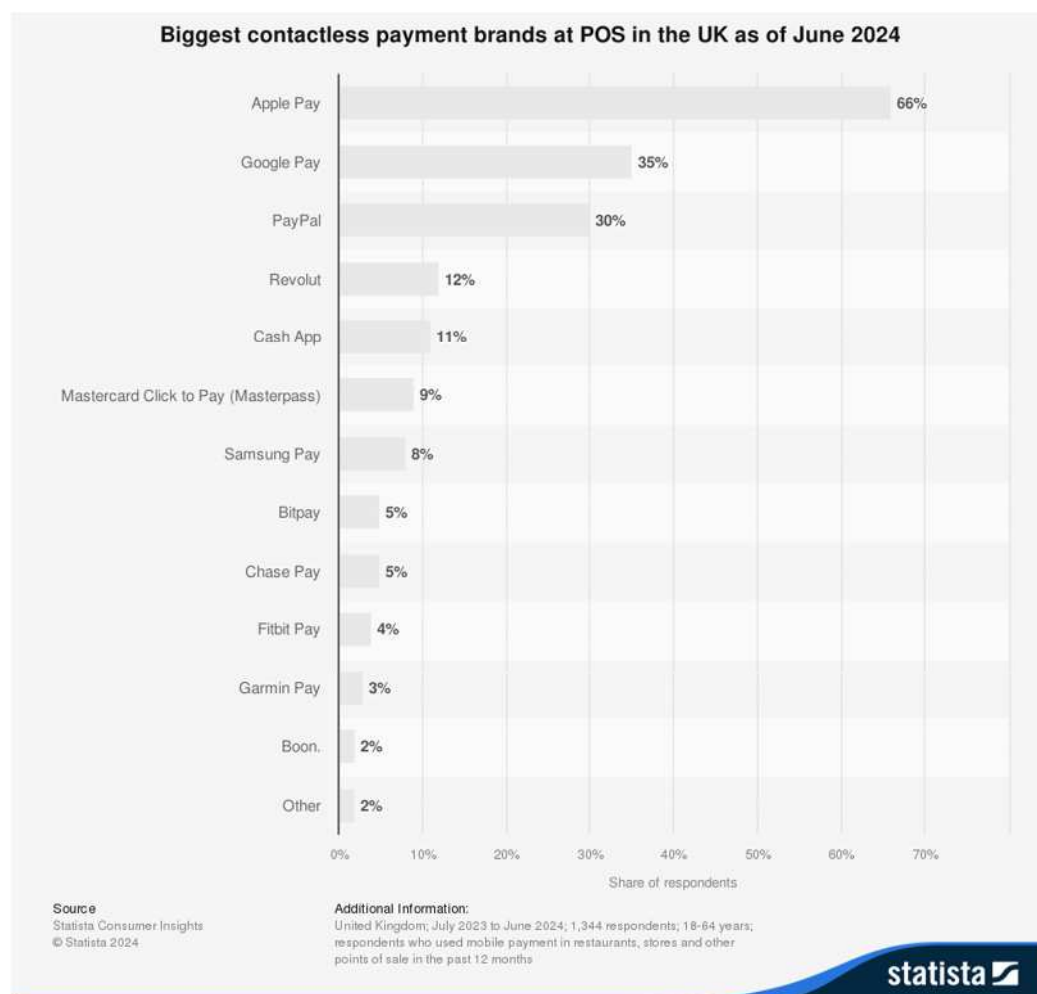
	2017	2019	2020	2021	2022	2023	2027
Debit card	55%	48%	49%	45%	47%	46%	37%
Credit card (incl. "charge card" since 2021)*	15%	18%	21%	28%	29%	28%	25%
E-wallet, Digital/mobile wallet	5%	4%	8%	9%	10%	14%	29%
Cash	22%	27%	13%	11%	10%	10%	6%
Prepaid card	1%	1%	2%	1%	1%	2%	2%
POS financing*	-	-	4%	-	2%	1%	1%
Buy Now, Pay Later (split off from "POS financing" in 2021)*	-	-	-	3%	-	-	-
Retailer/bank financing (split off from "POS financing" in 2021)*	-	-	-	2%	-	-	-
Charge card*	2%	2%	3%	-	-	-	-

(出所)Worldpay”Market share of cash, credit cards, and other payment methods at point of sale (POS) in the United Kingdom (UK) from 2017 to 2023, with a forecast for 2027” (分母: 非公開、複数回答)²⁶⁸

²⁶⁸ アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

英国内において、店舗決済時に過去 12 カ月間で利用したことのある非接触型決済（モバイル・オンライン等）ブランドについて調査したところ、最も「利用したことがある」と回答が得られたのは「Apple Pay」であり、その割合（2024 年 6 月時点）は 66%であった。2 位以降には、Google Pay、PayPal、Revolut 等が続いている。

図表 105 過去 12 カ月間に店舗内 (POS) 決済で利用した決済手段 (英国)



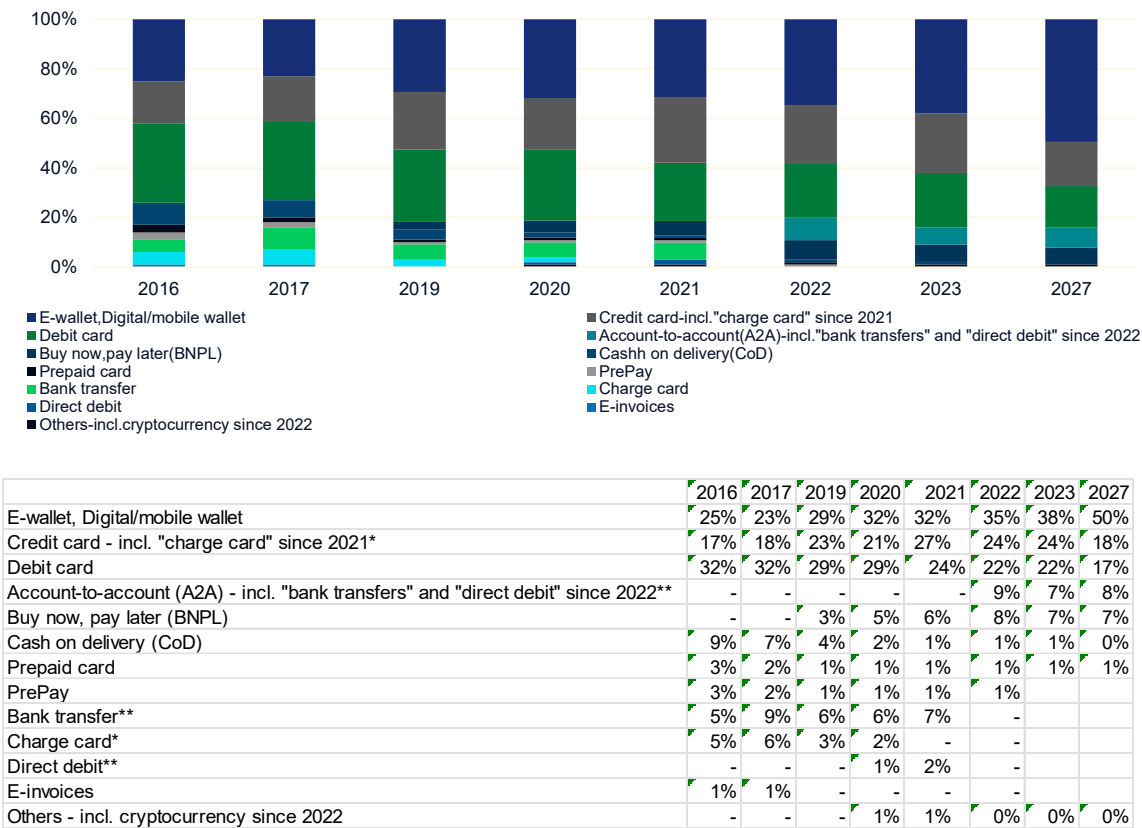
(出所) Statista”Biggest contactless payment brands at POS in the UK as of June 2024”
(n=1,344、複数回答、2024 年 7 月時点)

③EC サイトへの決済

2023 年時点で英国国内において 2023 年時点において、EC サイトでの決済金額に占める割合が最も高い決済手段は「E-wallet, Digital/mobile wallet」である。その他選好される決済手段については利用割合順に、クレジットカード、デビットカード、銀行振込等が続いている。

今後もデジタル・モバイルウォレットの利用割合は拡大していき、2027 年には利用の半数を占めるようになり、クレジット・デビットカードの代替手段としてその利用シェアを高めていくと予想されている。

図表 106 EC サイト決済時に英国で利用される決済手段

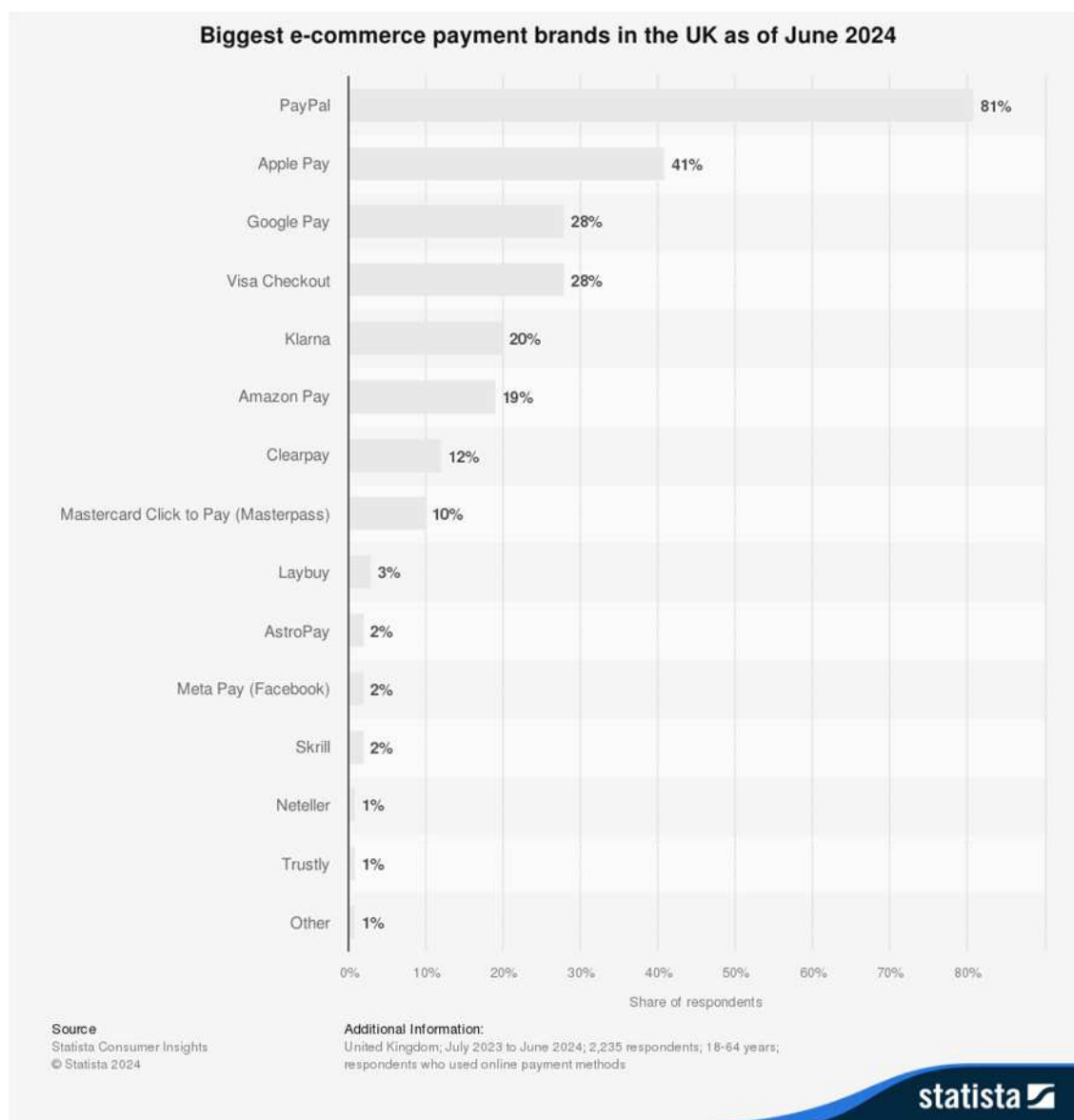


(出所)Worldpay”Market share of cash, credit cards, and other payment methods during online shopping in the United Kingdom (UK) from 2016 to 2023, with a forecast for 2027” (分母: 非公開、複数回答)²⁶⁹

英国内 EC サイトにて過去 12 カ月間で利用したことのある決済手段について、最も「利用したことがある」と回答が得られたのは「PayPal」で、その割合(2024 年 6 月時点)は 81%であった。

²⁶⁹ アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

図表 107 過去 12 カ月間に EC サイトへの決済で利用した決済手段 (英国)



(出所) Statista”Biggest e-commerce payment brands in the UK as of June 2024”

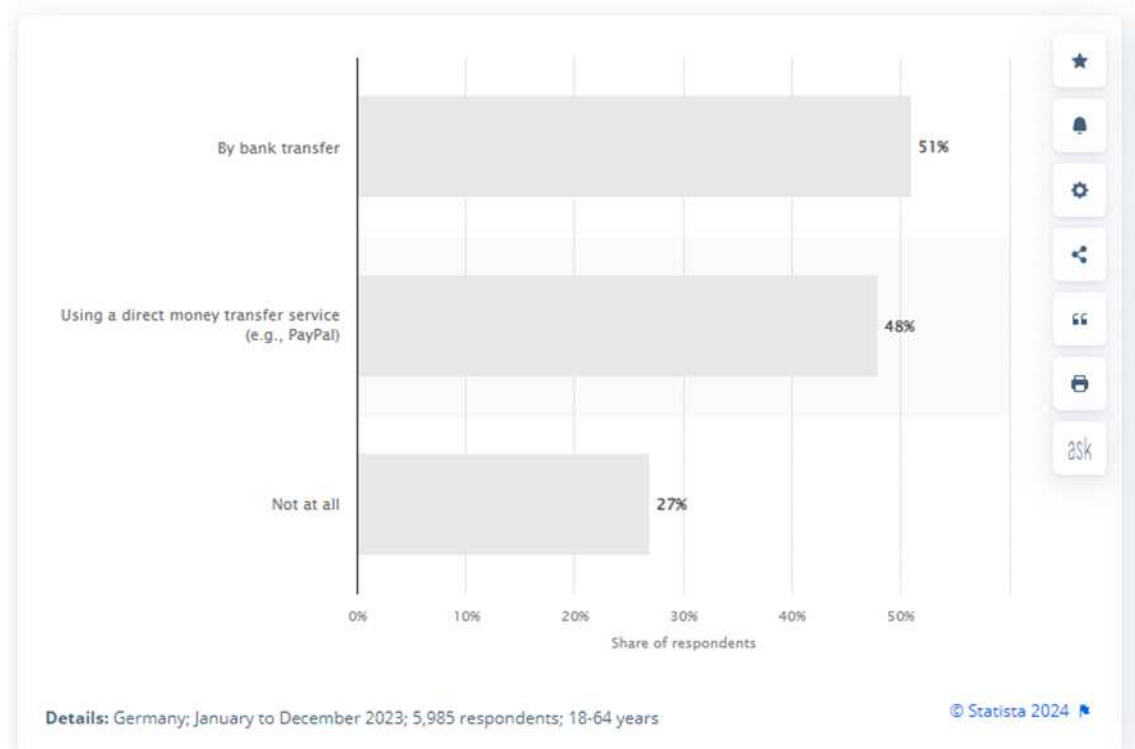
(n=2,235、複数回答、2024 年 6 月時点)

2.4.4 ドイツ

①個人間送金

ドイツの個人間送金について、過去 12 カ月間における手段別の経験率を比較すると、「銀行振込」が 51%、「直接送金サービス(PayPal 等のスマホ決済)」48%と、両者が拮抗している状況にある。

図表 108 過去 12 カ月間に個人間送金で利用した決済手段(ドイツ)
Peer-to-peer payments in Germany as of December 2023



(出所) Statista”Peer-to-peer payments in Germany as of December 2023”
(n=5,985、複数回答、2023 年 12 月時点、選択肢は「QR コード決済 (Using a direct money transfer service(e.g. PayPal))」、「銀行振込/口座振替(By bank transfer)」、「利用経験がない (Not at all)」の3択)

ドイツにおける主要な個人間送金サービスとして挙げられる、PayPal、N26、Wero についての調査結果を図表 109 に記す。

PayPal は、全世界で約 4 億 2600 万人のアクティブユーザーがいる決済サービスである。決済サービスセグメントの世界市場シェアは、決済金額ベースで 40.52%を占めている。

N26 は、2013 年にミュンヘンで設立され、2016 年にドイツで銀行免許を取得したデジタルバンクである。ドイツの預金保護制度に基づき、顧客の資金は 100,000 ユーロまで保護されている。

Wero は 2024 年 7 月からドイツにてサービス提供を開始した P2P 決済サービスであり、2026 年中に小売店における決済機能を提供予定である。

2023 年時点のドイツ人口が約 8,500 万人であることを踏まえると、2024 年時点で利用者数が、全世界で 4 億超のユーザーを有する PayPal が他の個人間送金サービスよりも多く利用されていることが推察される。

図表 109 ドイツにおける個人間送金サービス提供事業者の概要

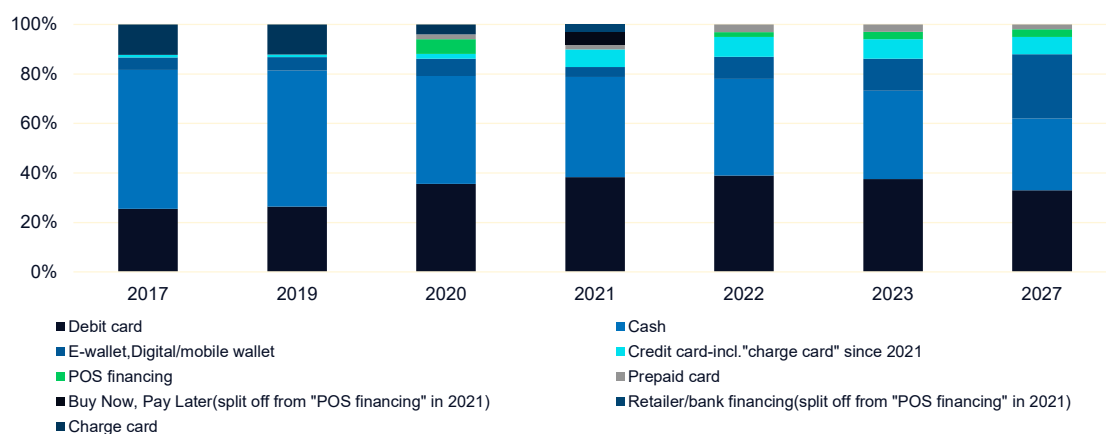
サービス名	PayPal	N26	Wero
事業者名	PayPal (Europe) S.à r.l. et Cie, S.C.A.	The Mobile Bank, N26 Group	European Payments Initiative
送金対象	・個人間 ・小売店	・個人間 ・小売店	・個人間
利用者数	約 4 億 2600 万人 (2024 年、ドイツ国外含む)	約 800 万人 (2021 年 12 月、 独国外アカウント含む)	非公表
総決済額 (小売店決済含む)	約 1 兆 5,285 億 8,000 万 米ドル (2023 年度、ドイツ国外決 済含む)	約 800 億ユーロ (2021 年度、独国外決済 含む)	非公表
総送金額 (個人間送金のみ)	非公表	非公表	非公表
総決済回数 (小売店決済含む)	約 249 億 8,100 万回 (2023 年度、独国外決済 含む)	非公表	非公表
総送金回数 (個人間送金のみ)	非公表	非公表	非公表

(出所) 公表情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成

②店舗への決済

Worldpay の「Global Payments Report」によると、2023 年時点でドイツ米国内の店舗での決済金額に占める割合が最も高い決済手段は「デビットカード」である。2023 年時点で店舗における現金決済金額比率が 41%である日本と同様に、現金での決済割合（2023 年時点）は 36%と高い。

図表 110 店舗決済時にドイツで利用される決済手段



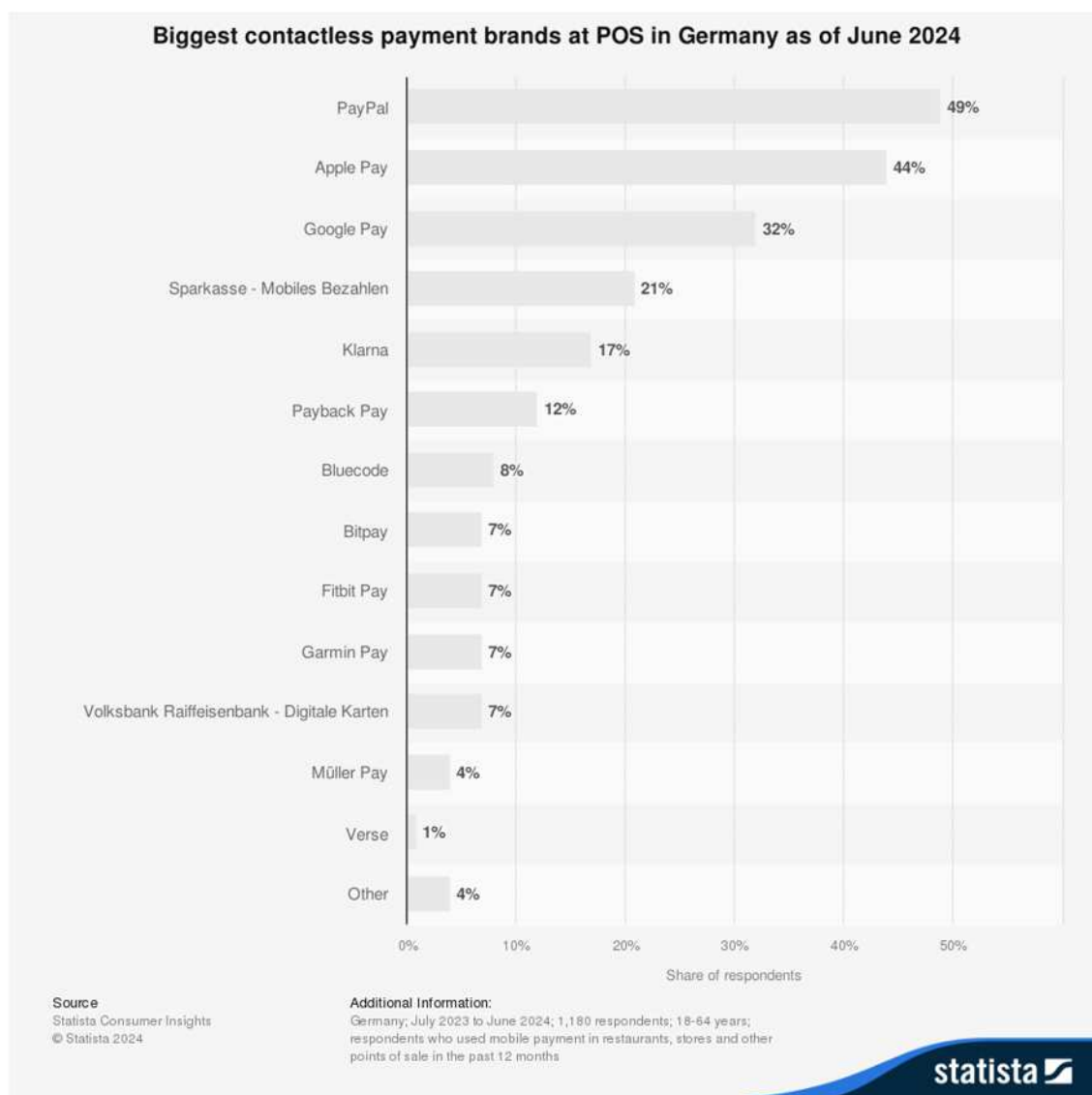
	2017	2019	2020	2021	2022	2023	2027
Debit card	25%	24%	36%	38%	39%	38%	33%
Cash	55%	50%	44%	40%	39%	36%	29%
E-wallet, Digital/mobile wallet	5%	5%	7%	4%	9%	13%	26%
Credit card (incl. "charge card" since 2021)*	1%	1%	2%	7%	8%	8%	7%
POS financing*	-	-	6%	-	2%	3%	3%
Prepaid card	-	-	2%	2%	3%	3%	2%
Buy Now, Pay Later (split off from "POS financing" in 2021)*	-	-	-	5%	-	-	-
Retailer/bank financing (split off from "POS financing" in 2021)*	-	-	-	3%	-	-	-
Charge card*	12%	11%	4%	-	-	-	-

（出所）Worldpay”Market share of cash, credit cards, and other payment methods at point of sale (POS) in Germany from 2017 to 2023, with a forecast for 2027”（分母：非公開、複数回答）²⁷⁰

ドイツ国内において、店舗決済時に過去 12 カ月間で利用したことのある非接触型決済（モバイル・オンライン等）ブランドについて、「利用経験がある」と最も多い回答が得られたサービスは「PayPal」であり、その割合（2024 年 6 月時点）は 49%であった。その他、利用経験が多いサービスとして、2 位以降には、Apple Pay、Google Pay、Sparkasse 等が続いている。

²⁷⁰ アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

図表 111 過去 12 カ月間に店舗内 (POS) 決済で利用した決済手段 (ドイツ)



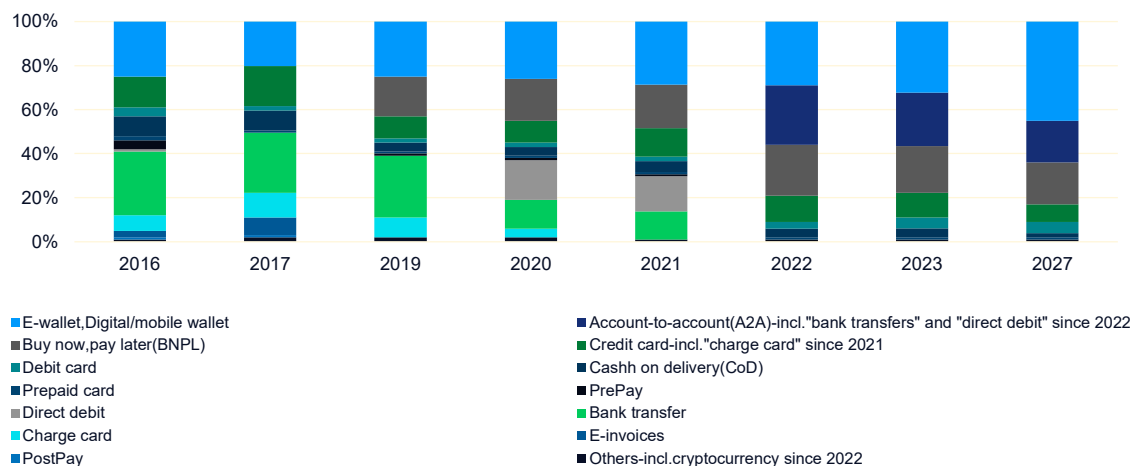
(出所) Statista ”Biggest contactless payment brands at POS in Germany as of June 2024”
(n=1,180、複数回答、2024 年 6 月時点)

③EC サイトへの決済

Worldpay「Global Payments Report」の調査によると、2023 年時点において、EC サイトでの決済金額に占める割合が最も高い決済手段は「E-wallet, Digital/mobile wallet」である。

利用割合が多いその他の決済手段として、銀行振込等、BNPL、クレジットカードが続いている。

図表 112 EC サイト決済時にドイツで利用される決済手段



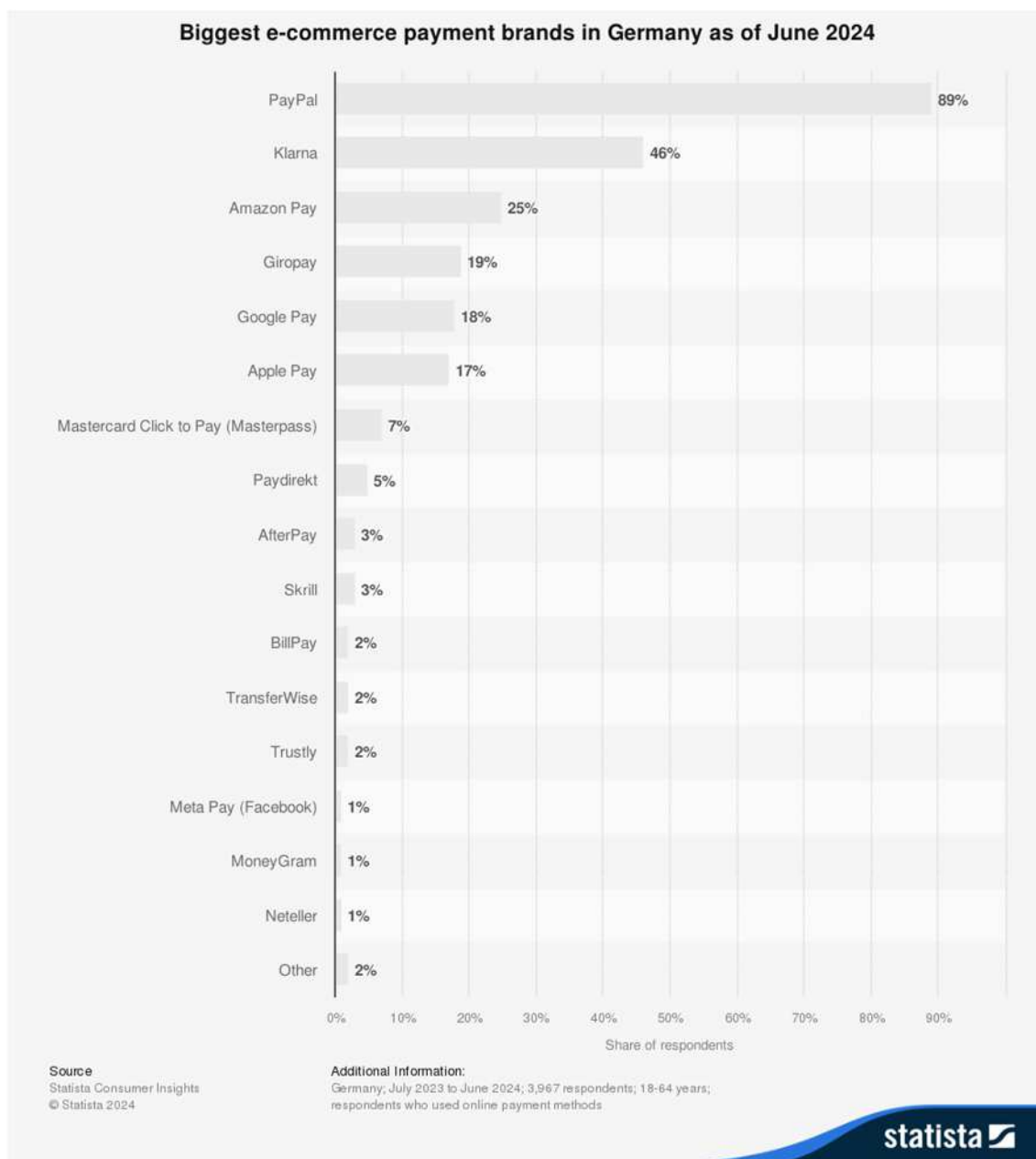
	2016	2017	2019	2020	2021	2022	2023	2027
E-wallet, Digital/mobile wallet	25%	20%	25%	26%	29%	29%	32%	45%
Account-to-account (A2A) - incl. "bank transfers" and "direct debit" since 2022**	-	-	-	-	-	27%	24%	19%
Buy now, pay later (BNPL)	-	-	18%	19%	20%	23%	21%	19%
Credit card - incl. "charge card" since 2021*	14%	18%	10%	10%	13%	12%	11%	8%
Debit card	4%	2%	2%	2%	2%	3%	5%	5%
Cash on delivery (CoD)	9%	9%	4%	4%	5%	4%	4%	2%
Prepaid card	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
PrePay	4%	-	1%	1%	1%	1%		
Direct debit**	1%	-	-	18%	16%	-		
Bank transfer**	29%	27%	28%	13%	13%	-		
Charge card*	7%	11%	9%	4%	-	-		
E-invoices	3%	8%	-	-	-	-		
PostPay	1%	1%	-	-	-	-		
Others - incl. cryptocurrency since 2022	1%	2%	2%	2%	1%	0%	1%	1%

(出所)Worldpay”Market share of cash, credit cards, and other payment methods during online shopping in Germany from 2016 to 2023, with a forecast for 2027” (分母:非公開、複数回答)²⁷¹

²⁷¹ アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

ドイツ国内において、2024 年 6 月時点で EC サイト決済時に最も利用経験のあるブランドは「PayPal」で、その利用は 89%であった。2 以降には、Klarna、Amazon Pay 等が続いている。

図表 113 過去 12 カ月間に EC サイトへの決済で利用した決済手段(ドイツ)



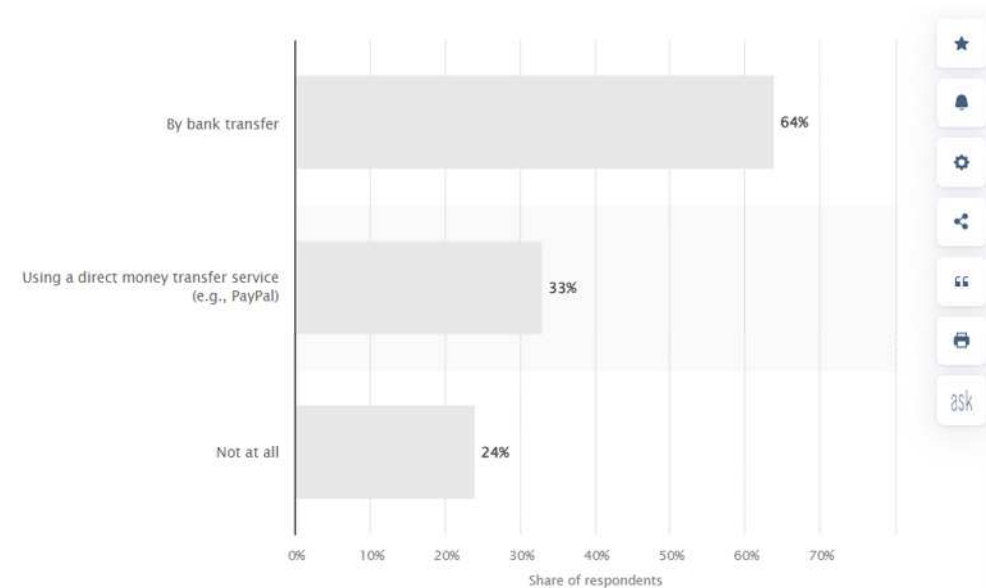
(出所) Statista”Biggest e-commerce payment brands in Germany as of June 2024”
(n=3,967、複数回答、2024 年 6 月時点)

2.4.5 フランス

①個人間送金

フランスの個人間送金について、過去 12 カ月間における手段別の経験率を比較すると、「銀行振込」が 64%、「直接送金サービス(PayPal 等のスマホ決済)」33%と、未だ銀行振込が一般的であることがうかがえる。

図表 114 過去 12 カ月間に個人間送金で利用した決済手段(フランス)



Details: France; January to December 2023; 2,025 respondents; 18-64 years

© Statista 2024

(出所) Statista ”Peer-to-peer payments in France as of December 2023”

(n=2,025、複数回答、2023 年 12 月時点、選択肢は「QR コード決済 (Using a direct money transfer service(e.g. PayPal))」、「銀行振込/口座振替(By bank transfer)」、「利用経験がない (Not at all)」の3択)

フランスにおける主要な個人間送金サービスとして挙げられる、PayPal、Wero (Paylib)、Sumeria (Lydia) についての調査結果を下記に記す。

PayPal は、全世界で約 4 億 2600 万人のアクティブユーザーがいる決済サービスである。決済サービスセグメントの世界市場シェアは、決済金額ベースで 40.52%を占めている。

Wero (Paylib) について、P2P 決済サービスである「Paylib」は 2025 年 3 月までにサービスを終了し、ユーザーやサービス内容を引き継いでデジタルウォレットサービスの「Wero」がフランスで提供開始される予定である。Wero は 2024 年 7 月から先行してドイツにてサービス提供が開始されている。2026 年中には、小売店における決済機能も提供予定である。

Lydia Solutions は、フランス発のスタートアップ企業である。2024 年 4 月には、決済サービス「Lydia」のユーザーやサービス内容を引き継いで、新たな決済アプリ「Sumeria」がリリースされ

た。「Sumeria」では、「Lydia」の預金機能や送金機能、デビットカードサービス、株式取引や暗号資産取引機能に加えて、貯蓄支援プログラム等の新機能を搭載している。

2024 年時点のフランス人口が約 6,800 万人であることを踏まえると、2024 年時点で 3,500 万人の利用者数を抱える Wero(Paylib)が多く利用されている状況と推察される。

図表 115 フランスにおける個人間送金サービス提供事業者の概要

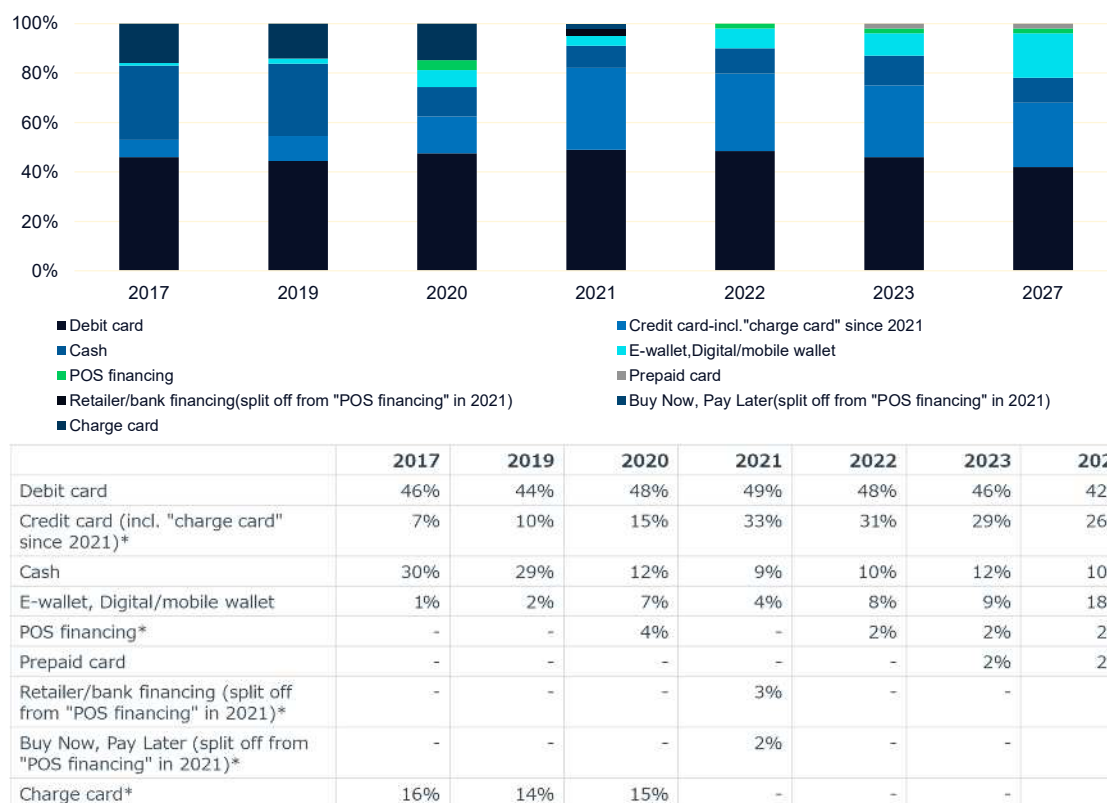
サービス名	PayPal	Wero(Paylib)	Sumeria(Lydia)
事業者名	PayPal (Europe) S.à r.l. et Cie, S.C.A.	European Payments Initiative	Lydia Solutions
送金対象	・個人間 ・小売店	・個人間 ・小売店 (Paylib は対応、 Wero は未対応)	・個人間 ・小売店
利用者数	約 4 億 2600 万人 (2024 年、フランス国外含む)	約 3,500 万人 (2024 年 9 月、 Paylib のアカウント数)	約 800 万人 (2024 年 5 月、 Lydia のアカウント数)
総決済額 (小売店決済含む)	約 1 兆 5,285 億 8,000 万 米ドル (2023 年度、フランス国外 決済含む)	非公表	非公表
総送金額 (個人間送金のみ)	非公表	非公表	非公表
総決済回数 (小売店決済含む)	約 249 億 8,100 万回 (2023 年度、仏国外決済 含む)	非公表	非公表
総送金回数 (個人間送金のみ)	非公表	非公表	非公表

(出所) 公表情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成

②店舗への決済

Worldpay の「Global Payments Report」によると、2023 年時点でフランス国内の店舗での決済金額に占める割合が最も高い決済手段は「デビットカード」である。

図表 116 店舗決済時にフランスで利用される決済手段

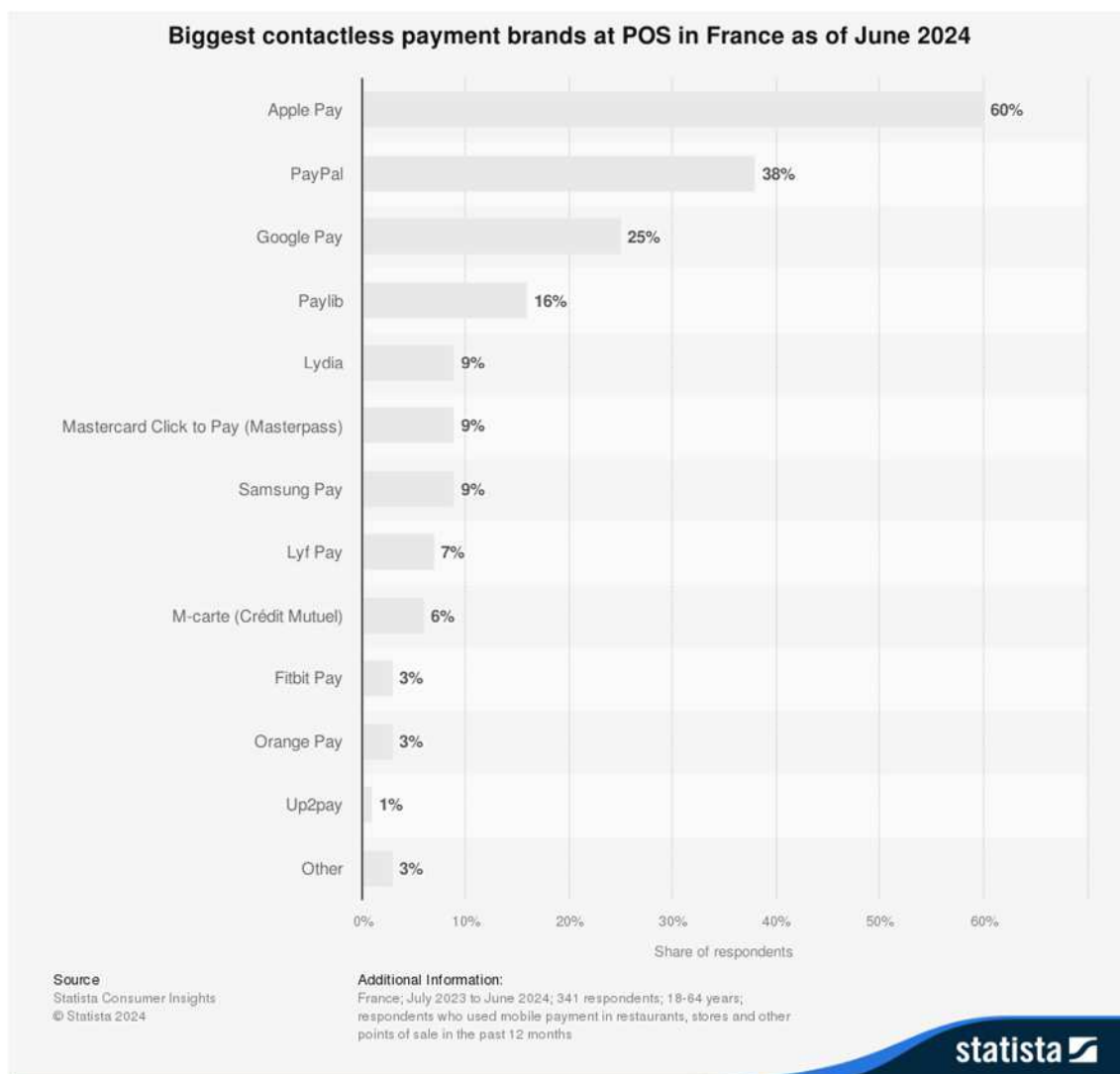


(出所)Worldpay”Market share of cash, credit cards, and other payment methods at point of sale (POS) in France from 2017 to 2023, with a forecast for 2027” (分母:非公開、複数回答)²⁷²

²⁷²アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

フランス国内において、過去 12 カ月間に店舗でモバイル決済手段を利用した経験に関する調査(2024 年 6 月)によると、「利用経験がある」と最も多い回答が得られたサービスは「Apple Pay」であり、その割合(2024 年 6 月時点)は 60%であった。その他、利用経験が多いサービスとして、2 位以降には、PayPal、Google Pay、Paylib 等が続いている。

図表 117 過去 12 カ月間に店舗内(POS)決済で利用した決済手段(フランス)



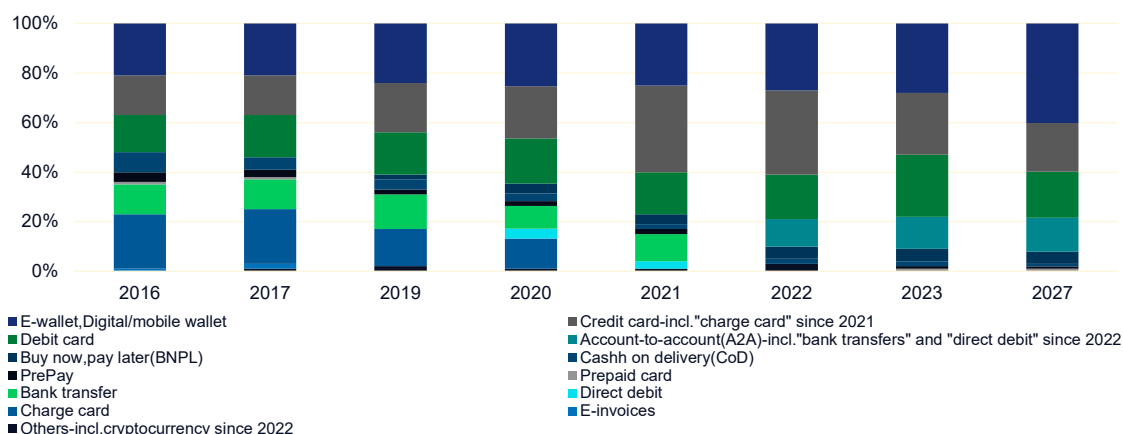
(出所) Statista”Biggest contactless payment brands at POS in France as of June 2024”
(n=341、複数回答、2024 年 6 月時点)

③EC サイトへの決済

Worldpay「Global Payments Report」の調査によると、2023 年時点において、EC サイトでの決済金額に占める割合が最も高い決済手段は「E-wallet, Digital/mobile wallet」である。

その他選好される決済手段については利用割合順に、クレジットカード、デビットカード、銀行振込等が並ぶ。利用割合が多いその他の決済手段として、デジタルウォレットのみならず、クレジットカードやデビットカードがそれぞれ同程度のシェアを持っている。

図表 118 EC サイト決済時にフランスで利用される決済手段



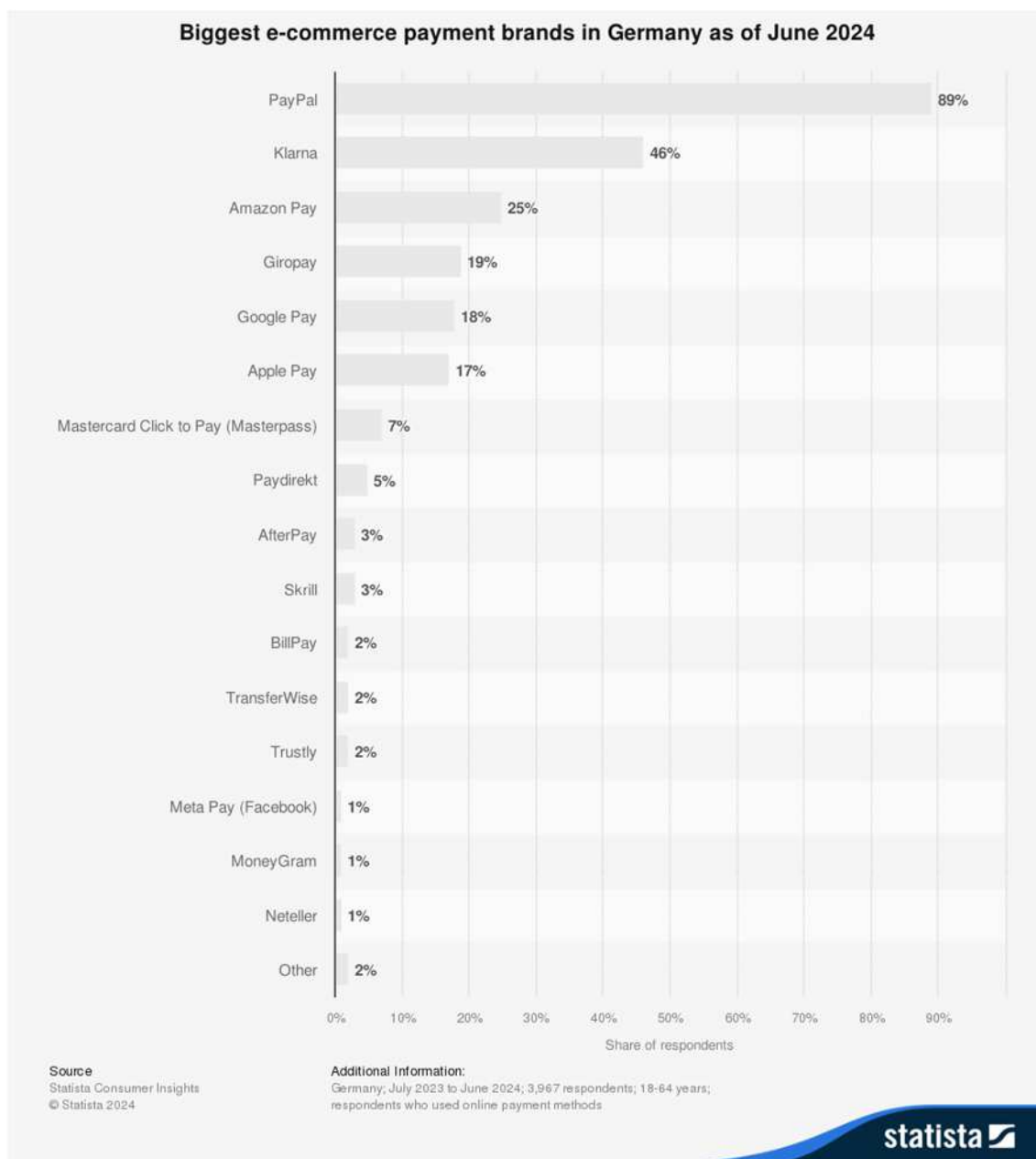
	2016	2017	2019	2020	2021	2022	2023	2027
E-wallet, Digital/mobile wallet	21%	21%	24%	25%	25%	27%	28%	41%
Credit card - incl. "charge card" since 2021*	16%	16%	20%	21%	35%	34%	25%	20%
Debit card	15%	17%	17%	18%	17%	18%	25%	19%
Account-to-account (A2A) - incl. "bank transfers" and "direct debit" since 2022**	-	-	-	-	-	11%	13%	14%
Buy now, pay later (BNPL)	-	-	2%	4%	4%	5%	5%	5%
Cash on delivery (CoD)	8%	5%	4%	3%	2%	2%	2%	1%
PrePay	4%	3%	2%	2%	2%	-	1%	1%
Prepaid card	1%	1%	-	-	-	-	1%	1%
Bank transfer**	12%	12%	14%	9%	11%	-	-	-
Direct debit**	-	-	-	4%	3%	-	-	-
Charge card*	22%	22%	15%	12%	-	-	-	-
E-invoices	1%	2%	-	-	-	-	-	-
Others - incl. cryptocurrency since 2022	-	1%	2%	1%	1%	3%	0%	0%

(出所)Worldpay”Market share of cash, credit cards, and other payment methods during online shopping in France from 2016 to 2023, with a forecast for 2027” (分母:非公開、複数回答)²⁷³

²⁷³アンケートの回答者数は公開されていないが、40 国の 48,000 人に対して実施された調査である。

フランスにて、2024 年 6 月時点で EC サイト決済時に最も利用経験のあるブランドは「PayPal」で、その割合は 86%であった。

図表 119 過去 12 カ月間に EC サイトへの決済で利用した決済手段(フランス)



(出所) Statista“Biggest e-commerce payment brands in Germany as of June 2024”
(n=3,967、複数回答、2024 年 6 月時点)

2.5 各種決済手段の選好と各種決済手段が抱える課題の分析

公知文献調査(2.2.2 決済総額全体に占める各種決済手段の普及・利用割合)や、ヒアリング調査²⁷⁴に基づき、①各国における決済環境の特徴や各種決済手段の選好と、②各種決済手段が抱える普及促進に向けた課題について整理した。

2.5.1 日本

①決済環境の特徴や各種決済手段の選好の差

■ 決済環境の特徴

日本の決済環境の特徴として、諸外国と比較して、キャッシュレス決済比率が低い(=現金の決済比率が高い)ことが挙げられる。

日本では、経済産業省等を中心に政府が主体となって、「2025 年までにキャッシュレス決済比率を 4 割程度に向上させる」との目標に向けて取組が推進されている。実際、キャッシュレス決済比率は 2018 年以降堅調に増加し、目標となる 4 割に近づいている状況であるものの、本調査の対象国の中では、ドイツに次いでキャッシュレス決済比率が低い状況である。

他方、現金以外の決済手段に着目すると、クレジットカードやデビットカード、QR コード決済、電子マネーの順に決済額が多い。なお、BNPL や暗号資産、ステーブルコインは、決済額としての統計データが乏しく、経済産業省が算出するキャッシュレス決済の対象に含まれていない。

■ 個人間送金における選好

個人間送金のシーンでは、銀行振込が QR コード決済よりも選好されている。なお、QR コード決済のうち、最も利用されている個人間送金サービスは、PayPay である。

■ 店舗での決済における選好

店舗での決済シーンでは、現金が最も選好されている。しかしながら、現金の利用割合は 2019 年以降、減少傾向にあり、クレジットカードやモバイルウォレット(スマートフォンを用いた非接触型決済、QR コード決済等)の利用割合が増加している。なお、現金以外の決済手段の内、店舗での決済で最も利用されているサービスは、PayPay である。

■ EC サイトでの決済における選好

EC サイトでの決済シーンでは、クレジットカードが最も選好されている。なお、クレジットカードに続き、モバイルウォレット(スマートフォンを用いた非接触型決済、QR コード決済等)や銀行振込が選好されている。

²⁷⁴ ヒアリング調査は、日本を除く、米国、英国、ドイツ、フランスの 4 か国に対して実施した。

②各種決済手段が抱える普及促進に向けた課題

日本のキャッシュレス決済比率をさらに向上させるためには、QR コード決済や電子マネー等の既存の決済手段や、BNPL や暗号資産、ステーブルコイン等の新興の決済手段への現金からの移行が鍵となる。これらの決済手段が普及するためには、各決済手段がネットワーク効果を得るまでの条件を整える必要があり、そのためには利用者と加盟店へのインセンティブ(利得)付与に加え、導入に向けてある程度の強制力を伴う公共政策が必要である²⁷⁵。例えば、欧州では、主にマネー・ローンダリングの防止や脱税防止等の目的の下、現金取引の上限が定められている²⁷⁶。本政策は高額な現金取引を制限するためのものであるものの、決済総額に占める現金の決済比率を低減させる効果は一定発揮されていると考えられる。

2.5.2 米国

①決済環境の特徴や各種決済手段の選好の差

■ 決済環境の特徴

米国の決済環境の特徴として、クレジットカードの決済比率が高いことに加え、小切手の文化が依然として残っていることが挙げられる。決済総額全体に占めるキャッシュレス決済比率は、本調査対象国の中では、英国に次いで高い。

クレジットカードの決済比率が高い理由として、ヒアリング調査では、クレジットカードのインフラ環境が従来から整備されていることに起因する「ネットワーク効果の高さ」や、クレジットカードの非接触型決済の普及による「決済プロセスの円滑さ」、マイレージ等の「利得性の高さ」が理由であることを裏付ける意見が得られた。

また、小切手の文化が依然として残っている理由として、ヒアリング調査では、小切手の持つ利便性²⁷⁷やコストの観点からメリットが大きいことを裏付ける意見が得られた。

他方、クレジットカード以外の決済手段に着目すると、デビットカード、電子マネー・スマホ決済の順で決済比率が大きい。

■ 個人間送金における選好

個人間送金のシーンでは、ドイツと同様に、銀行振込と QR コード決済(スマホ決済)とがほぼ同程度選好されている状況である(銀行振込:44%、QR コード決済(スマホ決済):49%)。日本や英国、フランスでは銀行振込が明確に選好されている状況であるが、米国で諸外国よりも QR コード決済(スマホ決済)が選好されている理由として「手数料の安さ」と「決済プロセスの円滑さ」が該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

²⁷⁵ 民間決済事業者の経歴を持つ有識者へのヒアリング調査。なお、「CBDC の普及にはある程度の強制力を持つ政策が必要」との意見が得られたため、他の決済手段についても、それを普及させる際には有効な施策と考えられる。

²⁷⁶ 例えば、フランスの居住者の取引限度額は 1,000 ユーロとなっている。<https://www.europe-consommateurs.eu/en/shopping-internet/cash-payment-limitations.html>

²⁷⁷ 民間決済事業者の経歴を持つ有識者へのヒアリング調査では、「小切手は決済まで口座に資金を残すことができるため、資金を有効利用できる。また、支払先の会社名等の少ない情報だけで決済ができるため、決済のプロセスが容易である」との意見が得られた

■ 店舗での決済における選好

店舗での決済シーンでは、クレジットカードが最も選好され、次点にデビットカードが続いている。クレジットカードが選好されている理由として、「決済プロセスの円滑さ」とマイレージ等の「利得性の高さ」が該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

■ EC サイトでの決済における選好

EC サイトでの決済シーンでは、モバイルウォレット(スマートフォンを用いた非接触型決済、QR コード決済等)が最も選好されている。この理由として「決済プロセスの円滑さ」が該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

②各種決済手段が抱える普及促進に向けた課題

利用者が安心して利用するための「セキュリティ」と「プライバシー保護」、「利用者の獲得」が課題であることを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。また、マネー・ローンダリング等の対策や市場に競争性を持たせることも重要な課題との意見が得られた。

これらの課題に対して、利用者だけではなく加盟店に対する「決済手段の利便性向上」が有効であることを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

2.5.3 英国

①決済環境の特徴や各種決済手段の選好の差

■ 決済環境の特徴

英国の決済環境の特徴として、デビットカードの決済比率が高いことが挙げられる。決済総額全体に占めるキャッシュレス決済比率は、本調査対象国の中では最も高い。

デビットカードの決済比率が高い理由として、ヒアリング調査では、手数料の引下げ等によってデビットカードが使える「加盟店が増えたこと」が理由として該当することが確認できた。他方、デビットカード以外の決済手段に着目すると、クレジットカードが続いているが、若者世代は「クレジットカードに対する忌避感²⁷⁸が強い」という意見が得られたため、今後、決済比率は低下していく可能性が想定される。

■ 個人間送金における選好

個人間送金のシーンでは、日本やフランスと同様に、銀行振込が QR コード決済(スマホ決済)よりも選好されている状況である。英国で銀行振込が選好されている理由として「セキュリティの高さ」が該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

²⁷⁸ 民間決済事業者の経歴を持つ有識者へのヒアリング調査。なお、「英国などの欧州では、クレジットカードの残高等の借金に対する嫌悪が強い」との意見が得られた。

■ 店舗での決済における選好

店舗での決済シーンでは、デビットカードが最も選好され、次点にクレジットカードが続いている。デビットカードが選好されている理由として、「利便性の高さ」が該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

■ EC サイトでの決済における選好

EC サイトでの決済シーンでは、モバイルウォレット(スマートフォンを用いた非接触型決済、QR コード決済等)が最も選好されている。この理由として、「決済プロセスの円滑さ」が該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

②各種決済手段が抱える普及促進に向けた課題

利用者が安心して利用するための「プライバシー保護」や加盟店獲得による「ネットワーク効果の発揮」が課題であることを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

これらの課題に対して、「加盟店への付加価値の提供」が有効であることを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

2.5.4 ドイツ

①決済環境の特徴や各種決済手段の選好の差

■ 決済環境の特徴

ドイツの決済環境の特徴として、日本よりも、キャッシュレス決済比率が低い(=現金の決済比率が高い)ことが挙げられる。決済総額全体に占めるキャッシュレス決済比率は、年々増加傾向にあるものの、依然として日本よりも低く、現金・銀行振込/口座振替の決済比率が最も高い状況である。現金の需要が高い理由として、ヒアリング調査では、利用者のプライバシー保護(データ活用を含む)や、詐欺等の不正利用への対策²⁷⁹の観点からメリットが大きいことを裏付ける意見が得られた。また、キャッシュレス決済比率が年々増加している理由として、ヒアリング調査では、人々の意識の変化(キャッシュレス決済の利便性に対する意識の向上)が起きていることを裏付ける意見が得られた。

他方、現金以外の決済手段に着目すると、デビットカード、クレジットカードの順で決済比率が大きい。なお、BNPL や暗号資産、ステーブルコインは、ヒアリング調査から「決済額としては他の決済手段と比べて少ない」との意見が得られており、決済総額に占める決済比率は小さいものと考えられる。

■ 個人間送金における選好

個人間送金のシーンでは、銀行振込と QR コード決済(スマホ決済)とがほぼ同程度選好さ

²⁷⁹ 現金以外のキャッシュレス決済には、カード番号等の決済に必要な情報の流出・悪用や、カード等の決済媒体の盗難、偽造等による不正利用のリスクが伴う。

れている状況である(銀行振込:51%、QRコード決済(スマホ決済):48%)。日本や英国、フランスでは銀行振込が明確に選好されている状況であり、ドイツとは異なる状況である。ドイツで諸外国よりもQRコード決済(スマホ決済)が選好されている理由として「セキュリティの高さ」と「決済プロセスの円滑さ」が該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

■ 店舗での決済における選好

店舗での決済シーンでは、デビットカードが最も選好され、次点に現金が続いている。デビットカードが選好されている理由として、現金よりも「高額な決済が容易」であること、「利便性が高い」ことが該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

■ EC サイトでの決済における選好

EC サイトでの決済シーンでは、モバイルウォレット(スマートフォンを用いた非接触型決済、QRコード決済等)が最も選好されている。この理由として、「決済プロセスの円滑さ」が該当することを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

②各種決済手段が抱える普及促進に向けた課題

利用者が安心して利用するための「セキュリティ」と「プライバシー保護」、「利便性とセキュリティ等のバランス」と、「加盟店の導入の負担(手数料の高さ)」が課題であることを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。また、これらの課題に加え、ドイツでは「PayPal の影響力の高まり²⁸⁰」を課題と感じる銀行等の事業者がいるとの意見がヒアリング調査で得られた。

これらの課題に対して、「決済機能に留まらないサービス全体の UI/UX の改善(セキュリティ面を含む)」や「加盟店への手数料の引き下げ」が有効であることを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

²⁸⁰ 民間決済事業者の経歴を持つ有識者へのヒアリング調査。なお、「デジタルウォレットとして様々な決済手段を登録・管理できる PayPal に顧客を奪われる危険性(PayPal が自身の利益の最大化につながる決済手段を利用者に進めるリスク等)がある」との意見が得られた。

2.5.5 フランス

①決済環境の特徴や各種決済手段の選好の差

■ 決済環境の特徴

フランスの決済環境の特徴として、デビットカードの決済比率が英国に次いで高く、また、決済総額全体に占めるキャッシュレス決済比率は、年々増加傾向にあるものの、米国と英国よりもキャッシュレス決済比率が低い(＝現金の決済比率が高い)ことが挙げられる。

ドイツほどではないものの欧州の中では現金が選好されている理由として、ヒアリング調査を通じて、ドイツと共通して「プライバシーの保護への意識の高さ」と、「決済の即時性」、「使用金額の分かりやすさ²⁸¹」を裏付ける意見が得られた。また、これらに加えフランス人の国民性として「現金以外の決済手段への興味が低い²⁸²」ことを示す意見が得られた。ドイツと同様に、キャッシュレス決済手段の普及促進に向けては、利用者のプライバシー保護の対策が課題と考えられる。

また、キャッシュレス決済比率が年々増加している理由として、ドイツと同様に、人々の意識の変化(キャッシュレス決済の利便性に対する意識の向上)が起きていることを裏付ける意見がヒアリング調査から得られた。

他方、現金以外の決済手段に着目すると、デビットカード、クレジットカードの順で決済比率が大きい。電子マネーやQRコード決済(スマホ決済)は0.1%となっている。なお、BNPLや暗号資産、ステーブルコインは、ヒアリング調査から「決済額としては他の決済手段と比べて少ない」との意見が得られており、決済総額に占める決済比率は小さいものと考えられる。

■ 個人間送金における選好

個人間送金のシーンでは、銀行振込がQRコード決済(スマホ決済)よりも選好されている状況である。この理由として、フランスにおけるQRコード決済(スマホ決済)の「ネットワーク効果の低さ」を裏付ける意見がヒアリング調査から得られた。

■ 店舗での決済における選好

店舗での決済シーンでは、デビットカードが最も選好され、次点に現金が続いている。米国や日本で選好されているクレジットカードよりもデビットカードが選好されている理由をヒアリング調査したところ、「クレジットカードに対する忌避感²⁸³が強い」という意見が得られた。このクレジットカードへの忌避感や、他の決済手段に対する興味が低いという国民性から、銀行口座の開設時に発行できるデビットカードが選好されていると考えられる。

²⁸¹ 民間決済事業者の経歴を持つ有識者へのヒアリング調査。なお、「現金を使うことによって、物理的に出費を確認することができる」とともに、次の給料日までにはいくら使うべきか等の予算を立てやすくなる」との意見が得られた。

²⁸² 民間決済事業者の経歴を持つ有識者へのヒアリング調査。なお、「フランスでは、デジタル・バンキングの普及が、米国など他の国より5～10年遅れており、フランス人は現金が決済手段として機能するならば、他の決済手段を使う必要性を感じていない人が多い」との意見が得られた。

²⁸³ 民間決済事業者の経歴を持つ有識者へのヒアリング調査。なお、「クレジットカードの残高に対する嫌悪が強い」との意見が得られた。

■ EC サイトでの決済における選好

EC サイトでの決済シーンでは、諸外国と同様に QR コード決済(スマホ決済)が最も選好されている。この理由をヒアリング調査したところ、クレジットカードやデビットカードを上回る「決済プロセスの円滑さ」と「セキュリティの高さ」が理由であることを裏付ける意見が得られた。

②各種決済手段が抱える普及促進に向けた課題

利用者が安心して利用するための「セキュリティ」と「プライバシー保護」²⁸⁴、「ネットワーク効果の発揮」が課題であることを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

これらの課題に対して、「利用者拡大のためのインセンティブの付与」や、「加盟店への手数料の引き下げ」、「不正利用への対策」が有効であることを裏付ける意見がヒアリング調査で得られた。

²⁸⁴ 民間決済事業者の経歴を持つ有識者へのヒアリング調査。なお、プライバシー保護に加え、「フランスでは、中央銀行と規制当局、銀行が一体となって、Google や Apple 等の Fintech 企業に対抗するために、金融サービスの提供やそれを通じたエコシステムを構築する等のナショナリズム的な取組みが行われてきている」との意見が得られた。

2.6 SNS 分析

2.6.1 日本

2.6.1.1 主要 SNS 上での各決済手段の言及状況

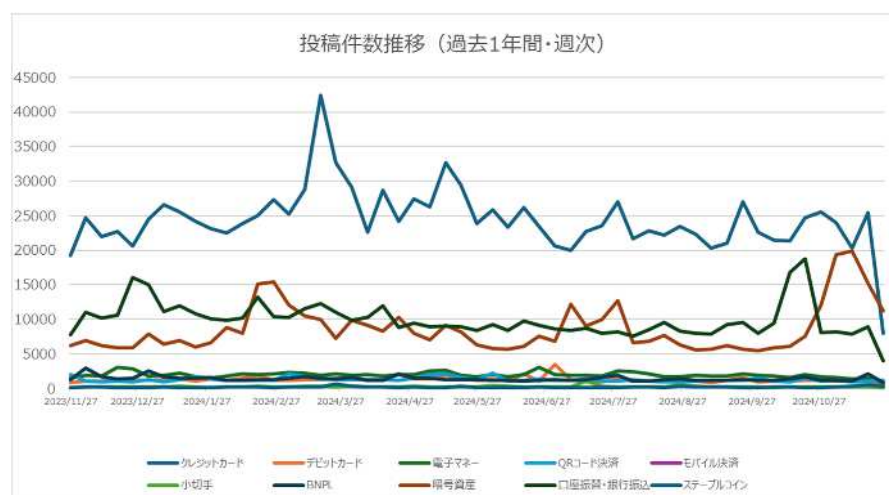
①過去 1 年間の各決済手段に関する投稿件数、及び件数の推移

日本国内において、各決済手段別についての投稿件数・投稿者数を抽出した²⁸⁵ (図表 120)。また、過去 1 年間の投稿件数について、週次での投稿件数の推移を記載している (図表 121、図表 122)。定常的に「暗号資産」に関する投稿が多いものの、2.6.1.2 で後述するワードクラウドでも言及する通り、決済手段としての「暗号資産」に言及した投稿は多くないことが想定される。

図表 120 検索対象決済手段ごとの X (旧 Twitter) 投稿件数²⁸⁶ (過去 1 年間)

決済手段名	投稿件数 (件)
クレジットカード	1,293,283 件
デビットカード	67,804 件
電子マネー	104,175 件
QR コード決済	68,008 件
小切手	13,796 件
Buy Now, Pay Later	74,399 件
暗号資産	457,086 件
口座振替・銀行振込	525,576 件
ステーブルコイン	10,721 件

図表 121 日本国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移 (週次)

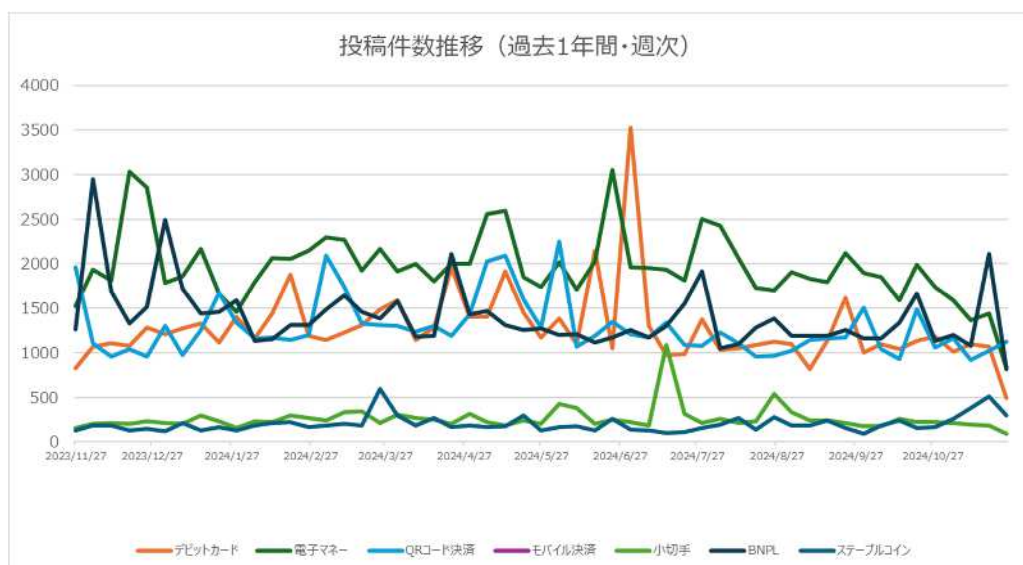


²⁸⁵ 検索対象とした条件・キーワード等詳細は本調査書 2.1.3 節に記載

²⁸⁶ SNS 分析ツールの機能制約上、対象投稿の検索を実施するごとに微量 (数件～数十件程度) の投稿の取りこぼしが発生する。そのため投稿件数は概算にて記載

図表 122 日本国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)

※縦軸 4,000 件以下を拡大したものである



② (参考) 過去 30 日間の民間決済サービスに関する投稿件数

前項の情報とは他に、本報告書 2.1.3.1 節の内容を基に、各決済手段で最も利用されている傾向にある民間決済サービスをピックアップし、直近 30 日間の投稿件数について記載している(図表 124)。

最も投稿件数が多かったのは QR コード決済(スマホ決済)として利用される傾向にある「PayPay」だった。それに次いで電子マネーとして利用される「交通系 IC カード」や国際カードブランドの1つである「JCB」が並んだ。

図表 123 検索対象としてピックアップした民間決済サービス

決済サービス名	カテゴリ
交通系 IC カード ²⁸⁷	「電子マネー」
PayPay(ペイペイ)	「QR コード決済(スマホ決済)」
三菱 UFJ 銀行	「銀行振込/口座振替」 「デビットカード」
楽天カード	「クレジットカード」
JCB(ジェーシービー)	「デビットカード」「クレジットカード」 (カードブランド)
楽天ウォレット	「暗号資産」
JPYC	「ステーブルコイン」

²⁸⁷ 検索キーワードは「交通系 IC カード」という言葉ではなく各カードの呼称にて検索を実施した。検索対象としたのは全国で相互利用が可能な「Suica」「ICOCA」「PASMO」「Kitaca」「manaca」「TOICA」「PiTaPa」「はやかけん」「nimoca」「SUGOCA」の 10 種類

図表 124 検索対象決済サービスごとの X(旧 Twitter) 投稿件数²⁸⁸(過去 30 日間)

決済サービス名	カテゴリ
交通系 IC カード	28,410 件
PayPay(ペイペイ)	150,561 件
三菱 UFJ 銀行	5,006 件
楽天カード	4,792 件
JCB(ジェーシービー)	14,588 件
楽天ウォレット	212 件
JPYC	252 件

③分析結果からの考察

公知情報調査では日本におけるキャッシュレス決済手段のうち最も大きなシェア(金額)を占めているのは「クレジットカード」である。SNS 投稿数についても各決済手段のうち「クレジットカード」に関する投稿は多く、クレジットカードは日本国内において金額規模のみならず、利用件数の面でも一般的に利用されている決済手段といえる。また、1 年間を通してみると「口座振替・銀行振込」に関する投稿が約 107 万件と、クレジットカードの次に多く言及された決済手段となった。「口座振替・銀行振込」については何か日常の物品購買に利用されることは少ないが、口座振替では家賃や公共料金、クレジットカードの引き落としに利用されること、銀行振込に関しては給与入金や災害義援金の送金手段として利用されることがあり、多く言及されるに至った。

一方、数年で急速に普及した「QR コード決済」についての投稿数は「電子マネー」と比べ少ない。しかしながら、消費者が「QR コード決済」に言及する際には個別具体的なサービス名で言及するケースが相当数存在するものと考えられる。参考情報として、前項「過去 30 日間の民間決済サービスに関する投稿件数」にて記載した通り、「PayPay」に関する投稿は過去 30 日間で 150,561 件²⁸⁹確認することができた。「QR コード決済」以外の手段でも、最も利用されていると思われる決済サービスに限定して過去 30 日間における決済サービス名での関連投稿の件数を記載しているが、「QR コード決済」と同様、決済手段名ではなく個別サービス名やブランド名での投稿がなされるケースが存在することが確認できた。

本調査においては決済手段名を中心とした投稿内容の抽出・分析を実施しているが、仮に SNS 分析によって各決済手段における包括的かつ詳細な分析を実現しようとする場合は、決済手段ごとの個別サービスを対象とした投稿内容や投稿件数を分析・比較する必要があり、それら分析・比較を実現するための調査設計(分析投稿期間、分析対象サービス、分析利用

²⁸⁸ 直近 30 日間における投稿のうち、その期間中に実施されたキャンペーン、発生した特異事象等の一時的な投稿件数急増要因は可能な限り排除して件数を算出している

²⁸⁹ ハッシュタグ("#")ベースにて投稿数が多かったキャンペーンについては分析対象外としている。一方で、キャンペーンには短期間で終了したもの、関連投稿が多くなかったものもあり、分析対象とすべきトピック以外の投稿も少量含まれていることにご留意いただきたい

ツール、分析内容等)と、個別サービスごとに発生する可能性のある固有事情を考慮(キャンペーンや関連ニュース・事故等を起点とした投稿の取り扱い検討等)した個別サービスごとの分析を試行錯誤しながら進める必要がある。

2.6.1.2 各決済手段への評価・印象

①ワードクラウドによる分析

各決済手段への評価・印象を把握するため、決済手段と一緒に記載される内容の傾向を把握するため、各決済手段に言及された投稿内容から、ワードクラウド²⁹⁰を作成した。

ここでは、「クレジットカード」「デビットカード」「電子マネー」「QR コード決済」「BNPL」「暗号資産」「口座振替・銀行振込」「ステーブルコイン」に関するワードクラウドを掲載している。

以下、各決済手段のワードクラウドに関し、ワードクラウド作成時のインプットデータとなった投稿内容を踏まえて作成したコメントを付記する。

「クレジットカード」では、当月のカード請求額の決定通知を見てお金を使いすぎたことを心配する投稿として「引き落とし」「請求」といったワードを確認することができた。また、身に覚えのない請求に関して、「不正利用」や「被害」を含む投稿も一定数見られる(図表 125)。

図表 125 日本国内での「クレジットカード」関連投稿に関するワードクラウド(過去1年間)



「デビットカード」では、日常の取引にデビットカードを使用することに満足しているユーザーに関する投稿の他、不正利用の被害や懸念に関する投稿から「不正」等のワードが確認できる(図表 126)。

²⁹⁰ テキストデータ内の単語の出現頻度に応じてその単語のフォントの大きさを変えて視覚化したグラフ

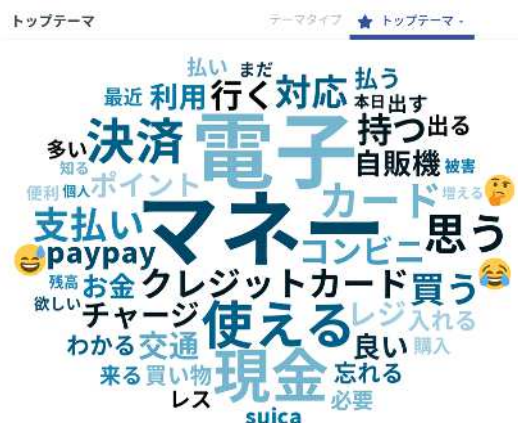
図表 126 日本国内での「デビットカード」関連投稿に関するワードクラウド(過去1年間)



「電子マネー」については、他の決済手段との利用場面や限度額等の比較に言及するものとして、「現金」や「クレジット」といったワードが確認することが出来た。さらに以下のような幅広いトピックに関する投稿、議論が行われている(図表 127)。

- コンビニや交通費等、日常の取引で利用する電子マネーの利便性の高さに関する投稿
- 詐欺や技術的問題によるサービス中断等、電子マネーへの過度な依存によって生じる潜在的なリスクを懸念する投稿
- デジタルと物理的な支払い方法のバランスを確保するために、電子マネーと現金を併用すべきだと主張する投稿
- 現在の電子マネーによる従来通貨の代替可能性等に関する議論
- 電子マネーの利点と限界に関する高齢者の理解不足に不満を表明する投稿

図表 127 日本国内での「電子マネー」関連投稿に関するワードクラウド(過去1年間)



「QR コード決済」に関しては、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 128)。

- 「PayPay」等の個別サービスにも言及しつつ、QR コード決済の利便性や、「コンビニ」等での利用経験、さらには普及拡大を見込む内容の投稿
- 「現金」及び「クレジットカード」取引と比較した際の、処理の効率性やコスト優位性等事業者が PayPay を導入するメリットに関する投稿
- システム障害により、QR コード決済の利用に支障が生じたことに関する投稿
- スマートフォンのバッテリー切れや現金不足のため支払いができなかった経験や、取引中の遅延やエラー発生等、QR コード決済で発生した問題に関する投稿

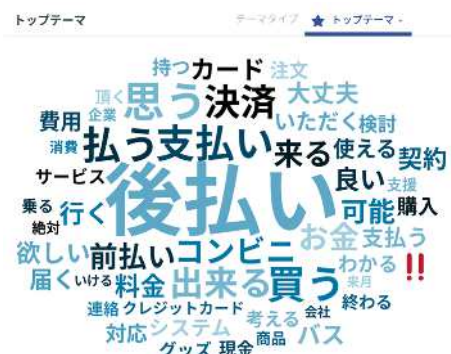
図表 128 日本国内での「QRコード決済」関連投稿に関するワードクラウド(過去1年間)



「BNPL」に関しては、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 129)。

- 「後払い」を好むユーザー以外に、トラブルを避けるために早期支払いや「前払い」を優先するユーザーも存在する内容の投稿
- 消費者の権利として、製品またはサービスに満足できない場合の払い戻しやキャンセル要求に関する投稿
- 支払いのセキュリティ対策として、オンライン取引時の安全な支払いプロセスの確保と個人情報保護の重要性に関する投稿

図表 129 日本国内での「Buy Now, Pay Later」関連投稿に関するワードクラウド
(過去 1 年間)



「暗号資産」に関しては、その取引価格の変動を受け、取引価格下落に際して早期の回復可能性を指摘し長期保有を勧める内容の投稿や、従来の金融商品に比べて高い収益可能性があることに関する投稿、「ビットコイン」の将来価格予測やその予測に関する意見についての投稿の他、暗号通貨取引に対する監視と規制強化の可能性に関する議論が行われている(図表 130)。

図表 130 日本国内での「暗号資産」関連投稿に関するワードクラウド(過去 1 年間)



「口座振替・銀行振込」に関しては、オンライン詐欺やねずみ講等被害に遭い多額の金銭的損害を受けたことに関する投稿や、それら投稿を受けて、一方的な資金要求に留意する等オンライン送金時の留意事項に関する投稿、税金支払いに関連した振込に関する投稿を確認することができた(図表 131)。

図表 131 日本国内での「口座振替・銀行振込」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間)



「ステーブルコイン」に関しては、ビットコイン等の暗号資産と比較して、より安定した価値の保存と交換が可能であることや、世界金融システムの安定と法定通貨を利用した既存の金融システムへの依存軽減や、金融包摂の拡大に寄与すること、導入・普及によって従来の通貨の優位性が損なわれ「米ドル」のような伝統的な準備通貨からの移行につながる可能性に言及した投稿があった(図表 132)。

図表 132 日本国内での「ステーブルコイン」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間)



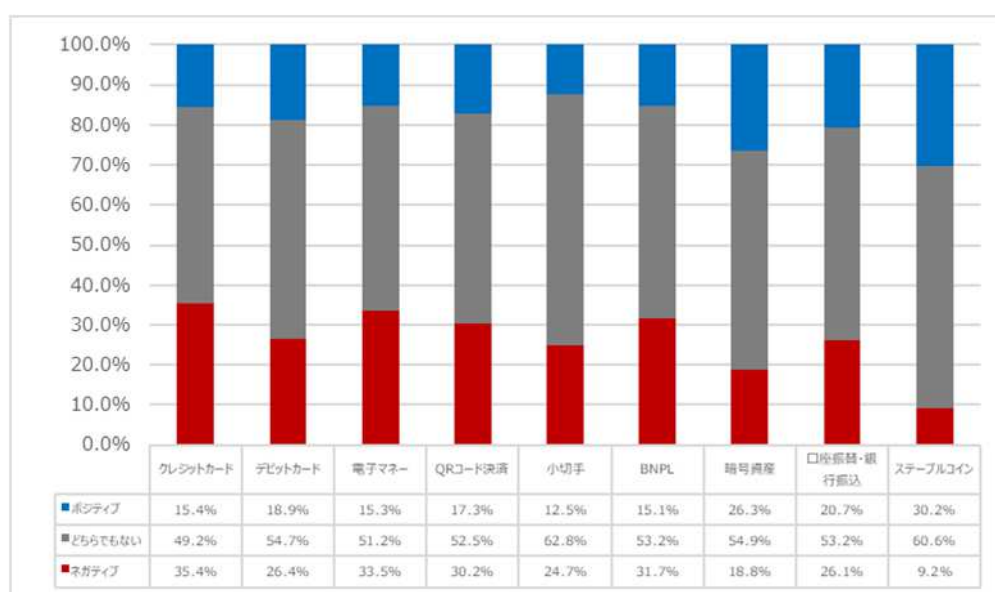
②センチメント（ポジティブ・ネガティブ）分析

各決済手段に対し、消費者が好意的か否定的か、SNS への投稿内容を基にセンチメント分析を実施した。投稿内容のポジティブ・ネガティブの判断は、Talkwalker が独自のアルゴリズム

ムを基に、投稿内容に記載されているワード・文脈を AI により判断している²⁹¹。

センチメント分析の結果、決済手段として一般的ではない「暗号資産」や「ステーブルコイン」等以外でポジティブな投稿内容の割合が高いのは「口座振替・銀行振込」(20.7%)となっている。一方、「クレジットカード」についてはネガティブ要素を含む投稿の割合が高い(35.4%)結果となった(図表 133)。

図表 133 日本国内における各決済手段への印象
(ポジティブ・ネガティブの別に記載)



「クレジットカード」において、ネガティブ投稿に登場する単語として「詐欺」「被害」といった不正利用に関するものが確認できる(図表 134)。「不正」という単語に関連した投稿例として、「クレジットカード」の不正利用被害の実態件として、不正利用に気づいたきっかけやその手口の詳細の他、生成 AI の利用によって、より精巧なフィッシングサイトが容易に作成できるようになっていることへの懸念等が投稿されているのが確認できている。

²⁹¹ 自動判断による分析結果は、完全な正確性が担保されたものではないことに留意

センチメント主要推進要因

テーマタイプ ★ トップテーマ・



ニュートラル

ポジティブ

一方で、「暗号資産」については、ワードクラウドのインプットデータとなっている元ツイートの内容を確認すると、取引価格の変動を受けた投資性資産としての議論が主であり、「ステーブルコイン」に関してはそれら「暗号資産」と対比した際のメリットや法定通貨を利用した既存の金融システムへの依存軽減等導入によってもたらされる将来的な効果に関する投稿がなされている傾向にある。

2.6.2 米国

2.6.2.1 主要 SNS 上での各決済手段の言及状況

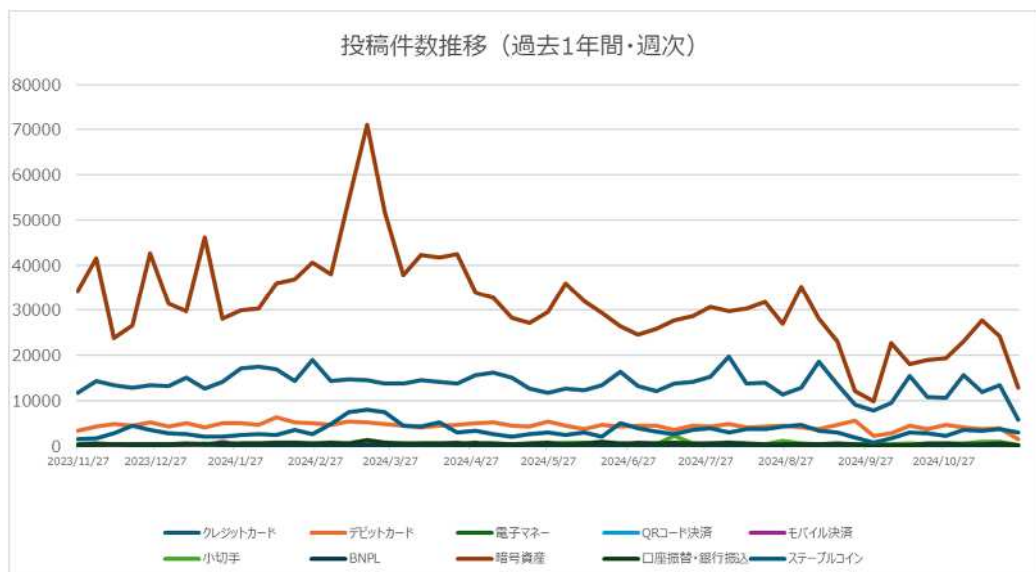
①過去 1 年間の各決済手段に関する投稿件数、及び件数の推移

米国国内において、各決済手段別についての投稿件数・投稿者数を抽出した²⁹²(図表 135)。また、過去 1 年間の投稿件数について、週次での投稿件数の推移を記載している(図表 136、図表 137)。日本同様、定常的に「暗号資産」に関する投稿が多いものの、投資性資産としての「暗号資産」に言及したものが多いことが想定される。一方で、「モバイル決済」については「クレジットカード」を超える件数の投稿がなされている点が特徴的である。

図表 135 検索対象決済手段ごとの X(旧 Twitter) 投稿件数・投稿者数(過去 1 年間)

決済手段名	投稿件数
クレジットカード	728,691 件
デビットカード	235,913 件
電子マネー	10,082 件
QR コード決済	689 件
モバイル決済	18,335 件
小切手	29,092 件
Buy Now, Pay Later	8,550 件
暗号資産	1,665,516 件
口座振替・銀行振込	29,329 件
ステーブルコイン	177,720 件

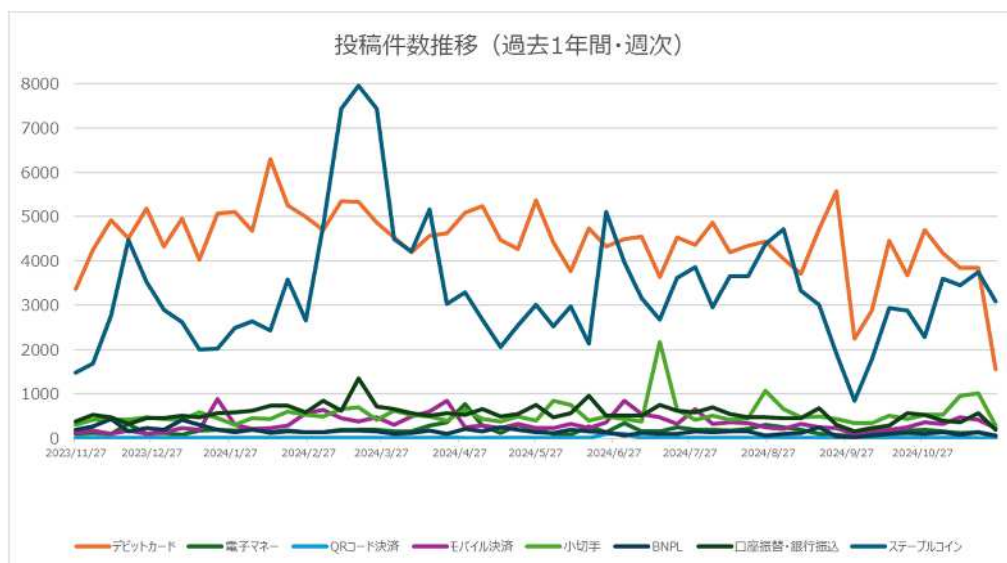
図表 136 米国国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)



²⁹² 検索対象とした条件・キーワード等詳細は本調査書 2.1.3 節に記載

図表 137 米国国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)

※縦軸 8000 件以下を拡大したもの



② (参考) 過去 30 日間の民間決済サービスに関する投稿件数

前項の情報とは他に、本報告書 2.3.1.2 節の内容を基に、各決済手段で最も利用されている傾向にある民間決済サービスをピックアップし、直近 30 日間の投稿件数について記載している(図表 139)。

暗号資産取引で利用される「Binance」が他のサービスと比較して投稿件数が最も多く、国際カードブランドである「VISA」や BNPL 決済手段としてよく利用される「PayPal」が次いで投稿件数が多い傾向にあった。

図表 138 検索対象としてピックアップした民間決済サービス

決済サービス名	カテゴリ
PayPal	「電子マネー」 「BNPL」
Apple Pay	「QR コード決済 (スマホ決済)」
Bank of America	「銀行振込/口座振替」
Wells Fargo	「デビットカード」
JPMorgan Chase	「クレジットカード」
VISA	「デビットカード」「クレジットカード」 (カードブランド)
Coinbase	「暗号資産」 「ステーブルコイン」

図表 139 検索対象決済サービスごとの X(旧 Twitter)投稿件数 (過去 30 日間)

決済サービス名	投稿件数
PayPal	60,726 件
Apple Pay	9,926 件
Bank of America	18,843 件
Wells Fargo	3,611 件
JPMorgan Chase	909 件
VISA	102,481 件
Coinbase	179,048 件

③分析結果からの考察

公知情報調査等で示した通り、米国におけるキャッシュレス決済手段のうち最も大きなシェア(金額)を占めているのは「クレジットカード」である一方、投稿数については「モバイル決済」に関するものが多い。例えば一般的なモバイル決済である Apple Pay 等は、実質的には「クレジットカード」や「デビットカード」の利用とも言え、米国における「クレジットカード」の利用スタイル・媒体の変化が投稿されたツイート件数に表れているものと想定される。

また、米国では「電子マネー」「QR コード決済」という呼称よりも、「モバイル決済 (Mobile Payment, Digital Wallet)」という呼称の方が一般的であることが投稿件数からうかがえる。モバイル決済手段を代表するサービスである「PayPal(ペイパル)」に関して、個別に投稿数を調査したところ、過去 1 年間では 614,973 件と「クレジットカード」と同等の件数の投稿がなされていることが確認できた。

2.6.2.2 各決済手段への評価・印象

①ワードクラウドによる分析

各決済手段への評価・印象を把握するため、決済手段と一緒に記載される内容の傾向を把握するため、各決済手段に言及された投稿内容から、ワードクラウド²⁹³を作成した。米国においては、日本で分析対象とした決済手段に加え、「モバイル決済」「小切手」を対象としたワードクラウドも作成している。

以下、各決済手段のワードクラウドに関し、ワードクラウド作成時のインプットデータとなった投稿内容を踏まえて作成したコメントを付記する。

「クレジットカード」については、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 140)。

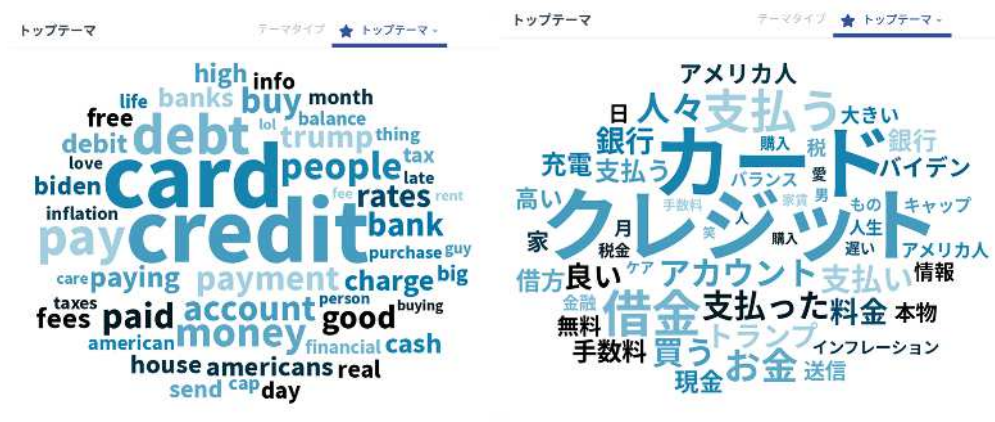
- 米国のクレジットカード利用者について、年々金利負担が高まっていることを受け、クレジットカードの延滞利払い(日本での「リボ払い」等に該当)金利の引き下げの

²⁹³ テキストデータ内の単語の出現頻度に応じてその単語のフォントの大きさを変えて視覚化したグラフ

議論が行われている中で「biden」や「trump」といった個人政治家に言及する投稿

- 医療費や予期せぬ出費等、クレジットカードの「debt(借金)」に関する経験を語る投稿
- 高金利、当座貸越手数料、債権回収業者等、経済的な困難についての投稿や、経済的困難に直面して助けを求めた個人的な体験談に関する投稿
- クレジットカード詐欺や個人情報の窃取等の詐欺被害に関する投稿や、詐欺被害防止に向けた定期的なアカウント確認等のアドバイスに関する投稿

図表 140 米国国内での「クレジットカード」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



米国では「電子マネー(E-money)」という言葉は暗号資産の意味合いが強く、決済手段として利用されている旨の発言は少なかった。SCLP や EMYC といった、新興のトークン(既存のブロックチェーン技術を利用して新たに発行された暗号資産)についての言及が多く見られた。

図表 141 米国国内での「電子マネー」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



米国国内での「デビットカード」に関連する SNS の投稿には、「debit alert (デビット利用時の通知)」や、比較もしくは並列した決済手段としての「credit」という関連ワードが多く見られた。また、「食べ物」「国境」等、2024 年 3 月からニューヨーク市が実施していた移民家族支援向けのプリペイドデビットカードプログラムに関連する批判的投稿も確認できた(図表 142)。

図表 142 米国国内での「デビットカード」関連投稿に関するワードクラウド
(過去 1 年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「QR コード決済」に関しては、確認できた投稿件数が 1,000 件未満 (689) であり、ワードクラウドの記載内容がノイズとなる投稿の影響を大きく受けている可能性がある。そのためワードクラウドの記載自体を省略している。

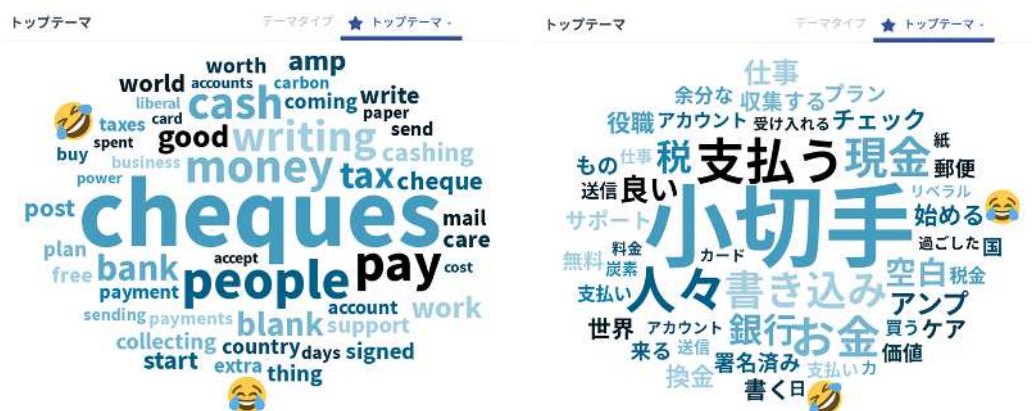
米国国内での「モバイル決済」に関連する SNS の投稿には、モバイルウォレットや暗号通貨・ブロックチェーン取引に関する議論の中で言及されている投稿が多く見られた(図表 143)。

図表 143 米国国内での「モバイル決済」関連投稿に関するワードクラウド
(過去 1 年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「小切手」に関しては、米国における有名人と、少額の「小切手」しか受け取れない他の人々との間の富の格差に言及した投稿の他、銀行による裏書された「小切手」を受付拒否等、「小切手」の換金が困難である問題等に言及した投稿等が確認できた(図表 144)。

図表 144 米国国内での「小切手」関連投稿に関するワードクラウド
(過去 1 年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「BNPL」に関しては、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 145)。

- 決済方式の有効性、潜在的なリスク、社会信用スコアとの比較等についての議論として、「BNPL」のスキームは経済的依存等の悪影響につながる可能性があるとする主張や、家計の柔軟性確保のための便利なツールとして擁護する投稿
- 「BNPL」のスキームの長所と短所、及びそれらが消費者の財務状況に及ぼす潜在的な影響に関する投稿
- 「BNPL」で発生した延滞時の債権回収における規制や監督の欠如に対する懸念を表明する投稿

図表 145 米国国内での「Buy Now, Pay Later」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)

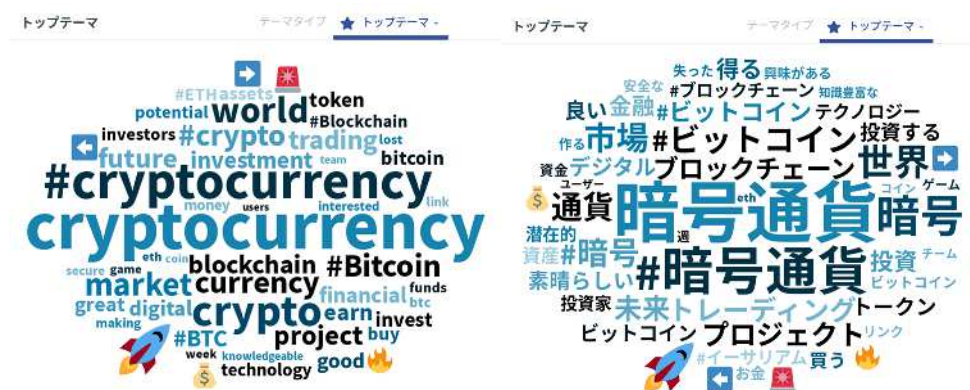


「暗号資産」に関しては、以下のような幅広いトピックに関する投稿や議論が行われている（図表 146）。

- 投資収益可能性、詐欺、法的問題等に関して特定の「暗号通貨」に対する懐疑的な見方を表明する内容の投稿

- 潜在的なポテンシャルがあると考える特定の暗号資産を推奨する内容の投稿
- 投資機会としての暗号通貨への関心の他、そのボラティリティや詐欺の可能性に対する懸念が高まっていることを示す投稿
- ミームコインやその他のニッチ通貨の台頭により、暗号通貨分野における新たな可能性を示す機会が生まれたことを示す投稿
- 規制当局等による監視が強化に関する議論
- 現在のブロックチェーンテクノロジーの課題であるスケーラビリティと相互運用性の問題が改善される期待を示す投稿

図表 146 米国国内での「暗号資産」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「口座振替・銀行振込」に関しては、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 147)。

- 銀行振込、PayPal、暗号通貨等のデジタル決済方法を取引に使用する利便性に関する投稿
- オンラインショッピングや電子商取引プラットフォーム上での商品購入に付随した「口座振替・銀行振込」に関する投稿
- 支払い処理、詐欺防止、顧客サポート等の問題を含む、オンライン取引に関連する個人的な経験に関する投稿

図表 147 米国国内での「口座振替・銀行振込」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「ステーブルコイン」に関しては、特に「リップル(XRP)社」によるステーブルコインの立ち上げと、それが金融業界に及ぼす可能性のある影響を中心に展開されている傾向がある(図表148)。

図表 148 米国国内での「ステーブルコイン」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



②センチメント（ポジティブ・ネガティブ）分析

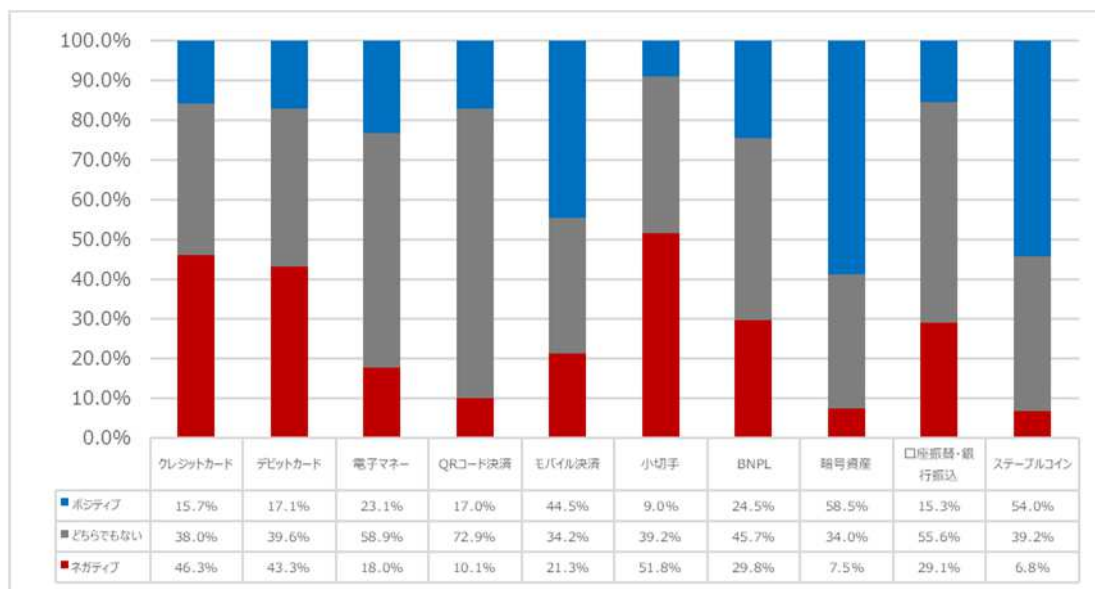
各決済手段に対し、消費者が好意的か否定的か、SNS への投稿内容を基にセンチメント分析を実施した。投稿内容のポジティブ・ネガティブの判断は、Talkwalker が独自のアルゴリズムを基に、投稿内容に記載されているワード・文脈から AI が実施している²⁹⁴。

センチメント分析の結果、決済手段の中では「ステーブルコイン」「現金」「暗号資産」「BNPL」「モバイル決済」「QR コード決済」「電子マネー」「クレジットカード」がポジティブな内容を含む

²⁹⁴ 自動判断による分析結果は、完全な正確性が担保されたものではないことに留意

投稿の割合がネガティブ要素を含む投稿の割合を上回っており(図表 149)、決済手段の評価としては好意的と受け取ることができる。一方で「デビットカード」「小切手」に関してはネガティブ要素を含む投稿の割合が多い(図表 149)。

図表 149 米国国内における各決済手段への印象
(ポジティブ・ネガティブの別に記載)



「デビットカード」「小切手」についてのセンチメント別ワードクラウド(図表 150、図表 151)を確認したところ、デビットカードについては「不法移民」や「民主党」といった政策に絡む投稿が、「小切手」については「賄賂」や「詐欺」の他、「税金」等政治に関連する投稿が一部見られる状況にある。

図表 150 米国国内における「デビットカード」関連センチメント別ワードクラウド
 (上段:原文ママ 下段:日本語に翻訳後)(ネガティブ印象の強い要素①)



図表 151 米国国内における「小切手」関連センチメント別ワードクラウド
(上段:原文ママ 下段:日本語に翻訳後)(ネガティブ印象の強い要素②)



③分析結果からの考察

公知文献調査でも判明している通り、米国では他の欧米諸国と比較して「デビットカード」の普及は限定的である。センチメント分析からは、「デビットカード」に関連した「食べ物」「無料」「不法移民」等、ニューヨーク市における移民家族支援向けのプリペイドデビットカードプログラムに関連する投稿が多く、決済手段としての評価・印象といった投稿はあまり多くない結果であった。

また、他国と比較して「小切手」の利用が一般的である中で、最もネガティブ要素を含む投稿の割合が高いのも「小切手」となっている。「小切手」に関しては、米国における富裕層と貧困層の間の貧富の差を象徴的に表す文脈の中で言及されているケースも多かった。

2.6.3 英国

2.6.3.1 主要 SNS 上での各決済手段の言及状況

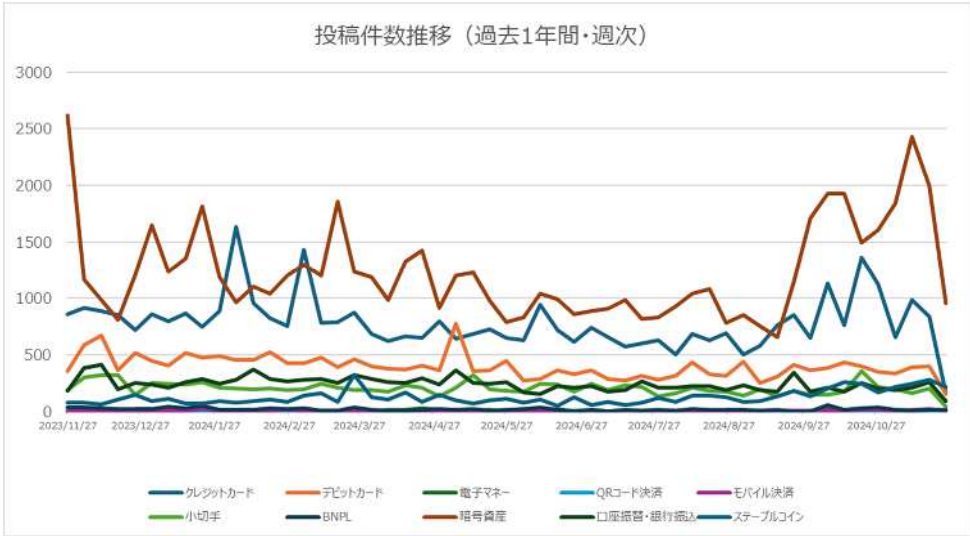
①過去1年間の各決済手段に関する投稿件数、及び件数の推移

英国国内において、各決済手段別についての投稿件数・投稿者数を抽出した²⁹⁵(図表 152)。また、過去1年間の投稿件数について、週次での投稿件数の推移を記載している(図表 153、図表 154)。定常的に「暗号資産」に関する投稿が多いものの、投資性資産としての「暗号資産」に言及したものが多くと想定される点は、日本、米国と同様である。

図表 152 検索対象決済手段ごとの X(旧 Twitter) 投稿件数・投稿者数(過去1年間)

決済手段名	投稿件数
クレジットカード	41,565 件
デビットカード	21,127 件
電子マネー	380 件
QRコード決済	100 件
モバイル決済	305 件
小切手	10,895 件
Buy Now, Pay Later	1,040 件
暗号資産	65,237 件
口座振替・銀行振込	12,852 件
ステーブルコイン	6,747 件

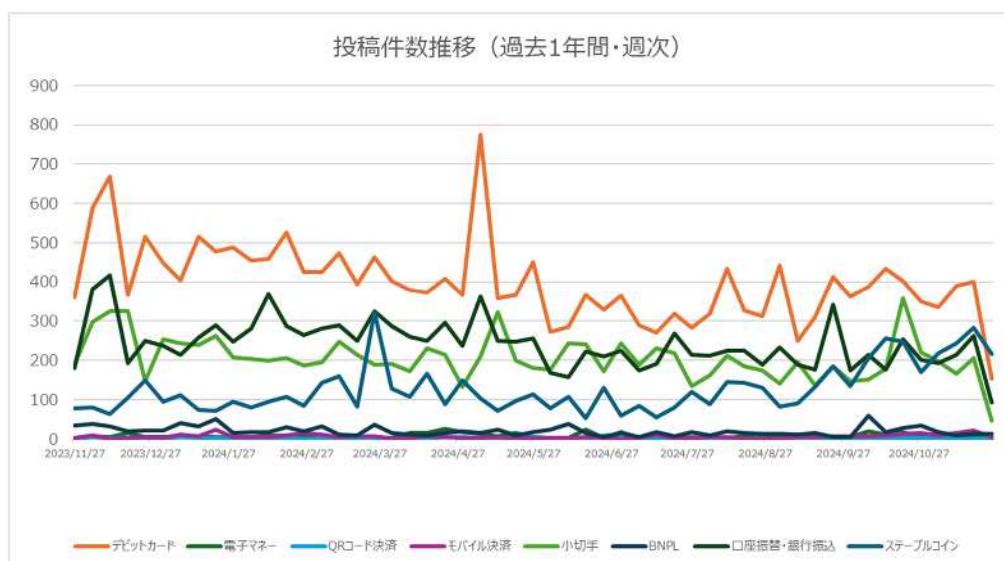
図表 153 英国国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)



²⁹⁵ 検索対象とした条件・キーワード等詳細は本調査書 2.1.3 節に記載

図表 154 英国国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)

※縦軸 900 件以下を拡大表示



② (参考) 過去 30 日間の民間決済サービスに関する投稿件数

前項の情報とは他に、本報告書 2.3.1.3 節の内容を基に、各決済手段で最も利用されている傾向にある民間決済サービスをピックアップし、直近 30 日間の投稿件数について記載している(図表 156)。

暗号資産取引で利用される「Binance」が他のサービスと比較して投稿件数が最も多く、国際カードブランドである「VISA」や BNPL 決済手段としてよく利用される「PayPal」が次いで投稿件数が多い傾向にあった。

図表 155 検索対象としてピックアップした民間決済サービス

決済サービス名	カテゴリ
PayPal	「電子マネー」 「BNPL」
Apple Pay	「QR コード決済(スマホ決済)」
Barclays	「銀行振込/口座振替」 「デビットカード」 「クレジットカード」
VISA	「デビットカード」「クレジットカード」 (カードブランド)
Binance	「暗号資産」 「ステーブルコイン」

図表 156 検索対象決済サービスごとの X(旧 Twitter)投稿件数 (過去 30 日間)

決済サービス名	投稿件数
PayPal	5,116 件
Apple Pay	433 件
Barclays	1,298 件
VISA	9,388 件
Binance	27,101 件

③分析結果からの考察

公知情報調査等で示した通り、英国キャッシュレス決済手段のうち最も大きなシェア(金額)を占めているのは「デビットカード」である。一方で、投稿数については「クレジットカード」に関する投稿が多いが、後述のワードクラウドによる分析にて言及している通り、純粋な決済手段としての「クレジットカード」に関する投稿件数はより少数であると見込まれる。

2.6.3.2 各決済手段への評価・印象

①ワードクラウドによる分析

各決済手段への評価・印象を把握するため、決済手段と一緒に記載される内容の傾向を把握するため、各決済手段に言及された投稿内容から、ワードクラウド²⁹⁶を作成した。英国においては、日本で分析対象とした決済手段に加え、「モバイル決済」「小切手」を対象としたワードクラウドも作成している。

一例として、「クレジットカード」に関するワードクラウドからは、英国労働党の財務大臣による議員クレジットカードの不正使用問題に絡み、「イギリス労働党」や大臣の個人名に関する単語が確認でき、純粋な決済手段としての投稿は限定的であることが想定される。

以下、各決済手段のワードクラウドに関し、ワードクラウド作成時のインプットデータとなった投稿内容を踏まえて作成したコメントを付記する²⁹⁷。

「クレジットカード」については、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 157)。

- 不正利用や詐欺被害経験に関する投稿
- 「クレジットカード」による「debt(借金)」の管理や清算に関する議論の他、債務に関する個人的な体験談や、債務管理・清算に苦労している人々へのアドバイスや批判等の投稿

²⁹⁶ テキストデータ内の単語の出現頻度に応じてその単語のフォントの大きさを変えて視覚化したグラフ

²⁹⁷ 「電子マネー」「QR コード決済」「モバイル決済」に関しては、確認できた投稿件数が 1,000 件未満であり、ワードクラウドの記載内容が一部の投稿に大きく左右されている可能性がある。ワードクラウドは「電子マネー」「QR コード決済」に関しては記載自体を省略し、ワードクラウドを記載した「モバイル決済」についても、ワードクラウドより読み取れる内容についてのコメントは付記していない。

めに「BNPL」を利用していることを示す内容の投稿

- 「BNPL」を利用することによる過剰支出リスクを念頭においた、消費者の抑制的な購買行動や毎月の余裕を持った支払いを促す内容の投稿
- 消費者保護を目的とした「BNPL」規制の強化を求める内容の投稿

図表 161 英国国内での「Buy Now, Pay Later」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「暗号資産」については、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表162)。

- 投資性資産としての暗号資産の価格高騰に対しポジティブな反応を示す投稿
- ビットコイン等の特定の暗号資産通貨における市場動向の将来予測についての議論
- 分散型金融の台頭と従来の金融システムとの統合に関する議論

図表 162 英国国内での「暗号資産」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「口座振替・銀行振込」については「Direct Debit (公共料金等の自動引き落とし)」に関する投稿の他、「PayPal」や「クレジットカード」といった他の決済手段と比較した「口座振替・銀行

「Direct Debit」については水道や電気等のエネルギー供給サービスに関して、請求額に誤りがある、適切に口座引き落としがなされなかった（口座引き落としが「キャンセル」された）という不満の声が多く見られた。「口座振替・銀行振込」の優位性については、クレジットカードとは異なり金利の負担が必要ないことや、不正利用の心配をする必要がないことが挙げられた。

[illegible]

図表 164 英国国内での「ステーブルコイン」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



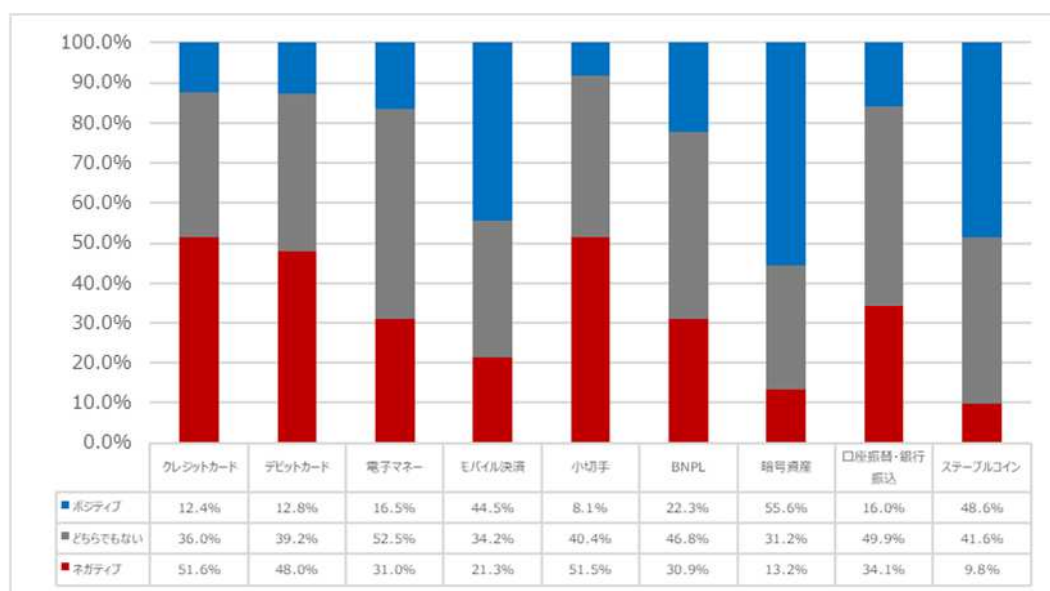
各決済手段に対し、消費者が好意的か否定的か、SNS への投稿内容を基にセンチメント分

析を実施した。投稿内容のポジティブ・ネガティブの判断は、Talkwalker が独自のアルゴリズムを基に、投稿内容に記載されているワード・文脈を AI により判断している²⁹⁸。

センチメント分析の結果(図表 165)、決済手段の中では「モバイル決済」「現金」「BNPL」「暗号資産」「ステーブルコイン」ではポジティブな内容を含む投稿の割合がネガティブ要素を含む投稿の割合を上回っている。一方で「クレジットカード」「デビットカード」「小切手」「口座振替・銀行振込」に関してはネガティブ要素を含む投稿の割合が多い。

図表 165 英国国内における各決済手段への印象
(ポジティブ・ネガティブの別に記載)

※「QRコード決済(スマホ決済)」は投稿少数のため記載を省略している



英国のキャッシュレス決済手段の中で高いシェアを占める「デビットカード」について、センチメント別ワードクラウド(図表 166)を確認したところ、「account」「direct」等の口座からの引落に関する不満等に関する単語を確認することができた。

²⁹⁸ 自動判断による分析結果は、完全な正確性が担保されたものではないことに留意

図表 166 英国国内における「デビットカード」関連センチメント別ワードクラウド
(ネガティブ印象の強い要素)(上段:原文ママ 下段:日本語に翻訳後)



③分析結果からの考察

公知文献調査でも判明している通り、英国ではキャッシュレス決済手段の中でも「デビットカード」のシェアが高い一方で、投稿件数については「クレジットカード」投稿件数が「デビットカード」のを上回っている。ただし、「クレジットカード」のネガティブな投稿の割合は6割近くと非常に高く、不正利用に関する投稿が多い「デビットカード」と比較してもセキュリティ面のリスクが強く意識されており、米国のように普及が進まない要因になっていることも考えられる。

また、「小切手」に関するネガティブな投稿の割合も高いが、これは政策に関する議論の中で、比喩的に「小切手」という単語が用いられていることに起因していることがうかがえる。「暗号通貨」「ステーブルコイン」については、日常の決済手段としての言及というより、その投資性資産としての側面や、技術的側面に関する投稿が多い傾向がある。

2.6.4 ドイツ

2.6.4.1 主要 SNS 上での各決済手段の言及状況

①過去1年間の各決済手段に関する投稿件数、及び件数の推移

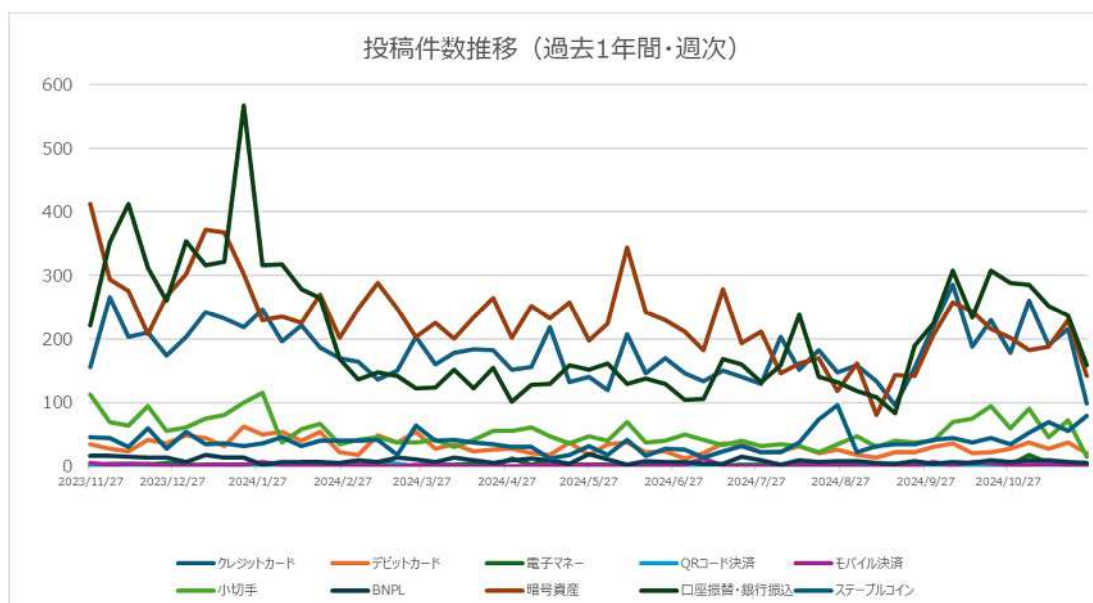
ドイツ国内において、各決済手段別についての投稿件数・投稿者数を抽出した²⁹⁹(図表 167)。また、過去1年間の投稿件数について、週次での投稿件数の推移を(図表 168、図表 169)記載している。ドイツにおいてはキャッシュレス決済比率の低さを反映してか「口座振替・銀行振込」に関する投稿件数が「クレジットカード」よりも多い点が特徴的である。また、定常的に「暗号資産」に関する投稿が突出して多いものの、直近の価格変動や今後の価格上昇の可能性等、投資性資産としての「暗号資産」に言及したものが多く、他国と同様の傾向である。

図表 167 検索対象決済手段ごとの X(旧 Twitter) 投稿件数・投稿者数(過去1年間)

決済手段名	投稿件数
クレジットカード	9,522 件
デビットカード	1,639 件
電子マネー	167 件
QR コード決済	23 件
モバイル決済	119 件
小切手	2,826 件
Buy Now, Pay Later	462 件
暗号資産	12,130 件
口座振替・銀行振込	10,925 件
ステーブルコイン	2,031 件

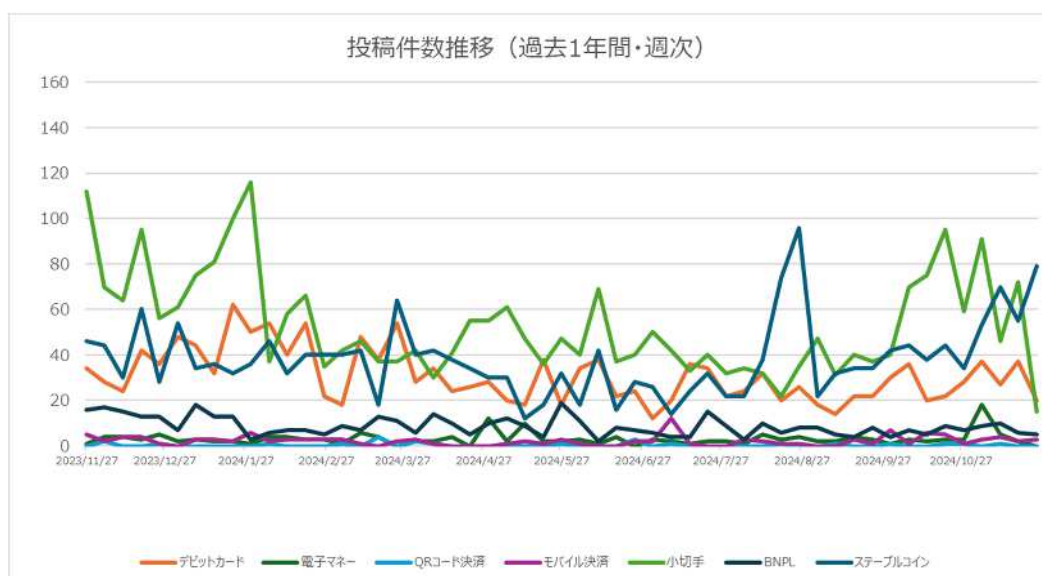
²⁹⁹ 検索対象とした条件・キーワード等詳細は本調査書 2.1.3 節に記載

図表 168 ドイツ国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)



図表 169 ドイツ国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)

※縦軸 160 件以下を拡大表示



② (参考) 過去 30 日間の民間決済サービスに関する投稿件数

前項の情報とは他に、本報告書 2.3.1.4 節の内容を基に、各決済手段で最も利用されている傾向にある民間決済サービスをピックアップし、直近 30 日間の投稿件数について記載している(図表 171)。

BNPL 決済手段としてよく利用される「PayPal」や暗号資産取引で利用される「Coinbase」が他のサービスと比較して投稿件数が多い傾向にあった。

図表 170 検索対象としてピックアップした民間決済サービス

決済サービス名	カテゴリ
PayPal	「電子マネー」 「QR コード決済 (スマホ決済)」 「BNPL」
Sparkasse	「銀行振込/口座振替」 「デビットカード」 「クレジットカード」
Girocard	「デビットカード」「クレジットカード」 (カードブランド)
Klarna	「BNPL」
Coinbase	「暗号資産」 「ステーブルコイン」

図表 171 検索対象決済サービスごとの X(旧 Twitter)投稿件数 (過去 30 日間)

決済サービス名	投稿件数
PayPal	3,992 件
Sparkasse	797 件
Girocard	27 件
Klarna	360 件
Coinbase	2,234 件

③分析結果からの考察

公知情報調査等で示した通り、ドイツのキャッシュレス決済手段のうち最も大きなシェア(金額)を占めているのは「デビットカード」である一方で、投稿数については「デビットカード」よりも「クレジットカード」に関するものの方が多い。一方で各決済手段の別では、X 上で最も多くの投稿を確認できたのは「銀行振込/口座振替」に関する投稿だった。「デビットカード」の性質である「カード利用時の即時引き落とし」という部分が、「銀行振込/口座振替」のワードクラウドに記載されている要素の一部となっている可能性がある。

「クレジットカード」に関する投稿内容については、利用時のリスクへの言及(後述のワードクラウド参照)や、現金が好まれることに関する投稿の、比較対象となるキャッシュレス決済手段の一例として「クレジットカード」が言及されているケースが存在した。このことから、「クレジットカード」もまた、「デビットカード」と同様に日常生活におけるキャッシュレス決済手段の1つとして、消費者から一定の認知を得ているということがうかがえる。

2.6.4.2 各決済手段への評価・印象

①ワードクラウドによる分析

各決済手段への評価・印象を把握するため、決済手段と一緒に記載される内容の傾向を把握するため、各決済手段に言及された投稿内容から、ワードクラウドを作成した。ドイツにおいては、日本で分析対象とした決済手段に加え、「モバイル決済」を対象としたワードクラウドを作成した。

以下、各決済手段のワードクラウドに関し、ワードクラウド作成時のインプットデータとなった投稿内容を踏まえて作成したコメントを付記する³⁰⁰。

「クレジットカード」については、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 172)。

- 「amazon」等オンライン購入における「クレジットカード」利用の利便性に言及する投稿がある一方で、セキュリティや使い過ぎのリスクに関して「借金」や「支払う」といった単語を含め言及している投稿
- クレジットカードの使用による特典やキャッシュバックについての投稿
- 過剰な支出や借金を避けるためのクレジットカード管理の重要性や、手数料に留意する必要性に関する投稿

図表 172 ドイツ国内での「クレジットカード」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



ドイツ国内での「デビットカード」に関連する SNS の投稿には、「debit alert (引き落とし通知)」や「girocard」という関連ワードが多く見られた(図表 173)。2.3.1.4 節の業界構造でも記載の通り、ドイツのカードブランドの中で最も大きなシェアを占めるのが「girocard」であり、VISA, Mastercard といった国際ブランドと比べて店舗側負担となる決済手数料が小さいことや、比較対象として言及されている「クレジットカード」よりも選好されていることについての投

³⁰⁰ 「電子マネー」「QRコード決済」「モバイル決済」「BNPL」に関しては投稿数が1000件未満であるため、「電子マネー」「QRコード決済」はワードクラウドの記載自体を省略し、「モバイル決済」「BNPL」についても記載したワードクラウドは参考情報としコメントは付記していない

稿があった。

図表 173 ドイツ国内での「デビットカード」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



図表 174 ドイツ国内での「モバイル決済」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「小切手」については、政府支出の透明性と説明責任の必要性や、現在の政治やメディアの状況に対する批判について、小切手や金銭的報酬を指す「Scheck」という単語を用いて言及している投稿があった(図表 175)。

図表 177 ドイツ国内での「暗号通貨」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



「口座振替・銀行振込」については、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 178)。

- 不正な口座引き落としの問題や、被害にあった際の消費者の権利についての投稿
- 従来の銀行システムをブロックチェーンベースのソリューション等の新しいテクノロジーに置き換える可能性についての議論
- 海外送金、脱税、政府の政策等、「お金」に関連する各種トピックについての議論

図表 178 ドイツ国内での「口座振替・銀行振込」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)

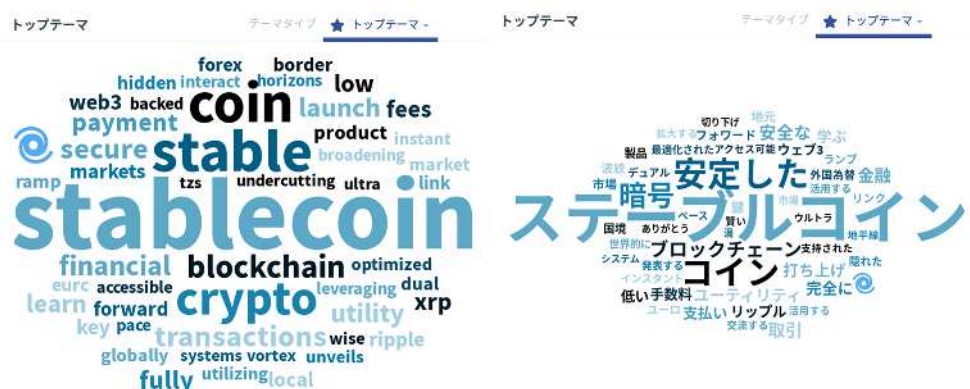


「ステーブルコイン」については、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 179)。

- 市場のボラティリティから資産価値を保全するための手段として、ステーブルコインの人気の高まっていることに関する投稿
- Ethereum や XRP Ledger 等のさまざまなブロックチェーン上でのステーブルコインや、プライバシー重視の独自の機能とユースケースを備えた ZEPH のような新しいステーブルコインの出現に関する投稿

- 既存の銀行システムが未発達な地域において、ステーブルコインが国境を越えた支払いや送金を促進する可能性に関する議論
- 違法行為防止と、消費者保護に向けた規制や監督の必要性に関する議論

図表 179 ドイツ国内での「ステーブルコイン」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



②センチメント（ポジティブ・ネガティブ）分析

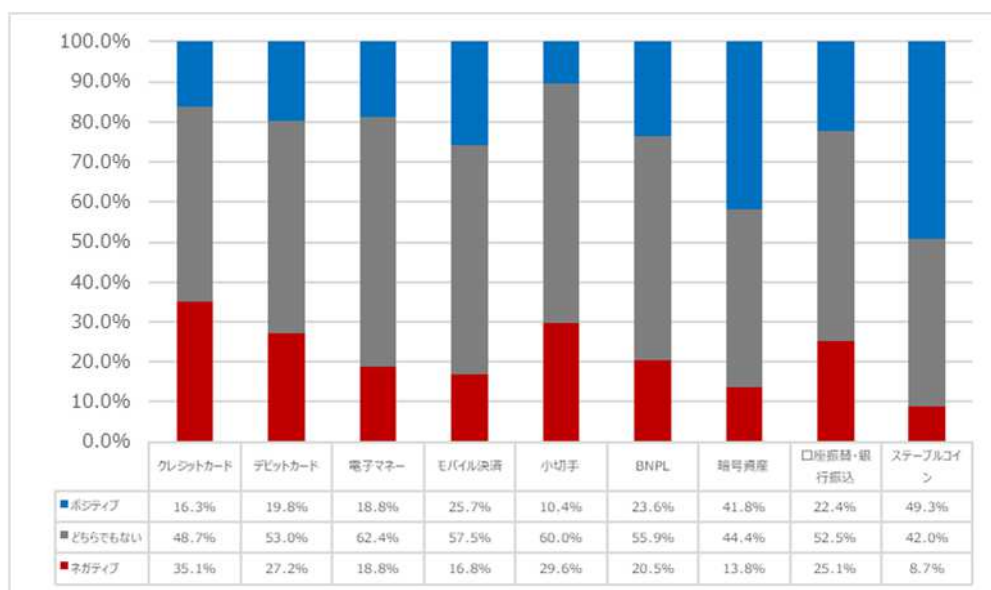
各決済手段に対し、消費者が好意的か否定的か、SNS への投稿内容を基にセンチメント分析を実施した。投稿内容のポジティブ・ネガティブの判断は、Talkwalker が独自のアルゴリズムを基に、投稿内容に記載されているワード・文脈を AI により判断している³⁰¹。

センチメント分析の結果、決済手段の中では「暗号資産」「ステーブルコイン」ではポジティブな内容を含む投稿の割合がネガティブ要素を含む投稿の割合を上回っている(図表 180)。一方で「クレジットカード」「デビットカード」に関してはネガティブ要素を含む投稿の割合が多い。特に「クレジットカード」については現金等の決済手段の比較した際のリスクに言及したネガティブ要素を含む投稿の割合が高い。「暗号資産」「ステーブルコイン」については、ポジティブな投稿の割合が大きい。投資性資産としてやブロックチェーン等の技術面での言及等が多いこと、また、ポジティブ・ネガティブの判断はあくまで SNS 分析ツールで利用する AI による自動判断によるものであることから他の決済手段と単純に比較できない点は留意が必要である。

³⁰¹ 自動判断による分析結果は、完全な正確性が担保されたものではないことに留意

図表 180 ドイツ国内における各決済手段への印象(ポジティブ・ネガティブの別に記載)

※「QRコード決済」に関する投稿数は少数のため省略



ドイツのキャッシュレス決済手段の中で高いシェアを占める「デビットカード」について、センチメント別ワードクラウド(図表 181)を作成した。「デビットカード」のネガティブ投稿の割合はポジティブ投稿よりも高い一方で、よりネガティブ投稿の割合が高い「クレジットカード」のワードクラウドで確認できたようなセキュリティや使い過ぎのリスクに関連するような単語は、ネガティブ側の用語にもあまり見られない。

2.6.5 フランス

2.6.5.1 主要 SNS 上での各決済手段の言及状況

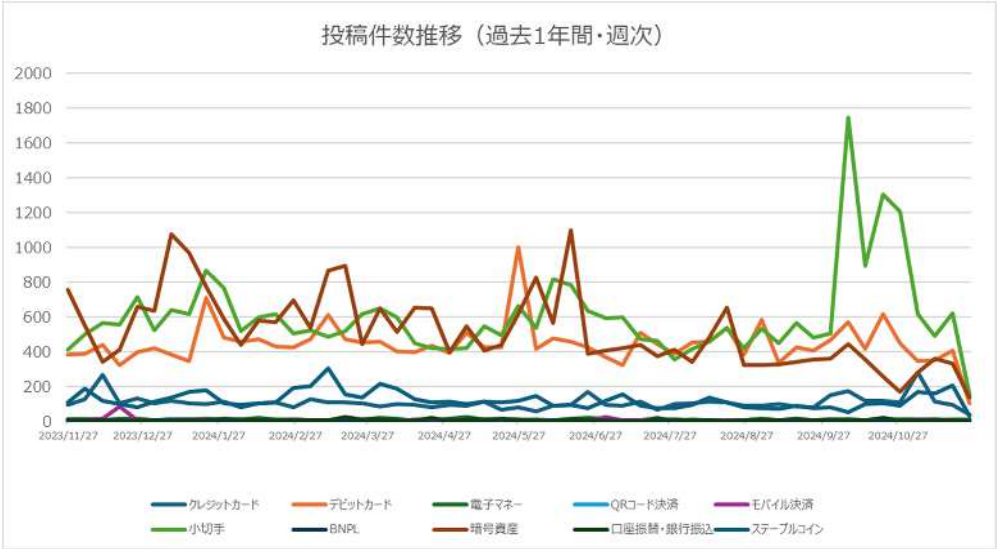
①過去 1 年間の各決済手段に関する投稿件数、及び件数の推移

フランス国内において、各決済手段別についての投稿件数・投稿者数を抽出した³⁰² (図表 182)。また、過去 1 年間の投稿件数について、週次での投稿件数の推移を(図表 183) 記載している。また、定常的に「暗号資産」に関する投稿が突出して多いものの、投資性資産としての「暗号資産」に言及したものと想定される点は、他国と同様の傾向である。

図表 182 検索対象決済手段ごとの X(旧 Twitter) 投稿件数・投稿者数(過去 1 年間)

決済手段名	投稿件数
クレジットカード	5,684 件
デビットカード	23,565 件
電子マネー	496 件
QR コード決済	136 件
モバイル決済	371 件
小切手	31,785 件
Buy Now, Pay Later	179 件
暗号資産	27,364 件
口座振替・銀行振込	375 件
ステーブルコイン	6,385 件

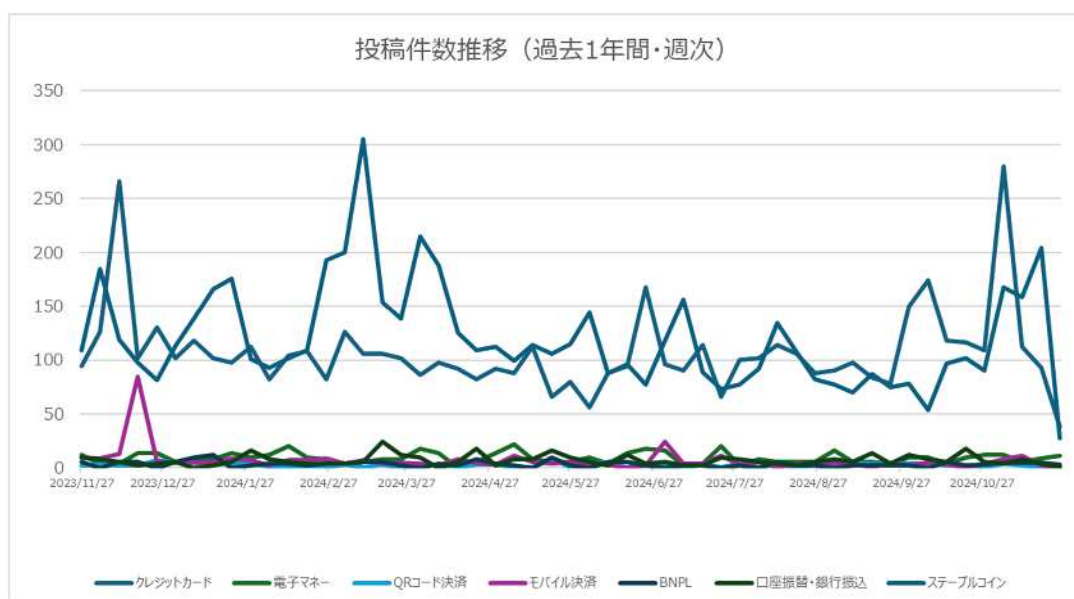
図表 183 フランス国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)



³⁰² 検索対象とした条件・キーワード等詳細は本調査書 2.1.3 節に記載

図表 184 フランス国内における各決済手段に関する X 投稿件数の推移(週次)

※縦軸 350 件以下を拡大表示



② (参考) 過去 30 日間の民間決済サービスに関する投稿件数

前項の情報とは他に、本報告書 2.3.1.5 節の内容を基に、各決済手段で最も利用されている傾向にある民間決済サービスをピックアップし、直近 30 日間の投稿件数について記載している(図表 186)。

BNPL 決済手段としてよく利用される「PayPal」や暗号資産取引で利用される「Binance」が他のサービスと比較して投稿件数が多い傾向にあった。

図表 185 検索対象としてピックアップした民間決済サービス

決済サービス名	カテゴリ
PayPal	「電子マネー」「BNPL」
Apple Pay	「QR コード決済(スマホ決済)」
Crédit Agricole	「銀行振込/口座振替」 「デビットカード」 「クレジットカード」
Cartes Bancaires	「デビットカード」「クレジットカード」 (カードブランド)
Klarna	「BNPL」
Binance	「暗号資産」 「ステーブルコイン」

図表 186 検索対象決済サービスごとの X(旧 Twitter)投稿件数 (過去 30 日間)

決済サービス名	投稿件数
PayPal	8,607 件
Apple Pay	760 件
Crédit Agricole	524 件
Cartes Bancaires	207 件
Klarna	97 件
Binance	11,575 件

③分析結果からの考察

公知情報調査等で示した通り、フランスのキャッシュレス決済手段比率は日本より高く、またキャッシュレス決済手段のうち最も大きなシェア(金額)を占めているのは「デビットカード」であり、投稿数についても「デビットカード」に関するものの方が「クレジットカード」に関する投稿数よりも多い。また、フランスでは、後述する通り、「小切手(Chèques)」という単語は、一般的な決済手段としての「小切手」という意味の他、政府が経済支援施策として発行するバウチャー(特定の目的・商品のみ利用可能な金券)という意味を持っていることが影響してか、投稿件数が多い状況にある。

2.6.5.2 各決済手段への評価・印象

①ワードクラウドによる分析

各決済手段への評価・印象を把握するため、決済手段と一緒に記載される内容の傾向を把握するため、各決済手段に言及された投稿内容から、ワードクラウドを作成した。フランスにおいては、日本で分析対象とした決済手段に加え、「モバイル決済」「小切手」を対象としたワードクラウドも作成している。

以下、各決済手段のワードクラウドに関し、ワードクラウド作成時のインプットデータとなった投稿内容を踏まえて作成したコメントを付記する³⁰³。

フランス国内でのクレジットカードに関連する SNS の投稿には、「debt(借金)」や「bancaire, banque(銀行)」という関連ワードが多く見られた(図表 187)。

2.4.1.5 節の公知文献より、フランスはクレジットカードよりもデビットカードが好まれている傾向があり、借金を抱えた状態を良しとしない風潮がある。

³⁰³ 「電子マネー」「QR コード決済」「モバイル決済」「BNPL」「銀行振込・口座振替」に関しては投稿数が 1000 件未満であるため、「電子マネー」「QR コード決済」「銀行振込・口座振替」はワードクラウドの記載自体を省略し、「モバイル決済」「BNPL」についても記載したワードクラウドは参考情報としコメントは付記していない

図表 189 フランス国内での「電子マネー」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)
(※投稿数1000件未満のため参考情報として掲載)



図表 190 フランス国内での「モバイル決済」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)
(※投稿数1000件未満のため参考情報として掲載)



「小切手」については、政府が経済支援施策として発行するバウチャー(特定の目的・商品のみに利用可能な金券)との切り分けが困難であり、現政権の経済政策と、国の抱える問題の解決策としてバウチャーに依存していることに対する批判に関する投稿が多い状況にある(図表 1191)。

図表 191 フランス国内での「小切手」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



図表 192 フランス国内での「Buy Now, Pay Later」関連投稿に関するワードクラウド
(過去 1 年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)
(※投稿数 1000 件未満のため参考情報として掲載)



「暗号資産」については、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表193)。

- さまざまなウォレットや取引所での経験の共有や、安全な暗号資産取引を案内する方法に関するヒントやアドバイスに関する投稿
- 特定の暗号資産の将来性や市場全体のパフォーマンスに関する議論
- 特定のプロジェクト・取り組みに関する支持の表明
- 暗号資産コミュニティ内で今後開催されるイベントや会議についての投稿

図表 193 フランス国内での「暗号通貨」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



図表 194 フランス国内での「口座振替・銀行振込」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)
(※投稿数 1000 件未満のため参考情報として掲載)



「ステーブルコイン」については、以下のようなトピックに関する投稿や議論が行われている(図表 195)。

- 暗号資産、またその具体例としての「ビットコイン」と比較した時のボラティリティの低さ等のメリットからステーブルコインに興味を示す投稿
- DeFi の人気の高まりと、それが従来の金融に及ぼす影響についての議論
- RWA (Real World Assets³⁰⁴) の概念や、ステーブルコインと DeFi の文脈において RWA の重要性を説明する投稿
- 現在の市場動向に関する洞察や、将来の価格変動の予測、潜在的なリスクについての投稿

³⁰⁴ 現実世界に物理的に存在する資産をブロックチェーン上の暗号資産や NFT の形でトークン化して発行するもの

図表 195 フランス国内での「ステーブルコイン」関連投稿に関するワードクラウド
(過去1年間、左:原文ママ 右:日本語に翻訳後)



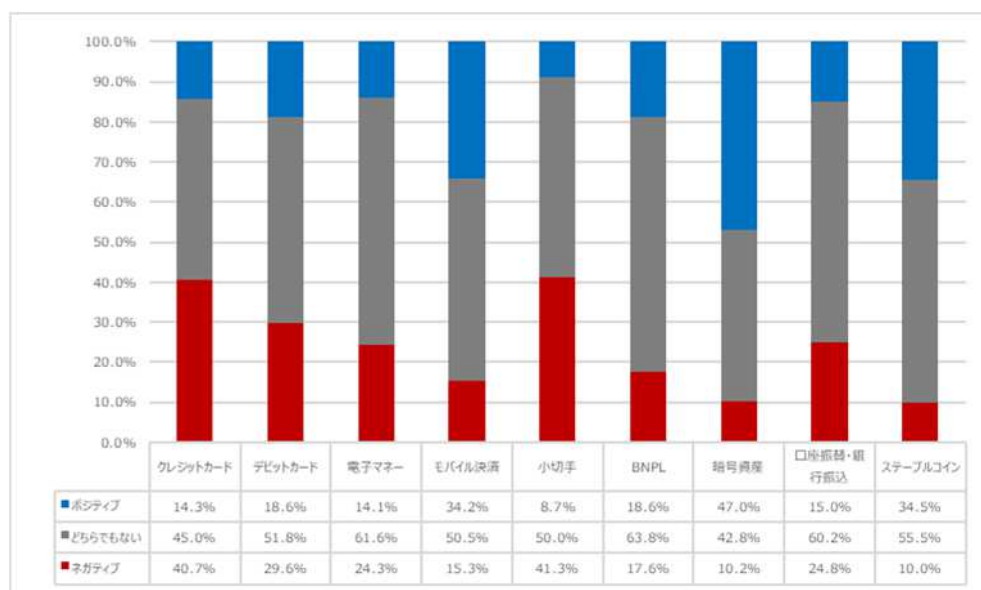
②センチメント（ポジティブ・ネガティブ）分析

各決済手段に対し、消費者が好意的か否定的か、SNS への投稿内容を基にセンチメント分析を実施した。投稿内容のポジティブ・ネガティブの判断は、Talkwalker が独自のアルゴリズムを基に、投稿内容に記載されているワード・文脈を AI により判断している³⁰⁵。

センチメント分析の結果(図表 196)、「クレジットカード」「デビットカード」「小切手」「口座振替・銀行振込」に関してはネガティブ要素を含む投稿の割合が高い。「暗号資産」「ステーブルコイン」については、ポジティブな投稿の割合が大きい。投資性資産としてやブロックチェーン等の技術面での言及等が多いこと、また、ポジティブ・ネガティブの判断はあくまで SNS 分析ツールで利用する AI による自動判断によるものであることから他の決済手段と単純に比較できない点は他国と同様に留意が必要である。

³⁰⁵ 自動判断による分析結果は、完全な正確性が担保されたものではないことに留意

図表 196 フランス国内における各決済手段への印象
(ポジティブ・ネガティブの別に記載)



フランスのキャッシュレス決済手段の中で高いシェアを占める「デビットカード」について、センチメント別ワードクラウド(図表 197)を確認したところ、銀行口座からの身に覚えのない不正な引落に関する不満等に関する投稿として、「banque(銀行)」等の単語を確認することができた。なお、ここでは「débit」という言葉が「スピード」、「carte」という言葉は「地図」と日本語訳されていることに留意する必要がある。

図表 197 フランス国内における「デビットカード」関連センチメント別ワードクラウド
(ネガティブ印象の強い要素)(上段:原文ママ 下段:日本語に翻訳後)



③分析結果からの考察

公知文献調査でも判明している通り、フランスではキャッシュレス決済手段の中でも「デビットカード」のシェアが高い一方で、特定のサービスや商品の支払いができないことへの不満等、ネガティブな投稿の割合も比較的高い。ただし、「クレジットカード」と比較すればネガティブの割合も低く、「クレジットカード」による借入を忌避する意向もあってキャッシュレス決済手段の中では高いシェアを確保しているものと想定される。

「小切手」については、これは政策に関する議論の中でふれられているケースが多い点は英国と同様であるが、ワードクラウドのインプットデータとなった投稿を確認すると、一般的な決済手段としての「小切手」という意味とは異なる、政府が経済支援施策として発行するバウチャー(特定の目的・商品のみを利用可能な金券)という意味での言及が多いことが想定される点は留意が必要である。

「暗号通貨」「ステーブルコイン」については、日常の決済手段としての言及というより、その投資性資産としての側面や、技術的側面に関する投稿が多い傾向があるのは他国と同様の傾向である。

3 調査結果のまとめ(日本と諸外国の比較結果)

調査結果のまとめとして、調査項目ごとに日本と諸外国の調査結果を比較したうえで、特徴的な結果を中心に整理した³⁰⁶。

3.1. 各種決済手段の機能や役割

3.1.1 各種決済手段の特徴・仕様

各国の決済手段の特徴・仕様について、日本と諸外国間で最も特徴的な差は、QRコード決済におけるオフライン決済の可否であり、日本のPayPayのみ、QRコード決済サービスの機能としてオフライン決済を可能としている。なお、その他の決済媒体や利用方法・利用場所、決済のタイミング・支払い方法、保有・決済上限金額といった調査項目については、多少の相違点はあるが、基本的な特徴・仕様は日本と諸外国で類似している。

3.1.2 決済総額全体に占める各種決済手段の普及・利用割合

決済総額全体に占めるキャッシュレス決済比率が最も高い国は、英国であり、その後に米国、フランス、日本、ドイツが続いている。一方、現金を除いた場合、英国やドイツ、フランスで決済比率が高い決済手段はデビットカードであるが、日本と米国で決済比率が高い決済手段はクレジットカードである。

BNPLや暗号資産、ステーブルコインについては、ヒアリング調査を通じても統計情報が確認できず³⁰⁷、他の決済手段に比べて決済手段としての普及・利用割合は相対的に小さいものと考えられる。

³⁰⁶ 本調査では、[2.3 民間決済事業者の動向<使用割合・シェア>]の調査結果に基づき、代表的な事業者を調査対象として選定した。そのため、各種決済手段における全ての決済サービスに共通する特徴・仕様ではない場合があることに留意が必要である。

³⁰⁷ 民間決済サービス事業者へのヒアリング調査。なお、「BNPLや暗号資産、ステーブルコインの決済額はとても小さく、統計情報等の公表情報を確認したことが無い」との意見が得られている。

図表 198 諸外国における各種決済手段の普及・利用割合
(決済総額全体に占める決済比率)³⁰⁸

決済種別	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
電子マネー	2.0%	1.8%	NA	0.0% ³⁰⁹	0.1%
QR コード決済(スマホ決済)	3.4%		NA		
デビットカード	1.1%	27.1%	49.6%	17.6%	37.0%
クレジットカード	32.8%	27.5%	13.0%	0.4%	0.7%
BNPL	NA	NA	NA	NA	NA
暗号資産	NA	NA	NA	NA	NA
ステーブルコイン	NA	NA	NA	NA	NA
その他(チャージカード)	NA	NA	1.6%	5.9%	13.5%

(出所) 公知情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成(決済比率の分母を以下に示す)

- ・日本: 民間最終消費支出(2023 年は 322.4 兆円)
- ・米国: 民間最終消費支出(2022 年は 17.5 兆米ドル)
- ・英国: 民間最終消費支出(2022 年は 1.91 兆米ドル)
- ・ドイツ: 民間最終消費支出(2022 年は 2.08 兆米ドル)
- ・フランス: 民間最終消費支出(2022 年は 1.14 兆米ドル)

³⁰⁸ 日本のみ 2023 年の情報で、諸外国は 2022 年の情報。

³⁰⁹ 電子マネー・スマホ決済比率は、小数点第 2 位以下で切り捨てる端数処理によるため、0.0%となる(2022 年の決済額は約 4.8 億ユーロ(≒約 5 億ドル(1 ユーロ=1.05 ドルとして計算))であった)。

3.1.3 各種決済手段の法的枠組み、利用者保護法令

各国の決済手段に関する法令について日本と諸外国間の特徴的な差は、諸外国では、QRコード決済や銀行振込/口座振替等の複数の決済手段を、「送金サービス」や「決済サービス」として一括りにし、利用者保護も含め横断的に規制している点が挙げられる。

日本では、資金決済法にて、電子マネー、QRコード決済、暗号資産、ステーブルコインを規制しているものの、それぞれの決済手段は個別に定義され規制されている。また、銀行振込/口座振替とデビットカードは銀行法、クレジットカード・BNPLは割賦販売法として、資金決済法とは区別されて規制されている。その一方で、まず、ドイツ・フランスでは、EUにおける第2次決済サービス指令(The revised Payment Services Directive、以下「PSD2」という)に基づく国内法にて、QRコード決済や銀行振込/口座振替、デビットカード、クレジットカードを含む幅広い決済サービスが横断的に規制されている。そして、英国もEU離脱前に、PSD2の影響を受けており、国内法の決済サービス規則にてドイツ・フランスと同様、QRコード決済や銀行振込/口座振替、デビットカード、クレジットカードを含む幅広い決済サービスを横断的に規制している。また、米国では、電子マネー、QRコード決済、銀行振込/口座振替、暗号資産、ステーブルコインが「マネーサービス」に含まれており、各州の送金業法にて横断的に規制されている³¹⁰。

また、BNPLについては、日本や米国、英国、フランス、ドイツ共に、現行法上では消費者信用取引として、クレジットカードや融資等と同等の規制がされている。しかしながら、BNPLによる決済から、請求料金の支払いまでの期間が短い等の理由から、現行規制上の消費者信用取引の適用対象外となっているBNPLサービスも存在している³¹¹。なお、英国や欧州では、BNPLに対する規制の整備が進められている状況である。

3.2 民間決済事業者の動向

3.2.1 各種決済手段の業界構造

まず、使用割合・シェアにおける特徴的な結果として、日本では独自のQRコード決済(スマホ決済)が普及していることが確認できた。諸外国のQRコード決済(スマホ決済)の使用割合・シェアを比較したところ、諸外国に共通して、PayPal、Apple Pay、Google Payが上位3を占めているケースが多い。その一方で、日本の場合は、当該3サービスが使用割合・シェアの上位に入っていない。日本でも当該3サービスの利用は可能であるものの、他国よりも使用割合・シェアは低く、PayPayや楽天ペイ等の日本独自のQRコード決済(スマホ決済)が普及している状況である。また、日本で使用割合・シェアの上位のサービスの開発・運営元は共通してモバイル通信事業者という点が日本の特徴である。

また、各国の決済手段の手数料について、まず利用者への手数料に関し、年会費等を徴収

³¹⁰ ニューヨーク州等一部の州は、暗号資産専用の規制で規制している。

³¹¹ 日本の場合は、割賦販売法上のカード等を利用することがない2カ月以下の信用供与の場合は、「個別信用購入あわせん業」に該当しないため規制対象外となる。また、英国の場合は、2001年金融サービス市場法令60条F(2)にて、「12ヶ月以内に返済され、12回以下の分割払いとなる無利子契約」は規制対象外とされている

するケースはあるものの、日本と諸外国に共通して、銀行振込/口座振替以外の決済手段は、決済手数料を徴収していないことが確認できた。その一方で、加盟店から決済金額に応じた数%の決済手数料を徴収していることが確認できた。本調査は、各国の決済種別ごとに選定した代表事業者の手数を調査した結果であり、各国の手数の平均値を表したものではないものの、諸外国と比較し、日本の電子マネー(Suica)と、BNPL(ネットプロテクションズ)は、諸外国よりも手数料の上限値が高いことが確認できた。また、クレジットカードの手数料も、手数料の下限が2.95%となっており、英国・ドイツ・フランスの手数料の上限値よりも高くなっている。一方で、暗号資産やステーブルコインは、銀行振込/口座振替や QR コード決済(Apple Pay)を除くと、各国に共通して比較的手数料が小さい決済手段である。

なお、欧州では、クレジットカードやデビットカードのインターチェンジフィー(アクワイアラがイシューに支払う手数料)に対して、欧州の「インターチェンジフィーに関する規則」にて、手数料の上限(デビットカードは取引額の0.2%、クレジットカードは0.3%)が定められていることが、加盟店に対する手数料が日本よりも低くなっている理由の一つと考えられる。

図表 199 諸外国の決済手段³¹²による加盟店への決済手数料の比較

決済種別	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
電子マネー	3～4%	3.49%	2.90%	2.99%	2.90%
QRコード決済 (スマホ決済)	1.6～2.8%	無料	無料	0.9%	無料
銀行振込	110円～ 990円/件	無料～ 5米ドル/件	無料	0.45～15ユー ロ/件	0.25～0.99 ユーロ/件
口座振替	110円/件	無料	0.20～ 54GPB/件	NA(有料)	0.46～0.56 ユーロ/件
デビットカード	NA(数%)	2.2～3.4%	0.75～1.25%	0.25～1.9%	1.2～1.75%
クレジットカード	最低 2.95%	2.6～3.5%	1.50～2.50%	0.25～1.9%	1.2～1.75%
BNPL	2.9～5%	3.49%	2.90%	2.99%	2.90%
暗号資産	1%	1%	無料～ 1米ドル	1%	無料～ 1米ドル
ステーブルコイン	1%	1%	無料～ 1米ドル	1%	無料～ 1米ドル

(出所) 公知情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成

³¹² 代表的な事業者に対する調査結果

3.2.2 決済環境の状況

①制度上の中銀当座預金の開設可否及びその実態

本調査対象国のうち、制度上、金融機関以外の民間事業者による中銀当座預金の開設が明確に規定されている国は、日本と米国を除く、英国、ドイツ、フランスの3か国である。英国、ドイツ、フランスでは、銀行等の信用機関に加え、電子マネー機関や決済サービス機関等の民間事業者による開設が可能である。

銀行等の金融機関以外の民間事業者の中銀当座預金の開設実態について、英国では、Wise や Square 等の民間事業者が開設していると考えられる³¹³。ドイツやフランスに関しては、中銀当座預金の開設者の一覧等による具体的な事業者の情報は確認できなかった。

②異なる決済手段・事業者間での相互運用性の実態

■ 異なる決済手段間の相互運用性

本調査では、各国の各種決済手段を提供する代表的な事業者を選定したうえで、当該事業者のサービス間の相互運用性について調査を実施した結果であるものの、日本と諸外国に共通して、入金又は最終的な支払い方法としての相互運用性が確認できたのは、「現金と銀行振込」の組み合わせと、「銀行振込と暗号資産」の組み合わせであった。日本では、銀行振込とQRコード決済間での相互運用性も確認できた。

その一方で、日本とは異なり諸外国では、電子マネーやQRコード決済(スマホ決済)を提供するPayPalを起点として、「PayPal(電子マネーまたはQRコード決済)と銀行振込」や「PayPal(電子マネーまたはQRコード決済)と、暗号資産またはステーブルコイン」の組み合わせの相互運用性に加え、暗号資産とステーブルコイン間での相互運用性も確認できた。

■ 同一種別内の異なる事業者間での相互運用性

調査対象とした事業者ごとに、同一決済手段内の異なる事業者への送金や資金移動の可否という意味の相互運用性が確認できた決済手段は、日本と諸外国で共通して、銀行振込/口座振替(異なる銀行の口座間で送金が可能)と、暗号資産・ステーブルコイン(異なる取引所やデジタルウォレットへの送金が可能)であり、それら以外のQRコード等の決済手段には相互運用性は確認できなかった。

³¹³ 英国の主要決済システムである、CHAPS や Faster Payment、Bacs の参加者が各決済システムに参加する際に、BoE の決済口座の開設することが要件となっており、Faster Payment には Wise や Square 等の民間事業者が参加している。

3.2.3 具体例

① 主要な事業者のサービス内容

サービス内容に関する日本と諸外国間で最も特徴的な差が、電子マネーと QR コード決済にて確認できた。

まず、電子マネーについて、諸外国にも日本の Suica と類似した交通系電子マネーが存在しているものの、日本の Suica 等の電子マネーとは異なり、店舗や自動販売機等の日常の決済に利用できることは少なく、利用可能な場所が公共交通機関に限定されている点は、日本と諸外国の特徴的な差である。

また、QR コード決済に関しては、諸外国では PayPal、Apple Pay 等のデジタルウォレットサービスとして、デビットカードやクレジットカード等の様々な決済手段を登録して支払うという決済機能に特化したサービスである一方で、日本の PayPay は決済機能のみならず、ポイント還元、クーポン等のキャンペーン等の利用や、保険や資産運用、銀行、クレジットカード、EC サイト等の様々なサービスの利用等の様々な機能を具備している点が日本と諸外国の特徴的な差である。

② 主要な事業者の事業戦略

■ 利用者拡大のための事業戦略

黎明期の利用者拡大のための事業戦略について、早期の利用者拡大という効果を伴う事例として日本の PayPay による「新規顧客獲得に向けたキャンペーン」が確認できた。PayPay は、2018 年 10 月のサービス開始直後に、「100 億円あげちゃうキャンペーン」を実施し、サービスの認知度の向上と、ユーザー数の増加を実現した。更に、2019 年 2 月から 5 月にかけて行った「第 2 弾 100 億円キャンペーン」を通じて、利用者の日常使いでの利用促進を推進した結果、2019 年 11 月にはサービス開始後 14 カ月で累計登録者数 2,000 万人に到達した。

一方、安定期の利用者拡大のための事業戦略については、利用金額に応じたポイント還元やキャッシュバック等の「利用習慣定着に向けたキャンペーン」(日本の PayPay、JR 東日本、ネットプロテクションズ、米国の Wells Fargo 等)や、既存サービスに対する「機能拡充や UI/UX の改善等による利便性向上」(日本の PayPay、JR 東日本、三菱 UFJ 銀行、米国の Apple Pay 等)、新規顧客獲得のための「他社との協業」(日本の三菱 UFJ 銀行)の事例が確認できた。

■ 加盟店拡大のための事業戦略

黎明期の加盟店拡大のための事業戦略として、新規加盟店獲得のための「加盟店営業力の強化」(日本の PayPay、ネットプロテクションズ等)の事例が確認できた。

一方、安定期の加盟店拡大のための事業戦略については、加盟店の売上増加等の事業成長に資する「加盟店向け付加価値サービスの提供」(日本の PayPay、ネットプロテクションズ、米国の PayPal 等)や、更なる新規加盟店獲得のための「加盟店のコスト負担削減」(日本のネ

ットプロテクションズ)の事例が確認できた。

③ 決済情報や利用者情報等を活用した特筆すべき利便性向上サービスの事例

家計簿や資産状況を一元管理するための「資産管理サービス」は、日本だけではなく、米国等でも確認することができた。一方、米国の Bank of America の資産管理サービスは人工知能を活用した財務管理や資産活用の方法の検討支援等、単なる資産の一元化・見える化に留まらず、その先の資産活用の提案まで実施している点は、日本の資産管理サービスと比較して特徴的な差である。

その他、決済情報を活用したサービスを、日本の JR 東日本や米国の PayPal が提供している。前者の JR 東日本の事例は、個人の識別性を下げる加工をしたうえで統計情報を作成する等、顧客のプライバシーへの配慮を実施している点は特徴的である。

3.3 ステークホルダー(利用者・店舗)ごとの利用動向(各シーンにおいて選好される決済手段の動向)

3.3.1 個人間送金

日本、英国、フランスでは銀行振込/口座振替が利用されている傾向があるが、米国とドイツは QR コード決済(スマホ決済)と銀行振込/口座振替がほぼ同程度利用されており、両者に大きな選好の差はみられない。

また、各国における主要な個人間送金サービスの状況について、日本や米国では、各サービスの利用者数の観点では、いずれの事業者も数千万人の利用者数を抱えており、複数の主要な個人間送金サービス提供事業者が併存している状況である。他方、英国においては、現状では PayPal が利用者数で他の事業者を引き離しており、独占的なポジションを築いている。また、フランスでも Paylib(2026 年以降 Wero にサービス移管予定)が多く利用されている状況である。その一方で、英国・ドイツでは、近年、デジタルバンク等の新興サービスが登場し始めており、今後は、日本や米国の様に、複数の事業者が併存する環境に移行する可能性がある。

3.3.2 店舗への決済

まず、日本で、店舗への決済手段として最も利用されている決済手段は、現金であり、クレジットカードが次点となっている。日本の他に現金が選好されている国はドイツであり、現金の利用率は 36%とデビットカードに次いで多い。

一方、英国、ドイツ、フランスの欧州諸国では、デビットカードが最も利用されている決済手段である。前述のとおり、ドイツは現金の利用が多いが、英国とフランスにおいては、クレジットカードがデビットカードに次いで選好されている。一方、米国で最も利用されている決済手段は、クレジットカードであり、デビットカードが次点に続いている。

図表 200 諸外国における店舗への決済の選好

決済種別	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
電子マネー ³¹⁴	3%	3%	2%	3%	2%
QRコード決済 (スマホ決済)	17%	15%	14%	13%	9%
現金	41%	12%	10%	36%	12%
銀行振込/口座振替	NA	NA	NA	NA	NA
デビットカード	2%	28%	46%	38%	46%
クレジットカード	34%	41%	28%	8%	29%
BNPL	NA	NA	NA	NA	NA
暗号資産	NA	NA	NA	NA	NA
ステーブルコイン	NA	NA	NA	NA	NA
その他(チャージカード、POS financing 等)	2%	1%	1%	3%	2%

(出所) 公知情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成 (2023 年)

3.3.3 EC サイトへの決済

まず、日本で、EC サイトへの決済手段として最も利用されている決済手段は、クレジットであり、QRコード決済(スマホ決済)が次点となっている。

一方、米国、英国、ドイツ、フランスの諸外国に共通して、最も利用されている決済手段は QR コード決済(スマホ決済)である。次点で利用されている決済手段は、ドイツでは銀行振込/口座振替であるが、米国、英国、フランスでは、クレジットカードが利用されている。英国とフランスでは、デビットカードもクレジットカードと同程度選好されている状況である。なお、店舗への決済とは異なり、EC サイトへの決済では各国にて BNPL の利用が確認でき、ドイツでは 21%と諸外国と比較して高い利用率が確認できる。

³¹⁴ Prepaid Card の数値を記載。

図表 201 諸外国における EC サイトへの決済の選好

決済種別	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
電子マネー ³¹⁵	5%	1%	1%	1%	1%
QR コード決済 (スマホ決済)	20%	37%	38%	32%	28%
現金 ³¹⁶	2%	1%	1%	4%	2%
銀行振込/口座振替	6%	5%	7%	24%	13%
デビットカード	4%	19%	22%	5%	25%
クレジットカード	57%	32%	24%	11%	25%
BNPL	3%	5%	7%	21%	5%
暗号資産	NA	NA	NA	NA	NA
ステーブルコイン	NA	NA	NA	NA	NA
その他	6%	0%	0%	1%	1%

(出所) 公知情報に基づき NTT データ経営研究所にて作成 (2023 年)

以上

³¹⁵ Prepaid Card の数値を記載。

³¹⁶ EC サイトで購入した商品が配達された際に現金で支払う代金引換払いのこと(海外では Cash on delivery と呼ばれる)。

用語集

用語	概要(本報告書上の定義や説明等)
電子マネー	✓ 利用前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段³¹⁷である。 ✓ 例として、Suica 等の交通系電子マネーや、WAON や nanaco 等の小売流通系電子マネー等が挙げられる。 ✓ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本では JR 東日本、諸外国では PayPal を代表的な事業者として、調査対象に選定した。
QRコード決済(スマホ決済)	✓ スマートフォンを利用した決済手段であり、QRコードやバーコードの利用(読み取るまたは提示する等)や、スマートフォン自体の利用(店舗の端末にかざす等)によって支払いをすることが可能である。 ✓ 例として、PayPay、楽天ペイ、d払い、Apple Pay、PayPal、Google Pay 等が挙げられる。 ✓ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本では PayPay、諸外国では PayPal や Apple Pay を代表的な事業者として、調査対象に選定した。
銀行振込/口座振替	✓ 銀行口座を利用した決済手段であり、銀行振込は国内の EC サイトや通信販売等での支払いや送金に利用され、口座振替は税金や、公共料金・クレジットカード等の各種利用代金等の支払いに利用される。 ✓ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、各国の銀行を代表的な事業者として調査対象に選定した。
デビットカード	✓ 商品やサービスの支払いの際に、カードの利用と同時に登録された銀行口座から利用金額が即時に引き落とされる決済手段である。 ✓ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、各国の銀行を代表的な事業者として調査対象に選定した。
クレジットカード	✓ 商品やサービスの支払い際に、カードを提示することによって、利用者の信用に基づいた後払いができる決済手段である。 ✓ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向＜使用割合・シェア＞」の調査結果に基づき、日本では楽天カード、諸外国では銀行を代表的な事業者として調査対象に選定した。
BNPL	✓ 商品やサービスの支払い際に、BNPL サービス提供者が代金を立替、利用者は原則手数料を負担することなく、後日、BNPL 事業者に代金を支払うことが可能である後払いの決済手段である。 ✓ BNPL はクレジットカード決済と同様に事業者が利用者の与信審査を行う場合が多いが、BNPL とクレジットカード決済の与信審査の違いは、BNPL は過去の

³¹⁷ <https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/money/c26.htm>

用語	概要(本報告書上の定義や説明等)
	取引履歴を主として審査対象とする場合が多い一方、クレジットカードは利用者の収入等を主として審査対象とする場合が多いことである。 ✓ 例として、ネットプロテクションズの NP 後払い、モバイル通信事業者によるキャリア決済等が挙げられる。 ✓ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向<使用割合・シェア>」の調査結果に基づき、日本ではネットプロテクションズ、諸外国では PayPal を代表的な事業者として調査対象に選定した。
暗号資産	✓ ブロックチェーン等の技術を活用したインターネット上でやりとりできる財産的価値であり、代金の支払い等への利用や法定通貨との交換や、電子的な記録、移転ができる。なお、暗号資産は、国家やその中央銀行によって発行された法定通貨ではなく、法定通貨を裏付け資産としていないという性質を持つ³¹⁸。 ✓ 裏付け資産が無い場合、価格が大きく変動する可能性がある点は他の決済手段と比較して特徴的な性質である。 ✓ 例として、ビットコインやイーサリアムが挙げられる。 ✓ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向<使用割合・シェア>」の調査結果に基づき、暗号資産交換業者として、日本では bitFlyer、諸外国では Coinbase と Binance を代表的な事業者として調査対象に選定した。
ステーブルコイン	✓ 暗号資産とは異なり、法定通貨や金等裏付けとなる資産を担保に発行し、価格が大きく変動しないよう設計された電子決済手段である³¹⁹。 ✓ 例として、日本円に価値を裏付けられた JPYC や、米ドルに価値を裏付けられた USDT(テザー)、USDC 等が挙げられる。 ✓ 本調査では、「2.3 民間決済事業者の動向<使用割合・シェア>」の調査結果に基づき、暗号資産交換業者として、日本では JPYC、諸外国では Coinbase と Binance を代表的な事業者として調査対象に選定した。
加盟店	✓ 決済手段の提供者(または発行者)等と契約を締結し、当該決済手段を利用することが可能である店舗やECサイト。なお、本報告書上、店舗は実店舗(ECサイト以外の加盟店)を指す。
オフライン決済	✓ オフライン決済については、利用者側・店舗側の端末等が共にオンライン(インターネットに接続している状況)か否か、等によっていくつかのパターンが考えられる。 ✓ 本調査では、利用者(支払側)が決済媒体としてスマートフォン等の通信端末を用いる決済に関しては、店舗側(受取側)の端末(POSやレジ決済端末等)には

³¹⁸ <https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/money/c27.htm>

³¹⁹ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB24BKN0U4A021C2000000/#:~:text=%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%BC%E3%83%96%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%81%A8%E3%81%AF,%E3%81%A7%E5%AE%9A%E7%BE%A9%E3%81%A5%E3%81%91%E3%82%89%E3%82%8C%E3%81%9F%E3%80%82>

用語	概要(本報告書上の定義や説明等)
	停電や通信障害等の異常が無いことを前提として、利用者の通信端末の電源が確保されているものの、インターネットに接続できない場合や接続が不安定な環境の場合に、決済ができるか否かを調査した。他方、利用者が決済媒体として通信端末ではなくクレジットカード等を用いる決済の場合は、店舗側の端末に停電や通信障害等の異常がある場合に決済ができるか否かを調査した。 ✓ 調査の結果、店舗等の受取側の端末がオフラインの場合に決済できる手段は確認できなかったため、本報告書ではオフライン決済の定義を「店舗等の受取側の端末がオンラインで、利用者等の支払側の決済媒体(カードを除く)のみがオフラインの際に決済できること」とした。